長守善著

ナチス經濟建設

日本評論社版

はしがき

日本評論社出版部の方から舊著「ナチス」の改訂版を出しては、との御相談に應じたのは、一年以上も前の昨年三月のことであつた。當時簡單に右の約を果し得ると考へた私は、間もなく二樣の意味で當惑せざるを得なかつた。

第一に、舊著はナチス政權獲得前に書かれたものであり、爾後六ケ年の間にナチスの所信は貴い社會的實驗として着々實踐に移されて居り、それを顧みずしてナチスを語ることは無意味であることに氣づいたからである。しかも他方に於て私自身の物の見方も六ケ年前とは必らずしも同一ではないことが、今一つの理由であつた。それ故に書肆への約を完全に果す爲には、舊著を全部書き改めると共に、ナチス治下六ケ年の實績を詳細に跡付けねばならぬ。にも拘らず、可なり忙がしい勤務を持つてゐる私には、極めて乏しい餘暇しか與へられてゐない。かうした事情は本書の構成をして不完全なものたらしめた。卽ち、ナチス政權獲得以前について舊著の一部を不滿ながらも利用するの止むなきに至つたのである。このことにつき、何よりも讀者に御詫びせねばならない。

本書は次のやうな意圖を以て編まれた。

一、第一部は現下のナチスの動向を知る爲の手引として、ナチスとは何か、といふことについて其の思想、運動、綱領に亘つて概觀せんとするものである。而して此の部分は大體に於て舊著の一部を訂正補足したものである。

一、第二部第一章乃至第五章では、殆んど何らの批判をも加へないで、ドイツ統制經濟の全貌の展示を意圖してゐる。これに反して第二部第六章にあつては、四ケ年計畫を中心とするナチス經濟政策の實績の嚴正な檢討を眼目にした。

今や日本が東亞再建の重大な任務を課せられてゐる時、ドイツの果敢な經濟建設への努力から汲み取るべきものは尠くはあるまい。だが、學ぶべき點が多ければ多い程、其の儘に鵜呑にすることの危險であることは云ふまでもなく、寧ろそれの成否に關する冷靜な批判的眼による觀察こそ、建設者に取つて常に用意せらるべきところであらう。

かかる意味からして本書が、非常時日本國民に取つて些かの參考ともなり得るならば、私に取つて望外の幸である。

昭和十四年六月

著者

目次

第一部　政權獲得前のナチス

第一章　ナチス運動……一
第一節　ヒットラー小傳……一
第二節　ナチス運動の擡頭……一三
第三節　ナチス運動發展の諸原因……四八
第二章　ナチスの思想體系……六二
第一節　ナチス思想の起源……六二
一　浪漫主義……六三
二　國家社會主義及講壇社會主義……七四
三　キリスト教社會運動……七六
四　民族主義運動……七九
第二節　ナチスと民族主義……八七

第三節　ナチスと社會主義……一〇三
第四節　國民社會主義とマルクシズム……一一七
第三章　ナチスの政治・經濟綱領……一二七
第一節　ナチスの政治綱領……一二七
一　國家觀……一二七
二　團體國家……一三一
三　統治形態……一四三
四　外交政策……一五一
第二節　ナチスの經濟綱領……一五七
一　經濟原則……一五七
二　金融及財政……一六五
三　企業……一七八
四　農業……一八四
五　勞働……一九〇
第二部　ナチス統制經濟の發展

第一章　ナチスの團體國家……一九七
第一節　全體國家への出發……一九七
第二節　商工業の團體組織……二〇五
第三節　手工業の團體組織……二一七
第四節　運輸業の團體組織……二二三
第五節　食糧團體……二二七
第二章　勞働政策……二三四
第一節　勞働組織の再編成……二三四
一　勞働戰線の目的及任務……二三四
二　勞働戰線の組織……二四二
三　勞働戰線と勞働秩序……二五一
第二節　勞働奉仕……二五八
一　勞働奉仕の意義……二五八
二　勞働奉仕の組織……二六五
三　勞働奉仕の對象……二六九

第三節　失業對策……二七六
一　失業對策の轉換……二七六
二　勞働力需要の促進……二七八
三　間接的就業者增加策……二八五
四　勞働力供給の制限……二八八
五　冬期失業救濟事業……二九二
六　失業救濟資金の調達方法……二九五
第四節　勞働配分――勞働力の調達……三〇一
一　失業緩和策としての勞働配分……三〇一
二　產業振興と勞働配分……三〇六
三　勞働力調達の爲の諸政策……三一三
第三章　農業政策……三二七
第一節　農業とアウタルキー……三二七
第二節　農民の維持……三三一
一　世襲農地の創設……三三二
二　農業負債整理……三三七

第三節　農産物價格の統制……………………………三四二
第四章　原　料　管　理……………………………三五三
第一節　原料管理としての爲替政策……………三五三
第二節　商品監視局の原料統制……………………三五九
第三節　原料品の個別的統制………………………三七一
第五章　價　格　統　制……………………………三七七
第一節　價　格　監　視……………………………三七九
一　價格統制機關としてのカルテル………………三七九
二　拘束價格の統制……………………………………三八三
三　自由價格の統制……………………………………三八六
第二節　價　格　形　成……………………………三八九
一　適正價格の形成……………………………………三八九
二　價　格　停　止……………………………………三九三
第六章　ナチス經濟政策の實績……………………四〇〇
第一節　ナチス統制經濟の特質……………………四〇〇

第二節　第一次四ケ年計畫の成果……四〇七
一　失業の減少と勞働所得……四〇七
二　農民の生活水準……四一五
第三節　第二次四ケ年計畫の進展……四二〇
一、ドイツ經濟の振興……四二〇
二　未解決の原料問題……四三九
三　食糧自給の可能性……四四七
四　新計畫の功罪……四五三
五　資金調達上の諸問題……四五八

第一部　政權獲得前のナチス

第一章　ナチス運動

第一節　ヒットラー小傳

ナチス運動の擡頭と現狀とに論及するに先立つて、我々は此の運動を今日の如く優勢ならしめた指導者ヒットラー其の人の生ひ立を見なければならない。

ヒットラーの幼少時代に關しては定かな記錄がない。[1] それ故に此の時代については「我が鬪爭」の中で彼自ら語るところによる外はない。

アドルフ、ヒットラーは一八八九年四月二十日イン河畔のオーストリヤ小邑ブラウナウに於て下級稅關吏の長男として生れた。國籍はオーストリヤであつたが、家系はニーダーバイエルから出てゐる。

彼の幼少の時、其の父はドイツのパッサウ峽谷の稅關に赴任したが、間もなく恩給を支給されてリンツに來り、オーストリヤの小都ラムバッハに小地所を求めて、自ら耕作に從事しつゝ其の生計を立てるに至つた。

彼の父は貧しい水呑百姓の子であつて、僅か三グルデンの旅費を持つてウィーンに到り、其處で手細工を習つたが、これに滿足することが出來なかつたので、刻苦して後二十三歲にして小吏になることが出來たのであつた。それで彼は其の息子のアドルフを偉大な官吏に仕上げることが其の念願であつた。しかしヒットラーは畫家

になり度いと願つてゐた。彼は官吏が嫌で〳〵たまらなかつた。彼の言葉を借れば「自分の時間を持ち得ず、事務所に縛られて坐つてゐることを考へただけでぞつとした。」[2]此の父子の極端な意見の相違が表はれた時にヒットラーはまだ十二歳であつた。十三歳の時共の父は急死した。同年彼は重い肺患に罹つた爲にそれまで通つてゐた實科學校を退くと共に、醫者の勸告によつて、彼の母は亡父の遺志によつて子供を官吏に仕上げることを諦めた。そして彼女は共の息子の乞ひに任して美術學校へ入れる決心をした。少年ヒットラーは美術家たらんとする憧れに病苦も忘れた。だがそれは彼に取つては短い夢であつた。共の二年後母を失つたのである。此の時から彼の生活苦が始まつた。父の僅かな遺産は母の重患の爲に殆んど使ひ果たされてゐたのである。

十六歳の時彼は青雲の志を抱いて二、三着の着物のはいつた行李を財產としてウィーンに來て美術學校の入學試驗に應じたが、幸か不幸か失敗した。彼の希望は斷たれた。共の後の五年間は文字通り苦難の連續であつた。最初に彼は大工の徒弟になり、後にペンキ屋になつた。當時の生活について、ヒットラー自ら共の著「我が闘爭」の中でかう述べてゐる——

「私が最初には見習大工として、次には一介の綺書きとして、自らパンを求めねばならなかつた此の五年間は、悲慘と苦痛共の物であつた。かうした苦勞によつて得たパンとても飢を凌ぐにも足りなかつた。此の飢こそは當時私の傍を離れないで、あらゆる勞苦を分けた唯一の伴侶者であつた。私の買ひ求めた書物は悉く、此の激しい飢を忍んで獲たものである。一度オペラ見物に行けば、共の後に飢餓が終日私に附き纏つた。私の生活は此の殘酷な友との不斷の闘爭以外の何物でもなかつた。にも拘らず私は、此の時代に嘗てなかつた程の勉强をした。仕

事の餘暇に、極く稀れに食物を節してオペラを見に行く外には、私の唯一の友人は多くの書物であつた。」

同時に此の職場を渡り歩いてゐる困苦の時代に、彼の社會問題に關する眼が開かれた。殊にウィーンは當時最も不合理な社會形態を具へてゐた。素晴らしい富と甚だしい貧窮とが、ハプスブルグ專制下に相對立してゐた。

ヒットラーはかう云つてゐる——

「ウィーンは政治的精神的のみならず、經濟的にも、古いドナウ王國の中心であつた。地位の高い軍人、官吏、藝術家、學者等の一團が勞働者大衆に對立し、貴族や商人の富が國民の甚しい貧窮に對立してゐた。豪莊な宮殿の前の廣場には數千の浮浪者の群が溢れてゐた。

社會問題を研究するにはドイツの如何なる都會よりもウィーンが便利であつた。[3]」同時に彼を驚かせたことは、彼の周圍の此の虐げられた下層階級に於ける甚だしい道德的頽廢であつた。そして彼は總ての道德的墮落の原因を國民的誇りの缺乏の中に認めると共に、社會問題の解決と國民精神の鼓吹とは相離るべからざるものであると考へたのである。卽ち彼自ら「一國民の國民精神鼓吹の問題は、第一に健全な社會狀態創造の問題である」と云つてゐる。

幸にも一九〇九年から一九一〇年頃に至つて、彼の新たに得た獨立の製圖家としての職業は、稍々生活を樂にしたので、益々熱心に社會問題の研究に沒頭した。しかも一方では彼は少年時代から抱いてゐた藝術家としての生活に對する憧憬を捨てることが出來ないで、祕かに彫刻家たるべく努力してゐた。

一九一二年の春彼は初めて憧れの街ミュンヘンに來た。此處こそ彼は「眞のドイツの都會」であることを感じ

た。彼によれば、此の古いバイエルの都「ミュンヘンを知らずしてはドイツを知つたものとは云へないし、ミュンヘンを見ずしては、ドイツの藝術を語ることが出來ない」のである。實にドイツ的な傳統に充たされたミュンヘンの空氣は若きヒットラーの心を完全に捉へ、彼の生涯と切り離すべからざるものとなつた。

此の藝術的香り高き都に於ける生活苦と鬪ひつゝ、彫刻家たるべく精進した大戰勃發までの二ケ年間の生活は、彼の生涯に於て、最も樂しい、安らかな生活であつたと自ら追想してゐる。

一九一四年動員令が下るや、彼は愛國的感情に燃えて、一ドイツ人として、ドイツ國民と眞のドイツ人の國家としてのドイツ國家との防衛の爲に劍を執つた。卽ち彼は其の故鄕オーストリヤを以て、外國民族によつて汚された國として嫌惡して、八月三日バイエル國王ルードウィッヒ三世に宛てて、バイエル軍從軍の請願をして許可されたのであつた。かくて彼はリスト聯隊に編入されて、フランデルン戰線に送られた。その途中で初めてドイツの守りライン河を見た。其の時のことを彼は次のやうな感激の言葉を以て描いてゐる――

「遂に我々は義務を果たす爲にミュンヘンを去るべき日が來た。我々が西方に向つて進軍する途中で初めて私はライン河を見た。我々は此の河を貪慾な敵から死守せねばならないのだ。ほのかな朝靄を通して曙光が、ニーダーワルドの自由の像を照らすのを見た時、長蛇の如き輸送列車からは自ら『ドイツ！　ドイツ！　なべての上に！』の歌が曉天に向つてほとばしり出た。私の胸は感激につぶれさうだつた。」

爾後四年間、彼は終始步兵として、そして最も愛國的な兵士として戰線に活動した。

西部戰線に於ける殺戮の歲月が彼の生活になつた。彼は危險を樂しみ、幾度か自ら進んで傳令になつた。一九

一六年十月七日ソンムに於けるイギリスの攻擊中に彼は重傷を負ひ、ベルリン近郊ベーリッツ衛戍病院に送還された。其處で彼は臆病者や敗北主義者、とりわけユダヤ人とマルクシストとを堂々とやつつける機會を持つた。これらのものどもこそ彼に取つては祖國のペストであり寄生蟲だつたのである。[一]

一九一七年三月には彼は再び戰線にあつた。其の年の進行と共に勝利の輝かしい希望が頻りに燃えて來た。ところがそれに次ぐ年、即ち一九一八年の夏追擊に對する失敗と、佛、英、米、白聯合軍のドイツ戰線に對する進擊の潮の假借なき壓迫とによつて勝利の希望は次第に打ち碎かれて行つた。此の暗澹たる年の秋、彼は一九一四年以降三度目にフランデルンの戰線にあつた。イープルスのイギリス軍は彼の軍隊に對して毒ガスを撒布した。その結果十月十四日彼は殆んど失明しかかつた爲に、ポンメルンのパーゼワルク衛戍病院に送られた。此處で一時は醫師や看護兵にまで恢復を疑はれてゐた彼の眼は次第に視力を取り戻した。しかしこれは崩壞の世界に向つて開かれた。

彼の眼が次第に快癒に向ひつつあつた十一月十日、牧師から帝政の沒落と共和國の成立とに關する總ての事情を聞かされたのである。四年間の殘虐な戰爭の結果がこれか？　其の時の彼の憤激の狀は次の言葉に如實に現はれてゐる――

「私は母が死んで、其の棺を送つて以來、泣いたことはなかつた。青年時代に運命が苛酷であつた時に、私は却つてそれに對して頑強になつた。永い戰爭の間に、私の戰友が相次いで斃れるのを目擊しては、自分の苦痛を訴へたりすることは罪惡だと思つた。彼等はドイツの爲に死んだのではないか！　更に此の最も激しい鬪爭を行ふ

べき秋に、毒ガスの爲に眼を犯されて、最早永久に見えなくなるのではあるまいかとの懸念に戰慄いてゐた時でさへ、良心の叫びは私の耳朶を打つた。情けない者よ！　大衆が汝よりも數百倍も不幸になりつつあるのに、汝は女々しく泣くのかと。かうして私は祕かに私自身の苛酷な運命を耐へ忍んで來たのであつた。だが今と云ふ今は、どうして泣かないでゐられやうか？　私は初めて此の祖國の最大の悲運に際會して、今こそ一切の個人的苦惱の如きは何でもないことを知つたのだ。

かくて一切は無駄に終つた。あらゆる犧牲も窮乏も、死の懸念に圍まれつつ忍んだ飢渇も、二百萬人の死も、總ては無駄になつたのだ。……ドイツの母達が痛む心を以て其の最愛の子等と再び相見る希望もなく戰地に送つたことによる祖國人の犧牲の意味がこれだつたのか？　これこそ一團の破廉恥な裏切者の仕業ではないか？[5]」

ドイツがマルクシストの手に落ちたことは、彼に取つて耐へ難い汚辱であつた。此の日に彼は自己の使命をはつきりと知り、自身の個人的幸福を願つてゐた過去を清算した。彼は遂に立ち上つた。終生政治家として戰ふ決心の付いたのは、實に此の時の興奮からであつた。

一九一八年十一月の末、ヒットラーはミュンヘンに歸り、其の所屬聯隊の補充部隊に編入されたが、それは既に「勞兵會」の支配するところであり、ヒットラーに取つては何もかも氣に食はぬことばかりであつた爲に、一時トラウンシュタインに行つたが、翌年三月再びミュンヘンに歸つた。

大戰中にミュンヘンには北部工業地帶から多數の勞働者が雪崩れ込んでゐた。しかもクルト・アイスナーは早くも一九一四年頃から此の地方に潛入して、戰爭に倦んだ勞働者、軍人、知識階級の間に猛烈な革命思想を鼓吹

しつつあつた。かくてミュンヘンの實權は十一月七日に既に勞兵會の掌握するところとなり、翌年四月の初めにはアイスナーとトラーとはソヴェート共和政開始を宣言し、ベルリン政府に對して「帝國からの分離」をスローガンとして、其の支配を維持せんとした。ヒットラーは兵舍の中から猛然と反對した。爲に彼の身邊も危くなり、一度は中央委員會の監察官によつて拉致されかかつた位である。しかしアイスナーの暗殺と、それに引續くソヴェート政權の壞滅とによつて、ミュンヘンは靜穩に歸した。

ヒットラーは第二步兵聯隊に於ける革命事件の審問委員に任命され、次いで養成士官になつた。秩序囘復直後の當時のミュンヘンでは、新らしい運動乃至思想に關して嚴密な調査が行はれた。それでヒットラーは一夕其の公的資格に於て、新たに編成された「ドイツ勞働黨」の會合に臨席した。此の席上に於て偶々彼はゴットフリード・フェーダーの「利子奴隷制の打破」に關する講演を聞いて多大の感動を受けた。彼はこれこそ刻下のドイツに於て解決すべき最大の問題であると共に、將來のドイツ國民の核心に觸れるものがあると考へたのである。此處に於て彼は此の若き運動を全國的な大衆運動にまで育て上げる決心を以て、第七番目の黨員として入黨した。これが今日彼の率ゐる國民社會主義ドイツ勞働黨の前身である。間もなく彼は其の才幹を認められて、アントン・ドレクスラーに代つてその首領になつた。

毎水曜日に此の小政黨はミュンヘンのカフェーに集つて討論し、毎月一囘、後には二囘、演說會を公開し、彼等自ら立看板を立てゝ、招待券を配布して、熱心に同志の獲得に努めた。しかし其の結果は極めて慘めであつた。其の時のことを彼はかう述べてゐる——

「私は今もなほ當時のことをまざ〳〵と覺えてゐる。初めて八十枚の招待券を配布した夕刻、今夜こそ來會者が多いぞと胸を躍らせて待つてゐた。ところが一時間も定刻より遲らせて開いた會場で見たものは、依然として例の七人だけだつた」[6]と。

しかし彼等の不屈の努力は次第に效果を表はし聽衆が增加し始めた。

一夕共の講演會に於て、ヒットラーは自ら約三十分間に亙る演說をしたが、それは聽衆に多大の感動を與へた。此の時に初めて彼は「自分は人を說服する能力を持つてゐる」ことを知り、自己の稀れに見る雄辯を自覺したのである。

一九二〇年二月二十四日、新運動最初の大衆演說會が約百名の聽衆の前に開かれた。共の席上で初めて二十五ケ條の黨綱領を發表し、此處に於てヒットラーは漸く世人から注目を受け始めたのである。

これまでのヒットラーの波瀾に富んだ境遇は、爾後の彼の政治思想並に活動の上に多大の影響を與へた。

第一に幼少時を過した土地ブラウナウは、ニュルンベルグの愛國的本屋ヨーハン・フィリップ・パルムがフランスの暴虐を非難した小冊子「壓制下のドイツ」を頒布した廉で、一八〇六年ナポレオンの命によつて銃殺された場所である。近隣の古老から此の物語を聞かされたヒットラーの幼い心には、此の時代に早くも愛國的感情が芽生えつつあつた。

次いでドイツのパッサウ及びオーストリヤのリンツの如く、獨墺國境地方に於ける學校生活は、彼をして此の國境を撤去し、ドイツ人は唯一の國家に統一さるべきことが、自然的、歷史的必然であることを痛感せしめた。

かくて當時彼が非常な情熱を以て勉强した學科は歷史と地理とであつた。

其の兩親に早く死に別れて、十五歲にして旣に生活上の困難と、社會制度の不合理とを經驗したことは、彼の鞏固な意志を創り上げると同時に、社會問題に多大の關心を持たしめる結果になつた。しかし彼がウィーンの職場を轉々してゐる間に知り得たマルクシズムは、何等彼に取つて魅力にならなかつたのみならず、却つて社會民主黨の壓倒的指導下にあつた勞働者の個人主義的な暴行を嫌惡した。彼は勞働者の一般的權利擁護と其の生活改善との手段としての勞働組合と、政治的階級鬪爭の機關としての勞働組合との區別を判然と認識したのである。彼は階級鬪爭を事とする勞働組合を、マルクシズム的な、國際的ユダヤ人の陰謀の機關と見做して、彼の青年らしい理想から、正面これに反對した爲に、其の仲間から壓迫されて職場を失つたことは一再でなかつた。

同時にヒットラーは民族鬪爭の國たるオーストリヤの首府ウィーンの放浪生活に於て、國の單位は民族でなければならないことを知つた。オーストリヤ＝ハンガリーの如く多數民族の强制的結合は、畢竟國民の道德心墮落の原因であつて、ドイツは同一血液、同一言語、同一文化の純粹なドイツ民族によつて結成されねばならないと云ふ信念が、彼に取つて不動のものとなつた。

反ユダヤ主義思想を抱くに至つたのも亦、此のウィーン時代である。彼は少年時代にはユダヤ人のことを餘り聞かなかつたし、彼の兩親も此の「選民」の話を、其の子供に聞かせることを努めて避けた。彼が始めて反ユダヤ思想に接したのは、ウィーンで反ユダヤ主義新聞「國民新聞」を通じてであつた。殊に彼のユダヤ人憎惡の念は、偶々ガリシャのユダヤ人の極端な非國家的生活を目擊して强められた。

同時に後に彼の運動のスローガンの一つとなつた反議會主義的傾向も亦、ウィーン時代に芽生えた。一日彼は議事堂の壯麗さに眼を奪はれながら傍聽に出掛けた。其の結果彼が得たものは議員連の無責任に對する嫌惡の氣持以外の何物でもなかつた。其の時の模樣を彼は次の嘲笑的な言葉で述べてゐる――

「數百人のこれらの國民代表者は、ある重大な經濟問題討議の爲に出席してゐた。……其の案の內容は辛じて聞き取られる程度の低い聲で討論された。といふのは彼等の中にはドイツ語でなしに、スラヴ語で話す者もあつたから。私は其の時まで新聞で知つてゐたことを目の當り見たのだ。手振り身振りで、樣々の國語で叫び合つてゐる連中を見て、私は吹き出さざるを得なかつた」[7]と。彼の見解によれば、當時のオーストリヤ議會はドイツ國民大衆の利益を代表しない、非ドイツ的土臺に立つものであつて、畢竟議會は責任の歸趨なき饒舌家の舞臺に過ぎなかつた。

更にヒットラーが此のウィーン時代に於て實際に見聞した二つの國民主義的運動があつた。一はシェーネラーの汎ドイツ運動であり、他はリューガーのキリスト教社會運動であるが、此の二運動は若きヒットラーの心を强く捉へ、彼の將來の方向の上に多大の影響を與へたものであるが故に、此の機會に於て暫らく述べなければならない。

ヒットラーによれば、ハプスブルグ家があらゆる手段を以て、ドイツ主義を根絶せんとしたのに對して、ドイツ人の眼を開き、此の慘めな王權の壓制から祖國を蘇らしむべき急務を見拔いたことは汎ドイツ運動の功績である。しかしながらヒットラーがウィーンに出た時には旣に此の運動はキリスト教社會運動の勢力に押されてゐた。

此處に於てヒットラーは汎ドイツ運動が最初の華々しい登場にも拘らず、忽ち衰へたに反して、一方キリスト教社會黨は非常な勢力を以て發展したのは何故かといふ疑問から、此の二運動、延いて其の首領ゲオルグ・フォン・シェーネラーとカール・リューガーとの興味ある比較に及んでゐる。故に此處にはヒットラー自身をして語らしめよう。

其の才幹に於ても、根本問題の認識とに於ても、シェーネラーの方が優れてゐた。彼はリューガーよりも遙かに正しくオーストリヤの必然的沒落の運命を洞察してゐた。しかし彼は人情の機微を察することが出來なかつた。此の點に於てはリューガーに强味があつた。

汎ドイツ運動の目標は理論的には正しかつたが、此の理論的認識を大衆に植ゑ付けることに失敗した。シェーネラーはブルジョア社會の狹い範圍にのみ支持者を見出さうとした。此の大衆の意義の無理解が彼の失敗の原因である。

リューガーは此の點に於て正にシェーネラーと對蹠を爲してゐる。彼はブルジョア上層階級の政治的勢力のみを以てしては、現代に於ては最早新運動の勝利を齎らすに足りないことを知つてゐた。此の故に彼は其の活動の重心を被壓迫階級の上に置くと同時に、舊勢力をも出來るだけ利用する爲に、既存の有力な制度をも全くは排斥しなかつた。これによつてリューガーは大なる犧牲的精神と大膽な鬪爭心とを有する不動の支持者を、沒落に瀕しつつある廣大な中產階級に於て獲得したのである。更に彼は其の賢明なカトリック教會に對する政策によつて、間もなく其の青年僧侶達の支持をも受けることが出來た。しかるに此の運動も亦失敗した[8]。

此處に於てヒットラーは此の二運動の失敗が今後のドイツ社會運動の上に貴重な敎訓を殘すものとして、其の失敗の原因の檢討に進んでゐる。

彼によれば汎ドイツ運動失敗の原因は次の三點に歸せられる。

第一は社會問題に對する理解の不足である。其の結果支持者はブルジョア層のみに限られた。

第二は大衆の獲得よりも議會鬪爭を先にしたことである。

第三は國民の精神的要求を無視して、カトリック敎と激しく戰つたことである。

これに反してキリスト敎社會黨は汎ドイツ運動に於て缺けてゐたものを全部具へてゐた。しかし同時にこれは他の缺陷を持つてゐた。卽ち

第一に此の運動の反ユダヤ主義は人種的根據に立たずして、宗敎的理由から出發してゐた。此の種の反ユダヤ主義運動に對しては、ユダヤ人は久しく慣れ切つてゐた爲に少しも痛痒を感じなかつた。

第二にそれが眞の「國民主義」運動である爲には、ウィーンに運動の重心を置くべきではなかつた。ハプスブルグ國家は救はれるには餘りに墮落し過ぎてゐた。しかるにキリスト敎社會黨がウィーンを救ふことによつて、オーストリヤをも救ひ得ると期待したことは、やがて其の黨自身をも他の墮落的な諸政黨と選ぶところなからしめるに至つた。[9)]

以上の二運動の比較から、ヒットラーは結んで云ふ。

「若しキリスト敎社會黨が大衆に對する賢明な認識に加ふるに、汎ドイツ運動の人種問題に對する正しい理解を

有し、より國民主義的であつたか、若しくは反對に汎ドイツ運動が其の反ユダヤ主義の目的と國民主義思想の意義との正しい理解に加ふるに、キリスト教社會黨の如き實際的賢明さ、殊に社會主義的思想をも具へてゐたとすれば、此の運動はドイツを救ふことに成功してゐたであらう」[10]と。

此のヒットラーの言葉を見れば、彼自身が後に率ゐるに至つた國民社會主義の方向が判然と觀取されるのである。

1) Frederick L. Schuman, Hitler and the Nazi Dictatorship, London 1936, p. 6.
2) Konrad Heiden, A History of National Socialism, London 1934, p. 84
3) Adolph Hitler, Mein Kampf, 12 Aufl. S. 6.
4) Hitler, a. a. O., S. 23.
5) Frederick L. Schuman, Hitler and the Nazi Dictatorship, 3ed. London 1936, p. 4
6) Hitler, a. a. O., S. 223 f.
7) Hitler, a. a. O., S. 386.
8) Hitler, a. a. O., S. 83.
9) Hitler, a. a. O., S. 106 ff.
10) Hitler, a. a. O., S. 111.
Hitler, a. a. O., S. 133 f.

第二節　ナチス運動の擡頭

國民社會主義ドイツ勞働黨（以下省略してナチスと呼ぶ）が、大戰終末直後僅か七名のドイツ勞働黨から發達し、

一九二〇年二月二十四日のミュンヘンに於ける、最初の公開大衆演說會によつて、初めて其の活動が世人から認識されるに至つたものなることは、前節に於て述べた。

此の大衆に對する最初の喚び掛けは確かに成功であつた。「ブレスト・リトウスク條約とヴェルサイユ條約」なる演題の下に、ヴェルサイユ條約の不當と、ドイツ國民覺醒の急務とを說く、火のようなヒットラーの言葉は、完全に聽衆を魅了し去つた。これこそ媾和條件に對して、國民の抱く不滿を公然と叩きつけた第一聲だつたのである。實際聯合國によつてドイツに向つて提示された媾和條件は餘りにもウィルソンの十四ケ條の原則と懸け離れてゐた。それによればドイツは、エルザス・ロートリンゲン、ザール地方、オイペン、マルメディー、ポーゼン、上部及び西部プロシャの大部分、北シュレジャの一部、卽ち領土に於て七萬五千平方キロメートル、人口に於て約六、七百萬人を失はねばならなかつた。其の結果、重要な石炭產地の三分の一、及び鐵鑛產地の大部分を失ひ、ドイツの鐵產額は戰前の二割に激減する。更にドイツは其の商船總噸數中の十分の九、爾後五ケ年間二十萬噸宛を提供し、一ケ年以内に二百億金マルクを支拂ひ、ドイツ陸軍は十萬以下に制限すること等が要求された。ウィルソンの謂ゆる民族自決權の跡は、事ドイツに關する限り何處にも認められなかつた。しかも國内に於ては革命後の混亂は依然として續き、殊に右翼社會主義派と左翼社會主義派、これに配するに中央黨を初めとするブルジョア諸政黨の抗爭は激甚を極めた。流血の慘事はドイツ各都市で繰返された。一月十六日のリープクネヒトとローザ・ルクセンブルグ虐殺の報は正に此の紛亂の山であつた。此の全國的騷擾に際しても政府は民心の歸趨を示すことが出來なかつたのである。

ヒットラーも「我が闘爭」の中で、當時のドイツの情勢を次のやうに述べてゐる。

當時國民は二つに分れてゐた。一は有識階級を含んだ極く少數の國民主義者であるが、彼等は其の思想と目的とを皮相な精神的武器によりて貫かんとした。他はこれに對立する勞働者大衆であるが、彼等は多かれ少なかれ極端なマルクシズム運動に結び付き、一切の精神的抵抗を暴力によつて破らうとした。彼等は國民全體の利益を忘れて、故意に外國の支配に自己を委ねんとする徒輩であつた。かかる情勢下にあつてドイツの復興に取つて最も重要なことは、如何にして武器を製造するかに非ずして、如何にして武器を擔ふに足るべき國民を作り上げるかにあつたと。[1]

此處にヒットラーは彼の使命を見たのである。そしてから云つてゐる――

「故にドイツ國民の政治的權力恢復の問題は、第一に我が國民の自主心の恢復にある。而してそれは一に非國民的大衆を國民主義化することによつてのみ達せられる。

かくて我々は既に一九一九年に、我々の新運動の最高の目的は、大衆の國民主義化にあることを知つたのである。[2]」

此のドイツ民族の更生をスローガンとする國民社會主義運動が、ヴェルサイユ條約の苛酷さに悲憤し、諸政黨間の無自覺な抗爭と新政府の無力とに失望した大衆に歡迎されたことは當然である。ナチスの勢力は漸次增大した。演說會每に增加する聽衆は堂に溢れた。

例のナチスの二十五ケ條の綱領が發表されたのも此の當時の二月二十四日である。而して此の綱領こそはナチ

ス運動の指針を爲すものであるから、此處に其の全文を掲げやう。

國民社會主義ドイツ勞働黨綱領

ドイツ勞働黨綱領は暫定的綱領とす。但し指導者は、將來生ずべき大衆の不滿に基き黨存續を可能ならしむる目的を以てする外は、本綱領に於ける目的達成後と雖も、新たなる規定を加ふることを禁止す。

一、我々は各民族自決權を基礎として、一切のドイツ人が大ドイツの下に團結することを要求す。

二、我々は他國民に對するドイツ國民の平等の權利を要求す。此の故を以て我々はヴェルサイユ平和條約とサン・ゼルマン平和條約との廢棄を要求す。

三、我々は我が國民の扶養と、我が過剩住民移住との爲に土地（殖民地）を要求す。

四、國民たり得る者は、ドイツ人のみとす。ドイツ人たり得る者は、宗教の如何を問はず、ドイツ民族のみとす。故にユダヤ人は總てドイツ人たることを得ず。

五、國民たらざる者は、單に外來者としてドイツに居住する權利を有すると共に、外人法の適用を受くべき義務を有す。

六、國家の行政と立法とを決定する權利は國民にのみ賦與すべし。故に我々は國家、聯邦、市町村を通じて、各種の官公職は國民のみに與へらるべきことを要求す。

我々は個人の性能を無視し、黨略のみを以て官公職を獨占する腐敗的議會政治を克服す。

七、我々は國家が國民の營業と生活との安全保護を以て第一の義務と爲すべきことを要求す。國家の全住民の生計維持困難なる時は、外國人を國外に放逐すべし。

八、ドイツ人ならざる者の將來の移住を禁止す。我々は一九一四年八月二日以後ドイツに移住したる一切の非ドイツ人の即時國外退去を要求す。

九、あらゆる國民は平等なる權利義務を保有すべし。

一〇、各國民の第一の義務は心身を健全ならしむる點にあり。個人の活動は全體の範圍内に於て、專ら萬人の利益を計るを目的とし、決して全體の利益に衝突すべからず。此の故に我々は次の條項を要求す。

一一、不勞所得の廢止

利子奴隸制の打破

一二、一切の戰爭に基く財産と生命との莫大なる犧牲に對比すれば、戰爭による個人的致富は國民に對する犯罪と見做さざるを得ず。故に我々は一切の戰時利得の完全なる沒收を要求す。

一三、我々は一切の（從來）既に社會化されたる企業（トラスト）の國營を要求す。

一四、我々は大企業に於ける利益參加を要求す。

一五、我々は大規模の養老制度の確立を要求す。

一六、我々は健全なる中間階級の創設と其の維持、百貨店の即時共有化、及び小營業者に對する其の低廉なる貸與、並に國家、聯邦、市町村に對する販賣の際に、一切の小營業者に優先權を與ふべきことを要求す。

一七、我々は我々の國民主義的要求に合致せる土地改革、共同利益を目的とする土地の無償沒收に關する法律の制定、地代の廢止、一切の土地投機の禁止を要求す。

註　釋

ナチスの綱領第十七條に對して反對者側から曲解せる解釋を加へられる結果として次の如き說明を加へねばならない。

黨は私有財產制の基礎に立つが故に「無償沒收」なる言葉は法律の制定に俟つべきことは云ふまでもない。不法に獲得され、又は國民の幸福の見地から管理されない土地は、必要に應じて沒收せねばならない。このことは第一にユダヤ人の土地投機會社に向けられる。

一九二八年四月十三日　ミュンヘン、アドルフ・ヒットラー

一八、我々は共同の利益を阻害するが如き行動を爲す輩に對して、斷乎たる鬪爭を行ふべきことを要求す。公民に對する犯罪者、高利貸、買占人は、其の信教、人種の如何を問はず死刑に處せらる。

一九、我々は唯物論的世界秩序に味方するローマ法をドイツ共同法を以て補正することを要求す。

二〇、一切の有能にして勤勉なるドイツ人に教育を授け、指導的地位に就かしむる目的を以て、國家は全國民教育制度の根本的改革を立案すべし。百般の教育機關の教育原則は實生活上の要求に合致せざるべからず。國民思想の培養は教授(國民學)開始の當初に於て爲すべし。我々は其の身分職業の如何を問はず、國費を以て貧困な

る父兄の子弟に特に必要なる精神教育を施すことを要求す。

二一、國家は母子の保護、幼年勞働の禁止、體操及びスポーツの義務の立法制定による身體鍛練の實施、一切の健全なる青年教育團體に對する最大の援助、によつて國民の健康を增進せしむべし。

二二、我々は傭兵隊の廢止と國民兵の完成とを要求す。

二三、我々は故意の政治的僞瞞と、其の新聞紙による流布とに對する闘爭を要求す。

ドイツ新聞紙の創刊許可に關し、我々は左の條項を要求す。

a、ドイツ語を以てする新聞紙の編輯者、及び其の協力者は總てドイツ人たることを要す。

b、ドイツ以外の新聞紙の販賣は國家の許可を要す。右の新聞紙はドイツ語を以てするを得ず。

c、非ドイツ人のドイツ新聞紙に對する金融上の援助、又は干渉は法律を以て禁止し、これが違反の罰則として、該新聞紙の發賣禁止、及び關係外國人の即時國外追放を要求す。

共同利益に反する新聞紙は禁止す。我々は國民生活上有害なる藝術及び文學の法律的禁止と、これに違反せる機關の閉鎖とを要求す。

二四、我々は國家に於ける、あらゆる信教の自由を要求す。但し國家の存立を害せず、又はドイツ人種の道徳觀に反せざるを以て條件とす。

我が黨は宗教的に一派に拘束されることなく、既成キリスト教を以て其の立場とす。黨は我々の内外に於けるユダヤ的=唯物論的精神を克服すると共に、我が國民の永遠の強化は左の原則により、専ら内部より達せらるべ

きことを確信す。

私益に對する公益の優先。

二五、以上の諸原則遂行の爲に、我々は國家の强力なる中央權力の確立、國家全體に對する政治的中央議會の無條件の權威と、其の一般的組織とを要求す。

國家に委任されたる範圍内の法規實施の目的を以てする身分階級會議、職業階級議會の創設。

黨指導者は以上の條項實施貫徹の爲、必要あらば生命を捧げることを辭せず。

一九二〇年二月二十四日　ミュンヘン

此處に見るが如く此の綱領は、あらゆる政治的、經濟的、文化的政策について網羅的に體系付けられたものでもなく、其の要求事項の配列も整然としてゐない。しかるに一九二六年五月二十二日のナチス總會の席上に於て、「此の綱領は不變である」ことが宣言された。蓋し其の謂は、フェーダーの言を以てすれば、言葉の變更や、各條項の意義徹底化の爲の補正をも禁止するといふ意味に非ずして、其の根本精神を變更してはならないといふにある。[3] 故にそれは四圍の情勢の變化によつて、適宜な變革補正の加へられることは必要でもあるし、又當然期待されなければならない。

ナチスの陣營内に於ても、此の綱領の不備缺陷は夙に認識されてゐるところであり、隨つてフェーダーの如きはこれに對する補足案として次掲の綱領案を作成した。勿論これは其の根本精神に於てナチスの綱領を一歩も出てゐないが、其の補足乃至布衍として、ナチスの行はんとするところを、より明瞭に示してゐるやうに思はれる

が故に、此處に其の全部を掲げやう。

ナチスの國家及び經濟綱領

一、國家政策的原則

ドイツ國家はドイツ人の故鄕なり。

a、外交政策

1、一切の階級のドイツ人を包含せる統一的國民國家の確立。

2、外國に於けるドイツの利益の有力なる代表。

b、人種政策

3、ユダヤ人及び、あらゆる非ドイツ人の公的生活上に於ける責任ある地位よりの排斥。

4、東方ユダヤ人、其の他の寄生的外國人來住の禁止。益なき外國人並にユダヤ人は排斥せさるべからず。

c、國民政策

5、ドイツ文化及び運命を共にすべきドイツ人のみが、國民の權利を享有することを得。

6、ドイツ人にあらざる者は、ドイツ外客として外人法に服從すべし。

7、ドイツ人の權利と要求とは、外國人のそれに優先す。

二、經濟政策的原則

國民經濟の課題は需要供給に存し、金融資本をして最高の利得を爲さしむべきものに非ず。

8、國民社會主義は原則として私有財產制を承認し、且つそれを國家の保護下に置く。

9、但し國民全體の幸福の見地より、個人の手に集積すべき富に關しては一定の限度を置く。

10、一切のドイツ人は全體の幸福と文化との促進を目的とする團體を構成す。

11、一切のドイツ人は、かゝる一般的勞働の義務の範圍と、私有財產制の根本的承認との下に於て、自由なる營業の能力と、自由なる勞働所得の處分權とを享有す。

12、農業をも含む經濟生活の全領域に亘り、小、中、大の經營を適宜に混合せしむべし。

13、從來既に社會化されたる事業は總て國有化すべし。

14、暴利、奸商並に國民の費用と犧牲とに於て、顧慮なく利己的富を追求する者は死刑に處せらる。

15、一切のドイツ人に對する勞働奉仕年限の制定。

三、金融政策的原則

貨幣制度は國家の支配下に立ち、金融力を以て國家內に國家を立つることを得ず。故に我々は利子奴隸制の打破を企圖す。右の目的達成の手段は左の如し。

16、國家及び國民をして大金融資本に對する利拂義務より解放すること。

17、ライヒスバンク及び發券銀行の國有化。

18、一切の大公共事業(水力の利用、交通路の開發等)に於て資金調達を爲すには、無利子の國庫證券發行の

方法を以てし、借入金の方法を回避すべきこと。

19、保證準備を有する幣制の確立。

20、無利子貸附を目的とする官公立建築産業銀行の創設（幣制改革）。

21、社會的國民經濟的原則に基く稅制の根本的改革（稅制改革及び免稅）。

四、社會政策的原則

22、終身年金制度の國有化による大規模の老年保險の確立。一切の窮迫せるドイツ人に對し、一定の年齡、又は永久的營業無能力に應じて相當額の年金を支給す。

23、生產事業に從事する總ての者が、共の能力と年齡とに應じて、國民經濟的使命遂行の爲に共同の責任を以て、共の事業に參加し、且つその收益に參加せしめらる。

24、名譽ある勞働に基かざる戰時並に革命時の利得、及び貪慾と暴利とによつて得たる財產を沒收し、これを社會事業建設に使用す。

25、第二十項に基き新設されたる公共的建築產業銀行によつて、全國的なる住宅新設によつて住宅難を緩和す。

五、文化政策的原則

政治的に自由にして、經濟的に健全なる國家の基礎に於ける、一切の科學と藝術との興隆を以て我々の最高の文化的使命とす。此の目的の爲に左の事項を要求す。

26、偉大なるドイツ精神生活の傳統によつて、肉體的に健全にして、精神的に自由なる青年の育成。
27、完全なる信教と良心との自由。
28、キリスト教の信條告白に對する特別なる保護。
29、ドイツの道德感に矛盾し、且つ國家及び國民の阻害を內容とするが如き宗教の壓迫。
30、有害なる著作、新聞紙、著書、藝術、演劇等の禁止。
31、ドイツ高等專門學校に於ける教授の自由、及び特殊技能ある指導的階級の養成。

六、軍事政策的原則

32、總ての自由なるドイツ人に對する武裝許可による國民の防衞。
33、傭兵制度の廢止。
34、嚴格なる階級的訓練を基礎とする專門將校團の下に於ける祖國防衞の爲の國民軍の編成。

七、共の他の諸改革

35、新聞制度の改革、ドイツ國民の要求に背馳する一切の新聞紙の發禁。虛僞又は故意に歪曲せる報道に對する最大の責任。
36、甚だしく頹廢せる現行選擧運動並に被選擧者の無責任（責任免除）の除去による選擧法の改革。
37、職業代表會議の創設。
38、土地所有權――（土地所有權の原則的承認、個人的資本による土地金融の不許可、特に外國人及びユダヤ

人に對する國家の先買權、不注意に管理されたる土地の國家的强制管理）

民法改革―（財産の一面的保護に對する現行法律に對し、個人的名譽、共の健康のより嚴重な保護）

39、國法改正

國家的形態―ドイツの本質に合致せる政體は、最高の首長の下に統一されたる國民主義的統治制度なりとす―此の首長が國民選擧君主か、大統領かは後の國民投票に一任す。聯邦制度―相互に異る起源と歷史とに基き、鞏固なる内的結合によるドイツ國家は、當然各支分國の廣汎なる内政的自治權によつて制限す。

聯邦國家の任務は、旅券、關税、及び陸海軍の對外的ドイツ國民の代表にあり。

一九二〇年三月十二日、汎ドイツ主義者カップの指導の下にルットウィッツ、エールハルト等の國民主義者によつて興された謂ゆるカップ一揆の際には、ナチスは熱心にこれを支持した。

同年夏初めて國民社會主義運動のシムボルとして黨旗ハーケンクロイツ（鉤十字）が制定された。ヒットラーによれば共の地色の赤は綱領の社會主義的性質を、白は國民主義的性質を象徴し、ハーケンクロイツは反ユダヤ主義を表示するものである。

一九二一年五月のロンドン會議は、ロンドン計畫書の名に於て賠償總額を一千三百二十億マルクと決定し、向後三十二年間ドイツは毎年二十億マルク支拂ひ、更に共の外に輸出貿易額の二割六分に相當する金額を支拂ふべきことを決定した。しかし此の負擔は到底ドイツの耐へ得るところではなかつた。當時ドイツの全産業は未だ復興の途上にあり、數百萬の歸還兵は復職の機會なくして街頭に溢れ、勞働者の生産能力は體育的にも道德的にも

著しく低下し、頻發するストライキにドイツ産業は惱んでゐたのである。かかる情勢下にあつて、賠償の重壓は徒らにドイツ經濟混亂を煽るのみである。國民の憤懣は彼等を驅つて、賠償絶對反對を標榜するナチス運動に投ぜしめた。同年にはナチスは既にバイエルンに於ける有力な政黨になつた。同時に猛烈な迫害が反對者の手によつて加へられるに至つた。一は社會民主黨とカトリック中央黨との連帶になるバイエルン政府の壓迫と、他は共産黨の攻擊とであつた。殊に後者の新聞紙による攻擊と演說會場の攪亂とは次第に激しくなつた。これよりさき、一九二〇年十二月ナチスは「フェルキシェ・ベオバハター」を買收して黨機關紙とした。又ヒットラーは「暴行に對抗するには暴行を以てする外はない」[4]と揚言して、さきに會場整理の爲に設けた組織隊（Ordnertruppe）をして、反對者の妨害に當らしめた。現在のナチスの突擊隊（謂ゆるエス・アー、Sturmabteilung）[5]の起源である。

一九二一年十一月二十四日ミュンヘンのホーフプロイハウスザールの大集會に於て、突擊隊は會場を襲擊した共産黨系勞働者と初めて正面衝突を行ひ、これを擊退した。一九二二年夏あらゆる國粹的團體が共和國保護法に反對して、ミュンヘンのケーニヒプラッツに大聯合示威運動を行つた時、ナチスは六百の突擊隊を參加せしめ、ヒットラー自身は七萬の群集の前で演說し、激勵した。次いで一九二二年十月に國粹團體によつてコーブルグで開催された「ドイツ・デー」には八百の突擊隊が參加した。爾後突擊隊はナチスの宣傳と示威運動との缺くべからざる機關となつた。

一九二二年の初め、ブリヤンに代つて內閣を組織したポアンカレは、ドイツに賠償支拂の誠意なしとして、イギリスとの協調政策から强力政策に轉換し、其の結果として、一九二三年一月佛白聯合軍のルール占領が敢行さ

れたのであつた。

戰爭直前には年額約九千萬噸の石炭を產出し、ドイツ製鐵業及び染色工業繁榮の源泉たりしルール地方の占領は、恢復を急務とするドイツに致命的な打擊を與へた。殊に此の占領の目的たるや、單に賠償金支拂の强制手段たるに止らず、他方には炭坑や鐵道の管理によつて直接に賠償金を取立てんとするにあつた。よつて佛白兩軍は盛んに石炭、コークスを徵發し、鐵道を强制管理して其の收入を押へ、國有林を伐採し、其の他工場の製品を沒收した。此の無辜の國民の頭上に課せられた高壓手段は、此の地方の愛國的感情を著しく刺戟した。しかし其の對抗策としての消極的抵抗は失敗に終つた。何となればそれはフランスには何らの痛痒を感ぜしめざるのみならず、却つて一時的にもせよルール地方の全產業を全く荒廢せしめたからである。必然の結果として全ドイツ經濟は破局的混亂に陷つた。マルク紙幣の暴落と物價の狂騰とは極度に國民生活を脅かした。尤も此のインフレーションの傾向は早くも一九二一年十一月上部シュレジヤ問題決定の際に始まりかかつてゐた。假りに當時マルク價下落の對米爲替相場の上に現はれた數字を示せば左の通りである。

一九二一年五月	一ドル……六二マルク	
八月	〃　八四〃	
九月	〃　一〇五〃	
十月	〃　一五六〃	
十一月	〃　二七〇〃	（十一月十二日上部シュレジヤ問題決定）

次いで一九二二年七月以降、巨額賠償金支拂とマルク爲替投機に加ふるに、ラテナウの暗殺はドイツ政界並に

財界に對する不安を高め、マルクは再び左の如く落調を辿り始めた。

一九二二年七月	一ドル……	四九三マルク
八月	〃	一、二〇〇〃
十一月	〃	八、〇〇〇〃

此の勢に拍車をかけたものが右のルール占領である。一九二三年一月には對米一ドルにつき四萬マルクの相場は同年十一月中旬には一ドルに付き四萬二千億マルクと云ふ驚くべき暴落を示し、マルク紙幣の國内價値もそれに準じ、マルク紙幣は文字通り反故化したのである。ゼームス・エンゼルは當時のドイツ一般國民の窮乏を指摘して云ふ「ドイツ人の大部分に取つて恐ろしい受難と絶望の時期であつた。此の五年間を通じて彼等は飢餓と隣合せに住み、彼等の貯へは飛び去り、彼等の商品は翌日の僅かな食物の代償として消え去つた。大工業家、金融資本家、投機者、地主等の少數の繁榮は、一般國民の困惑と窮乏との上に何物も齎らさなかつた。此の時代に國民の健康と力とは甚だしく損はれた。同時に心理狀態も必然的に惡化し、國民道德は此の苛酷な條件が課せられた時には正に最低に達した。[1]」

此の混亂の結果ラインランドには分離運動さへも起り、此の前後はドイツに取つて最も憂ふべき存亡の秋であつた。

此の消極的抵抗の失敗から八月十二日クノー內閣は瓦壞し、シュトレーゼマンがこれに代り九月其の中止を命じた。ヒットラーはクノーの此の失敗を次の如く嘲笑してゐる――「ドイツに取つての一つの禍は、此の商人たる政治家クノーが政府を企業と見做し、企業として取扱つたことである。『フランスはルールに石炭があるから占

領したのではないか？』故にクノー氏に取つては、ストライキの敢行によつて、フランスが石炭を獲ることが出來なくなれば、企業の利潤が無くなつた結果として卽刻に撤退するだらうと考へたことに少しも不思議はない。」民衆の憤怒と絶望とは其の極に達した。何人かが起たなければならない。ヒットラーは叫んだ「國民は犧牲によつてのみ救はれるのだ！」と。

一九二三年十一月八日、ドイツ革命五週年記念日の前夜、ヒットラーは將軍ルーデンドルフと共に、ミュンヘンのビュルガーブロイ・ケラーに於て、バイエルン政府首腦者、卽ち統治者カール、首相クニーリング、第七師團長ロッソー、警視總監ザイサー、高等法院長ポェーナー等と語らひ、「十一月制度の終末とドイツ國民假政府の樹立」とを宣言した。しかし此のドイツ國民假政府はカール、ロッソー、ザイサー等の裏切りの爲に脆くも失敗し、ヒットラーは逮捕され、ナチス本部は完全に攪亂され、機關紙の發行は禁止された。

翌年三月彼は禁錮五ケ年、六ケ月後保釋の判決を受けて、ランヅベルグの獄に下つた。

此のミュンヘン一揆は一時ナチス運動を根絶せしめたかに見えた。しかしヒットラーの植ゑ付けた國民主義の種は益々根強く生長しつつあつた。一九二四年十月獄中で書いた「我が闘争」の一卷を抱いて出獄した彼は、間もなく共の勢力を恢復した。

一九二八年五月のドイツ總選擧には八十萬九千の得票を以て、議會に初めて十二の議席を獲得した。ナチスの議會闘争は正に此の時から始まる。

各聯邦議會に於てもナチスは目覺ましい躍進を續け、就中チューリンゲンに於ては、一九三〇年一月人民黨と

ナチスとの聯立内閣が成立し、ナチス黨員フリックが内務大臣として入閣した。

一九三〇年ヤング案の成立は再度國民を刺戟した。受諾か拒絶かの問題に就いて、國論が沸騰した。其の成立を迎へた、謂ゆるワイマール憲法擁護派に對して、ナチスはフーゲンベルグの率ゐる國權黨、デュスターベルグの鐵兜團と提携して、受諾反對運動を起して、六百萬の支持者を得た。

ナチスのヤング案反對の態度が、如何に當時の人氣に投じたかは、同年九月十四日の總選擧の上に覿面に表はれてゐる。即ち此の選擧はナチスをして六百萬の得票と、一〇七の議席とを獲せしめ、ナチス運動發展の上に一時期を劃した、極めて重要な意義を持つものなるが故に、それに基く各政黨の分野を掲げよう。

三五選擧區		
議席數	五七七	
選擧權所有者數		四二、九八二、九一二
投票者數		三五、二二四、四九九
有效投票數		三四、九五六、四七一
各政黨當選者數並に得票數		
獨逸社會民主黨	一四二	八、五七五、二四四
國民社會主義獨逸勞働黨	一〇七	六、三七九、六七二
中央黨	六八	五、一八六、六三七（中央黨・バイエル人民黨計）
バイエル人民黨	一九	
獨逸共産黨	七七	四、五九〇、一六〇
獨逸國權人民黨	四一	二、四五七、六八六
獨逸人民黨	三〇	一、五七七、三六五

經濟黨	二三	一、三六一、七六二
獨逸國家黨	二〇	一、三二二、〇三四
獨逸農民團	二〇	一、一〇八、〇四三
キリスト教社會人民奉仕團	一九	八六八、二六九
獨逸農民黨	六	一、〇七三、五一六
農民同盟	四	
ハンノヴェル黨	四	四五七、〇八三
人民保守黨	三	

ヤング案の實施によつて一應賠償問題は解決したものの如く信じられた。しかしながら戰債並に賠償問題は世界經濟機構の上に於ける癌である。就中ドイツに取つて賠償金支拂の唯一の途は外資の借入によつて國內產業を繁榮せしめ、外國貿易の伸張を計るにあつた。其の結果はドイツの經濟機構に於ける基礎を益々脆弱ならしめた。一九三〇年末ドイツの短期外資總額は百三億マルクに達した。其の前年十月ニューヨーク株式市場の破綻に次ぐ世界經濟恐慌の深刻化は、此の脆弱な基礎に立つドイツ金融財政の上に最も直接的に反映した。加ふるに國內に政治的不安があり、アメリカを初め、イギリス、スイス、オランダ等の債權國は資金を續々と引き揚げ始め、七月初めには十四億マルクを割る形勢になつた。かかる情勢下にあつてフーヴァーのモラトリアム聲明は却つてドイツへの危惧を深めしめることにしか役立たなかつた。七月十三日のダナート銀行破綻に端を發して、ドイツは激しい金融恐慌に襲はれた。他面に於て近年國際貿易上の傾向たる各國の關稅の障壁は、ドイツ輸出貿易を不振ならしめ、これらの原因が相俟つて國內產業を壓した。必然の結果として失業者は增大し、一九三二年の初め

には其の數六百萬と推算された。ブリューニングを首班とする中間聯立內閣は此の難局に處すべく餘りに無力であり、それだけに國內政局を不安ならしめた。緊急令に次ぐに緊急令を以て時局を彌縫せんとしたが、民意は旣に中間社會主義から離れ、國民大衆は右翼國民主義か、左翼共產主義かに奔つた。

一九三一年十月十一日のハルツブルグに於ける國民社會黨、國權黨及び鐵甲團の右翼諸團體の聯合による「國民反對派[8]」の示威運動は、正に此の無力無策な聯立內閣に對する挑戰であつた。他面には金融資本の桎梏からの解放、ヤング案廢棄、失業者救濟等の共通の問題を挾んで左右兩政黨の對立は尖銳化し、一歩誤れば市民戰爭にまで進展すべき危機を釀し出した。

一九三一年秋、相次いで行はれた各支分國議會選擧の結果は、中間諸派の益々急激な顚落と、國民社會黨並に共產黨の對立激化を物語る以外の何物でもない。就中國民社會黨はあらゆる地方選擧に例外なしに目覺ましい躍進の跡を示してゐる。

次いで一九三二年一月のリッペ＝デットモルド、メクレンベルグ＝シュテレリッツ、及び四月のプロシヤ、バイエルン、ウュルテムベルヒ、ハムブルグ、アンハルトに於ける選擧の結果も亦同斷である。殊に特記すべきは、共和國成立以來社會民主黨の牙城であり、且つドイツ政界の死命を制するプロシヤ議會に於て、國民社會黨は前回の六名から一躍百六十二名を獲得して、社會民主黨を蹴落したことである。

これに先立つ三月十三日の大統領選擧に於てはヒットラー自ら出馬した。

ヒンデンブルグ　　一八、六六一、七三六

ヒットラー	一一、三三八、五七一
テールマン（共産黨）	四、九八二、〇七九
デュターベルグ（鐵甲團）	二、五五七、八七六
ウィンター（革命黨）	一一一、四五六

右の結果を以てしてはヒンデンブルグの得票はなほ憲法規定の絶對多數に達しなかつた爲に、次いで四月十日決選投票が行はれた。

ヒンデンブルグ	一九、三六七、六八八
ヒットラー	一三、四一九、六〇三
テールマン	三、七〇五、八八九

此の結果ヒットラーは落選したが、共産黨のテールマンを約一千萬票の大差を以て引き離した。

當時中間派諸新聞は右の結果を以て、穩健派の勝利なりとして、內政的安定と、協調的外交政策を維持するものとしてヒンデンブルグの勝利を祝福した。果してさうだつたらうか？

其の翌日早くもブリューニング內閣は失業問題解決策としての土地管理案に關聯して瓦壞し、それに代るパーペン內閣の下で、七月三十一日聯邦議會總選擧が行はれた。其の結果は左の通りである。

國民社會黨	二三〇	一三、七三二、七七九
社會民主黨	一三三	七、九五一、二四五
共產黨	八九	五、二七八、〇九四
中央黨	七五	四、五八六、五〇一
バイエル人民黨	二二	一、一九〇、四五三

國權人民黨	三七	二、一七二、九四一
獨逸人民黨	七	四三四、五四八
國家黨	四	三七一、三七八
經濟黨	一	一四六、〇六一
農民團	一	九一、二八四
キリスト教社會黨	四	三六四、七四九
農民黨	二	一三七、〇八一
ウュルテンベルグ農民黨	二	九六、八五九

かくの如く國民社會黨は前囘の二倍以上、即ち二百三十の議席を擁して、第一黨になり、聯邦議會議長はナチス派のゲーリングが選ばれるに至つた。

最初パーペン內閣が成立した時、其の背後にナチスの有力な支持があるものと一般に信じられてゐた。しかるに八月十三日の組閣問題に關する政府とナチスとの交涉決裂以後、兩者は激しく對立するに至つた。此のパーペン對ヒットラーの乖離の結果は、政府のナチスに對する彈壓となつて現はれ、ナチスの突擊隊の如きは屢々苛酷な騷擾鎭壓令及び死刑令によつて其の活動を拘束されるに至つた。九月四日經濟振興を目的とする謂ゆるパーペン經濟計畫に關する緊急令が公布されたが、大膽な戾稅制度を骨子とする此の案は、左翼からは有產者を保護するものと見られ、右翼からは社會化への道程なりと非難された。同月十三日此の問題を中心として共產黨から內閣不信任案が提出され、騷擾裡に議會は解散された。次いで十一月六日に行はれた總選擧の結果は左の通りである。

	新	舊
國民社會黨	一九五	二三〇
社會民主黨	一二一	一三三
共産黨	一〇〇	八九
中央黨	七〇	七五
バイエル人民黨	一八	二二
國權人民黨	五〇	三七
獨逸人民黨	一一	七
國家黨	二	四
キリスト教社會黨	五	五
經濟黨	二	二
農民黨	六	二
ハンノヴァー黨	一	｜

此の内注目すべき現象はナチスが三十五名を減じたるに拘らず、共産黨は十一名を増加したことである。しかしながら此の結果を以て直ちにナチス衰退の兆と、共産黨進出の希望とを示すものだと斷定することは早計である。蓋し今囘のナチスの減少はパーペン＝シュライヘルの壓迫の下に右翼政府黨たる國權黨に蠶食されたと信ずべき理由があると同時に、他面共産黨の増加も社會民主黨の犧牲に於てのみ得られたのだからである。

以上述べた如くナチスは今日まで正に驚異すべき急テムポを以て發展した。とは云へナチスは現在まで一絲亂れず、坦々たる途を歩いて來た譯ではない。他のあらゆる團體、運動がさうである如く、ナチス陣營内に於ても、感情の齟齬、救ひ難い意見の對立があつた。其の顯著な例は一九三〇年春のオットー・シュトラッサー一派[9]の革命

的國民社會黨の樹立、シェリンガース中尉[10]以下五名の共産黨への轉向、一九三一年四月のシュチンネスの除名等[11]である。

かかるナチスの急テンポの發展は、戰後の社會民主主義下に於ける一貫せざる政策に對する失望と、斷乎たる政策の一大轉換に關するナチスの約束への期待とに基くものである。社會民主主義の政策にはドイツ國民は全く飽き〳〵したのである。しかもなほ右顧左眄する無力なブリューニング政府の姿こそ、此の政策を續行せんとする最後の足搔きであつた。シャハトは云ふ、「最早我が國には補ふべき經濟的資源を涸渇して了つたといふ事實こそ、現時の如き救ひ難い狀態に導いた原因である。不幸にもブリューニング政府も亦、最後の經濟的餘力を國民から奪ひ去つたとの非難を免れることは出來ない。今や我が國に殘された唯一の餘力は、これまで放置され、看過されたドイツ國民の國民的生活意思のみである。[12]」

ドイツ經濟の恢復を國民の協力に求めんとする此の氣持は、今やドイツの輿論になつた。此の要望に答へる爲パーペン政府の採つた政策は「十二ケ月經濟振興策」として、屢々雜誌その他によつて紹介されたが故に、此處には其の詳說を省くが、其の要點は、一、社會保險支給率の切下げ、二、租稅負擔の輕減、三、公定賃銀の引下げの三點にあつて、從來の政策との著るしい對蹠が目立つてゐる。

十一月六日の總選擧の結果、パーペンに代つて宰相の印綬を帶びたシュライヘルは、過去の經歷から見ても當然右の政策を踏襲强化すべき筈であつた。否、寧ろドイツ國民は「鐵の人」の再現をシュライヘルに於て見んとしたのである。しかるにシュライヘルの政策は、要するにブリューニングへの逆戻りをしか意味しなかつた。妥協

政策や怯懦な社會政策が何の反應をも示さないことは、過去十四年間の長い實驗によつて試驗濟みになつてゐた筈である。ドイツを今日の窮乏から救ふものは、國民的感情によつて結ばれた强力政府以外にはない。ハルツブルグ戰線を中心とする新政府出現の意義は其處にある。

一九三三年一月二十九日組閣された此の新國民政府は、國民の信認を問ふ爲に直ちに議會を解散し、次いで三月五日緊張裡に總選擧が行はれたが、左の如く政府派の壓倒的勝利に歸した。

政府派	國民社會黨	二八八
	國權黨	五二
	ドイツ人民黨	七
	計	三四七
反對派	社會民主黨	一一九
	共產黨	八一
	中央黨	七三
	バイエル人民黨	一九
	國家黨	六
	計	三〇〇

しかも其の後間もなく、反對派にあつても、中央黨及びバイエル人民黨の如きはヒットラー政府に好意的援助

を表明した。かくてナチス年來の主張たる獨裁實現の日は到來したのである。

では我々は此の鞏固な基礎に立つヒットラー政府の下に、如何なる政策の實現を期待することが出來るであらうか。ナチスの政權獲得の當初に於て東部大農地方のユンカーを背景とするパーペン、及び重工業家の利益を代表するフーゲンベルグの政策と、大衆運動としてのナチスの主張との間には、可なりの逕庭が存在したことは事實である。しかしドイツ經濟の恢復を鞏固な國民の協力の下に、國民の自己責任と個人の能力の發揮とによつて達せんとする點に於ては一致してゐる。此の國民的連帶の感情こそは、ヒットラーをして爾後共の政策の遂行を容易ならしめた。事實、組閣早々の二月二日に發表された、新なる四ケ年計畫の聲明には、ナチスの色彩がはつきりと現はれてゐる。共の要旨に云ふ――

「國民政府は我が國經濟恢復の大事業遂行の爲、次の二つの四ケ年計畫を採用せんとする。卽ち、

國民の扶養及び生活の基礎の維持を目的とする農民の救濟。

失業に對する强制的總括的干渉によるドイツ失業者の救濟。

十一月革命以來十四年間にドイツ農民は沒落の淵に引き入れられた。

十四年間に失業群は增大せしめられた。國民政府は鐵の如き決心と、不屈不撓の精神とを以て次の計畫を實現せんとする。卽ち、

四年間にドイツ農民を窮乏から救ひ、四年間に失業を徹底的に克服せねばならない。同時にこれが他のあらゆる經濟振興の前提である。國民政府は此の經濟救濟の偉大な使命を有すると共に、他面には國家及び地方團體の

行政並に財政改革の任務及び遂行を期する。此の目的を以て國家は最も鞏固な連帶的關係に立たなければならない。以上の計畫の核心を爲すものは、『勞働義務の觀念と移住政策』とである。……」

右の聲明に見られる如く、此の計畫の中心は農民の救濟と失業者の一掃とにある。工業の偏重を退けて、自給自足を計らんとすることは、ナチス年來の主張であり、失業問題の解決を、個人の依賴心を助長せしめる社會保險制度の濫用によらずして、强制勞働制度と移住政策とによらんとすることは、既にナチスの綱領に明白に現はれてゐるところである。しかし右の計畫は抽象的であつて、これを如何にして實現するか、具體的內容が與へられてゐない。この點からフランクフルター・ツァイツング紙は、此の聲明が「計畫に非ずして、檄文だ」と揶揄してゐる。だが、右の約束が如何にして貫かれつつあるか、これは後に檢討する問題である。

此處に參考の爲にナチスの發展を跡付ける爲にそれの簡單な年譜[13)]を附加へて置く。

一八八九年

四月二十日　アドルフ・ヒットラー、ブラウナウに誕生

一九一二年

ヒットラー、ミュンヘンに移住

一九一四—一八年

歐洲戰爭、ヒットラー再度傷き猛毒ガスに犯さる。第一級たる鐵十字勳章を獲得

一九一八年

三月七日　アントン・ドレクスラー「獨立勞働者委員會」を創立す

十一月九日　ドイツに革命勃發、ヒットラー、パーゼワルク病院に入院中

一九一九年

一月五日　ドレクスラー、ドイツ勞働黨樹立

六　月　ヒットラー、フェーダーの講演を聽き、次いで「教育士官」となる

七　月　ヒットラー第七番目の會員としてドイツ勞働黨に加入

十　月　ヒットラー初めて演壇に立つ

一九二〇年

四月一日　ヒットラー國防軍を去る

八月七―八日　ザルツブルグに於てナチス委員會

十二月十九日　フェルキッシェ・ベオバハター買收

一九二一年

二月六日　ヒットラー初めての大會

七　月　ヒットラー、ベルリンに到る

七月二十九日　ヒットラー黨首に選出さる

八月三日　エス・アー創設

一九二二年

十　月　イタリアに於けるファッシズムの勝利

一九二三年

一月十一日　フランス軍ルール占領

六月―十一月　マルク暴落

ゲーリング、エス・アー指導者となる

十　一　月　ナチス黨員一萬五千に達す

十一月九日　ミュンヘンに於けるヒットラー一揆

一九二四年

ヒットラーの裁判及びランズベルグに投獄

一九二五年

二月二十七日　ヒットラー、ナチス黨再組織

一九二六年

一　月　エス・エス編成

一九二六―二七年

ナチス黨員一萬七千から四萬に增加

一九二八年

ナチス黨十二名の代議士を議會に送る

一九二九年

ヒットラー、フーゲンベルグとヤング案反對の協定を爲す

一九三〇年

一　月　フリック、チューリンゲン內務大臣に就任

三　月　黨員二十一萬に達す

五月二十一―二十二日　ヒットラー、オットー・シュトラッサーと論爭

五　月　ブリューニング宰相となる

九月十四日　議會選擧、ナチス議席一〇七及投票六百四十萬を獲得

十　月　金屬勞働者ストライキ、ベルリンに起る

一九三一年

一　月　レーム、エス・アーの首領となる

四　月　オスカフ・シュチンネスの叛逆

八月九日　シュタールヘルムとの協定

十月十一日　ハルツベルク大會

一九三二年

一　月　ヒットラー、ブリューニングと會見

三月十三日　大統領選擧、ヒットラー一千百三十萬票を獲得

四月十日　大統領再選擧、ヒットラー一千三百四十萬票獲得

四月十四日　エス・アー及びエス・エスの壓迫

ブリューニング辭職

フランツ・フォン・パーペン總理大臣に就任

七月三十日　プロシヤ各大臣放逐

七月三十一日　議會選擧、ナチス議席二三〇を獲得

八月九日　暴力防止の政府令

八月十三日　ヒットラー、パーペン及びヒンデンブルグと會見

九月十二日　議會解散

十一月六日　議會選擧、ナチス議席一九七及び一千百七十三萬票を獲得

十一月十七日　パーペン辭任

ヒットラー宰相就任を拒絕、シュトラッサー宰相となる。

十二月八日　グレゴール・シュトラッサー脫黨

十二月十一日　軍縮會議ドイツの均等要求を認む

一九三三年

一　月　ヒットラー、パーペンと會見

一月二十八日　ヒンデンブルグ議會解散を拒絶す

一月三十日　ヒットラーを首腦とする國民政府組織

1) Hitler, a. a. O., S. 364 f.

2) Hitler, a. a. O., S. 365.

3) Gottfried Feder, Das nationalsozialistische Programm, S. 11.

4) Hitler, a. a. O., S. 393.

5) エス・アー (Sturmabteilung) は一九二一年八月三日に創設せられたものであるが、それの基礎に關する宣言は次のやうであつた。――

「ナチス黨はその組織の中に體育及びスポーツの爲の特殊部門を設けた。それに對する意圖は運動を進める上に於ける攻勢的力として利用する爲に有力な組織の中に青年を結合する手段たらしめるにある。此の組織は青年達に對して、その敵の防衞に對する自由な人民の熱望の代表者たるに値することを知らしめ、且つ指導者達によつて爲されんとする啓蒙の事業に對する保護を與へるところのものである。とりわけ此の組織は我が青年同志の心に不屈の行動の意志を植付け、彼らの心の中に人間を作るのは歴史ではなくて人間が歴史を作るのであることの信念に燃えしめることを目的とする。……更に彼らは彼等自身の中で忠誠であり、彼等の指導者に喜んで服從することを敎へられる。」

此の宣言によれば、此の組織の目的は加盟員に對する防衞の思想、黨指導者の保護、其の他の行動の訓練である。ところで僅かに二ケ月以内に此の「體育及びスポーツ部」はシュツルム・アプタイルングの團體になつたのである。卽ちヒットラーの云ふやうに、「エス・アーは運動防衞の手段たるのみでなく、就中將來の自由の爲の鬪爭の訓練を目的とする」ものであり、更に進んで一九二二年九月の宣言では、「黨の會合を敵の攻撃から救ふのみでなく、あらゆる機會に運動それ自體を攻勢に轉

ぜしめる」ことを以て任務とするに至つた(Heiden, op. cit., p. 74)。かくて一九二二年乃至二三年にはナチスの最前線に立つてゐたが、一九二三年のミュンヘン暴動の後に政府によつて禁止され、解散せしめられた。一九二五年黨の再建（ヒットラー釋放後)、エス・アーは新らたに更生した。失敗の經驗はエス・アーの闘爭に對して、明確な目的の樹立と來るべき闘爭の一切の要求に應じ得る爲の組織の創設とを要求した。かくしてヒットラーはエス・アーに對してナチス世界觀の爲に、ナチス精神を代表するのみでなく、運動の存立をばブランキスト的方法で確保せしめるところの狂信的闘爭者を教育する任務を課した(Santoro, Jaher Hitler Deutschland, 95)。エス・アーの忠誠、同胞關係精神は十年間の苛酷な闘爭に於ける無數の集會場や街頭の闘爭によつて四百人の死者と四萬人の傷者とを出した。人々は此の果敢なエス・アーをば、フリードリッヒ大王の近衛兵やナポレオンの近衛兵にも對比してゐる程である。

ところで、エス・アーの使命は政權獲得後一變した。といふのは政敵の完全な打倒によつて、今や指導者の地位の確保の任務が新らたに加へられたからである。即ち、補助警察としてエス・アーは新らたな國家的義務を負ふに至つたのである。次いで一九三五年のライヒ黨大會に於ける指導者の告示によつて、エス・アーは「ナチス革命及びドイツ國民向上の保證人の自由意志による政治的兵士」たる榮譽が與へられた。エス・アーを通じてドイツは世界觀の上に於ても性格の上でもナチス思想の擔當者として教育される。更にエス・アーは兵士的美徳の育成によつて國防精神を強め、計畫的なスポーツ教育によつて個人の團體的訓練を促進する任務を課せられてゐる。このことによつて兵役義務を有する青年は、精神的に肉體的に黨、國民、國家の爲に常に犠牲の用意が必要であり、エス・アーに於て自己の故鄕を見出す。エス・アーの同胞精神と男子の規律とは、一切の經濟的、文化的、職業的、社會的分離を克服し、かくしてエス・アーは國民共同體の中で決定的な要素を構成するのである。

さて、エス・アーの組織はライヒ全土に及ぶ。それは政治的同鄕關係の見地から二十一エス・アー團に分たれ、各團は現役エス・アー隊(滿十八歳乃至三十五歳)及び補充エス・アー隊(滿三十五歳以上)を含み、各エス・アー隊は更に二乃至七分團に分れる。エス・アー分團は數個の現役及び補充小隊から成り立つてゐる。エス・アー海軍團は又、數個の水兵隊及び潛水艦隊を以て構成され、分團は三乃至五のストゥム旗を持つてゐる。

エス・アーと共にエス・エスについても一言せねばならぬ。

エス・エス (Schutzstaffeln) は一九三三年一月三十日、即ちナチス政權確立の日に約十萬人のエス・エス黨員がナチス運動

の賢良組織及び指導者の兵士として現はれた。かかる堅固な土臺の上に當時最高のエス・アー指導の一部たるエス・エスが興つたのである。現在ではエス・エスは指導者アドルフ・ヒットラーが特に示した任務の遂行に當つてゐる。エス・エスについて最も重要な基礎が一九三四年七月の命令によつて與へられ、これによつてエス・エスは黨の獨立分子たらしめられることになつた。

　エス・エス員の選出には極めて嚴格な規準が適用され、選出には肉體的に北方人種的な特徴を明瞭に示して居る者を優先せしめる。このことは血液と土地との價値に關する認識に基くものである。といふのはその指導者ハインリッヒ・ヒムラーが云つてゐるやうに、「エス・エスに於て最初から代表されてゐる血の思想は、若しそれが土地の價値と神聖の確信とに結び付けられないならば無用だ」からである。

　エス・エス員は總て適當な婦人と結婚すべきことが要求され、且つその結婚及び離婚は法律によつて許可を必要とされてゐる。エス・エス員の第二の資格は鬪爭精神である。此の故にエス・エス員の指導は、最も苛酷な訓練によつて行はれ、年々課せられる能力試驗によつて各個人の勇氣、及び鬪爭精神が試驗される。

　第三にエス・エス員からは忠誠と名譽との概念の不可分的結付けが要求される。エス・エス員の帶劍にはヒットラーの與へた銘「余が名譽とは忠誠のことなり」が刻まれる。此の場合の「忠誠」とは指導者、國民、血、血族、仲間、及び良風美俗の不變の法則に對するナチス的忠誠である。

　エス・エスには更に最高の「自由意志による服從が要求される。あらゆる個人的な傾向や意志は犧牲に供せられねばならぬ。エス・エス員はその名譽を守る爲に武器の使用をも許されると同時に、他の名譽をも尊重すべき義務が課せられる。だが、他方に於て、仲間、國民同胞、その他あらゆる人間に對する善と寛容とが要求されてゐる。

　「エス・エス員に對する五十問答」なる小册子に登載されてゐる第一問「汝の誓約は何か」に答へて曰く、「我々は汝、ドイツ指導者兼宰相たるアドルフ・ヒットラーに忠誠と果敢とを誓ふ。我々は汝及び汝に指命されたる者に對して死する迄服從を誓ふ。かくして眞に神は我々を援ける。」

　かくしてエス・エスは國内に於けるドイツの保證たらねばならないが故に、此の任務に卽應してエス・エス員は秘密警察の役割を持ち、エス・エス指導者ヒムラーは先づ秘密警察の首領になり、全ドイツ警察の首領に任命されたのである。

6) James W. Angell, The Recovery of Germany, p. 57.

7) Hitler, a. a. O., S. 776.

8) 一九三一年十月ブリューニング内閣は英獨關稅同盟案に失敗して改組された。當時の一般の注目は不況克服策と外交政策との上に集中されてゐたのである。十月十日のヒンデンブルグとヒットラーとの會見も效果なくして終り、此處に其の翌日ブリューニング内閣の軟弱政策に反對な右翼諸政黨のハルツブルグに於ける「國民反對派」が組成されたのである。此の「國民反對派」は國盡黨、農民黨、シュタールヘルム及びナチスの反政府的な密接な同盟である。ハルツブルグ戰線とも呼ばれる。

9) オットー・シュトラッサーの周圍に集つた社會主義者達は一九三〇年にヒットラーが社會主義を放棄したことを發見した。彼はヒットラーが黨の革命的目的を裏切つたと非難し、黨からの除名によつて酬ひられたと云つた。

一九三〇年五月二十一日及二十二日の論爭により、ヒットラーはシュトラッサーに對してベルリンに於ける出版活動の停止を命じた。

シュトラッサー、ナチヨナル・ゾチヤリスチッシュ・ブリーフェ、及カンプフェアラーグの編輯者、これは北方黨員の注目を惹く。

シュトラッサーは社會革命の爲に戰ひ、有產階級の財產剝奪、社會化された共同經濟の創設を唱へた、戰時利得の沒收、公共用土地の共有、百貨店の公有、トラストの國營。

シュトラッサーの國民社會主義は純粹な社會主義であつた、そしてこのことは、ヒットラー及ゲッベルスのファッシスト的資本主義的傾向を攻擊するに至つたのである。

10) シェリンガースは國防軍の少尉であり、その同僚二名と共にナチスに關係があり、國防軍内部に於て政治的騷擾を起した嫌疑を以て一九三〇年ライプチッヒ控訴院で審問された人物である。ところで一九三一年三月、彼は共產黨選出代議士キッペンベルガーに宛てゝ聲明書を送り、ヒットラーに對する忠誠の放棄と共產主義への歸依を誓つたのである。その理由はヒットラー及びゲッベルスに對する個人的經驗による失望、特に社會主義に關する問題についての不滿であつた。かくて彼は共產黨に投じた。

11) オスカーフ・シュテンネスはベルリンのエス・アー指導者であつて、東部ドイツのエス・アー全部を支配し、レームに次ぎ此の組織内では最大の有力者であつた。ところでエス・アーが軍隊組織として尨大になるに從つて時として種々な問題の起るのは當然であつた。最初エス・アーの一部の分子はエス・アーに對してより自由が與へられることを希望し、陰謀を企て

た。そしてシュテンネス及びその友人はこの事件についてベルリン地方の首謀と目されたのである。その結果彼は一九三一年四月一日免職された。

12) Hjarmer Schacht, Grundsätze des deutschen Wirtschaftspolitik.

13) Konrad Heiden, A History of National Socialism, London 1934, p. ixxi

第三節　ナチス運動發展の諸原因

一九一九年には僅々七名の黨員しか持たなかつた「ドイツ勞働黨」から僅かに十四年間にドイツ最大の政黨となつて、遂に一九三三年にはドイツ政權を獲得するに至つた既述の如きナチスの躍進の跡をみれば驚歎するの外はない。

では、此の加速度に增大したナチスの勢力は、何處から來たか、何がナチス發展の原因であるか、これを顧みることが本節の任務である。此の目的の爲に先づナチスを支持し、發展せしめた階級層の分析を試みやう。

詳細な數字を以て論證することは困難であるが、フランクフルター・ツァイツング紙は第一回のナチスの躍進を物語る一九三〇年九月十四日の總選擧の結果に付いてから述べてゐる。

「以上の選擧の結果の分析によつて、社會主義的二政黨は其の舊勢力を維持した。此の二政黨の勢力は一九二八年の議會に於ける四二・二%に對して一九三二年には三八・二%である。勿論これは一見すれば、衰退を物語るやうであるが、議員の絕對數は却つて十二名(二百七名に對する二百十九名)を增大した。このことは此の二政黨が

最初から其の選擧民をよく動員し得た證左である。……これに反しナチスの勢力は一九二八年に既に殆んど動員し盡されてゐた。それ故に一九三〇年に於ける議員の增員（四百九十一名に對する五百七十六名）は大部分他のブルジョア諸政黨の占める所となつた。ナチスの勢力增大が大部分無產黨以外の諸政黨の犧牲によるものなることは、二、三の比較數を擧げるだけで證明される。例へばナチスが最も多くの支持を得たのは、ホルシュタインの二七%、ポムメルン、ブレスラウ、南ハンノヴァーの二四・二%、ハルツ、フランクフルト・アン・デア・オーデル、フランケン、東プロシヤ、メクレンブルグ、ウェーザー＝エムズ、東ハンノヴァーの二〇%强である。これに對して南北ウェストファーレンでは一二%及び一三・八%、ベルリンでは一二・八%、ライプチッヒでは一四・一%である。故にナチスは社會民主黨及び共產黨の犧牲に於てでなく、中間諸政黨の犧牲によつて其の得票を增したのである。而してこれらの中間諸政黨は直接に其の從來の支持者を失つたのみではなく、新有權者の支持をも失つたのである。」

更に云ふ、――

「勿論ヒットラーの勢力は今日の客觀的狀勢から推せば、未だ其の頂點には達してゐない。世界經濟恐慌の嵐のただ中に、賠償の重壓に喘ぐドイツ民衆は、其の生活の窮迫が高まるに從つて何らかの制度の變革を求め、其處に逃避せんとする願望が熾烈である。其處にナチスの勢力扶植の餘地がある。

其の基礎は二千百萬の無產勞働者の存在である。一九二五年の統計によれば、右の二千百萬の勞働者中一千五百萬は狹義の勞働者であり、五百五十萬は銀行會社の使用人及び下級官公吏である。更に他方に小商工業者の群

がある。此のプロレタリヤ大衆群に對して謂ゆる資本家の數は抑々其の何パーセントに當るか？　しかるに現在のドイツ政黨の分野は毫も此の社會的階級層に反映してゐない。即ち前掲の一九三〇年九月の總選擧には約八百五十萬の社會民主黨、約四百五十萬の共産黨の得票があつた。合計一千三百萬票、これだけがプロレタリヤ團體の得票の全部で、殘りの多數勞働者は社會主義的諸政黨に反對だつたと見なければならない。

故に從來はナチスはこれらマルクシストから得票を奪はずとも、五百五十萬の使用人、五百五十萬の小商工農業者を味方にすればよかつたし、また事實上も此の階級こそがナチスの中心勢力であつた」と。

かくてフランクフルター・ツァイツング紙は少くとも一九三〇年の選擧に於ては、ナチスは無産黨の陣營に喰ひ込み得ず、其の增加は一に中間諸政黨の犧牲と、新有權者たる青年の支持とに俟つものだと結論してゐる。

又ハンス・イェーガーはローテ・アウフバウ誌[1]上に於て、右選擧の結果によるナチス陣營を左の階級群に分類してゐる。

ナチス得票數		六、三四〇、〇〇〇
ブルジョア		三二五、〇〇〇
中間階級	中間階級	一、七九〇、〇〇〇
	農民	一、一三〇、〇〇〇
	勤人	一、七四〇、〇〇〇
勞働者		一、三五五、〇〇〇

そしてイェーガーは右表の中で、勞働者は大部分新有權者たる青年勞働者だと云つてゐる。

勿論イェーガーは左翼的反對側から見たものであつて、右の數字に絕對的公平さは認められないとしても、此

の表に於て觀取されることは、中間階級（イェーガーは中小商工業者を指すのであらう）、觀念上中間階級に屬すべき勤人及び農民に大部分の支持を得てゐる事である。

以上は一九三〇年九月總選擧の結果によるものであるが、其の後の地方選擧を資料として、ウェルナー・シュテファンはツァイトシュリフト・フュア・ポリチーク誌上[2)]で興味ある研究を發表してゐる。

第一に彼は一九三一年の秋に行はれた各ランド議會選擧の結果を、其の地方の經濟的、宗教的事情によつて左の四群に分けた。

第一群

	ブラウンシュワイグ		アンハルト		シヤウムブルグ＝リッペ	
	一九三〇	一九三一	一九三〇	一九三一	一九三〇	一九三一
ナチス	二六・六	三〇・〇	二〇・四	三六・三	一八・一	二七・〇
ブルジョア諸政黨	二六・一	二〇・九	三〇・三	一七・一	三〇・五	二二・〇
社會主義諸政黨	四七・三	四九・一	四九・一	四六・五	五一・四	五一・〇

これらの北方地方は九五乃至九九％まで新教徒であり、經濟的には農業が最も發達してゐるが、工業も相當繁榮してゐる。而して此の地方ではナチスはブルジョア諸政黨の犧牲に於て勢力を增加し、社會主義諸政黨は舊勢力を維持した。

第二群

	メクレムブルグ＝シュウェーリン	
	一九三〇	一九三一
ナチス	二一・八	四一・〇
ブルジョア諸政黨	三六・四	一八・五
社會主義諸政黨	四一・八	四一・八

此の地方も亦新教徒が多く、主として農業が行はれてゐるが、同じくナチスは中間諸政黨の得票を奪つて二倍の勢力になつた。

第三群

	ハムブルグ		・ブレーメン	
	一九三〇	一九三一	一九三〇	一九三一
ナチス	一九・二	二六・二	一二・〇	二五・六
ブルジョア諸政黨	二九・三	二二・九	四〇・一	三〇・二
社會主義諸政黨	五〇・〇	四九・五	四五・五	四二・一

これらのハンザ諸都市は新教徒であつて、商工業が盛んに行はれてゐるが、ナチスの勢力は他地方に比して甚

だしく微弱であるに反して社會主義ブロックは甚だ强力である。

第四群

	ヘッセン		オルデンブルグ	
	一九三〇	一九三一	一九三〇	一九三一
ナチス	一八・五	三七・一	二七・三	三七・三
ブルジョア諸政黨	二七・五	一〇・六	二六・九	一六・九
中央黨	一三・九	一四・三	一七・一	一七・六
社會主義諸政黨	四〇・一	三八・〇	二八・七	二八・二

此の地方ではカトリック舊教が二三乃至三一%を占め、ヘッセンでは農工業が行はれ、オルデンブルグは主として農業地であるが、ナチスは後者に於ては前者程勢力を增大し得なかつた。此の地方で特殊な地位にあるのはカトリック教徒の支持する中央黨であつて、其の勢力は却つて增大した。このことはナチスがカトリックの支持を得なかつた證左である。

第二に彼は一九三二年四月二十四日に於けるプロシヤ、バイエルン、ハムブルグ、アンハルトに於ける選擧及び三月のリッペ＝デットモルド、一月のメクレムブルグ＝シュテリッツの選擧の結果を左の通り分類してゐる。

第一群

	プロシヤ	
	一九三〇	一九三二
社會主義諸政黨	三七・三	三四・四
中央黨	一四・七	一五・三
ナチス	一八・五	三六・二
其の他	二九・五	一四・一

プロシヤは工業地方であり、大部分新教徒であるが、なほナチスは其の勢力を倍加した。

第二群

	バイエル		ウュルテムベルヒ	
	一九三〇	一九三二	一九三〇	一九三二
社會主義諸政黨	二六・八	二二・三	二九・九	二五・九
中央黨	三一・一	三二・六	二〇・五	二〇・五
ナチス	一七・九	三二・五	九・四	二六・四
其の他	二四・二	一二・六	四〇・二	二七・二

此の南獨二州は三分の二は舊教徒であり、宗教的色彩が極めて濃厚であると共に、農民の勢力が大である。從つて此の地方に於ては中央黨の勢力は牢固として動かし難く、他の政黨の勝敗は一に農民の向背によつて決定さ

れたのであるが、ナチスは此の地方に於ても躍進の跡を示してゐる。

第三群

	ハムブルグ		アンハルト	
	一九三〇	一九三二	一九三〇	一九三二
社會主義諸政黨	五〇・〇	四六・七	四九・三	四四・〇
中央黨	一・五	一・四	一・二	一・二
ナチス	一九・二	三一・三	二〇・四	四〇・八
ブルジョア諸政黨	二九・三	二〇・六	二九・一	一四・〇

此の北部二州は商工業地で新教徒が大部分であるが、なほ社會主義諸政黨が最も勢力を占めてゐる。

第四群

	リッペ＝デットモルド		メクレムブルグ＝シュテリッツ	
	一九三〇	一九三二	一九三〇	一九三二
社會主義諸政黨	三九・三	三九・二	四〇・五	三六・二
ナチス	二二・四	三〇・七	二二・六	二三・八
ブルジョア諸政黨	三五・五	二七・六	三六・九	〇・四〇

此の北部農業二州は殆んど新教徒であつて、ナチスは國權黨の犧牲によつて僅かに其の得票を増してゐるに過

ぎない。

第三に彼は一九三二年六月の國會總選擧の結果を左の如く示してゐる。

	一九三〇	一九三二
ナチス	一八・三	三七・三
ブルジョア諸政黨	二八・九	一〇・六
中央黨	一四・八	一五・七
社會主義諸政黨	三七・六	三六・一

以上の諸選擧の結果の分析に基いて、シュテファンの結論せんとすることを總括すれば、大略次の四點に歸着する。即ち

一、ナチスは宗教的にはカトリックの支持を得ないこと。

二、社會主義諸政黨は膨脹はしなかつたが、舊勢力を維持したこと。

三、就中ナチスは工業地方に於ては甚だしい躍進を遂げ得なかつたこと、及び其の結果として

四、ナチスの勢力增大は主としてブルジョア諸政黨の崩壞によつて齎らされたことである。

此の結論は前に引用したフランクフルター・ツァイツング紙、及びイェーガーの所說に一致する。しかしながら此のシュテファンの分析に於て、重大な誤謬は、社會民主黨、社會勞働黨及び共產黨が社會主義的ブロックを構成すると見做し、一括してナチスと對比せる點である。當時のドイツ狀勢にあつては、旣述の如く社會民主黨も、

亦、他の中間諸政黨と共に分解過程にあり、ナチス或ひは共産黨の何れかに蠶食されつつあつたが故に、右の分析に於ては寧ろ共産黨と分離して、ナチスとの勢力消長關係を對比すべきであつた。

とまれ右のシュテファン並にフランクフルター・ツァイツング紙、イェーガーの所説等を綜合すれば、ナチスの中心勢力が勤人、中小商工業者等の謂ゆる中間階級者、農民、青年等であることがわかる。このことは事實である。では、その理由は何か。

戰後のインフレーションがドイツ國民をば絶望感に導いたことは已に述べた。そして此のインフレーション時代にあつて最も多くの悲慘と苦惱とを味つたのは、戰前に於けるドイツ國民の支柱を爲した中間階級である。比較的平和な生活を保證されてゐたこれら中間階級の子弟は再び戰前と同一水準の福祉を得る見込を失つた。通貨安定後のドイツの經濟事情は青年達に職業を與へるのに適當ではなかつた。外貨流入の恩澤によつて、ドイツは一九二四乃至二九年の間比較的に繁榮した時期を經驗したのは事實である。だが、それにも拘らず、就職は依然として困難であつた。主として合理化への努力、卽ち、ドイツ工業品をして外國競爭者に對して優勢ならしめ、以て巨額の賠償と國內經濟維持との資金を得る爲に、ドイツ商品の生產費をば極度に切下げんとする努力が當時のドイツ產業界を支配したからである。ドイツ產業家は人的要素を無視してゐた[3]。比較的經濟の繁榮した此の時期にあつてさへ、數百萬の人は職なくして街路に投出され、偶々職業を得た者に取つては、勞働條件が惡化する一方であつた。インフレーションとそれの結果としての合理化運動は中間階級の沒落と大工業家の發展の原因となつた。加ふるにドイツの暫定的な經濟的繁榮も世界恐慌の渦に卷きこまれて、急テンポに惡化し、深刻な不況に

陷つた。此處に於てか何らかの變化が求められ、かくてナチスは手工業者、小賣商、小農民等の間に味方を見出したのである。當時のドイツ諸政黨中にあつて、最も勢力のあつた社會民主黨の如きは、社會化を綱領にかかげつつも、中間諸政黨と結び、政權を分擔せる責任者の地位にあつたが故に、急激な社會改革策を採用し得なかつた。このことはナチスに大なる利益を與へることになつた。といふのは社會民主黨の右のやうな態度は大衆に失望を與へ、ナチス陣營に驅つたからである。都市プロレタリアートの多數、殊に比較的年長の勞働者達はナチスの宣傳に動かされることが少く、共和政體の崩壞に至るまで、勞働組合及びマルクシスト組織に忠實に止つた[4]に反して、下級中間階級や農民はヒットラーに從つたのである。ナチスはこれらの人々に約束せる何物かを持つてゐた。即ち、ナチスは合理化の爲に職業を失つた者や職場を見出し得ない者に對して、企業集中に反對することを約束し、小手工業者に對してはその味方であることを宣言した。數百萬の商店及びその從業者に對しては大商店家らの壓迫は無くなるであらうと約束した。農民及び下級俸給者はその負債利子が引下げられ、百姓は封建的大地主の犧牲に於て土地改革の爲さるべきことが約束された。だが、就中、失業大衆に取つての最大の魅力は將來に對する職業の保證であつた。

かやうな約束は明らかに共産主義者達のユートピヤ的な約束と異つた響を民衆に與へた。ナチスの與へた約束はより現實的で實行可能なもののやうに感ぜられたのである。此のナチスの「現實的であること」、これが他の國民主義的組織團體が失敗し、ヒットラーを成功せしめた重要な要素であることが指摘されてゐる[5]。

以上のやうに、ドイツの戰後のインフレーション、その後の合理化政策並に、一九三一年乃至三三年の經濟的

恐慌、これらの絡み合ひによる國民大衆の生活の不安定、このことに、アインチッヒの如きはナチスの國民を引付ける主たる原因を歸してゐる。[6] だが、かく經濟的理由にのみ歸せしめることは一面的であり、[7] 同時にそれの政治的理由をも看過してはならぬ。さきにその運動の項に於て述べたヴェルサイユ體制に對する國民の不滿がこれである。ナチスの種族的世界觀、北歐乃至アリアン人種としてのドイツ人の優越の主張、これはヴェルサイユ體制によるドイツの不平等な地位に奮激せる靑年層に訴へることが多大であつた。一九一八年の戰勝國との平等權の恢復、海、陸、空の再軍備、失地の恢復、あらゆるドイツ民族の團結（オーストリア、チェッコ・スロヴァキア、上部シュレジア、ダンチッヒ、メーメル、マルメディー、エルザス・ロートリンゲン等々に於ける）、これらの要求はドイツ國民に取つて魅力になつたことは當然である。

それにしても、戰後十四年間の久しきに亙つて培はれたドイツ・プロレタリアの有力な組織たる社會民主黨及び共產黨の二つがもろくも壞れ去つた原因は何か。數年此の方此の二つの政黨は、彼等の共通の敵たるナチスと戰ふよりも、より激しく相互に相爭つた。ドイツ共產黨が一九二八年以降徐々ながら、しかも確實な足取りで社會民主黨の犧牲に於て選擧に勝利を得つつあつたことは、さきの選擧に關する分析によつても明らかである。

しかしドイツ共產黨は勞働組合の支持を受けることには失敗した。勞働組合は一般に社會民主黨の指導部と密接に結び付いて居り、それの財政的及び經濟的な支持の有力な源泉であつた。ところで、社會民主黨は思想的には社會主義者であるよりも寧ろ民主主義者であり、且つ如何なる場合にも「合法的」な行動者であつた。[8] 此の政黨及びそれの組合は社會革命の爲にも又は社會化の爲にも戰つて來たのではなくて、民主主義的資本主義國家の體

制の中で、勞働者の經濟的地位の改善の爲に努力して來たのである。

之に反してドイツ共產黨は革命を宣傳し、其の旗の下に勞働者數を增加しつつあつた。しかし社會民主黨及びそれの組合の協力なくしては革命的方法で行動することは出來なかつた。それ故にドイツ共產黨は社會民主黨に對して再三にわたつて、統一戰線組成への提議をしたのであるが、社會民主黨によつて拒絕せられた。第一回は一九三三年四月であり、第二回の申出は同年七月二十日パーペン內閣に對して緊急令の廢止と、ナチスのエス・アー解散との要求につき社會民主黨の協力を求めたが退けられ、一九三三年一月三十日最後的な提議をしたが無視された。かくして社會民主黨は共產黨との協力よりも自己の死を選んだのである[9)]。

1) Hans Jäger, Der Rote Aufbau, III. Jg. 1930, Heft 10, 529-35.
2) Werner Stephan, Zeitschrift für Politik, Dezember 1931, Mai, August, 1932.
3) Paul Einzig, Germanys' Default, London 1934, p. 31.
4) Fritz Ermarth, The New Germany, Washington 1936, p. 40.
5) Ermarth, op, cit., p. 36..
6) Einzig, op. cit., p., 34.
7) Ermarth, op. cit., p. 40.
8) Schuman, op. cit., pp. 227.
9) Schuman, op. cit., p. 229.

第二章　ナチスの思想體系

第一節　ナチス思想の起源

或る人はナチスを以て、近來ヨーロッパを襲へる精神的疾患の一つであり、其の運動はクー・クラックス・クランの如き一種の暴力團體に過ぎないと誹謗し、[1] 又或る者はナチスの故郷はミュンヘンに非ずしてヴェルサイユだと揶揄する。[2] 其の謂はナチス運動が何らの思想的背景を持たず、戰爭若しくは革命のどさくさに乘じて、國民的不滿を煽り立てることのみによつて權力に近付かんとする運動だと云ふことである。これらの見解が眞なりとせばナチス運動は泡沫の如く、忽ち消え去らねばならなかつた筈である。

しかるに事實はこれに反してナチス運動は谷々其の勢力を増大し、其の思想はドイツ國民大衆の間に力強い根を張り、やがて戰後に於ける最も強力な政權の支柱となつたのである。このことは既にナチス國民大衆の胸に訴へるべき何らかの思想的根柢を有する證左であると云はなければならない。

もとよりナチスは決して一つの纏つた思想體系ではなく、各種の思想が其の中に交錯し、隨つて俄かに其の本質を定義付けることは極めて困難である。しかしながら共處には他の社會的潮流と區別すべき明白な諸種の特徴が認められる。卽ち一般にナチスの特徴と認められるものは、全體主義、感情主義、神祕主義、現實主義等であ

る。而してナチスも亦唐突に現はれた思想ではなく、歴史的社會的必然の所産である以上は、これらの特徴のよつて來る源泉を探り、それらの思想を個々に亙つて吟味して、兩者の關聯を求め、更にナチスと混同され勝でありながら、しかも本質を異にする他の思想を明らかにすることによつて、初めて我々はナチス思想の正しい姿を見出すことが出來るのである。

現代のナチスに特に多くの影響を與へた思想乃至運動は、大體に於て浪漫主義、國家社會主義、講壇社會主義、キリスト教社會運動、民族主義運動の五つに大別することが出來やう。勿論これらの思想乃至運動の間には多少の聯關の認められる場合もあるが、主要な傾向に基き右の區別に從つて敍述を進めやう。

一　浪漫主義

浪漫主義は本來文學的藝術的潮流であつたが、新たに目覺めた理想主義哲學に內的に結び付いた結果として、あらゆる生活領域にのり込み、全社會的文化的生活を改造せんとする世界觀になつた。理性の神聖のみに拘泥する啓蒙哲學の激しい反動として生れた浪漫主義はあくまでも形而上學的に立てられた哲學であり、それは生命の神祕を謙遜な驚きを以て眺めた。啓蒙主義が社會を以て、獨立に存在し、自然的權利を與へられた個人間の自由な契約によつて成立するものと說かんとするに反して、浪漫主義は眼に見えざる社會の紐帶が個人間の內的精神的連帶を構成し、個人は此の連帶から脫出し得ざるものたることを認識した。かくて此の思潮の上には深い矛盾があり、それが一切の浪漫主義的藝術及び科學の上にも現はれてゐる。尤もかゝる思想的傾向は當時の浪漫主義

時代にのみ固有なものではなく、多かれ少なかれ歴史のあらゆる時代に見出されるのである。このことは結局それが確固たる體系を缺き、統一的思想と見做し難い爲であつて、隨つて浪漫主義に關する文獻の極めて豐富であるにも拘らず、其の明確な概念の把握を困難ならしめる所以でもある。かくてそれはヤコブ・バクサの云へる如く「ドイツ精神の豐かな源泉から生じた思想の繼子」[3]として取扱はれて來た。これについて比較的明瞭な説明を與へてゐるものは、浪漫主義の復興者オトマール・シュパンである。故に暫らくシュパンの言葉を借りよう。

「浪漫主義は、其の藝術及び國家觀に於いて專ら哲學に依存しつゝ、共同體の本質について普遍主義的觀念を誘導した。

浪漫主義は先づ一定の藝術的思潮として現はれ、シュレーゲル兄弟、ノヴァリス、ティーク、ブレンタノ、アキーム・フォン・アルニム、テオドール・アマイドス・ホフマン、アイヘンドルフ等が此の派に屬した。しかしそれは最初から其の特有な性質から、生活及び科學のあらゆる範圍に侵入し、一種の文化運動になつた。しかし其の本質は專ら其の哲學的特徴によつて明らかにされてゐる。何となれば超感覺的なもの、先驗的なもの、神祕的なもの、無限的なものに對する關係が、意識的にか、無意識的にか、浪漫主義の藝術及び科學を完全に支配したからである。浪漫主義は第一に世界觀であつて、藝術ではない。浪漫主義を徹頭徹尾充たしてゐるものは、存在の不可解に關する感情、卽ち世の中の不充分なもの、惡、死等に對する惱み、並に世の中に存在するかに見える廣大無邊なものの中に憩ひ、其の無限の中に我々を委ねんとする憧憬である。しかしながら疑惑と敬虔な獻身(委任)との、此の兩極端の間の鬪爭と動搖とが浪漫的なものを構成してゐるのである。一般に云はれてゐる如く、冒險

性、無型式性、主觀性が浪漫主義の詩の本來の特徴を爲すものではなく、存在そのものの不可解に關する哲學的根本感情、懷疑と神祕との矛盾が本質的なものであつて、共處から初めてあらゆる現象は夢想的な混沌、矛盾、冒險等の如き性質を帶び、共處から初めて浪漫主義の詩の無型式性が生じ、自我と世界との間を動搖せる自我の主觀性が生ずるのである。

かく解してのみ、即ち啓蒙思想及びルネッサンスの反對運動として起つた世界觀並に文化運動と解して、初めて生活と科學との全領域に對する浪漫主義藝術の影響が說明されるのである。即ち人間は宇宙の一部分として解釋されることによつて、共の一切の主觀性にも拘らず、個人主義的にでもなく、孤立的にでもなく、個別的にでもなく、全く宇宙的共同體の一部分として認められるのである。かくして人間は國家及び共の他の共同體に於ても亦、主觀的なもの、自主的なものとしてゞなく、社會的な生活關係の一部分として現はれる。宇宙的なものは社會に移され、自我の懷疑と神祕とは共同體の上にも及ぼされ、かくして國家と社會とは浪漫主義的觀察の對象となるのである。」[3]

即ちシュパンによれば、一方には全世界の形而上學的綜合に關する觀念、他方では此の世界に對する疑惑、即ち夢想的な生活觀念が浪漫主義の本質である。

此の浪漫主義思想の立場から普遍主義的、有機的國家觀を導いたのはフィヒテであつた。フィヒテの初期に於ては社會契約に關する自然法の强い影響が殘つてゐたが、やがてそれは根本的に克服された。カントは人間の自治自決權のみを中心とする英佛啓蒙思想の經驗主義及び唯理主義を破つたが、倫理學及び國家學に於ては依然と

して個人主義に捉はれてゐた。これに反してフィヒテは、人間を認識論的に個人としてゞなく、多數、卽ち精神的交互體の一部と認め、延いて國家は初めから存在する全體であつて、有機的存在だと見做した。

更に國民の意義に付いて彼は「國民とは社會に於て共同の生活を續け、自己を自己の中から、自然的並に精神的に創造して續けて行く人間の全體である」[5]と云ひ、特にドイツ民族の本質的並びに歷史的發展に基く優越性を主張し「より深い、彼等自身の間から生ずる新たなる創造を爲す」ことがドイツ人の特徴であり、ドイツ民族と他の民族との重要な區別は、「人が人間自身の中に存する絕對的第一次的なもの、本然的なもの、卽ち人間の自由、無限の改善、永遠の進步、を信ずるか、或ひはこれら總てのものを信ぜずして、寧ろ却つてこれら總ての反對を目睹し、理解し得たと誤解してゐるか」にある。そして「自ら創造的に新たなものを作り出しつゝ生活する總ての人、或ひは新たなるものを創造し得ぬまでも、少くとも價値なきものを全く捨てゝ、何處かに本然的生命の流れを把握せんと欲せる人、或ひは其處までは進まぬまでも、少くとも自由を豫想し、且つ自由を憎んだり、それを恐れたりすることなく、却つてこれを愛する人、總てかくの如き人は本然的人間であつて、彼等を民族として觀察する時に、これこそ第一次的民族、純眞民族、卽ちドイツ人である」[6]と云つてゐる。此の彼の國民主義的思想は「獨逸國民に告ぐ」の十三講に最もよく現はれてゐる。彼は後に述べる他の浪漫主義の學者ギョーレスやシュレーゲルと同じく國家の自然的國境に反對し「國家の第一の、本來の眞の自然的境界は、明かに其の內部的境界である。總て獨逸語を語る者は、あらゆる人工の加はるに先立つて、單なる自然によつて見えざる數萬卷の書物と結びつけられてゐる。……このことは次第に明かになり、自然的一體に綜合され、不可分的全體となる。

……此の內部的な、人類自身の精神的性質によつて引かれた限界から、初めて其の結果として住民の外的限界が生ずる。[7]」以上の如くフィヒテの國民主義は汎ゲルマン主義的思想にまで發展してゐる。此の國民主義的立場から社會問題を眺める時に、彼の國民社會主義的思想が生ずる。

彼は萬人に勞働の義務を課して云ふ。「人間が自然に許された儘に容易に、自由に自然を支配しつゝ眞に人間らしく地上の生を營むことは、人間の敬虔な願望であるのみならず、其の權利と運命との止み難き要求である。人間は働かねばならない。しかしそれは重荷に呻吟しつゝ、其の力の恢復後直ちに再び其の重荷を運ばねばならない牛馬の如きものとは異る。人間は心ものどかに、歡喜に溢れて働き、彼の心と眼とを天に向ける餘裕を持たねばならない。此の時間に彼は修養するのである。[8]」

此の總ての勞働に從事する人間を、彼は生產者（農業）、技術家（工業）、商人の三部に分ち、國家は生產、取引の經濟的活動を監視、測定し、其の所產を個々の身分階級（Stände）に分配することによつて、一切の國民が等しく快適な生活を營まねばならないと述べてゐる。卽ち彼によれば「總ての者は全體の奉仕者であつて、全體から其の分前を與へられる。何人も特別に富むことも、貧乏であることも出來ない[9]」のであつて、隨つて一切の財產の私有は總ての國民の生活を出來るだけ安易ならしめる爲にのみ許されるのである。此の點から彼は無制限な自由競爭は全體の爲の幸福を阻害するものとし、自由主義と重商主義とを「商業のアナアキー」と非難し、對內的には生產を國家の統制下に置くと共に、對外的には外國貿易は國內生產の均衡を破るものとして、國家の經濟的封鎖を主張した。

シュレーゲルも亦自然哲學から出發して、社會國家を有機的全體と見做した。彼によれば、國家は大なる道德的個體であつて、此の國家は本來「人類の向上と發展との促進を以て最大の使命とするものであるが、それは單に消極的に人間に保證と保護とを與へることを以て足れりとせずして、積極的な方法をも講ぜねばならない。[10]」此處から彼は國民國家の主張に進んでゐる。

「國民は數多の家族が規則、道德、習慣、利害等によつて共同的全體に結合された一大綜合的家族である。たゞ國民と家族との異る點は、前者にあつては此の連帶の範圍が餘りに大なるが爲、家族程密接に結び付けられてない點だけである。[11]」同時に彼は世界主義に反對して云ふ――「最近企てられつゝあるが如く、諸國民を一丸たらしめるよりも、人類を數多の國民に分つて置く方が自然により適合してゐる。諸民族の統一の如きは强制と人爲的制度とを以てしても永久には維持し難い不自然な綜合に過ぎず、言語、道德、法則の混合の結果は自ら此の制度自體を徐々に弱め、やがては一切の連帶、堅忍、忠實、愛を破壞し、國民的特徴の喪失によつて國民精神と力とは根柢から奪はれるであらう。[12]」

彼は最善の國家形態は身分階級國家にありとし、此の身分階級國家構成の原始的身分階級 Urstände を次の五階級に求めた。

1、物質を生產する者、卽ち農民、2、それを加工する者、卽ち工業家、3、道德、科學等の促進に從事する者、卽ち學者、宗教家、4、外敵に當る爲の「軍人階級」としての貴族、5補充的身分階級、卽ち產業上の傭人、一般商人。

而して身分階級制度に於て國民の自由が最も長く保證され、人類は最も完全な發達を遂げることが出來る。諸民族の歴史上、此の制度が失はれ始めたところでは、常に道徳の頽廢、祖國愛と國民的精力との喪失等が間違ひなく現はれてゐると。[13]

ヨセフ・ギョーレスはラインランドの僧侶であり、共和制フランスを地上の樂園なりと謳歌したが、其の革命に幻滅を感じて思想上の轉換を爲した。「青少年時代に私は共和制の思想と人間の政治的社會的狀態改善の思想とを同一視してゐた。私は此の思想にある限りの情熱を傾倒し盡し、ありたけの生活力を捧げ、其の中にのみ生き甲斐を感じた。しかるに私にのしかゝつて來た經驗は餘りにも大であり、それに關聯せる事件は餘りにも多く、且つ印象深かつた爲に、それを直截に傳へ兼ねた。私は今や自由が失はれ、人間生活と人間の向上に用ひらるべき人間幸福の最大資本たる力は全く亡び、將來に對する高利の負債以外には何物も殘されなかつたことを痛感したのである。[14]」此の失望から彼は從來蔑視してゐた國民主義思想に轉換し、「世界人」の思想を捨てゝ、民族の本質と各國民の特性との相違を深く覺るに至つた。

彼はフィヒテの如く國家の自然的境界を退けて、山脈や河川とは無關係に各民族間には、內的道徳的性質の中に明確な境界が引かれてゐると主張した。

彼によれば「言語は個人を相互に結び付ける一大紐帶であつて、……それは全體に對して一般に國民性と呼ばれる共通の氣持を與へるもの」[15]である。しかしながら民族の相違は單に言語のみにあるのではなく、「フランス國民性とドイツ國民性との間には超え難い間隙」[16]を認めてゐる。彼の此の思想は却つてフィヒテに強い影響を與へ、

フィヒテの「ドイツ國民に告ぐ」は、實に其の七年後に講ぜられたものである。かくて獨佛國境、卽ちラインランドに住む彼は、あらゆる浪漫派諸學者の中で國民主義問題の核心を摑み、國民主義的感情に燃えた最初の人だつたのである。

以上の諸學者の影響を受けて、浪漫主義的國家思想の傑出せる代表者となつた者はアダム・ミュラーである。

ミュラーは新らしい浪漫主義の共同體の概念を經濟學及び國家論の上に移した。彼によれば「國家は人事の總計であり、生ける全體への人間の結合」[17]であり、絕對的な生けるもの、精神的なものであり、「あらゆる理念の永劫に躍動せる國」[18]である。

此の國家觀念は勿論フィヒテに基因するが、其の應用及び實際的內容の方面に於ては、ドイツ中世紀の封建制度に於ける、人格的な、生々した各部分の結合を理想とした。かくてミュラーは激しく自然法の理論及びスミスの個人主義的、資本主義的經濟觀を以て「過激な國家解體の學說」として非難した。同時に彼はモンテスキューの國家生活上の權力分割の思想にも反對した。

彼の經濟理論も亦、自ら利己的な、孤立的見解を退け、社會的要素の關聯と統一及び其の歷史的背景とを考察の立場とした。彼は云ふ――「國家の國民經濟を語り、それに關與せんとする者は、此の國家の全範圍に於ける多面的な經濟的領域と問題とを一括して觀察せねばならない。單に孤立せる一つの價値や、個々のものの獨立した意味のみによつては國民經濟の樣相を知ることは出來ず、精々のところ數量的な全部の綜合が得られるのみである。全部の解剖のみによつては眞に高い何物も得られない。かゝるものは多かれ少かれ附隨的なものに過ぎな

い。……事物の關係が關聯的に觀察され、且つ此の關係が同時に相互的に再びより大なる關係に結合され、かくして人間の肉體の機關の如く、一つづつ綜合され、究極に於て無限の均齊、即ち各部分の完全な均衡が得られるならば、全體の樣相は明瞭に認められる。即ちかくしてより大なる輪廓と、同時にそれを構成する無數の機關も共に認められるのである。[19]」

此の普遍主義的有機的觀察の立場から、彼は個人の經濟的競爭を退けて、それに代ふるに共同體、例へば族長家制、ツンフト經濟、及び都市經濟に於ける、あらゆる人格的關聯の生ける力を以てせんとした。したがつて彼は個人主義の所產たる勞資の對立を非難して云ふ、「アダム・スミスが極めて高く評價した勞働の分離と機械化とに對して、精神は不斷に反抗してゐる。[20]」「……それ故に人間をして自己を沒却せしめる程、甚だしく分化された仕事は未だ國民社會には存在しない。[21]」

にも拘らずミュラーは商工業及び農業の中に資本主義的要素の存在を容認したが、これは勿論他の封建的財產制、ツンフト、ギルド等に於ける國民主義的事業の補充的形態としてであつた。

富に關しても「富はあらゆる財貨の集積である」といふスミスの機械的概念を極力排斥して、富は物ではなく、共の使用性に歸因するので「國民の眞の富は國民全體の存在である」といひ、更に富の使用價値を個人的使用價値と社會的價値とに分ち、「ある物に效用ありと云ふ爲には、國民社會全體に對する關係に於ても亦價値がなければならない。[22]」したがつて價値は經濟的政治的團體の全體の中に於てのみ決定されると云つてゐる。

更にミュラーは貨幣概念について云ふ。「貨幣は國家や言語と異り發明されたものである。人間は如何に懸け

離れてゐやうとも人と物とが必要である。……故に彼は自分自身の外に、常に彼を人と物とに結び付ける紐帶を必要とする。此の結合を完成するものは市民社會の初まりから今日に至るまで國家である。而して貨幣は此の團結に對する必要、又は國家の經濟的表現たることは、恰も法律が國家の法的表現たると同樣である。物の間に於いてはそれは貴金屬であり、人と人との間に於ては言語である。其の各々は各自其の領域に於て、人間が常に人間的又は物質的事件に於て求めんとする團結を完成する。卽ち貴金屬は物の間に於ける最も自然な連鎖であり、言語は人力の中の最も自然な紐帶である。故に言語と貴金屬とは貨幣の現はれる爲の二つの形式であり、經濟的國家の二大體現である。[23]」

故に硬貨と紙幣とは本質を同じうするものであつて、市民社會の經濟的表現に過ぎない。而して國家の最大の貨幣制度は硬貨が紙幣と正しい關係に置かれた時であつて、貨幣の增加は經濟力がそれによつて發展せしめられる時にのみ許容されるが、他の場合に於ける任意な增加は危險であると主張してゐる。

ミュラーは又生產を土地、勞働、有形的資本、精神的資本の四要素に基かしめ、これに對應して、國民を貴族階級、市民階級、商人階級、敎育家又は宗敎家階級の四つの身分階級に分ち、此の四階級の調和的關係によつて、有機的全體が構成されると云ひ、かかる調和を身分階級國家に於て求める。「身分階級國家によつて、上下擧つて國家の全體及び一般について常に眼を開くことが出來る。國家に於ける個人や有產者の集合以上のものたる此の全體、は其の見透しの利くことによつて、比較的才能乏しき者までも政治上適所に置くことが出來る。[24]」

かくの如くミュラーの功績は個人主義的精神の全盛時代に、其の機械的、唯物論的思想を排斥して、初めて國

家經濟の普遍主義的全體觀を立てたことである。シュパンの言葉を借れば「ミュラーの前にはマルクスの辯證法的銳さも、リカアドウの分析力も消し飛ばされてしまつた。[25]」

彼にあつては退歩が改革であり、復古が同時に進歩を意味した。「一切の政治的要求は中世紀に發見される。しかしこれらの要素は完全に結合されてゐなかつた。……何となれば、それは結合的ではあつたが、有機的ではなかつたから[26]」と云つてゐる。

浪漫主義思想の影響を多分に受け、屢々それと類似の論據を以て自由主義經濟思想に反對し、其の經濟觀に於て多分の國民主義的傾向を帶びてゐたのはフリードリッヒ・リストである。といふよりも、リストこそ經濟の本質を國民をば、國民的有機的意味に於て把握した最初の經濟學者だつたのである。彼が「私は確立せる體系の特徵的な差違として國民性を擧げる[27]」と云つてゐるときに、我々は當時のドイツ經濟事情に鑑みてリストが國民をば彼の經濟觀の基礎に据えた達見を認めざるを得ない。彼の主要な功績は、關稅問題の提唱や鐵道網の完成への努力ではなくて、國民經濟史上重要なものは個人ではなく社會共同體なりとせる彼の思想にある。かくてリストは飽くまでも無味乾燥な理論の確立を目指す合理主義的なる經濟人ではなく、何よりも實際經濟生活を指導せんとするドイツ人であり、したがつてスミス及びリカアドウの抽象的考察方法を退けて、國民の概念を以てする具體的文化的共同體の概念を誘導した。かくて經濟は國民共同體の逆りとして把握せねばならぬ。蓋し彼が言明せる如く、彼の全體系は「個人と人類との中間成員としての國民の性質の上に」立てられたものだからである。彼は「國民的體系」の中でドイツ國民の利益の促進のみを强調してから云つてゐる、「ドイツでは國民的利益は經濟學

理論によつて促進さるべきであるとすれば、此の理論こそは學者の研究室から、講壇から、教授から、……工業家、商人、船主の營業所へ、財産家の住宅へはいりこまねばならぬ。之を要するに經濟學理論は國民中に於けるあらゆる成員の共有財産たらねばならないのである。」[28]

次いでリストは生産力、即ち富を創造する力をば、富それ自體よりも重視し、したがつて國民經濟上重要なのは國民經濟的有機體の生活力であるとしてゐる。かくの如き國民の有機的關聯に重心を置いた彼の思想は明らかにミュラーの影響である。

以上の浪漫主義諸學者の思想に於て、一貫して流れる共通の特徴は、個人主義、自由主義、世界主義（コスモポリチズム）、唯理主義の否定としての普遍主義、背理主義、國民主義であり、ドイツ國民の本質的並に歴史的優越感の基礎に、國家社會の全體的有機的關聯を調和せんとする點である。我々は此の浪漫主義思想の中に、現代ドイツ國民社會主義の濫觴を見ることが出來るのである。

浪漫主義は更に一面にはキリスト教社會主義運動の上に多大の影響を與へたが、現代の學者にあつて純粹に其の思想を繼承するものは、フリースト・シュテワルト・チェムバレン、オスワルド・シュペングラー及びオトマール・シュパン等の人々である。

しかしこれと類似の傾向を多分に有し、しかも其の本質を異にするものは國家社會主義の一派及び急進的マンチェスター學派、即ち謂ゆる講壇社會主義一派である。

二　國家社會主義及講壇社會主義

國家社會主義はロードベルツス、ラッサール等によつて代表されたものであつて、新らしい社會的秩序を一階級の革命運動によらずして、既存の國家の援助によつて實現せんとするものである。

ロードベルツスは初期工業勞働者の悲慘な生活の改善を以て、健全な社會狀態を構成する爲の根本問題と認めた。しかし彼は私有財產制の原則的承認の基礎に立ち、單に土地及び資本のみを國有に移すことによつて生產の統一的實行を計ると共に、資本利子と地代との廢止を主張した。しかも彼によれば勞働者は個人主義、したがつて其の平等の權利を要求すべきではなく、此の國家社會主義的理想は、社會的なホーヘンツォルレルン王國の下に於て、永年の經驗によつて初めて實現されるといふのである。

ラッサールの國家觀はマルクスの唯物論的見地からでなしに、フィヒテ、ヘーゲルの理想主義的哲學から出發し、ドイツ浪漫主義から眞の國家的意識を汲んだ。「國家は……道德的全體に於ける個人の統一であり、此の團結に統一されたあらゆる個人の力を數萬倍にも强め、個人として使用する場合の數萬倍もの用途に向けるところの統一である。故に國家の目的はブルジョアによつて現代考へられてゐるが如く、個人的自由と財產とを保護するものではなくて、國家の目的は寧ろ此の團結によつて個人をして個人としては到達し得ざる存在の段階に到達せしめ、個人としては不可能な教育と力と自由との獲得を可能ならしめることにある。かくて國家の目的は人間的本質を政治的に發展せしめること、卽ち人間の本分たる文化を現實の存在たらしめることであり、自由に對して人

間を教育し發展せしめることである。[29]」

しかしながら他面に於て彼の經濟觀はリカアドウの賃銀鐵則から出發し、此の法則から免れる唯一の方法として、勞働者は生産組合を組織して自ら企業家たる地位を獲得すると共に、政治的には獨立の一政黨を組織して、普通選擧の爲に戰はねばならないと云ふことによつて、階級の對立を認めてゐる。

かくの如く通常國家社會主義と呼ばれてゐる一派は、思想的には浪漫主義の影響を受けて、普遍主義的であり、國家を高く評價したが、民族的主張は稀薄であると共に、一面に於ては個人主義思想の影響を受け、階級の對立を認めた。要するに彼等の主張の核心は國家による自由經濟への干渉、又は經濟的契約の自由のある程度の制限にある。此の點に於て國家社會主義と國民社會主義とは嚴に區別せねばならない。國民社會主義は社會國家を飽くまでも有機的に、歴史的に眺めんとするものであり、殊に後に述べる如く民族的主張が極めて重要な要素になつて居り、それは延いて强權主義に導くが、國家社會主義にあつては、このことはない。故に國家社會主義は國民社會主義の政策的一面を示すものではあるが同一のものではない。

更に國家社會主義に類似する講壇社會主義にあつても、例へばワグナーの租税理論に於て認められるが如く、國家の立法的保護によつて、下層社會の地位を向上せしめんとするに止まり、傾向的により社會主義的ではあるが、これらの思想は何れも、寧ろ「社會改良派」と稱すべきであつて、國家社會主義との相違は單に、後者にあつては勞働者自體の自助的活動に、より多く重心を置くに反して、前者は國家の活動をより多く期待する點にあるに止まる。勿論これらの「社會改良派」も亦、カメラリズム以後のドイツ主義の因襲に捉はれ、多少浪漫主義

的傾向が見られぬではないが、畢竟自由主義的形骸から完全に脱却してゐない。

しかしながら上述の國家社會主義及び講壇社會主義の主張は浪漫主義の思想と共に、後のキリスト教社會運動の上に多大の影響を與へてゐる。

三　キリスト教社會運動

キリスト教社會運動は原始キリスト精神の復活運動として起つた。その主張によれば新約聖書に於ける神の國は彼岸にあるのでもなく、內在的なものでもなく、現實のものでなければならない。キリストと共に、キリストを信ずる者のみの間に神の啓示があるのではなく、神の世界は祕められた聖なるものの中から卑俗な生活の上に現はれる。それは宗教ではなくて生ける神であり、意識現象ではなくて、現實の社會的政治的生活の凡俗な現實である。

キリスト教社會運動は開放的な現實の神の國を歷史的發展の目的と見る。神の國は魂の內部に於ける精神的現實ではなくて、人間の良心と意志との上にも實現されるが、境遇、實生活の上にも實現される。キリストは萬物を新らたにするものであり、したがつて人間の心のみならず、社會、國家、經濟をも新らたにするのである。アルトハウスは云ふ。「山上の垂訓の中に此岸の神の國の樹立に對する規範がある。卽ち個人生活に對する規則のみならず、社會問題解決の根本法則がある。從來の教會は愛の社會改造力を信じなかつたが、愛こそはキリスト教の革命的力である。その中に新らしい、よりよき世界の組織力が眠つてゐる。故にキリスト教は勇敢に神の國實

現の爲に戰はねばならない。

更に彼等によれば、「愛なくしてはキリスト教はなく、行動なくしては愛はない。」かくてそれは行動的である。革命的である。又それは一方では宗教としての超世界的なものを求め、他方では實際の經濟政治生活の中へ突入すべきことを主張するが故に、其の主張は極めて飛躍的であり、矛盾に充ちてゐる。[30]

キリスト教社會運動の先驅は既にヴィッヘルン・フーバー等に見られるが、初めて新約聖書の中に社會的倫理のみならず、經濟的、社會主義的プログラムを發見して、積極的に社會問題との關聯を求めるに至つたのは、ルドルフ・トッドの「ドイツに於ける急進社會主義とキリスト教界」（一八七七年）に於てである。彼の社會主義に對する態度は獨斷的であり、其の社會改革案は夢想的であつたが、社會運動に對する情熱をキリスト教界に鼓吹するに與つて力があつた。

これに次いでキリスト教社會運動としての鞏固な土臺を築いた者はアドルフ・シュテカーである。彼は一方では講壇社會主義、他方ではトッドの影響を受けて、一八七八年キリスト教社會黨を組織した。其の綱領によれば現下の社會民主主義は夢想的であり、眞の社會改革は王政及びキリスト教の立場から、平和的な勞働者團體の組成によつて達せられるといふにあつた。卽ち專門的職業組合、調停機關の創設、寡婦、幼老者、失業者等の國家的保護、國有及び公有財產の擴張、累進的所得税、相續税の創設等が揭げられてゐる。しかるにアイゼナッハに於ける一八九五年の第二囘綱領に於ては、より綜合的である反面、より保守的になり、反ユダヤ主義的傾向と農民及び中間階級保護の傾向を示すに至り、一切の非キリスト教並に非ドイツ的制度の排擊を主張した。これらの

主張はやがてキリスト教社會運動が國民主義運動に轉化する前提であつた。しかし彼自身の功績はキリスト教主義と保守主義との立場から國家社會主義思想を說くと共に、宗教を以つて一切の經濟的進步に對する精神的道德的な不可缺の要素たらしめた點にある。

これに反してフリードリッヒ・ナウマンのキリスト教社會運動は、より自由主義的であり、より大衆的であつた。又其の經濟理論はトッドと異り、キリスト教及び新約聖書のみを典據とするものではなかつたが、キリスト教の中に革命的性質を認め、宗教によるマルクシズムの克服と、被壓迫大衆の社會改革的な結合とを主張した。彼は社會民主主義の沒落と、キリスト教社會主義時代の到來とを確信し、可なり徹底した社會改革的思想と經濟の正しい認識とによつて、從來のキリスト教社會運動よりも遙かに統一的な、近代的な運動たらしめた。更に彼は勞働者同盟を作り、これを將來のツンフト運動にまで發展せしめんとした。

元々彼のキリスト教社會運動の綱領に於ては、其の經濟的要求と宗教的原則との統一が缺けてゐたが、後には全く宗教的色彩を失ひ、一八九七年ナウマン自身が教界から政界に轉身するに及んで、此の運動は全く政治化した。かくてナウマンに取つて、後の社會運動への影響は宗教的社會改革運動としてよりも、寧ろ國民主義運動の方面にあるが、これは別の項に於て述べる。

これらはプロテスタントを中心とする、主としてドイツに起つた運動であるが、カトリック社會運動は非常な勢力を以てオーストリヤに榮えた。

從來オーストリヤのカトリック教徒間では、保守黨の勢力が壓倒的であつて、大地主によつて鞏固な支持を受

けてゐた爲に、勞働問題は輕視され勝ちであつた。此の方面に於ける運動は實にカール・フォーゲルザングによる「キリスト教的社會改革月報」(一八七五年)の發刊に始まる。

此の一派の特徴は浪漫主義の濃厚な影響の下に社會の身分階級的構成と、中世紀的なキリスト教的、ゲルマン的原則への復歸にある。殊に社會的害惡を金融制度の中に認め、貸金利子の廢止を主張した。

此の運動は一八八〇年ウィーン市長リューガー[31]を首領として、ウィーン及びニーダー・オーストリヤ地方に起つたが、多分に反ユダヤ主義、就中ユダヤ的金融支配反對の傾向を示し、力強い國民層の支持を贏ち得た。

以上のキリスト教社會運動に共通な點は、根本的に浪漫主義的傾向を示し、封建主義的な社會の有機的關聯を主張したこと、及び他面には國家社會主義乃至講壇社會主義の影響を受けて、社會的害惡を國家的保護と勞働者の自助手段との兩面から除かんとしたが、其の支持層は大體に於て中間階級に止つたことである。就中特記すべきは、其の多くが最初にはキリスト教を以て社會改革の前提としたが、後には其の經濟的要求の高まるに從つて、多かれ少かれ宗教的色彩を失ひ、保守的な國民主義的大衆運動に轉化し、同時に反セミチズム運動に結び付いたことである。かくて此の國民主義運動は浪漫主義に現はれた國民主義思想から現代の大衆的國民主義運動への橋渡しとなつた。

四　民族主義運動

ドイツの民族主義運動は一面には浪漫主義に現はれた國民主義的感情が基調になつてゐるが、他面には又ゴビ

ノーの「人種不平等論」と同じ立場から出發してゐるかに見える。卽ち前者にあつては民族乃至國民を寧ろ文化的連帶と見んとする傾向が濃厚なるに反し、後者は人種的見地に立つものである。例へばゴビノーの如きは、白色人種は思考力に富み、秩序と平和と自由とを愛し、人生を樂しむ種族たることを無條件に認め、世界の文明は白色人種によつて齎らされたことを主張してゐる。卽ち彼ば、

「あらゆる文明は白色人によつて生れたものであることは歷史の敎へるところである。社會が發達し、輝かしい存在たり得るには、社會に本來の優越的存在を永く維持すると共に、社會がこれらの種族中の最も優れた者に隷屬せねばならない。このことを最も明白に證明するには世界でこれまで支配し來つた文明を見れば良い[32]」と云ひ、次いで彼は過去現在を通じて地球上で完全な社會狀態を造つた民族は十種であつて、其の他は「太陽の周圍の遊星」の如く、多少ともにこれに依存せるに過ぎないとし、これに從つて文明を左の十種に分つてゐる。

1、インド文明
2、エヂプト文明
3、アッシリヤ文明
4、ギリシヤ文明
5、支那文明
6、イタリヤ文明
7、ゲルマン文明

8、9、10、アメリカ文明（アルガニー、メキシコ、ペルー）彼によれば此の十種の文明中、最初の七文明は少くとも一部はアリヤン民族に依存する。故に「アリヤン人種の支配がなかつたならば、ヨーロッパ民族の間には如何なる文明も生じなかつたであらう」[33]と。此の見解がドイツの民族主義運動、延いてはナチスの國民主義的主張に如何に影響するところ多きかは、後に述べるヒットラーの主張に明白に現はれてゐる。

さてドイツ民族主義運動は大抵獨墺統一運動として起つたが、其の中でも異彩に富めるはシェーネラーの汎ドイツ黨とナウマンの國民社會同盟とである。

シェーネラー[34]は農民出身であつた關係上、此の運動が大衆運動でなければならないことを早くから見抜き、一八九七年のウィーンに於けるドイツ國民大會以後彼の運動は活潑になつた。ドイツ民族の統一を妨げる最大の障碍はハプスブルグ王朝にありとして、極端にハプスブルグ家を嫌惡した。其の他の特色は反ユダヤ主義、反民主主義であると同時に、キリスト教社會運動の影響を受けて宗教的色彩が濃厚であつた。リューガーのキリスト教社會運動と共に、オーストリヤ時代のヒットラーに多くの感化を與へ、彼の運動の上に於ける重大な指針となつたことは前に述べた。

フィヒテ以後ドイツには多くの國民社會主義的思想の發生を見たが、初めて其の思想の上に「國民主義」と「社會主義」との名稱を併用して、具體的な運動にまで導いたのは、キリスト教社會運動から出發したナウマン[35]である。即ち彼が一八九六年「國民社會同盟 Nationalsozialer Verein」を組織せるを以て嚆矢とする。しかしながらナ

ウマンにあつては、其の名稱は「社會的 sozial」ではあつたが、「社會主義的 sozialistisch」ではなかつた。かくて「國民社會主義」の名前はナチスによつて初めて用ひられるに至つたのである。

ナウマンの初期の思想に於ては、講壇社會主義の影響を受けて一般に「社會主義的」と認めらるべき要素があるにはあつたが、民族主義的主張の方がより多く彼の運動を特徵付けてゐる。此の傾向は彼の「國民社會主義問答」に最も明快に現はれてゐるが故に其の要旨を掲げやう。[36]

「我々が國民主義的土臺の上に立つのは、外部に對するドイツ民族の經濟的、政治的權力の保持が、內部に於ける一切の重要な社會改革の前提と思惟されると同時に、外部的權力は、政治上重大關係ある國民大衆の國民主義的觀念なくしては、永久に維持されないことを確信するが故である。故に我々は外部に對しては力の政治、內部に對しては改革の政治を慾求するものである。

1、何故に我々は我々の運動を國民社會的と名付けるか？

我々は國民的なるものと社會的なるものとが、此の運動に於て相關聯することを確信するが故である。

2、國民的なるものとは何ぞや？

其の影響を全世界に及ぼさんとするドイツ國民の衝動である。

3、社會的なるものとは何ぞや？

其の影響を國民內部に於て擴張せんとする勞働者大衆の衝動である。

4、如何にして此の兩者は相關聯するか？

全世界に對するドイツ的影響の擴張は、大衆の國民主義的觀念なくしては不可能であり、且つ國民間の此の大衆の影響の擴大は、世界市場に對するドイツ權力の將來の發展なくしては不可能だからである。

5、全世界に對するドイツ的影響の擴張は、如何にして大衆の國民主義的精神に依存するか?

ドイツがアジヤ、アフリカ、アメリカ、就中ヨーロッパに於て、重要なる地步を獲得する爲め、陸海軍に對する大なる犧牲は、勞働大衆の同意なくしては永久に齎らされないが故である。

6、勞働大衆は果して陸海軍擴張を妨げる能力を有するか?

今日ではなほそれだけの能力を持たないが、彼等の勢力增大に從つて十年乃至二十年後には可能である。

7、勞働者大衆の勢力增大の見込はあるか?

見込どころか、確定的事實である。蓋し勞働者層の數と敎養とは不斷に高まりつゝあるが故に。

8、勞働者大衆の勢力增大によつて、軍備の擴張が妨げられる懸念はないか?

否、戰爭は永久に世界から消滅せざるが故に。

11、我々ドイツ人は將來の大戰爭に中立を守ることを得るか?

然り、若し我々がドイツ國民の滅亡を欲するならば。

14、勞働者大衆の政治的勢力の擴大は危險ではないか?

極めて危險である。若し此の大衆が國民主義思想を持たなければ。

18、かくも政治的に重要な國民大衆が、何故に今日まで國民主義的でなかつたか?

彼等は今日まで政治的責任感を持たしめられなかつたからである。

19、何故に政治的責任感がなかつたか？

彼等は反對派として出現したものであるが、國家的權力は、專らその政治的反對者の手にあつたからである。

21、國際的社會主義は何故發展の見込がないか？

各國民の文化の水準が著しく異り、且つ一國民の進展は他國民の衰退によつて達せられるものなるが故である。

22、一切の文化的國民の勢力を、共同に伸張することは出來ないか？

然り、これら諸國民の生産物販路が狹小なるが故に、これら市場の開發は文化的諸國民の膨脹よりも遲れる。世界市場獲得鬪爭は生存鬪爭である。

26、國家とは何ぞや？

國家とは立法と行政との上に表はれた國民生活そのものである。國家は往々にして誤り考へられてゐる如く、一支配階級の制度ではない。

かくして彼の國民主義思想は、大衆を背景とする國權の伸張による帝國主義思想にまで發展してゐる。此の汎ゲルマン思想に對する具體的要求は、更に大戰半ばに上梓され、歐米の廣い讀者層に普及した彼の名著「中歐論」に現はれてゐる。それによれば中歐諸國、卽ちドイツ、オーストリヤ、ハンガリーはドイツを中心として、國際

的團體でなくて鞏固な國家的連帶關係に立つことが、國防上も、經濟上もドイツ民族の世界制覇上必須條件なりとするにある。彼は云ふ「戰爭の協力が偶然であるか、或ひは必然であるかの疑問が生ずるが、私は後者であることを主張する。嘗てはオーストリヤとプロシヤとが偶然に結び付けられたことがある。……今や古きドイツ帝國に於けるよりも統一の必要が多い。現在にあつては前記地帶(中歐)の大小國家は共同の交戰團體となり、勝利と敗戰とは共通の運命になつてゐる。……戰爭は中歐精神の創造者となつた。……世界戰爭のあらゆる經驗者は、現在及び將來に於ては中小の國力を以てしては、最早大なる政策を行ひ得ざることを痛感してゐる。……此の國家連合の歷史過程に於てプロシヤは餘りに小であり、ドイツは餘りに小であり、オーストリヤは餘りに小であり、ハンガリーは餘りに小である。……それ故に中歐の結合は偶然でなく、必然である。[37]」そしてナウマンは此の廣大な民族國家に於て、經濟的には國民生活維持の基礎を農業に置き、殊に小農制度によるべきものとし、政治的には國家を强大ならしめる爲に大衆の國家觀念を强め、全體に對する奉仕の精神を國民に鼓吹せんとした。彼によれば、「民主主義と帝政」とが最上の政治形體であつて、帝政は決して傳統や歷史的要求の所產に非ずして、國民主義的權力意志と生活意志との結晶であつて、其の繁榮には上層階級と大衆との强調が保たれねばならない。而して民主主義は無產大衆をして、彼等自身の國家であるとの自覺から、國家を愛し强大ならしむべく努力せしめる爲に役立つものであつて、同一民族たる觀念が國民大衆の自覺の精神的內容を爲すものだと主張してゐる。

× × ×

以上說き來つた如く現代ドイツ國民社會主義運動は既に浪漫主義に於て其の思想的根柢を有し、更に國家社會

主義、キリスト教社會運動、民族主義運動等の思想及び主張を採り容れたものであるが、尙詳細にナチスの思想自體を次節に於て檢討しやう。

1) Graf Carlo Sforza, Europäische Diktaturen, S. 133.
2) Theodor Heuss, Hitlers Weg. S. 7.
3) Jakob Boxa, Gesellschaft und Staat im Spiegel deutscher Romantik, S. 4.
4) Othmar Spann, Die Haupttheorien der Volkswirtschaftslehre, S. 89 ff.
5) Johann Gottlieb Fichte, Rede an die deutsche Nation, Reclam. S. 128.
6) Fichte, a. a. O., S. 122.
7) Fichte, a. a. O., S. 215 f.
8) Fichte, Der geschlossene Handelsstaat, S. 28.
9) Fichte, a. a. O., S. 34.
10) Friedrich Schlegel, Philosophische Vorlesungen, S. 355.
11) Schlegel, a. a. O., S. 357 f.
12) Schlegel, a. a. O., S. 358.
13) Schlegel, a. a. O., S. 365.
14) Josef Görres, Resultate meiner Sendung nach Paris, Schellberg, S. 80.
15) Görres, a. a. O., S. 59.
16) Görres, a. a. O., S. 61.
17)—18) Adam Müller, Elementen der Staatskunst, S. 60.
19) Müller, a. a. O., S. 49.
20) Müller, a. a. O., S. 57.
21) Müller, Versuche einer neuen Theorie des Geldes, S. 107.

22) Müller, Elements, S. 257.
23) Müller, Versuche, S. 158.
24) Müller, Über König Friedrich II, S. 253.
25) Spann, a. a. O., S. 79.
26) Müller, a. a. O., S. 134.
27) Friedrich List, Das nationale System der politischen Ökonomie, Ausgabe Waentig, 5 Aufl., Janu. 1928, S. 40.
28) List. a. a. O., S. 40 f.
29) Ferdinand Lassalle, Auswahl von Karl Renner, S. 185.
30) Paul Althaus, Religiöser Sozialismus, S. 11 f.
31) 本書一一頁以下參照。
32) Gobineau, Versuch über die Ungleichheit der Menschenracen, Bd. I, S. 285.
33) Gobineau, a. a. O., S. 289.
34) 本書一一頁以下參照。
35) 本書七八頁以下參照。
36) Friedrich Naumann, Nationalsozialer Katehismus. S. 5 ff.
37) Friedrich Naumann, Mitteleuropa, S. 3 f.

第二節　ナチスと民族主義

前節に於て述べたやうにナチスに取つて最も本質的な特徴は國民主義であるが、此の國民主義には社會國家を有機的關聯に於て見るフィヒテ、ミュラー等の浪漫主義諸學者の國家主義、アリヤン民族の文化的優越性から出

う。

これらの思想が混然と融合されて居り、他の言葉を以てするならば民族的國家主義とでも名付けることが出來や

發するナウマン、シェーネラーの如き民族主義者の汎ゲルマン主義、キリスト教社會運動の抱く反セミチズム、

元來民族が如何に觀念されるかに付いては議論が多い。種族と同一であるか、或ひは土地、國家の如き外部的連帶によつて結び付けられたものであるか、又言語、宗教、文化を等しくするものの團體と解すべきかの疑問を解くことは容易ではない。此の點に關するシュパンの所説を見やう。

「民族 (Volk) 又は國民 (Nation) の概念を把握する爲に、著名な學者達は、國家、言語、人種、宗教、氣候、地勢、共通的傳統、文化、最後には外的な國民的共同意識等の多くの特徴を擧げてゐる。しかしながら歴史的諸民族を右の見地から見れば、直ちに明らかにされることは、それらの特徴のどれも民族の本質を完全に把握し、其の史的現實を說明するに足りないことである。……

第一に國家的連帶から說明せんとする者は、屢々國家を國民的統一と同一視してゐる。例へばモールは『國民 (Staatsbürger) の全體が民族を構成する』と云ふ。……しかし國家と民族と同一でないことは、オーストリヤ、ロシヤ、トルコの如き國家を見れば明らかである。これらの國家に於ては、其の中の數民族間の闘爭が絶えない。

……

次に言語に付いて云へば、言語も亦國家と同じく民族の眞の特徴と考へられてゐるが、これも民族の概念を確定し得ない。例へば各國に住めるユダヤ人はエルサレムを故鄕とする一民族と見做されてゐるが、其のユダヤ語

は今日に於ては僅かに文獻上見られるのみである。……

人種に關しても、それは民族と極めて重大な關係に立つが、未だそれを以て民族の重要な決定條件と云ふことは出來ない。ゴビノー、チェムバレン等は人種を民族の特性、文化力の主要な條件と見做してゐるが、現代に於ては最早統一的人種、統一的根源による民族はあり得ない。同一のドイツ人に付いて見るも、北獨のドイツ人はスラヴ人、ケルト人、ローマ人の血が南獨程多くは混つてゐない」と云ひ、最後に彼自身の見解として「民族は共通の根源から出で、同一言語を語り、共通の政治的、文化的發達を遂げ、共同の意識を有する人々の全體である」[1]と述べてゐる。

ゾムバルトの民族に關する見解は右と若干異り、居住地や言語の同一は民族概念に取つて必要ではなく、其の特徴は、イ、同一の系統、ロ、一定時期に於ける同一の歴史的運命、ハ、同一の精神文化、にありとし、それ故に民族(Volk)は國民(Nation)が「何處へ?」によつて規定されるに反して、「何處から?」によつて規定されるとする。[2] しかるにオットー・バウエルによれば、更に之とも異り、彼の民族概念は寧ろゾムバルトの國民の概念に近いものである。即ちバウエルによれば、「民族とは運命共同體(Schicksalsgemeinschaft)[3]であり、更に此の運命共同體とは「同一の運命の下に置かれてゐることではなくて、不斷の交通、繼續的な交互作用を行ふやうな狀態に置かれてゐるところの同一運命を共通に體驗[4]することだとされてゐる。

更に他の箇所に於て云ふ、「民族とは運命共同體によつて一つの性格共同體に結合された人間の全體を云ふ」[5]と。此の性格共同體なることはバウエルに取つては極めて重大である。それは最早血液の同一や、言語の同一の

みを指すのではない。

かくの如く民族概念の規定についても、シュパンの如く、同一起源、共通の言語を要素とする場合と、バウエルの謂ゆる「性格共同體」と見做す場合とは、殆んど兩者に共通するところがない。それ故に我々は此處では一般に妥當と見做される民族の定義を求めることを諦め、ナチスによつて民族が如何に理解されてゐるかを見やう。

ナチスの民族國家の主張に於て何よりも主張されることは、アリアン人種としての優越であり、その人種的優越保存の爲の血の純血である。したがつて此處では殆んど人種と民族とは同一視せられてゐる。テオドール・ホイスが、マルクシズムは歴史的發展過程の原動力を階級鬪爭に見たに反して、ナチスは血と人種とにそれを認めることによつて、前者が史的唯物論であるならば、後者は生物學的自然主義だとまで極言した(6)ことに無理はない。ナチスの民族理論はヒットラーを初めとして殆んど總てがアリアン人種の民族的優越から出發してゐることは否定出來ない。

ヒットラーによれば、現代の我々の文化、卽ち藝術、科學、技術等の發達は殆んど全部アリアン人種の所産であつて、アリアン人によつて人類は其の進歩を促がされ、其の認識の光によつて蒙昧の途を照らし、地上の支配者になつたのである。そして彼は人類を文化建設者、文化維持者及び文化破壞者の三種に分ち、アリアン人のみが第一種の文化建設者だと主張する。「彼(アリアン人)から一切の人間的創造の土臺と障壁とが生ずるのであつて、たゞ其の外形と色彩とが個々の民族の特徴によつて制約されてゐるに過ぎない。彼は一切の人類進歩に有力な土臺と計畫とを與へるのであるが、たゞ其の實行の上に個々の民族の相違が現はれてゐるに過ぎない。例へば

僅々數十年間に東亞に於て固有の文化が生れたと云はれてゐるが、其の究極の根據は正しく我々の場合と同じく、ギリシヤ的精神とゲルマン的技術とにある。たゞ其の外形――少くとも其の一部分の――がアジア的特徴を帶びてゐるのみである。普通に考へられてゐる如く、日本が其の固有の文化の上にヨーロッパの技術を取り入れたのでなくて、ヨーロッパの科學と技術とが日本人の特性によつて粉飾されたのである。日本の文化が今や日本人の生活方法を決定するとしても、其の實生活の基礎は固有の文化に非ずして、歐米の、したがつてアリアン人の科學と技術との所産である。此のアリアン人種によつて東洋も亦、一般人類進歩の恩惠に浴してゐるのである」[7]として アリアン人種に文化建設者としての地位を與へ、更に「假りに今日日本からあらゆるアリアン的影響を奪ひ、歐米文化が亡ぶとしても、なほ暫らくは日本の科學と技術とは進步し、存續するであらう[8]」と云ひ、かくの如き其の文化的基礎を他人種から得、しかも其の影響が除かれた後までも、なほ其の文化を維持する人種が第二種の文化維持者であると云つてゐる。

文化創造者としてのアリアン人に對蹠の關係に立つものは、文化破壞者としてのユダヤ人によつて代表されるセミ族である。ヒットラーによれば、此の謂ゆる選民位自己保存慾の强烈な人種は未だ嘗て存在しなかつた。しかもユダヤ人は其の固有の文化を缺き、其の文化は常に周圍の諸民族から與へられるにも拘らず、彼等には文化民族として最も重要なる前提たる理想主義的精神がなく、又此の强い自己保存慾の故に、彼等には犧牲的精神が缺け、共同の危險に脅かされる場合の外は決して協力することなく、此の危險から免れるや否や、忽ち彼等はエゴイストの本能を發揮して、互ひに激しく鬪爭し合ふのである。かく人類の向上に缺くべからざる理想なきこと

は、やがて彼等に文化創造力がないのみならず、却つて人類進步を妨げる原因たらしめるのである。[9]
ナチスの反セミチズムは此處から出發するのであるが、此の問題は後に述べる。
かくの如くヒットラーは人種を三種に分ち、人種混合の結果は、

一、高級人種の水準低下

二、其の精神力肉體力の退步

に導くが故に、純血を尊重せねばならないと云つてゐる。

ところで、かくの如きアリアン人種の優越性の理論は、なるほど嘗て十九世紀中のヨーロッパでは恰も信仰の如く支配的だつたところのものである。だが、それは現在では凡俗の考へ方に過ぎないと見做されてゐる。といふのは、語源を共通にするといふことからは、人種的接近なる事實は抽出し得ないからである。言語の共通であることから結論されることは、文化的接近の事實のみである。かくてアリアン學說は人種と文化との混同に基くものだと言はねばならぬ。[10] しかも生物學上の概念としての人種そのものが、存在さへも既に否定されねばならぬ。若し人種の概念をば、假りにカーンの云ふ如く、「共通の起源及び血液の近似に基く共通な肉體的並に精神的特徵を有する人間の集團[11]」とすれば、かゝる人間群は無數の混合の結果最早存在し得ない。このことは、ナチスが屢々試みてゐるやうに、「アリアン人種」の代りに「ゲルマン民族」なる概念を置き代へてみたところで同樣である。卽ち、ゲルマン學說も亦、カーンによれば、西歐學者、特にゴビノー、チェンバレン等々の如き人々によつて人種的優越性をば、アリアン學說に基いて主張せんとしたことの失敗に鑑みて、非難の比較的少なさうな

人類學的立場から立てられた新らしい學說なのである。[12] かゝる「ゲルマン」なる民族は理想概念としてはあるかも知れないが、現實にはゲルマン民族なるものは、ゲルマン人、ケルト人、スラヴ人、地中海諸民族、ユダヤ人等々の無數の混合から成つて居り、永い歲月の間に、氣候、生活樣式、言語、教育、政治形態、宗教、歷史的運命、等々を共通にしたことから、一定の統一的性格を有する民族に融合されたものに過ぎない。[13] このことはナチスの領袖の一人レフェントロヴも認めてゐるところである。「ドイツ民族と云へばとて、それは人種的には甚だしい混合であることを見落してはならない。更に言語、慣習、交通、新聞紙、政治等によつて生じた、外形的類似のことを云つてゐるのでもない。ドイツに於ける北方運動は、今なほ殘存せるドイツの北方民族的要素を計畫的に强め、且つドイツ民族の本質の事實上の決定權を有するものたらしめることが民族的使命であるとの根本思想を抱いてゐる。ドイツ社會主義は[14]完全にこれに一致する。ドイツ社會主義も亦、かかる民族問題が全國民によつて感知され、關心を拂はるべきことを要求する。此の要求に基くドイツ社會主義の使命は、人種的に異るドイツの成員を綜合統一し、彼等を其の最善の特質や能力に應じて全體の中で活動せしめることである」と。[15]

ともあれ、ナチスの民族理論からはアリアン乃至ゲルマンの血液的純血の思想を取り除くことは出來ず、したがつてナチスの民族主義は血統によつてつながれた種族的國家を內容とするものである。ナチスのアンチセミチズムも亦、此處に原因するとは一般に主張せられてゐるところである。それ故に此處では暫らくアンチセミチズムの思想について述べねばならない。

ナチスの生物學的な民族國家觀はその主張にも拘らず、それ程純粹なものでないことは以上によつて明らかで

ある。しかもそれにも拘らず、何故にユダヤ人は排斥されねばならないのであるか。

ヒットラーは民族としてのユダヤ人が如何に他民族を毒し、其の國家に破壞的作用を及ぼしたかを知るには、彼等が今日まで爲し來つた途を想ひ返せば充分だと云ひ、ユダヤ人の發展の跡を辿つてゐる。其の要領を簡單に纏めやう。

民族移動時代の初期からユダヤ人は早くも商人として出現したが、最初はそれ程厚顏でもなかつたし、殊に此の新來民族は生來の柔順さと素朴さとを以て、却つて商人としてのユダヤ人の存在は喜ばれた。勿論彼等の活動は主として、生産者としてでなく中間取引者としてであつたが、此の方面に於ける才能は遙かにアリアン民族を凌ぎ、容易に商業を獨占し始めると共に、高利による金貸を營むに至つた。商業及び、就中彼等の重視する金融業に於ける地位の確立と共に、彼等は都會地方に定住して、「國家内の國家」を構成し、漸次其の特質を暴露し始めた。かくて彼等が中世紀人の最も重要な財産たる土地をも投機の對象たらしめるに及んで、漸く民族的反感が高まり、其の高利は反對者を刺戟し、其の無恥は憤りを、其の富は妬みを買ふに至つた。

しかしユダヤ人は如何なる迫害にも屈しなかつたのみならず、却つて封建諸侯の財政的窮迫に乘じて宮廷に入り込み、金融的援助の代償として特權を要求し、封建諸侯の沒落を急がしめた。ドイツ民族がユダヤ人の害毒から免れ難い運命に縛りつけられたのは、實にユダヤ人に籠絡された、これら封建諸侯の責任である。

ユダヤ人は漸次其の外形的生活をドイツ的に改め、言語もドイツ語に改めたが、それは一は市民權を獲得し、

他は金融による世界制覇を遂げんとする手段であつて、彼等の外的生活の如何に拘らず、其の特性は不變であつた。即ち彼等は一種族に取つて最も重要なものは血統であることを知れるが故に、自らセミ族としての純血を保ちつゝ、他の民族の血を汚濁せしめる。ユダヤ人の男子は決してキリスト教の婦人とは結婚しないが、ユダヤ人の女をキリスト教の男子に配することを躊躇せざるは此の故である。

彼等は外貌を裝ふ爲に慈善行爲を辭せず、時代の先達たらんと努めるが、實際には國民の經濟を毒し、國民を滅亡の淵に導きつゝあつた。即ち彼等は株式の手段によつて、國民的生産過程に侵入し、生産に對する個人的所有權を奪ひ、それを賣買の對象たらしめた。かくて企業家と勞働者との乖離が生じ、延いては政治的階級分裂に誘つた。そしてユダヤ人自ら國民的勞働力の所有者乃至其の統制者としての地位を確保した。

ユダヤ人が彼等の蒙る種族的、民族的差別打破の爲に利用した有力な武器は新聞であつた。そして彼等は新聞の利用によつて輿論を常に誤れる方向に導いた。

しかし此の時期に於ける彼等の最高の目的は、民主主義の勝利であつた。個人的人格を退け、其の代りに無責任な衆愚の支配を以てすることは、最も多くの機會を彼等に惠んだ。

高度の經濟的發展に伴ふ勞働大衆のプロレタリヤ化、農村から都市への勞働者の移動的傾向、健康の阻害と權利の信念の喪失、賃銀の低下と企業家の巨利、これらの社會惡は悉くユダヤ化の結果である。

ブルジョア階級が無反省にこれらの事情を看過せる時に、ユダヤ人は一方では人類搾取の資本主義的方法を極度にまで發展せしめつゝ、他方では其の犧牲者を煽動し、其の指導者となつた。嘗ては彼等は封建世界打破の爲

にブルジョアを利用したが、今やブルジョア社會破壞の爲に勞働者を利用せんとするのである。かくして彼等は勞働者大衆の間にマルクシズムの思想を植ゑ付けた。

しかも其の眞の目的は、勞働者自身の奴隷化と、一切の非ユダヤ人全滅にある。一方では金融資本の獨占、他方ではマルクシズム的大衆を武器として、今や民主主義に代ふるに彼等自身の少數獨裁の實現を企て、計畫的に經濟と政治との兩方面から革命の準備を爲し、民族を內部的に對立抗爭せしめ、インターナショナルの思想を植ゑ付ける。

究極に於てユダヤ人は、經濟的には社會的企業を國家から奪つて自己の金融支配下に隷屬せしめ、政治的には國民的獨立の根據を破壞し、文化的には國民的感情を喪失せしめ、一切の美なるもの、崇高なるものを奪つて、低い動物的地位に追ひ落し、宗教的には習慣と道德とを輕蔑して、國民の最後の支柱を失はしめるのである。

此の種の最も恐るべき實例を提示するものがロシヤであつて、其處では三千萬の人間が非人道的な壓迫の下に殺され、飢ゑてゐるに反して、他方では一群の少數ユダヤ人が國民大衆を獨裁してゐるのである。[16]

右のヒットラーの所説は、一切の社會惡をばユダヤ人の所業に歸し、極めて强烈な民族的反感の中に、アンチセミチズムに關する社會的政治的經濟的諸原因が織り込まれてゐる。ヒットラーの云つてゐるやうなユダヤ人による血液の汚損に對するドイツ人の恐怖は決して珍らしいものではない。ゾムバルトは嘗て、ユダヤ人と非ユダヤ人との結合は多くの場合に疑ひ深い素質を有する子供が出來、且つ「ゲルマン人とセム人との間の血の混合は」屢々「性格の不均衡な人間」を生ずるとした。又ギュンターはドイツ人とユダヤ人との雜婚は「ゲルマン精神の

東洋的種族による汚損」を意味すると述べてゐる。[17] だが、既述のやうに、ゲルマン人が純粋な民族ではなくて、その中にはユダヤ人をも含む各種民族の血の混合から成立つてゐる如く、ユダヤ人も亦、多数の人種及び文化諸民族の混合から生じた歴史的文化的産物である。卽ち、それはカナンに移動した本來的なユダヤ人、エヂプト人、ギリシヤ人、ローマ人、シリア人、ペルシヤ人はもとより、ケルト、スラヴ、ハンガリー人等々の混合である。

更にユダヤ人が統一的人種とは云ひ難い一つの有力な證左としてアシュケナチムとセファルヂムとの相違を擧げることが出來る。その移住地に於ける歴史的運命、環境、精神及び肉體的教育の完全な相違、並に氣候、等々によつて分化した此の二群のユダヤ人は肉體的にも精神的にも決して同一ではない。[18] 以上のユダヤ人の二つの型の他にも各種のユダヤ人があり、夫々相異つた肉體的及び精神的特性を具へてゐるのであるが、とりわけ人種的には非ユダヤ人でありながらユダヤ教を信奉するが故にユダヤ人の範疇に加へられてゐる者の少くない事實を看過してはならぬ。

かく觀ずれば、ユダヤ人はさきの人種に關するカーンの定義によるも、嚴密には同一人種とは云ひ難い。このことは屢々論議されてゐるユダヤ人と非ユダヤ人との間の精神的差違の稀薄である事實からも云へる。通常ヨーロッパに於て特に「ユダヤ的」と見做されてゐるあらゆる精神的特徴は、シリア人、アルメニア人、小アジアのギリシヤ人にも認められるところであり、[19] 要するに、それは總じて中世紀の近東及び地中海の商人的諸民族の具へてゐた特性なのである。

もとより總じてユダヤ人と呼ばれてゐるところのものによつて、さきにヒットラーの述べてゐるやうな經濟的

惡德が重ねられた歷史上の事實はある。このことはゾムバルトによつても承認せられるところであつて、例へば「宮廷ユダヤ人（Hofjuden）」として戰費調達の特權から暴威を振つた事實[20]、取引所によつて彼等の投機慾を滿足せしめたこと[21]、等々の事實は枚擧に耐へない。

しかしながらかかる商人的な才能は既述のやうにユダヤ人のみでなく、近東及び地中海の商人的な諸民族にも共通のものである。而して社會の階級的分化による中間階級の勃興が商人としてのユダヤ人の存在を迷惑に感じたことは想像するに難くない。しかもかかる經濟的理由によるユダヤ人排斥は、他の歐洲諸國に比し比較的多数のユダヤ人を擁するドイツに於て特に顯著に現はれることも亦、止み難い必然であるかも知れない。試みにヨーロッパに於けるユダヤ人分布數をみると次の如くである。

	總人口	調査年度	ユダヤ人數	調査年度	その割合
オーストリア	六、七五九、〇六二	一九三四年	一九一、四〇八	一九三四年	二・八三%
西北ロシア	一三、四五〇、五三三	一九二六年	三二六、三六三	一九二六年	二・四三
ポーランド	三一、九二七、七七三	一九三一年	三、〇二八、八三七	一九三二年	―
フランス	四一、九〇七、〇五六	一九三六年	二四〇、〇〇〇	一九三六年	〇・九七
ドイツ	六六、〇三〇、四九一	一九三三年	四九九、六八二	一九三三年	〇・七六
イギリス（アイルランドを除く）	四六、一七八、八八四	一九三一年	三〇〇、〇〇〇	一九三一年	〇・六九
イタリア	四二、五二七、五六一	一九三六年	四七、八二五	一九三一年	

（American Jewrish Year-Book, Vol. 40, 1938–39, S. 546）

かかる經濟的理由の外にも、ユダヤ人の冷酷、環境に對する不適合、執拗、猜疑、等々の性格が擧げられ、過去の歷史上に於ける惡德が指摘されてゐる。このことについて、ドイツの文藝家、學者にしてユダヤ人に鋭い非

難の言葉を投げかけてゐるものは枚擧に堪へない。しかしその若干を例示しやう。

ゲーテ「そして此の狡猾な國民（ユダヤ人）には、秩序が存在し、望むべき何物もない場合に限り、途が開かれてゐることは明らかである。[22]」

カント「ユダヤ人は商人の民族である。……そして大部分は何ら國民としての名譽を求めないで、此の國民たる名譽の喪失をば、自己を保護してくれる國民を欺すことの利益によつて補はんとする。[23]」

フィヒテ「ユダヤ人は人間としての權利を持たねばならぬ。しかしユダヤ人に市民權を與へることについては、一夜の間に、彼等總ての者の頭をユダヤ的な思想に充たされてゐない頭と取り換へる以外には少くとも方法がないと思ふ。そして我々をユダヤ人から護るには、彼等に約束された土地を奪ひ、彼等を追拂ふ外には手段がない。[34]」

デューリング「ユダヤ人問題は人種汚損の歴史である。[25]」

又ユダヤ人が元來その環境に甚だしく適應性を缺いでゐる事實について、フリッチュは云ふ、「ギリシヤ文明の時代に、極東の新興ユダヤ都市、特にアレキサンドリアやアンチオキアには、ギリシヤ語を日常語とするユダヤ人がギリシヤ人と併び住んでゐた。そして當然兩者が接觸した。しかしその結果として重要なことは、ギリシヤ人は其の特性を失つて東洋化したに反し、ユダヤ人はギリシヤ語を使用し、文化を採り入れたが、依然としてユダヤ人たることを失はなかつた[26]」と。このことは近世についても云へるので、即ち「我々ドイツ人が世界市民的な人間理想に熱中する餘り、我々ドイツ國民たることを動もすれば忘れ勝ちであるときに、ユダヤ人はユダヤ的

思想を出來る限り廣めやうとした」のである。[27]

だが、このことはユダヤ人の性格よりも、寧ろ其の宗教に由來するものと考へられる。キリスト教が個々への救濟を求めるときに、ユダヤ教は全體としてのユダヤ民族の救濟を望むものであり、此處にユダヤ教の「民族的性格」があり、[28]それを中心とする團體は他の排斥を誘發せざるを得ない。

かやうにして、以上のやうなユダヤ人に對する非難は、ユダヤ人の本質によるものであるか、それともあらゆる他の少數民族の甘受せねばならぬものであるかは疑問の餘地が多い。此の故にレヴィンガーは云ふ。「アンチセミチズムの唯一の原因は少數民族たることにあり、他の原因は總て副次的なものである。しかも、かかる副次的諸原因でさへも主としてそれはアンチセミチストの側にあり、ユダヤ人自身の性格及び行爲によるものは殆んど無い。[29]」かくして我々は各國について、そして此處では我々の當面の課題としてナチスのアンチセミチズムの原因を探らねばならない。

ナチスのアンチセミチズムがアドルフ・シュテカーのキリスト教社會黨及びリューガーのドイツ國民黨の反ユダヤ主義の影響を受けたことは既述に[30]よつて否定すべくもない。そしてそれがナチスの「人種的神話[31]」となつて現はれたものである。だが、同時にそれが政治的手段として利用されてゐることも亦事實である。而してそれは二つの方向に於て認めることが出來る。第一は對內的手段として大衆を惹き付ける爲にユダヤ人問題を利用すること、第二は對外的にエキスパンションの手段として利用することである。第一の點については夙にナチス以前のアンチ・セミチズム黨にも認められるのであつて、これらの政黨は低い中間階級が資本階級と組織された勞働階級とに挾

撃されて危機に立つた時に積極的になつたことから明らかである。金融支配と共産主義とをユダヤ人の所業に歸し、危機に置かれた中間階級層を味方に惹き入れること、これはナチス運動の發展途上に見られたところのものであり、既述のナチス黨分析によつて明らかである。

第二のドイツの國家的膨脹の手段としてのユダヤ人問題、ナチスの一民族一國家主義は外に對してはオーストリア、チェッコ、等々の諸國に散在せるドイツ民族統一の要求となつて現はれ、內にはアンチセミチズムの主張となつて現はれるのである。

もとよりナチスのアンチセミチズムの原因はこれだけとは斷定出來ない。既述のやうな一般的原因に加ふるにドイツに於て占めるユダヤ人の特殊な政治經濟的原因から來る反感、等々が織り混ぜられてゐることは事實である。しかし右に指摘した點が最も大きく作用して居ることも亦、事實であらう。

1) Spann, Gesellschaftslehre, S. 469-474.
2) Werner Sombart, Deutscher Sozialismus, 1934 Berlin, S.183.
3) Otto Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, Wien 1924, S. 112.
4) ebenda.
5) Bauer, a. a. O., S. 135.
6) Theodor Heuss, Hitler Weg, S. 31-32.
7) Hitler, a. a. O., S. 318.
8) ebenda.
9) Hitler, a. a. O., S. 319-327.
10) Fritz Kahn, Die Juden, S. 24-25.

11) Fritz Kahn, Jüdische Rasse, „Jüdisches Lexikon, Bd. IV," S. 1243.
12) Kahn, Die Juden, S. 27.
13) Reventlow は國民社會主義をかかる言葉で表現してゐる。
14) Kahn, Judische Rasse, a. a. O., S. 1243.
15) Reventlow, Deutscher Sozialismus, S. 224 f.
46) Hitler, a. a. O., S. 329—358.
17) Hans Günther, Rassenkunde des deutschen Volkes, 92-99 Aufl., Berlin 1937, S. 297.
18) Arthur Ruppin, Soziologie der Juden, Berlin 1930, S. 59.
19) Ruppin, a. a. O., S. 61.
20) Werner Sombart, Die Juden und das Wirtschaftsleben, 1918, S. 57.
21) Sombart, a. a. O., S. 105.
22)—23)—24)—25) F. O. H. Schulz, Jude und Arbeiter, 1934, Berlin, S. 13 f.
26) Theodor Fritsch, Handbuch der Judenfrage, 41 Aufl. Leipzig 1937, S. 83.
27) Fritsch, a. a. O., S. 85.
28) Babble Lee, J. Levinger, Anti-Semitism, N. 4, 1936, p. 149.
29) Levinger, op. cit. p. 151.
30) 本項九四頁。
31) L. Schuman, op. cit., p. 109.

第三節　ナチスと社會主義

ナチスの「國民主義的」抱負と共に、他方に於てはそれの「社會主義的性格」が、ナチスの諸々の文獻や宣傳

の上に强調されてゐる。ところでナチスが通常、「社會主義」と云ふ場合には、それは「自由」、「人種」、「名譽」、或は「權利の平等」等の言葉と同じやうに解されてゐるかに見へる。[1] それ故にナチスの下に於て、「社會主義」が如何に觀念されてゐるかを一應顧みやう。

社會主義の概念の下で通常無雜作に考へられてゐることは、第一に生產手段の私有廢止である。例へばカール・ディールは社會主義について非常に簡單に次のやうに定義してゐる。

「社會主義とは生產手段の私有廢止を希望するか、又は我々が此の社會制度の發展の中に包含されると考へる思想である。……故に我々は社會主義の本質を消極的には、それが土地及び資本の私有に反對するものと云ふことが出來るが、積極的には其の本質は、個人的所得を勞働に基いてのみ與へ、最早財產所得からは與へざることを主張することだと云はねばならない。[2]」

此の意味に於ては國民社會主義は社會主義ではない。何となればナチスは不勞所得は容認しないけれども、私有財產制の原則的承認をば明言してゐるからである。

しかしながら「社會主義」なる概念規定はしかく簡單ではなく、其の內容には各種のものが盛られてゐる。其の名稱に於てさへゾムバルトが擧げてゐるやうに[3] 國家社會主義、行動社會主義、ギルド社會主義、現實社會主義、民族社會主義、協約社會主義、ブルジョア社會主義、組合社會主義、キリスト教社會主義、プロレタリア社會主義、ユートピア社會主義、サンヂカリズム社會主義、等々多數のものが等しく「社會主義」の名稱の下に含まれてゐる。又同じ著書に從へば、グリフィスなる無名の一英人は悉く內容を異にする「社會主義」なる概念規定を

實に二六一も集めてゐるといふ。[41] とすれば社會主義なるものはマルクシズムの專賣品でもなければ、冒頭に揭げたディールの定義付けによる社會主義も、「社會主義」の一つの型を示すに過ぎない。そこで我々は一應ナチスが主張する「社會主義」とはどういふものであるかをみやう。

ナチスによれば、眞のドイツ社會主義はドイツにのみ固有なものであり、西歐思想たるマルクシズムとは全く無關係のものである。

「ドイツ社會主義は、他國民によつて模倣され得る一般的な社會主義や一般的な制度ではなく、それはドイツ的本質から生じたものである。ドイツ的社會主義は一切の積極的なもの、消極的なもの、特有なもの、をこめてドイツ國家と共に亡ぶものではない。しかしながらドイツ國家はドイツ社會主義を構成し、促進すべき唯一の機會を與へるものである。かくの如きドイツ社會主義の概念に對して、それは狹すぎるとの非難が擧げられるかも知れない。卽ちドイツ社會主義を吟味するには、少くともゲルマン民族、又は一定の北方民族について其の環境、特性、歷史等を硏究せねばならないと。しかしながら、かかる疑ひに對しては、これらの同一根源から生じた諸民族の主要な部分、卽ちアングロサクソン、オランダ、スカンヂナヴィヤ及びドイツ人を見よと答へるだけで充分である。これらの諸民族が數百年の間に其の環境、政治、經濟、人種的混合、其の運命等によつて、如何に變化したか？　彼等は數限りない要素によつて、其の形態の上に著しい變化を與へられた。……ドイツ社會主義の如き統一的思想の下にゲルマン民族を悉く包括せんとすることは、ユートピヤであり、根本的な誤りである。

反對に我々はドイツ社會主義に關する我々の思想を單にヴェルサイユ條約によつて、勝手に狹められた今日の

ドイツ國內に限らんとするものではない。勿論此の範圍は先づ實際的活動の中心地たるべきは云ふまでもないが、オーストリヤ、チェッコ・スロヴァキヤ、ポーランド及びフランス領たるか、自治國となるかに無關係に、ドイツ・エルザスのドイツ國民をも等しく特徴付けるものである。[5]」

「國民及び國民の觀念のみが、專らドイツ社會主義の對象となるべきものなるが故に、我々にとつては、社會主義とはあらゆる生活關係を通じて一貫せる、最高の意義に於ける國民の思想を意味する。よし、正否は別として、國際的社會主義の慣習に從つて、團體 Genossenschaft と云はずして、社會 Gesellschaft と云はれたとしても我々は強ひて反對するまでもない。しかし此の言葉の本來の意味に立ち戻つて云ふならば、ドイツ國民の一構成分子たるドイツ人は、其の性質、自然的環境、運命、根本思想等、あらゆる事情と條件とによつて、獨特の存在たらしめられたものである。かかる者の社會を精神と組織と政治制度とによつて完成することを、我々はドイツ社會主義と呼ぶのである。……ドイツ社會主義の目的は人間を創造することに非ずして、其の土臺たる國民を創造することである。[6]」

故にナチスに取つては、社會主義とはドイツ的なものであつて、換言すればドイツ國民主義そのものが直ちに、ドイツ的な本來の社會主義なのである。この主張はシュペングラーの「我々ドイツ人は社會主義者である。他の民族は社會主義たることは絕對に不可能である」と云ふ言葉と完全に一致する。此のシュペングラーの言葉こそナチスの社會主義思想の核心を爲すものであり、如何にナチスが彼の思想に負ふところ多きかを思はせる。それ故に我々は一應シュペングラー自身の思想を跡付けねばならない。

シュペングラーによれば、現代ヨーロッパ人種の間には、二大思想が鬪つてゐる。一はイギリス的人生觀、即ちイギリス的本能としての海賊的精神 Wikingergeist から生じた思想であり、他はプロシヤ的、ドイツ的人生觀、即ちプロシヤ的本能としてのドイツ騎士的精神 Ordengeist から發達したものである。

前者は個人の幸福を要求するに反して、後者は全體の幸福を目的とする。イギリス的人生觀にあつては、個人の自由が最も尊重され、全體、即ち國家は完全に二次的役割しか與へられず、したがつてイギリスでは久しく兵役義務も就學義務も、保險義務もなかつた。これに反してプロシヤ的人生觀にあつて最も重要なものは全體、即ち國家であつて、個人は此の全體の爲に存在するのである。存在するものは「我」でなくて、「我々」のみであり、各人は此の共同感に基いて存在することが出來るのである。此の思想の根柢に立つて、ウィルヘルム一世やフリードリッヒ大王はプロシヤ國家を建設したのであるが、イギリスはこれに反して「國家の代りに、國家と秩序とに反する自己保存の爲の、顧慮なき鬪爭を念願とする個人の概念」[7]を立てた。此のイギリスとプロシヤとの人生觀の相違の原因は、前者に於ては島嶼を以て國家を構成せる爲に、國家としての全體觀念が忘却されてゐたに反して、後者は自然的境界を缺き、國民全體の鞏固な團結を以てせざれば、周圍の外敵を防ぐことが出來なかつた爲である。

以上の相對立する二つの人生觀から、更に二つの相異つた人間的秩序が生ずる。即ちイギリスにあつては富の上に、全體の貧富の差の上に建てられた秩序が生じ、プロシヤに取つては、權威 Autorität の相違、即ち命令と服從との關係を基礎とする秩序が生じた。それ故に前者にあつては、人間を評價する爲の第一の規準は、彼の貧

富如何にあり、プロシヤ=ドイツにあつては、全體の間で占める地位如何にある。プロシヤ人に取つては位階も亦、勞務に對する報酬である。

「フリードリッヒ・ウィルヘルム一世以降、軍人や官吏の俸給はイギリスの中間階級に屬する者の額に比して甚だしく少額であつた。にも拘らず、彼等は遙かに勤勉に、私心なく働いた。位階は究極に於て俸給であつた。ベーベルの下に於てさへもさうであつた。此の國家内に於ける勞働者國家は決して富むことを意圖したのではなく、支配せんと欲したのである。これらの勞働者が彼等のストライキに於て重心を置いたものは賃銀問題に非ずして、其の權力問題、事實か否かは別として彼等の雇傭者と相反した世界觀、道德的原則に對する點にあつた。而して此の場合根本的には敗れても、道德的勝利を贏ち得たのである。かかる事情はイギリス勞働者には到底理解し難いところである。……しかるに此の訓練された勞働運動が相互に相手方を無視して、激しい賃銀政策に突如轉換するに至つたことは、イギリス的原則の勝利であつた。[8]」即ちドイツ勞働者が其の本來の國民的使命を忘れ、利己的運動に急激に轉換したことは、彼によれば一九一八年十一月革命によつて、眞の社會主義が葬られ、イギリス主義が優位を占めるに至つた結果に外ならない。シュペングラーは云ふ。「眞のイギリス人は資産なき者の命令に服從し得ないと同じく、眞のプロシヤ人は單なる富に到底屈することが出來ない[9]」と。

此の相違は更に兩國民の經濟觀の上にも反映する。人類の經濟的本能、其の經濟的權力の發現方法の多樣性を無視して、專ら唯物論的に見んとすることは甚だしい誤謬である。

「東境の殖民的騎士道の世界觀からは、其の必然的原則として、國家の經濟的權力が生ずる。權利と義務とは

生産と生産活動とに分ち與へられる。其の目的は個人の繁榮に非ずして、全體を富ませる爲である。[10]「これに反してイギリス商業民族の海賊的本能にあつては鬪爭と掠奪とが目的であつて、「此の本能に取つては、一切のものは個人が自己を富ましめる爲の獲物であり、商品である。總てのイギリス機械工業は專ら商業的利益の爲に營まれる。それはより廉價なる商品製造に役立たしめられるのである。イギリス農產物の價格が賃銀低下の影響を及ぼす時には、農業は商業の犧牲に供せられる。一八五〇年のイギリス工業界に於ける企業家と勞働者との間の全鬪爭は商品たる『勞働』に關するものであつて、一は安く奪はんとし、他は高く賣らんとした爲である。マルクスが『資本主義的社會』に付いて指摘せる一切の缺陷はイギリス的經濟本能にのみ妥當するのであつて、一般の人間的經濟觀に妥當すると云ふことは出來ない。

最高の言葉、自由貿易は海賊的經濟であり、プロシヤ的な、したがつて社會主義的言葉は財交換の國家的統制でなければならない。故に國民經濟全體から云へば、商業は支配的地位から從屬的役割に移されねばならない。……故にマルクス型の社會主義の對象となるのはイギリス型の資本主義のみであつて、超個人的見地から出發せる經濟生活統制のプロシヤ的思想は一八七九年の保護關稅立法以來自らドイツ資本主義を國家統制の意味に於ける社會主義的形態に移した。[11]」

かくの如く、イギリス的原則は「個人的財產の增殖」であり、プロシヤ的原則は「一單位としての國民全體の幸福の計畫的向上」である。殊にこのことは財產の觀念に關する兩者の見解の相違の上に明瞭に觀取される。

イギリス人に取つては、財產は所有者が任意に處分し、管理することの出來る獲物であるが、プロシヤ人に取

つては所有者が國家から其の管理を委ねられた財であつて一定の權利と義務との附帶せる古代の「一種の知行の如きもの」[12]である。

彼は云ふ――「財產のゲルマン的尊重は、個人に役立たしめる爲ではなくて、全體、卽ち國家に役立たしめる爲である。これが社會化である。……社會化とは徵收又は掠奪の方法による國有化ではない。一般的に云へば、それは所有權の歸趨の問題に非ずして、行政技術の問題である」[13]と。そしてプロシヤ的經濟觀を次のやうに綜合してゐる。

「古代のプロシヤ思想は、細心な所有權及び相續權の保護の下に、全生產力を獨自の立法の形式によつて統御し、實際の當事者の個人的企業心、才幹、精力、精神を、規律と、其の規律によつて許された範圍內の自由とを以て活動せしめることであつた。この事實は夙に昔のカルテルやシンヂケートの場合に廣く認められ、計畫的に勞働方法、勞働評價、利益分配、及び命令者と執行者との間の服務關係の上にも及ぼされてゐた。……此のプロシヤ的統治形態こそ二百年此の方、社會主義の使命と爲し來つたところのものである。[14]」

此の經濟に對する立場の相違から、イギリスでは經濟力が國家を支配するが、プロシヤでは國家が經濟を支配するのである。

以上說く如く、プロシヤ的人生觀にあつて、あらゆる方面に亙つて最大の重點は、全體、卽ち國家に置かれるのであるが、シュペングラーによれば此の人生觀こそ、社會主義の概念の究極の、最も深遠な意義であり、且つ此の人生觀はドイツ民族にのみ固有のものなるが故に、眞の社會主義は此のドイツ的社會主義のみである。

もとよりシュペングラーはナチス黨員ではない。しかしかうした思想がナチスの社會主義概念に如何に大なる影響を與へてゐるかは、前のレフェントロヴの言葉を見れば充分であるが、更にそれは一九三〇年八月、ケルンのラインランド公會堂に於けるヒットラー自身の言葉に極めて明瞭に認められる。曰く、

「若し今日諸政黨の運命に變化があるとせば、それは數多の人々が彼等の個人的運命のみを重視し、國民全體の運命は綜合された個人の運命の結果であると云ふ考へ方に支配されてゐる爲である。彼等は個人の運命が全體の運命を作るのではなくて、全體の運命があらゆる個人の運命を決定し、構成するものであり、且つ重要なことは個人の救濟に非ずして、全體の救濟であることを認めないことである」と。同じ思想は彼の「我が鬪爭」を初め、ナチスのあらゆる文獻の中に認められる。

「若しも眞に國家を構成し、乃至は維持する力は何かと問かれたならば、其の答は次の一言に盡きる。即ち全體に對する個人の犧牲的行爲と犧牲的意志とであると。」[15]（ヒットラー）

「社會主義は平等化に非ずして、全體の爲にする根深いプロシヤ的奉仕である。」[16]（シュトラッサー）

「『私益に對する公益の優先』なる觀念を貫くことが現代社會に彌漫せる個人主義的觀念の腐敗的影響によつて、かくの如く破壞された國家、國民、經濟に對する、『眞の國家』の全體主義的社會秩序の勝利を意味する。」[17]（フェーダー）

これらの主張は同時にシュパンの「全體主義の見地に立てば、社會の本質は個人に非ずして、超個人的精神である。」[18]と云ふ見解にも一致する。

ところで、問題はかやうな見解が「社會主義」なる概念規定の中に含まれるか否かである。そこで我々は再びゾムバルトに從つて、「社會主義」とは何かの問題に歸らう。

ゾムバルトはさきに擧げたやうな多數の社會主義に關する見解を次の三群に分類してゐる。[19]

第一類、社會主義とは、社會的「進步」、世界改善、國民の福祉增進、文化運動、救濟のイデオロギーであつて、これらは無雜作に考へられてゐる場合もあるし、或ひは一定の歷史的情勢にからませられてゐる場合もある。

第二類、社會主義とは、心構へ、態度、立場。

第三類、社會主義とは、社會的秩序の原理。

以上の三分類についてゾムバルトは次のやうに特徵付けてゐる。

第一類、社會主義を以て社會的「進步」と解する見解は、プルードンに歸せられる。卽ち、プルードンは社會主義をば「社會の改良に對するすべての熱情」とした。之に屬する見解として左の諸例が擧げられる。

ベー・マロン、鬪爭的な人類の總ての進步的な諸力の綜合。

エル・ベルトランド、總ての人がより少い、より樂な勞働をしながら人生の一切の享樂に對する權利を持つに至るやうな、より高い文明の狀態。

カー・ネッツェル、「我々の解するところによれば、一般に社會主義とは一般に人間、しかも總ての人間があらゆる困苦から解放されるやうな地上の狀態に對する個々人又は人類多數の要求である。」

モリッツ・カウフマン、「どう云ふ名稱の下に於てであらうと、社會を改良せんとする一切の系統的な努力。」社會主義をば、「文化運動」、「救濟のイデオロギー」と解する見解について二つの型がある。シュペングラー及びコラディニが之である。シュペングラーは社會主義をば「現在の文明の段階に於ける現實的傾向を有する諸民族の政治的社會的經濟的本能」と解する。エンリコ・コラディニはマルクシズムから出發し、そこに被搾取階級のイデオロギーを見る。そしてこの階級間の「搾取」關係が民族間にも移されると考へ、それによつて「社會主義」なる表現を見出してゐる。卽ち、民族を右の解釋に基きプロレタリア的國民とブルジョワ的國民とに分ち、イタリアを以て前者の先頭に立つものとなし、かかるプロレタリア的國民の政策（イデオロギー）が社會主義だとする。

マルクシズムも亦、工業勞働者階級に限定されてはゐるが一つの救濟のイデオロギーと見られる。

第二類、此の場合には、ハインリッヒ・マイエルのやうに社會主義を以て他に對する義務と爲す解釋より正確には共同體に對する個人の義務とする見解が現はれる。四十年も前にテオバルト・チーグラーは、「問題は人間をして個人的精神をば社會的精神に代へしめる意味で道德的に教育することに他ならない。……卽ち、利己的個人主義を倫理的社會主義によつて克服することが目的である。」と云ひ、又アール・フリントは「社會主義とは、個人主義が恰も個人の權利と要求との誇張である如く、社會の權利と個人との誇張である。」と云つてゐる。

二、三の者は社會主義に關するかやうな見解をば、舊プロシャ的心構へとして同一視することによつて若干の類似點を示してゐる。周知のやうに、オスワルド・シュペングラーが其の著「プロシャ主義と社會主義」に於て爲せしところである。卽ち云ふ、「古きプロシャ的精神と社會主義的心構へは同一のものである」。「ドイツ的、よ

り正確にはプロシヤ的本能なるものによれば、權力は全體に屬し、個人は全體に奉仕する。命令され服從される、これが十八世紀以降の本來の社會主義である。」「嘗て說かれたことがないにしろ、我々ドイツ人は社會主義者である。彼の者は決してそれであり得ない。」同樣なことをグレゴール・シュトラッサーも云つてゐる、「社會主義とは全體に對する深きプロシヤ的奉仕である。」

ドイツの學者達は社會主義をば「社會原理として構成する爲に、夙にかうした考へ方を一つの公式化した。しかも常に社會的當爲の基礎となる二つの正反對な公理の中の一つ、卽ち「個人は最高の目的たるべきものであつて、社會組織は此の個人の目的に對して奉仕すべき手段である」との個人原理と反對に「社會は、最高の目的たるべきであつて、個人はその目的に仕へる手段たるに過ぎない」との命題として公式化した。かくの如く社會主義なる概念をば、社會原理への歸依と爲す考へ方はハインリッヒ・ディーツェルに由來する。卽ち、彼は明らかに、それに先立つ二、三十年前にこの見解を代表して居つたローレンツ・フォン・シュタイン及びアドルフ・ヘルドによつて示唆を受けて、一八八〇年代に明白にこのやうな考へ方を抱いてゐたのである。

「社會原理」が寧ろ感情の方面に曲げられると、それは共同體的衝動の性格を帶びるに至る。社會主義は此の衝動とも亦、同一視せられる。アウグスト・ピーパーに於て此の見解の特に美しい形態が見出される。卽ち云ふ、「社會主義とは新らたな生活感情と生活意志との擔ひ手」であり、「從來實現されてゐたものに比し、人間に對する人間の沒我的な忠誠と獻身とから生ずるところの新らたな、より高くより完全な生活共同體及び運命結合體の理念」である。

第三類、社會主義の概念規定中第三類に屬するものは、社會主義に於て(客觀的)秩序の原理が代表されてゐると爲す見解の總てである。しかしながら此の見解中、學界に於て支配的なのは、社會主義の中に等しく所有關係を規制する秩序の原理を見てゐるが、土地と生産手段との所有に重點を置いてゐる。これによれば、社會主義とは土地と生産手段との共有に、基礎を置く經濟機構乃至は「生産手段の私有制廢止を望ましいとし、或ひは自已がかかる社會秩序への發展の中にある」と考へる傾向の謂ひである。

かかる見解を初めて取つたのはジョン・スチュアート・ミルであつた。そして彼の說はアルベルト・シェフレの「社會主義の精髓」によつて廣く大衆の中に浸潤したのである。

他の者はかやうな可なり制限された社會主義の本質に關する見解にあきたらず、社會主義をば社會組織、特に經濟組織として他のものから區別するやうな一般的な秩序の原理を追求した。かやうにして求められた原理は次のやうに多樣である。

アー・シェフレ、「社會主義とは公權及び人道的宗教的家族的隣人愛の力によつて現實に全體の給養を爲すことである。」

ルドルフ・シュタムラー、「社會主義經濟は計畫的に集中された强制經濟である。」

エー・ベルンシュタインは社會主義をば、「協同結合的社會秩序への運動又は其の狀態」とする。

カー・カウツキーは「社會主義とは經濟生活の民主主義的組織を云ふ」と定義してゐる。

以上のゾムバルトによる社會主義に關する三つの分類中ナチスは何れの社會主義の中に整理さるべきである

か。

社會主義をば公益的な心構へとする見解が、第二類中に整理されてゐるが、ナチス陣營の人々も亦、かかる見地に立つてゐるのである。此の點につきゼルテの云ふところによれば、一九三二年ヒットラーは次のやうに述べた、「一切の眞に國民的な思想は究極に於て社會的である。卽ち、常に進んで同胞の中に完全に融合し、此の同胞の福祉以上に高い理想を知らず、我々の偉大な國歌『ドイツ、ドイツ、なべての上に』をば、此のドイツ國民と國土、國土と國民にも優して高いものは世界にないのだと云ふ風に理解する用意のある者こそ社會主義者である。」

「勞働戰線」の指導者ライ博士も亦、此の問題につき、一九三三年九月十日ドイツ勞働戰線總會に於てから云つてゐる、「ナチスは個人の力をありたけ發揮せしめ、しかもそれは專ら共同體の爲であつて決して之に反することなからしめることに專心した。かくして我々が到達したるところのものこそ眞の社會主義である。」

社會主義を以て共同體的衝動と同一視する見解も亦、ナチスの代表者間に見出される。例へば、宣傳相ゲッペルスは云ふ、「此のパトスは究極には革命的轉換たる驚異すべき德、卽ち夙に戰時中に明らかに存在し、今や原理となつた德、換言すれば共同性の德を表現するものである。それが諸君の好みにしたがつて、社會主義とでも、國民共同體とでも友愛主義とでも、何と呼んでも差支ない。」

ライ博士、「社會主義とは何か。友愛主義に外ならない。」ヴィルヘルム・ファンダール、「社會主義はナチスに取つては過去にあつても現在にあつても、明らかに國民共同體の、友愛主義の、すべてのものの協同、共同體に對

する各個人の身代り及び獻身の、學說である。」ホーファー、「社會主義は古くして、今新らたに復活した北方民族共同體である。」

ところで、社會主義をば秩序の原理とする第三類に屬する見解も亦、ナチスの文獻中に時々發見される。グレゴール・シュトラッサーの「中世の身分國家に結びつけつつ、協同主義的社會主義」を說いてゐる。

かやうにナチス首腦者の間にあつても、「社會主義」の內容として與へられるところのものは區々であり、ゾムバルトの繁雜な區分に據らんとするも混亂するのみであつて餘り多くの效果はない。だが、我々が以上に屢々引用したナチス首腦者達の多くの言葉からナチスの云ふ社會主義とは、要するに全體主義的主張に外ならず、其の內容はドイツ國民全體の福祉の實現であることが汲み得られる。かくてナチスの云ふ社會主義とは國民主義と完全に一致するものの如くである。

1) L. Schuman, op. cit. p., 115.
2) Karl Diehl, Sozialismus und Kommunismus, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. S. 579.
3) Werner Sombart, Deutscher Sozialismus, Berlin 1934, S. 65-67. 本書に於て彼は實に一八七の名稱を擧げてゐる。
4) Sombart, a. a. O., S. 44.
5) Reventlow, Deutscher Sozialismus, S. 1451-46.
6) Reventlow, a. a. O., S. 150.
7) Oswald Spengler, Preussentum und Sozialismus, S. 35.
8) Spengler, a. a. O., S. 46.
9) Spengler, ebenda.
10) Spengler, a. a. O., S. 47.

11) Spengler, a. a. O., S. 49.
12) Spengler, a. a. O., S. 90.
13) Spengler, a. a. O., S. 89 f.
14) Spengler, ebenda.
15) Hitler, a. a. O., S. 167.
16) Gregor Strasser, Freiheit und Sozialismus, S. 36.
17) Gottfried Feder, Das Program, S. 11.
18) Spann, Der wahre Staat, S. 109.
19) Sombart, a. a. O., S. 44-55.

第四節　國民社會主義とマルクシズム

前節に於て述べた如く、ナチスの社會主義は個人主義的な西歐思想から生れた唯物論的社會主義と判然と對立するのみならず、却つてかかる思想は眞の社會主義の敵として極力排撃するのである。故に其のマルクシズムに對する批判を吟味することは、ナチスの思想を一層明確ならしめる一助ともならう。

シュペングラーによればマルクスの考へ方は全然イギリス的であつて、マルクスの階級分離は、古代の海賊本能に基き、事實上の存在として主體と客體、掠奪者と被掠奪者しか認めないイギリス商業民族の狀態から抽き出されたものである。それ故に「此の概念をプロシヤ的國家思想にも當て嵌めんとすることは無意味である。マルクスは『一切は萬人の爲』にといふ原則から生ずるところの、各人は等しく全體、即ち國家の奉仕者たる地位にあ

ると云ふ國家思想を、イギリス的工場奴隷制度の事實から區別することが出來なかつた。即ち彼はプロシヤ主義の單なる外貌しか把握し得ず、共の本質たる、一階級にのみ偏倚せざる組織、原則、共同團體、技術的形式たる社會主義を理解せずして、それをイギリス的な社會に於ける勞働者階級の目的と武器たらしめ、全く古代イギリス海賊思想に捉はれて、掠奪者と被掠奪者——搾取者と被搾取者——の思想と混同し、加ふるに勝利後の獲物分前の利己主義的方法を注入した。[1]」かくてマルクスにあつては勞働者は共の商品の販賣者であり、企業家は共の購入者として剩餘價値を獲る爲に勞働者を壓迫し、したがつて共處から階級鬪爭が生ずる。此處にマルクスが社會主義を以て勞働者の爲の目的乃至武器と見做す所以がある。

マルクスの此のイギリス的思想からは、國家は考へられない。「彼の思想にあつては國家は考へられない。彼は國家なき社會の構成を頭に描いてゐる。イギリスの政治的議會制度に於けると同じく、彼の描く社會は經濟生活に於ても、單に二つの主權的二黨派があるのみで、此の黨派の上に立つものがない。故に存在するものは鬪爭のみであつて、仲裁機關を缺き、勝利か沒落か、即ち此の二黨派の中の一の獨裁しか考へられない。共產黨宣言は資本主義的黨派、即ち惡黨派の獨裁をプロレタリヤ的黨派、即ち良黨派のそれに置き代へんとする。マルクスはこれ以外の方法を知らないのである。

しかるにプロシヤ的社會主義的國家には、か丶る善惡二黨派の對立はなく、それは國民全體である。[2]」

マルクスの道德も亦イギリス的である。

「マルクシズムは共のあらゆる原則に於て、それが政治的思索から出發せずして、神學的思想から出たものた

ることを暴露してゐる。第一に其の經濟理論は倫理的根本感情の結果であるが、……其の根本觀念は道德律と考へねばならない。社會主義と資本主義なる言葉は此の誤れる宗教の善惡と解される。ブルジョアは惡魔であつて、賃銀勞働者は新らしい神話のエンゼルである。……

その結果マルクスは勞働の蔑視を說く。勞働、苛酷な、長時間の、苦しい勞働は不幸であり、不勞利得が幸福である。自己の勞働によつて生活する人のイギリス的輕視は、獲物の掠奪のみを事とし、航海を續けることは本來の目的でなかつたヴィキンガー本能の結果である。此の故にイギリスでは勞働者は奴隸である。」[2] しかるにマルクスは徹頭徹尾此の勞働の神聖の意味を到底理解し得ないイギリス思想に捉はれてゐた。

更にシュペングラーによればマルクスの思想に支點を與へたものは彼のユダヤ的本能である。

「マルクスは、彼自身のユダヤ人問題に關する著書の中に現はれてゐる、彼のユダヤ的本能に據る所が多い。創世紀の始めに於ける肉體的勞働の呪咀、日曜日を勞働によつて阻害することの禁止、これらのイギリス的感情に現はれた舊約的情熱に捉はれてゐた。それ故に勞働を要せざる人に對する彼の憎惡が生れたのである。フィヒテの社會主義は彼等を怠け者として、義務を忘れた、人生の寄生者として輕蔑するが、マルクスはそれを美むのである。[4]」

かくてマルクスにあつては勞働は義務ではなくて「商品」であり、彼の道德は商業道德である。賃銀鬪爭は勞働者と商人とが、商品たる勞働で投機を行つてゐるのである。「剩餘價値と云ふ有名な言葉の祕密は、實は商人が反對者から奪はれた獲物に外ならない。[5]」かく見ればマルクスにあつては階級利己主義が其の根本原則で、「マル

クシズムは勞働者の資本主義である。何となれば其處にはマルクスは思想的にマルサスやコブデン、並にダーウィンに接近してゐるから、商業は常に生存競爭であり、產業に於て、企業家は其の商品『貨幣』を、勞働者は其の商品『勞働』を交換し合ふのである。マルクスは資本の所有權を奪ふが、勞働者の個人的利益に對する權利のみは認めんとする。かかる思想は非社會的であり、眞にイギリス的[6]」である。

次にシュペングラーの唯物史觀批判を簡單に見やう。

マルクスは產業國イギリスに關する圖式的 (schematisch) な、しかも極めて疑はしい視點から得た樣相を全歷史に及ぼさんとした。即ちマルクスは此の經濟的構成の、全「人間社會」への妥當性を主張し、殊にこれこそが歷史の流れに於ける唯一の本質的なものとした。

「經濟的狀態(物理的意味に於ける)を原因と見做し、宗教、法律、道德、藝術、科學を作用と見做すところの唯物史觀は、それが無宗教的な、傳統を失つた都會人の思索に合致するが故に、現代に於ては明らかに人を信ぜしめるべき何物かを含んでゐる。其の故は經濟的事情が實際に『原因』である爲ではなくして、藝術や宗教が無力に、空虛に、外面的になり、今や事實上、時代の唯一の力強く發展せる表現形態の影となつたからである。[7]」

其の師ヘーゲルがプロシヤ人として、殆んどゲーテ的に把握された發展の中心に國家を置いたのに對して、マルクスは機械的ダーウィン的な「進步 Evolution」(ドイツ的ならば Fortschritt と云はなければならない)の中心に、イギリス人らしく「經濟」を置いた。ヘーゲルにあつては國家が歷史の創造者であり、政治は歷史であつて、彼の言葉には「人間社會」はない。しかるに、マルクスは國家なき歷史を考へ、歷史を經濟的利害關係の鬪爭と見

倣した。それ故にシュペングラーによれば、唯物史觀はイギリス的史觀である。[8)]

次いでシュペングラーはマルクスの唯物史觀にあつては、從來の歴史と同じく「古代から中世、中世から近世への進歩の途を辿り」、究極に於て地上の樂園に立つところの、一つのイデオロギーに墮してゐると云つてゐる。「マルクシズムは一つのイデオロギーである。その證明は唯物論者が信仰の力を失つた後にキリスト教から繼承したところの、彼の歴史の區分に見出される。」しかるにシュペングラーにあつては生命は「目的」を有せず、人間は目的を持たない。世界の存在は目的であり得るには餘りに崇高すぎる。「しかしながら人間に與へられた此の生命、人間に運命から贈られた此の現實を最高の內容で滿たし、それによつて自ら誇らかであり得る如く生活し、我々の中の何物かを此の完成されつつある現實の中に存續せしめる如く行動すること、これが使命なのである。我々は『人間自體』ではない。それは過去のイデオロギーに屬する。世界主義は哀れむべき言葉である。我々はある時代の人間であり、ある國民の、ある範圍の、ある型の人間である。このことは我々が存在に意味と深さとを與へ得る爲の必要な條件である。實行者は實行者なる言葉によつてさうであり得る。我々が此の一定の限界を充すに從つて、我々の作用は益々廣く及ぶ。プラトーはアテナ人であり、ケーザルはローマ人であり、ゲーテはドイツ人であつた。彼等が全く第一に、さうであつたと云ふことが、彼等の世界史的影響を與へ得るに至つた前提である。」[9)] 故にシュペングラーにあつては、人類とは抽象であり、實在するものは、常にある制約の下に於ける定型的なものでなければならない。其處から彼はマルクスの抽象的な人間社會の概念を退けるのである。そして最後にかう結んでゐる。

「此の立場から我々は今や、ドイツ革命のただ中にあつて、マルクシズムと社會主義とを對立せしめる。未だ曾て理解されなかつたプロシヤ主義たる社會主義は、最高位の一つの現實であり、マルクスは文獻である。文獻は古くなるが、現實は勝つか、死滅するかの何れかである」と。

此の人間社會を抽象的な人類の發展に依存するものと見るマルクシズムからは世界主義の抽象的概念しか生じないが、存在するものは常に一定の約束の下に於ける生ける現實と見るドイツ社會主義からは、躍動せる國民國家の思想が生れる。

レフェントロヴは云ふ、「國際社會主義は國民及び民族を低い社會的發展狀態の現象形態と見る。國際社會主義に取つては、國家及び民族は『社會主義』への途の退歩であり、障碍である。……これに反してドイツ社會主義に取つては、ドイツ國民それ自體が、理論上も實際上も、最初にして最後のものであり、ドイツ社會主義に取つては、國民が理想であり、其の完全な實現が彼の全努力の內容を爲す。……此の故にドイツ社會主義に取つては、國民又は民族は最初から自然に與へられた統一であつて、各人が其の中で自由な生活を營み得る爲の生ける有機體である」[10]と。

此處にマルクシズムと、シュペングラーのプロシヤ主義と同じ內容を持つナチスの謂ふ社會主義とは鋭角的な對立を爲す。

「國際社會主義の祖述者達の見解は、一見してそれが形式的推論の結果であつて、國民の上に存在する心理の誤解と、無限の價値の輕視とにあることがわかる。……ユダヤ的な冷血國際主義者マルクスは、彼の謂ゆる旣存

の『プロレタリヤ』階級の意識的國際主義から出發し、『勞働者階級』の鞏固な團結による、あらゆる國境の破壞を最高の目的とするものである。各國の勞働者の事實上の連帶が、生ける統一として存在せざることは明らかであつて、それは常に幻影である。[11]」

更に右の對立は兩者の階級鬪爭理論の上に一層明確に現はれてゐる。ナチスが階級の對立及び階級鬪爭を嚴に否定することは、ヒットラーの次の言葉に明らかである。

「國民社會主義的勞働組合は階級鬪爭の機關に非ずして、職能代表の機關である。國民社會主義國家には何らの『階級』は存在せずして、在るものはただ政治的には完全に平等な權利と義務とを有する國民のみである。……元來勞働組合が『階級鬪爭的』なのではなくて、マルクシズムがそれを階級鬪爭の用具化したのである。マルクシズムは國際的ユダヤ人が自由にして獨立な民族國家の經濟的基礎を破壞し、國民的商工業を阻害し、自由な民族を超國家的世界金融ユダヤ主義の下に隷屬せしめる爲の經濟的武器を作つたのである。[12]」

次いでシュペングラーとヒットラーとはマルクシズムの「非社會性」を特にストライキの鬪爭手段の中に認めんとしてゐる。シュペングラーによれば國家全體の幸福を顧慮せざる放恣な賃銀鬪爭の思想は、プロシヤ的ドイツ的人生觀に正反對なものである。「ストライキはマルクシズムの最も非社會的な特徴であつて、……其の鬪爭手段の前提は、國家としての國民は存在せずして、在るものは常に黨派のみだといふことである。放恣な賃銀鬪爭並にプロレタリヤ黨派の勝利の後に、賃銀を一方的に決定せんとするマルクス的思想はイギリス的である。これに反してプロシヤ的思想にあつては、一切の勞働を通じて其の賃銀の決定は超黨派的、國家的であつて、個々の職業

階級の爲ではなく、全國民の利益の爲に、全部の經濟狀態に應じて計畫的に決定するのである。……かくてそれは非國家的な取引的な個人的手段としてのストライキを禁止する。賃銀の決定は企業家及び勞働者に任されずして、一般經濟會議に委任される。[13]」

右の點に關するヒットラーの見解も同じである。「勿論此の國民社會主義的國家は、企業家と勞働者との兩派の大衆鬪爭の代りに、萬人に法的保護を加へねばならない。國民經濟の發展と、それに害惡を及ぼす一切の弊害や缺陷除去の義務は經濟會議の任務である。今日の數多の鬪爭は身分階級會議と中央經濟議會とによつて調停される。かくして賃銀問題に於ける企業家と勞働者との間の鬪爭は無くなり、これらの問題は一般により高所、即ち國民全體と國家との幸福の立場から解決される。[14]」

更にナチスに於ける著るしい特徵は、其の種族的乃至民族的見地並に、「國家破壞の最大原因」としての金融資本打破との立場から、マルクシズムの排擊に及べる點である。ヒットラーに取つては、マルクシズムの「究極の目的」は「一切の非ユダヤ的國民國家の破壞[15]」にある。シュトラッサーが「マルクシズムは諸國民の國民主義的經濟獨立に對する國際的金融支配の爲の權力鬪爭である[16]」と云ひ、レフェントロヴが「國際的社會主義は、それが完全にインターナショナルなものであれ、一國內に止まるものであれ、要するに手段であつて、如何なる場合にもそれは國際資本主義の忠僕である[17]」と云へるも、等しく軌を一にする。

然らばナチスに於て、ユダヤ人は如何にしてマルクシズムに關聯せしめられるか。ヒットラーは云ふ、「彼（ユダヤ人）は勞働者に接近し、其の信賴を獲る爲に、彼等の貧困な運命に對する表面的な同情や義憤を粧ふ。彼は

各個人に、よしそれが事實上のものであらうが、想像上のものであらうが、其の生活上の苦惱を痛感せしめんと努力する。彼はあらゆるアリアン人の中に眠れる社會正義に對する要求を眼覺ましめ、それを巧みに幸福な者に對する憎惡に轉じ、社會的弊害除去の爲の闘爭に一種の世界觀的外貌を與へる。かくして彼はマルクス學說を基礎付けるのである。

彼はマルクシズムが一切の社會正義の要求に不可分なりと主張することによつて、其の普及を計る。……此の學說は理性と狂氣との混合物であつて、人間、したがつて民族と共の人種的內容との絕對的否定によつて、人間文化全體の根本的基礎を破壞する。これがマルクス的世界觀の眞の核心である。……人間と人種との破滅と共に少數者支配の最大障碍が除かれる。而して此の少數者とは卽ち、ユダヤ人のことである[18]」と。

以上の如きマルクシズムと社會主義との對立から、シュペングラーの次の如き斷定が生ずる。卽ち一九一八年十一月のマルクシズム的革命時代に當つて、「眞の社會主義は戰線で最後の爭闘を繼續してゐたか」、或ひは「戰死してゐたか」の何れかであり、「それは一九一四年八月に鼓舞されて立ち上り、一九一八年に裏切りに遭つたところの社會主義である[19]」と。

同樣にヒットラーもかう云つてゐる――

「一九一四年八月のドイツ勞働者をマルクシズムと同一視するのは馬鹿である。ドイツ勞働者は當時未だ此の有毒な疫病に罹つてはゐなかつた。でなければ彼等は戰闘に參加しなかつた筈である。……マルクシズムは一九一四年の七月頃、それに迷はされてゐたドイツ勞働者が覺醒して、時々刻々祖國の爲に劍を取つて立ちあがるの

を見て驚かざるを得なかつた。瞬時にしてマルクシズムの破廉恥な國民僞瞞の害毒は吹き散らされたのである。[20]」

1) Spengler, a. a. O., S 71. f.
2) Spengler, a. a. O., S. 75 f.
3) Spengler, a. a. O., S. 73.
4) Spengler, a. a. O., S. 74.
5) Spengler, a. a. O., S.75.
6) Spengler, ebenda.
7) Spengler, a. a. O., S. 79.
8) Spengler, a. a. O., S. 79.
9) Spengler, a. a. O., S. 80.
10) Reventlow, a. a. O., S. 148.
11) Reventlow, a. a. O., S. 30.
12) Hitler, a. a. O., S. 674 f.
13) Spengler. a. a. O., S. 77.
14) Hitler, a. a. O., S. 677.
15) Hitler, a. a. O., S. 85.
16) Strasser, Freiheit und Brot, S. 12.
17) Reventlow, a. a. O. S. 33.
18) Hitler, a. a. O., S. 350 f.
19) Spengler, a. a. O., S. 12.
20) Hitler, a. a. O., S. 184 f.

第三章　ナチスの政治・經濟綱領

第一節　ナチスの政治綱領

一　國家觀

前說に於て述べた如く、ナチスは其の現實主義的立場から抽象的な人間社會を認めず、且つ國際主義を其の上に立てられた幻影として退けつつ、他方に於て生ける現實としての民族の基礎に立てられた國民主義を高調する。かくてナチスに於て要求せられる國家は云ふまでもなく民族國家である。卽ちそれは血によつてつながれ、一切のドイツ國民を共同の意識目的に統一せんとする汎ゲルマン國家でなければならない。このことはナチスの綱領第一條、第四條乃至第九條に極めて熾烈な要求となつて現はれてゐるところであり、唯理主義の反動として起つた浪漫主義思想の先人フィヒテ、ギョルレスの自然的國境否定論、民族主義者ナウマンの中歐統一論と一致してゐる。

同時にかかる民族國家の要求されるところにあつては、其の全體主義的立場から、國家は最早個人主義的自由主義やマルクシズムに於けるがごとき、言語や自由な連帶感によつて原子的に結ばれた個人の單なる集積ではな

い。

フェーダーは云ふ――「現代支配せる學說によれば、社會は個人の集積であり、國家は最上の意味に於て多數個人の同一目的に結ばれた團體である。

それによれば、社會の構造は恰も石造家屋に等しいと云はなければならない。卽ち此の石造家屋にあつては個個の石のみが唯一の現實であつて、家屋の外形は偶然の所產であり、其の石の積み方如何は家屋に取つて無關係であつて、如何に多くの石の機械的集積から成れるものであらうとも、依然としてそれは石造家屋たるに過ぎない。

我々の國民社會主義的社會學乃至國家哲學によれば、國家は家である。……此の家は數多の個々的部分の偶然的集積に非ずして、計畫的に綜合されたものである。……かくて初めて混沌は有意義に、有機的に秩序立てられ、一定の計畫に從つて、混沌から形式が生じ、無意味な大衆は有意義に結合された全體となり、各部分は眞に有意義な生活となり、此處に初めて、眞の國家が生ずる。[1)]」

同じくヒットラーにあつても、國家は一つの政治的權力、同一の言語の下に於ける自由な人間の綜合でなくして、有機的統一としての民族そのものが國家である。故に「國家の最高の使命は人種の保存と向上」とにある。卽ち彼は究極の目的を國家に見ずして民族に見る。「民族的世界觀の基礎に立つ新運動の第一の義務は、國家の本質と存在目的に關する觀念に統一的形式を與へることである。

而して其の根本的認識は、國家は目的に非ずして手段だといふことである。實に國家はより高い人類文化創造

の前提であるが、其の原因ではない。寧ろ其の原因は專ら文化創造力に富む人種の存在にある。[2]」

「國家自體が文化を一定の高さまで高めるのではなく、それを制約するのは國家の中に含まれた人種である。……國家は目的に對する手段であつて、其の目的は精神的にも肉體的にも同一種族に屬する人間の共同團體の維持と促進とにある。此の維持そのものの中に第一に種族的存在が含まれ、其の結果、此の人種の持つ一切の力が自由に發揮せしめられるのである。此の力の一部分は先づ肉體力の維持に役立たしめられ、他の部分が精神的向上に利用される。しかも其の各々は相互に他の前提となるのである。此の目的に資するところなき國家は誤まれる存在現象である。……

此の故に民族國家の最高の目的は、優秀な人間の善と尊嚴とを創造する文化的な、種族的要素の維持である。故に我々アリアン人は國家の下に民族の生ける組織を構成し、此の民族を保存するのみならず、其の精神力を更に發揮せしめることによつて、最高の自由に到達することが出來る。優秀な國家と劣等な國家との評價の尺度も亦、其の國の暫時的な文化の水準又は國防力の强弱に非ずして民族である。[3]」

「優秀な國家と見做さるべきものは、其の國家がそれによつて代表された民族の生活條件に合致せるのみならず、此の民族を國家の存在によつて活動せしめ、全世界に其の文化的意義を認識せしめる國家である。蓋し國家の使命は新らたな力を生み出すことでなくして、既存の力を發揮する爲の自由な途を拓くことだからである。それ故に如何に文化が高くともその民族が純血によつて統一されざる時には、かかる國家は劣等な國家と云はなければならない。蓋しかかる國家は最早既存の文化すら維持し得ざるのみならず、生ける國家に統一された民族の

文化創造力をも破壞するが故である[り]。」

以上の如く國家を以て民族の統一と見做し、且つ其の使命を民族の精神生活の維持向上にありとするナチスの立場は、國家を以て單に國民の共同生活を保障する爲の團體であり、したがつて其の活動を個人の自由な活動に牴觸せざる範圍に限定せんとする個人主義的立場と著るしい對蹠を爲す。

かくてナチスの民族國家は究極に於て、文化國家であるが、このことは國家と經濟との關係に關する次の言葉にも現はれてゐる。

「技術と工業との進步に伴ふドイツ商業の繁榮は自ら、これら總てが强力な國家の前提に於てのみ可能であることを忘却せしめた。のみならず反對に、國家の存在自體が工業や商業の繁榮に俟つものであり、經濟狀態が最も健全な、最も自然な基礎であると考へる者さへある。しかし國家は本來一定の經濟觀乃至經濟的發展と無關係なものである。

國家は經濟的任務遂行の爲め、一定の地域に於ける經濟人の團體ではなくて、肉體的にも精神的にも平等な人間の進步と、其の存在目的の到達とをより容易ならしめる爲の團體組織である。これ以外に國家の目的と意義とは存在しない。同時に經濟は此の目的達成に必要な數多の手段の中の一つに過ぎない。……種族維持の衝動は人類共同體構成の第一の原因である。それ故に國家は民族的組織であつて、經濟的組織ではない。此の大なる相違が、特に今日の謂ゆる政治家に理解されてゐない。其の結果彼等は經濟を以て國家の基礎たらしめ得ると信じてゐるが、實は國家は種族保存の意志に基く活動の結果である。しかしながら種族の保存は個人の犧牲心に俟つべ

きものなるが故に、小人のエゴイズムでなく、常に英雄的道德によらねばならない。……故に國家の創造と維持との眞の前提は、本質を等しくする平等な種族と、其の最高の犧牲心との上に立つ共同生活觀の存在である。……國家創造と國家經濟との特性が、經濟と關聯すること如何に少きかは、一國の内的力が極めて稀れな場合にしか謂ゆる經濟的繁榮と一致しない事實が最も明瞭に示してゐる。しかもかかる場合でさへそれは既に其の國家の沒落が近附きつつある兆であつたことは數多の實例が示してゐる。[5]」

かくてヒットラーはドイツが赫々たる國威を發揚してゐた時代には、經濟も繁榮したが、しかし此の經濟はドイツ國民の唯一の內容ではなくて、其の中に道德が失はれれば國家は再び衰頽し、やがては經濟も衰へざるを得ないと云つてゐる。然らば眞に國家を創造し、維持するのは何かと云へば、結局「全體の爲にする犧牲心[6]」である。「私益に對する公益の優先」の原則が此處でも主張されるのであつて、國家は個人の爲にあるのではなく、個人が國家の爲に存在するのである。

以上述べたところがナチスに於て觀念される國家である。

さてかくの如き全體主義的立場に立つ民族國家は必然的に強權主義に結び附き、內に向つては嚴格な個人の服從と規律、外に向つては國威の發揚を要求し、延いては帝國主義的傾向から免れることが出來ない。だが、これについては後に述べる。

二　國體國家

國家を以て個人の機械的原子的集積と見る個人主義的國家觀の代りに、國家を有機的全體と見、個人の絕對的平等を認めず、其の政治形態の上に貴族主義を移さんとするナチスは、團體國家に於て其の政治經濟理想を體現せんとする。

シュパンも個人主義的秩序と全體主義的秩序との特徵を左の如く對立せしめてゐる。

個人主義的秩序の特徵

一、原子的なること。

a、國家乃至社會の各構成員は互ひに同質にして平等である("homogen und äquivalent"—平等の原則)。

b、各人は究極に於て孤立的である。

二、したがつて國家形態は必然的に統一的であり、直接的である。蓋し各個人の平等からは各人が直接的關係に立つ國家權力が生ずるからである。

全體主義的秩序の特徵

一、各部分の原子的平等に代ふるに、有機的不平等を以てすること。

a、國家社會の各構成員の不平等。

b、目的達成上の等價値(エクイヴァレンツ)。

c、等價値は更に能力に於ける平等を意味する。

二、部分の段階的不平等 (rangordnungsmässige Wertverschiedenheit)。

三、社會の各部は孤立的個人から成立するものに非ずして、團體によつて構成される。更に此の團體の特徴は精神的全體の一部たること。其の結果

a、身分階級的構成。

b、間接制の確立。

c、各部分の有機體化。

シュパンは此の觀點から進んで、國家社會は本來相互に不平等な者によつて構成されるのであるが、更にかかる國家社會の下にある團體は平等なものによつて構成されると主張し、これを「團體の内部的平等又はホモゲニテートの法則」と名附けてゐる。次に相互に平等であり、相互に結合して團體を構成する者は少數なるが故に、右の原則から更に「團體の狹小性の法則」が生ずる。而してこれらの團體が其の價値に應じて順次結合されて一體を爲す時に、原子的ならざる有機的な國家社會が構成され、ピラミッド式に最も價値あると共に最も少數の階級層が其の頂點を構成し、最も價値少く、且つ多數者の階級層が其の根底を構成する。此の價値の支配、卽ち眞の權力支配なくしては社會はあり得ない。

次に此の相互に價値を異にする諸團體は如何にして構成されるかに付いてシュパンは次の如く說いてゐる。

相互に相異る各團體が夫々其の特性を具へて、全體の構成分子になるのであるが、此の分子を爲すものは身分階級(Stände)である。それ故に此の身分階級は次の特徴を具へねばならない。

一、全體の表現たること。

二、しかしそれは全體の完全な表現に非ずして、全體の特殊な表現たること。

三、二の結果として他の身分階級と本質的相違を含むこと。

これらの組織の段階としての身分階級が政治的には國家を構成する。それ故に國家はこれら各部分の觀念的統一體であつて、此の基礎の上に生活の全組織が置かれるのである。總て組織なるものの明白な特徴は、これらの組織內部及び組織相互間の支配關係なるが故に、一つの身分階級の政治的立場は國家內部に於て一定の支配的立場を維持する。

さて此の身分階級が純粹に精神的に、其の內部關係によつて統制され、相互にその價値に應じて區別されて、價値のピラミッドを構成する時に、身分階級の最善の政治形態、卽ち最善の國家形態が構成される。「最善の國家形態は最善の者を支配者とする國家形態である。[7]」

さてこのことが如何にして可能であり、如何にして實現されるかの問題が起る。シュパンによれば相互に不平等であり、且つ相矛盾する部分を全體に統一することが最高の組織の問題である。而して此處に行はれるものは、彼の謂ゆる支配段階の法則、若しくは支配實行の間接性の法則である。卽ち善なる者が善惡一切を支配するものではなく、善又はそれに近いものを支配するのであつて、最善なるものは善なるものを、善なるものは次位の善なるものを支配することによつて、順次「支配は其の性質上段階的に上から下に及ぶ[8]」のである。

それ故に「最善の國家形態は、形式的に見れば、團體を段階的に構成されたる國家形態、卽ち我々の謂ふ最廣義に於ける『身分階級的』に構成された、身分階級國家である。……身分階級國家が全體主義的社會觀の最も完

全な政治的表現である。[9]」

以上がシュパンの身分階級國家に關する根本觀念であるが、これは明らかに浪漫主義思想の復活であつて、國民生活の正しい姿を中世紀の身分階級の中に見出さんとするものである。即ち個人主義思想の極端な支配による現代の社會的政治的經濟的行詰りを、多分に倫理的要素の盛られた身分的連帶によつて打開せんとするものであるが、同時にこれは近年に於ける顯著な思潮の一つでもある。即ちイタリヤに於ては既に、此の身分階級國家の思想は其の組合國家の形態に於て實現され、ドイツに於ても身分階級會議の萠芽は早くも、ビスマルクによつて提議された經濟議會、及びワイマール憲法第一六五條に於ける帝國經濟會議に於て見出されるのである。

しかしながら此の身分階級國家の要求は、ハンス・ロイプケも云へる如く、それは中世紀其の儘の姿に復歸せんとするものではない。中世紀人は例へば、貴族階級 (Fürstenstand)、騎士階級 (Rütterstand)、市民階級 (Bürgerstand) 等の如く、共同生活の强制的形態の中に生れ、終生それは身分として固着してゐたが、現代に於ては身分階級は最早身分を離れて、經濟的要素が極めて强く加はつたことを特徴とし、自己の意志と其の環境とに應じて自由に選擇された身分階級に加はるのである。

それ故に近代的觀念に於ては、身分階級國家制度は、一面には全體主義的立場から考へられた最優秀者の支配を可能ならしめる政治形態たると同時に、他面に於ては、此の制度の中に經濟と政治との調和を求めることによつて、從來の政治經濟組織の缺陷を矯正せんとするものである。このことはシュパンの次の言葉にも觀取される。

「現代に於ては身分階級的根據に立つ社會の新秩序の最も重大な問題は、經濟的身分階級の組織である。これに反して古代や中世紀に於ては、政治的身分階級の構成が中心問題であつた。今日純經濟的身分階級が重視される所以は、經濟的問題が最も重要であり、且つ歴史的發展の上からもさうである爲ではなく、個人主義的社會に於て、生活の廣汎な領域を占める此の經濟が無秩序の中に放置されてゐるが故である」[10]と。

それ故に此處には先づ、身分階級國家の經濟側の觀察から進まねばならない。以下シュパンの所說に聞かう。シュパンは其の前提として身分階級の根本的特徵を擧げてゐる。卽ち

1、身分階級は其の經濟的特徵として、一種の組合的性質をそれ自體の中に含んでゐる。

2、身分階級は內部的自決權を有する。

3、身分階級に分たれた國家は、他の有機體の如く、更に多くの有機體から成る。

4、個人が各々身分階級に所屬することは、必然的に競爭を排除する。

5、身分階級的社會は精神的である。

6、身分階級國家に於ける自由と平等とは、平等者間の自由と平等である。

7、身分階級は集中化を企圖するに非ずして分散化に制約を加へる。[11]

次にシュパンは身分階級の財產關係に論及してゐる。彼によれば將來の身分階級は其の本質上職業組合でなければならない。此の職業組合の財產關係は次のやうに考へられる。身分階級は人間の大なる集合なるが故に、其處には絕對に完全な平等はなく、したがつて共產的財產はあり得ない。しかしながら私有財產制の承認は身分階

級的連帶に合致せる共有的制度を設けることをも斥けるものではない。卽ち身分階級に於ては、財產の管理は個人に委任されるが、それは身分階級、究極には國家によつて制限されるのであつて、つまり形式的には私有財產制はあるが、それは部分的全體(身分階級)によつて支配される。

第二は職業的身分階級(Berufstände)の組織如何の問題である。彼の云ふところによれば、將來の身分階級的經濟制度は從來の經濟組織を、決して人爲的、强制的に新らたな形態に變へんとするものではなく、したがつて一般企業の國有化の如きを主張しない。事實に於ても特殊な財政的、又は軍事的理由等によるものの外は統一的大經營、國有化の傾向は認められず、寧ろ現存の企業形態を其の儘に保存して、それを擴張せんとする傾向がある。卽ち「一方には勞働組合、他方にはカルテル及びカルテル類似の企業聯合があり、此の兩者が總勞働契約によつて結ばれるのであるが、これこそ國民經濟上將來の身分階級的發達の基礎たるものである。[12]」

此の傾向は大企業のみならず、中小企業に於ても一般に認められる現象であり、それが產業界に於ける身分階級的社會の支柱を爲すものであるとして、更に右の所說を布衍してゐる。

右の總勞働契約は云ふまでもなく、勞働組合又は勞働者と、企業家組合又は企業家との間の賃銀、勞働條件等に關する契約である。此の既存の總勞働契約が右の新經濟組織の上に如何なる關係があるか。「此の勞働關係の共同的、全體的統制から、カルテルと勞働組合との眞に有機的な結合が得られる。此の結合によりて單なる勞働秩序から全體的職業秩序が生れ、究極に於て勞働組合とカルテルとの相互關係から統一的組合(ツンフト)が生れる。[13]」

「かくして總勞働契約はそれ自體に於て、勞働秩序から職業秩序を生み出すと同時に、二つの全體、卽ち勞働

者と企業家とを一つの職業組合、卽ち眞の組合に組織する傾向を持つてゐる。故に總勞働契約は明らかに、勞働組合とカルテルとを共の有機的構成分子とする統一的全結合を構成する力を具へてゐる。勞働組合とカルテルとは組合（職業團體）の自然的下級分子を構成する。」[14]

右の組合の構成によつて勞働條件は改善され、勞働爭議は幾分緩和されるが、勞資の對立はなほ完全には除かれない。此處に他の組合の生れる動機がある。卽ち總勞働組合によつて結ばれた組織の影響を受けて、勞働組合及びカルテル自體の中に、更に組合的團體が結成される。これを企業家側について見れば、原料購入組合、信用組合、貯蓄組合、販賣組合、生産組合等の結成によつて、經濟活動の發展と、組合內部の共同的幸福を增進し、恐慌緩和の效力を發揮する。

勞働者側にあつては、共同的平均勞働、共同見習制度、專門教育制度の組合的管理、共濟組合、購買組合、消費組合、等々の如き組合を初め、其の他勞働者をして積極的に營利事業の利益に均霑せしめる等の組合をも結成する。

以上の如く構成された組合は必然的に一種の國家的機能を行ふ。

第一に殆んど總ての企業上の紛爭は身分階級內部に於て解決され、組合の協定、裁停等の諸制度が、云はば司法的任務を行ふ。

第二に國家の行政及び稅制に關しては下級身分階級が專門會議を組織し、止むを得ず中央政府の管轄に屬するもの以外の行政事項が委任される。勿論これらの行政事務は根本的には强力な中央政府の監視と主權との下に置

かれ、身分階級自體は決して國家內の一國家を構成するものではない。其の他にも教育、保健事業の如きは總て身分階級に於て管轄さるべき問題である。

かかる身分階級的制度の下に於ては、勞働者階級は最早孤立せる階級に非ずして、有機的に全體の一部を構成するが故に、勞資の對立は著しく緩和される。即ち勞働者は各種の組合を通じて全經濟に關與し、且つ企業家の地位に上る機會まで與へられるのである。殊に小企業にあつては、前に述べた原料購買組合の如き職業組合的組織によりて企業家の地位に上ることが容易である。尤も大企業に於ては專門的知識の必要等の理由から比較的困難である。勿論これらの企業にあつても企業家は依然として指導者としての地位を失ふことなく、其の財產の私有、相續等は認められるが、他面に於て公共の利益を尊重する身分階級制度の本來の要求から、著しい制限が加へられる。

次に身分階級の國家に對する關係を見るに、國家の本來的任務として殘されるところは、最早政治的文化的領域のみであつて、經濟的事項は殆んど全部各身分階級の內部に於て、飽くまでも「不等者間の不等」の原則によつて支配される。

これに反して中央政權は多數決に非ずして、最善者の支配するところであり、したがつて身分階級國家には最早今日の意義に於ける政黨は存在せず、存在するものは專ら專門的團體のみである。何となれば利害の對立は大部分身分階級內部で解決されるが故である。

最後に身分階級國家にあつては、經濟的指導者は同時に政治的指導者であつて、各身分階級、下級の組合聯合

等の代表者は總て、他の身分階級及び國家に對して、所屬團體の政治的利益をも代表する。
しかしながら他方に於て政治的身分階級の權限は、右の經濟的身分階級によつて少しも制限されるものではなく、ただ最初から國家的任務の範圍が制限されるに過ぎない。かくて政治的事業は最早、大衆の意志、大衆の支配によることとなく、既に組織された團體によつて權威ある專門的知識を以て審議されるが故に、民主主義的議會制度に於けるが如く、デマゴギーや修辭を弄する餘地がなくなると共に、今一つの利益は、指導者が無知な、無節操な大衆の選擇によることとなく、各團體の責任ある指導者によつて選ばれることである。
政治的身分階級については、シュパンは極めて簡單にしか論及してゐない。
其の第一の特徴は國家的事業の大部分が經濟的身分階級に移されるが故に、其の數が甚だ少いことである。身分階級國家にあつては經濟の指導者が同時に政治の指導者でもあり、組合、其の下級團體、其の他の身分階級的團體の指導者は總て、外部に對して其の政治的利益をも代表する。かくして民主主義の弊害は除かれる。シュパンは云ふ、「自由な民主主義的無政府主義的騷擾の餘地が無くなり、大衆の代りに、知るべき必要ある一切の事に通曉せる公共的團體が對立するところでは、最早宣傳術や辭禮の巧みな人は容れられないのみならず、專門的事業については、あらゆる關係者が權威ある連帶を構成し、自信を以て行はれるのである。かくして中世紀がギリシヤやローマに比し、スパルタがアテンに比して、遙かに政治的騷擾の少なかつたことがわかる。」[15]
其の他の點は要するに經濟的身分階級の國家に對する關係に於ける所論の反復に過ぎない。
以上がシュパンの身分階級國家に關する要旨である。かくの如くシュパンに觀念されてゐる身分階級は、實際

に於ては中世紀的な身分の要素を失ひ、究極に於てそれは經濟的連帶による職能的組合であり、其の身分階級國家は要するにイタリヤに於て實現されてゐる組合國家に外ならない。

さてシュパンの此の身分階級國家思想がナチスによつてどの點まで踏襲されてゐるかの問題に到達した。シュパンによれば、身分階級國家にあつては政治經濟一切が分散的に統制されることが必然であつた。しかるにナチスにあつては、其の强權主義から、前節に述べた如く、國家は多元的であつてはならない。一切は中央政權の政令に基かねばならない。勿論綱領第二十五條は、各ランドに創設された政治的身分階級會議と經濟的身分階級會議とに、一定範圍內の行政權を委任すべきことを規定してゐるが、其の範圍は極めて狹く、主として經濟的問題、殊に勞資間の調停の如き事項に限られて居り、加ふるに決議權がなく、諮問機關たるに止まる。ヒットラーは云ふ、「民族國家は最初から其の代表團體を政治的身分階級會議と職能的身分代表會議とに分ち、此の兩者の協力を有效ならしめる爲に其の上に卓越せる元老院を置く。此の兩會議及び元老院は實行機關であるが決議機關ではない。各議員は發言權を有するも決議權は與へられない。[16]」

これから推す時は、其の上級機關たる中央經濟議會も同樣と見做さねばならない。勿論これらの機關は綱領に規定せる如く、今日の地方議會、ライヒ議會に代るべき一部の機能を委任されると共に、他面には地域代表の缺點を職能代表によつて補ふことが可能であらうが、最終の決定權は留保されてゐる。

寧ろナチスに取つては、身分階級國家制度の機能は職能的身分階級會議の手を通じて、勞資の對立を緩和せん

とすることとし、經濟の統制を行はんとする點にあるもののやうである。ヒットラーはかく云つてゐる。「經濟會議は國民經濟の繁榮と、經濟を阻害する弊害、缺陷の除去とに對する義務を課せられる。今日數百萬の人々によつて行はれつつある鬪爭は、身分階級會議と中央經濟議會とによつて解決される。かくして企業家と勞働者とは最早賃銀鬪爭を行ひ、兩者の經濟的地位を損ふことなく、これらの問題は、其の上に立ち國民全體と國家との福祉を最大任務とする機關によつて解決される[17]」と。

三　統治形態

個人主義、自由主義への反動として起つたナチスは、國家の統治形態に於ても、民主主義に對して貴族主義、議會制度に對して指導者の思想を對立せしめる。

ヒットラーによれば、國家の權威は議會に於ける討論に基礎を置くべきではなく、爲政者の誤らざる行爲に對する一般の信賴に基かねばならない。更に此の信賴は政府の正義と公平、並に一般の道德觀との一致に對する不動の確信の結果である。統治制度は決して權力による壓迫によつて永久に維持されるものではなく、國民の利益を代表し、促進しつつあるとの信仰によつてのみ維持されるのである。しかるに民主主義の上に立つ議會制度は、國家の重要事項を無責任な多數によつて專恣に決定し、實際には何ら國民全體の利益を代表しない。議會制度の下にあつては「政府は事實上議會の同意を得ざれば一投足も下し得ず、したがつて最後的決定權は常に政府に非ずして、議會に存在するが故に、政府は何物に對しても究極の責任を取らない。それは常に多數の意志の執行者

に過ぎない。……故に其の最大の任務は多數の意志に合致し得るか、自ら多數を獲得するかにある。それに成功すれば、なほ暫時は謂ゆる統治を行ふことが出來るし、それに失敗すれば交迭せねばならない。其の政見の當否の如きは此處では何ら問題にならない。かくて一切の責任は回避される。[18]」

これは政府側の缺點であるが、議會側に於ては次の如き弊害を免れることが出來ない。

「職業や手腕によつて選ばれた國民代表者の內部關係は、分裂的な、往々にして極めて困難な形勢を示す。何となればこれらの國民の選良は、其の知識、道德に於ても選良だとは云ひ難いからである。平凡な選擧民の投票から多數の優秀な政治家の出現は望まれない。一般に普通選擧から天才を産み出さんとする程、愚かな考へはあるまい。第一に國民の中に眞の政治家が多數、同時に現はれる場合は極めて稀れであり、第二に大衆は特異な天才に對して本能的憎惡を向けるからである。選擧によつて偉大な人格が選ばれる前に、大衆は既に其の途を誤つてゐるのである。……しかもこれらの國民代表は其の分を超えて、國民の重要問題を議し、政府を組成し、且つ此の政府の百般の重要事項に干涉し、かくて事實上の政策實行者となる。……よしこれらの國民代表が優秀な人物のみから成り立つとしても、其の同意を經べき事項が如何に多く、如何に廣汎な範圍に亙るものであるかを思へば、局部的な知識と經驗しかない人々の集合の投票權によつて、究極の運命を左右される政府が、如何に不適當なものであるかがわかる。……加ふるに討議さるべき問題は、國民生活の一切の領域に亙るが、此の制度が不變であつても、其の問題を批判し、決定する代議士は不斷に交替するが故に、常に專門的知識を缺いた者によつて決定されることになる。……かかる議會の國民代表が責任感を抱いてゐるかの如く考へることは不當である。

蓋し責任を負ひ得る者は獨り個人のみであつて、議會の饒舌家の團體ではないからである[19]。」此處に於てかナチスは反議會主義の旗色を鮮明にするのであるが、それにも拘らず、現に活潑な議會鬪爭を行ひつつある事實は矛盾ではないかとの疑問に對して、ナチスはかく考へる。「此の運動が議會制度に參加しつつある事實さへも、此の制度に含まれる人類最大の墮落原因を認め、此の制度を破壞し、除去することに其の活動の唯一の意義を置くが故である[20]。」

次いでナチスは、彼等の沒頭せる國民社會主義運動が一つの世界觀であつて、政黨運動に非ざることを主張しつつ、議會制度の基礎としての政黨の存在をも排斥する。即ち「政黨は妥協性を有するが、世界觀はさうではない。政黨は當然其の反對派の存在を豫想するが、世界觀は其の絕對性を主張する」と云ひ、鞏固な精神力を缺く政黨の存在を否定してゐる。

シュペングラーと共に、ナチスに取つては謂ゆる民主主義は元來西歐思想であつて、結局「マルクシズムの先驅となり、個人の權威を否定し、自然の貴族主義を破壞する」[21]ものであり、「これに對立するものが、其の行爲に對して一切の責任を負ふべき指導者の自由な選出による眞のゲルマン的民主主義である。此處では各個の問題は多數決によらずして、一個人の獻身的努力によつて決定される[22]」と。

シュペングラーも云ふ、「我々の過去、我々の種族、我々の狀態に照らしてみても、我々は君主主義的民族であり、要するに我々が信賴と全力とを獻げ得る政府に（假令その支配が君主によつて行はれやうが、或は宰相によつて行はれやうと）結び附けられてゐることは、丁度イギリス人が其の社會の基礎に於ては王制を採れるにも

拘らず、ノルマン貴族の獨裁此の方、生れながらの共和主義者であるのと同様である。[23]」のみならずシュペングラーは一般の風潮としても民主主義的議會制度が既に行詰つたことを指摘してゐる。

「議會主義の時代はすでに去つたことは覆ふべからざる事實である。今や共の無用な形骸のみが我々の重荷になつてゐる。十九世紀は人格的支配の二時期の間に、偶然的な誤れる多數決支配によつて演ぜられた中間劇である。諸强國に於ては、批判力に富む人々は沈默してゐても共の經驗によつて裁きの來りつつあることを知つてゐる。時代の尖端に立つ者は、恰も一七三〇年には專制主義者であり、一八三〇年には民主主義者たらざるを得なかつたと同じく、一九三〇年の今日では最早民主主義者たることを得ないのである。イタリヤは此の發展方向に既に移り、プロシヤ人以上にプロシヤ化し、しかも何ら悔いてゐない。フランスに於ては議會が軍隊の支持による獨裁に代るべきことは時の問題である。イギリスでは勞働黨政府の悲喜劇は議會主義的好意を勞働黨から根こそぎに奪はしめ、將來は專らゼネラル・ストライキによる議會外の運動に退却せしめ、保守黨をして下院の傳統に從ひ、一首領の無制限な支配に移行せしめるであらう。その古き實例はフランス革命が正にイギリスに波及せんとした時に一般の支持を得たピットの獨裁である。[24]」

「今や名譽と騎士道、內的氣高さ、謙讓と義務との高い調子に基く何らかの解決を要求する。今や都會文明の唯理主義によつて押しやられたものの形成的力が、奥底に於て目覺める時代が到來した。王朝時代のあらゆる傳統、あらゆる貴族的なものが將來に向つて復興しつつある。[25]」

これらの主張の必然的結果として、ナチスの貴族主義と指導者との思想が生れる。

「民主主義的大衆思想の否定の下に、最も優秀な國民、卽ち最高の人間に此の土地を與へんと努力する世界觀は、此の國民の內部に於ても亦、論理的必然の結果として、等しく貴族主義的原則に從ひ、最良の人物に指導を委ね、其の國民に最大の影響を與へしめねばならない。……此の故に我々の運動は多數決の思想に非ずして、人格の思想に根柢を置く。發見したり、組織したり、思惟したりするのは、大衆に非ずして、個人、卽ち人格である。

人間の共同團體は此の個人の創造力を出來るだけ完全に、有效に全體に役立たしめる時に、最も優れた組織を具へたものといふことが出來る。物質界にあつても、精神界にあつても、最も價値ある發見は個人によつて爲される。それ故に此の個人を全體の爲に利用することが、國民全體の第一の、最高の任務である。實際、組織自體が此の原則の現はれでなければならない。かくして初めてそれは先づ機械主義の禍ひから解放され、躍動せるものになるのである。それはそれ自體に於て、大衆の上に首腦者を置き、此の大衆と共に首腦者をも支配する爲の努力の發現でなければならない。……人類に最大の影響を及ぼし、其の活動を促すことは全體の利益である。確かに此の利益を滿足するのは、思考力も活動力も乏しい、幸福な大衆の支配に非ずして、專ら天賦の才能を具へた者の指導によるのである。……思想界に於ても藝術界に於ても、或ひは經濟界にあつてさへ、此の首腦者の選擇は、絕對に完全でないにしても行はれてゐる。國家の行政、國民の國防組織に現はれた國力も亦、此の思想によつて支配される。其處では常に、下に向つては個人の思想と權威とが、上に向つては其の上位の人に對する責任が重視される。しかるに獨り現代政治生活に於ては、漸次此の最も自然な原則が輕視されつつある。一切の人

間文化は個人の創造的活動の所產なるにも拘らず、全國民共同團體に於て、多數決の原則が行はれ、徐々に全生活を毒し始めた。……然し國民的世界觀は人種の價値を認めるのみならず、個人の意義をも認め、且つそれを全構造の基礎たらしめる。かくして國民的國家は全部の、殊に最高の政治を多數決の議會主義的原則から解放し、共の代りに個人の權利を發揮せしめねばならない。

このことから次の認識に達する。卽ち最善の國家組織及び國家形態は、最も自然的に國民共同團體の最も優秀な首腦者に指導的地位を與へ、且つこれを尊重するが如き國家である。[26]」

ナチスの此の思想が如何にシュパンの思想に影響されてゐるかは、彼の次の言葉を見ればわかる。

「國家なる組織は本質的な精神的全體の表現であつて、偶然の意志や、多數共の他の偶然、又は專恣によつて決定されたものの表現ではない。……支配關係の原則は全體主義的に見れば、全體を構成する精神的なものの所產であり、したがつて究極には價値の原則である。投票によるべきではなく、又支配は多數に非ずして、最良のものに任されねばならない。價値ある者、善なるものが、絕對に組織の形態と支配意志の構成とに對する唯一の決定的原則である。……しかるに民主主義は眞實なるものを決定せんとするが、それは不可能なるのみならず冒瀆である。といふのは多數は常に動搖せるものであつて、多數が決定することとは、換言すれば下級のものが上級のものを支配することである。故にこれを繰返せば、民主主義は我々の生活組織(國家)の機械化であり、此の基礎から、投票、卽ち多數の支配によつて、價値の原則を除去せんとするものである。

民主主義は上述の第一の根本的缺陷に加ふるに、第二の缺陷を含んでゐる。卽ちそれは投票するところの眞の

意志、即ち多數個人の意志、謂ゆる國民の意志が實在するとの假定である。……しかるに實狀はこれに反する。人々は投票を爲すが、其の對象については何らの見解も、判斷も、意志も具へてゐない。政治的意志としての國民の意志は、それが意志として發表される前に、先づ指導者によつて構成されねばならない。……さて政治組織が其の性質上指導者と被指導者との綜合から成るものであり、被統治者（大衆）の政治的意志は、先づ指導者自身によつて構成されるべきものとすれば、其の必然の結果として、大衆は政治的には無力であると斷定せねばならない。[27]」故に最良の國家形態は、最も優秀な者の支配によつて齎らされたものだと結論してゐる。

更に同樣な見解はシュペングラーにも見出される。「一民族は良き支配を受ける權利を持つてゐる。しかるに大衆としての民族は自ら良き統治を爲す爲の經驗と識見とを缺くが故に、統治に當るのは個人であり、したがつて此の個人を正しい選擇によつて發見せねばならぬ。このことがあらゆる良く治まれる國家の祕密である。[28]」と。

以上によつてナチスの貴族主義と指導者との思想を見た。故に其の當然の結果としてナチスの國家に於て要求される政治形態は、民主主義的議會制度の代りに、貴族主義的獨裁制を以てせんとするものなることは明らかである。

さて此處に新らたに起る問題は、此の獨裁制は必然的に君主制を豫想するものであるか、或ひは共和制たるに止まるかといふことである。此處にもヒットラーの言葉を引用しやう。「此の運動の究極の使命は、一定の國家形態の恢復や、他の國家形態との鬪爭に存するのではなく、共和制であれ、君主制であれ、國家を永遠の存在たらしめる爲に缺くべからざる根本的基礎の創造にある。其の使命は君主國、又は共和國の樹立に非ずして、ゲル

マン的國家の創造にある。

故に此の國家の外的形態、即ち其の主權の存在の問題は、根本的な問題ではなくして、單に實際の目的に合致するや否やの問題の一條件たるに過ぎない。[29]」

よつてナチスの獨裁制にあつては、重心は强力な民族國家の建設にあつて、必らずしも帝制の復活を企圖するものではない。のみならずフェーダーが「君主制國家思想は殆んど亡んだ。我々は歷史の流れを逆にし、死滅した君主制に新たな息吹を與へんとするものではない」と云ひ、更に「君主制國家形態は必らずしも國民の幸福に對する保證をそれ自體の中に含むものではない」と云ふ、これらの言葉を見れば、寧ろ君主制を否定するもののやうである。

次にドイツ國家形態の上に極めて重要な問題は、將來も依然として聯邦制を存續せしめるか、或ひは完全に中央集權的に統一するかの問題である。

ヒットラーによれば、舊ドイツは內部に對しては自由を與へ、外部に對して强力政策を採つたが、今や共和國ドイツは反對に外部に對して軟弱であり、國內に於て人民を壓迫してゐる。然し眞に有力な國民主義國家は其の人民の無限の祖國愛と信賴とによつて、法規は出來るだけ少くし、最大限度の自由を與へることを理想とすると同時にヒットラーは此の個人並にランドの自由は、强力な國家の中央集權と牴觸するものではないと云つてゐる。「其の國民の利益を外國に向つて最も確實に保證する强力な國民主義國家は、內部に向つても國家の基礎を動搖せしめることとなしに自由を與へることが出來る。しかしながら他面に於て、各個人乃至各ランドの自由に對

する强力な國民主義的政府の大なる干渉も、各個人によつてかかる政策が結局其の民族强化の手段に外ならないことを承認されるならば、此の自由の國家思想を些も阻害しない[30]」と。

のみならずドイツ・ライヒの統一を從來妨げたものは主として、例へば偏狹なプロシヤ主義の「東エルベ思想」の如き傳統的氣持であつたが、革命はかかる傳統の最も顯著な體現たる王制を顚覆せしめ、其の障碍を一掃してドイツ統一の機運を促した。事實上も戰敗國ドイツに課せられた莫大な財政的負擔は、從來各ランドに與へられた財政權は勿論、遞信、鐵道の管理權を失はしめた。故にドイツに聯邦制度を存續せしむべき何分の理由もないと云ふのがヒットラーの主張である。

「確かに世界各國は擧つて一定の統一組織に動向しつつある。ドイツもまた此の點に於て例外を爲すものではない。現實には何物も殘つてゐないランドの『國家主權』を主張せんとすることは無意味である。交通、警察の方面に於てもランドの意味は漸次失はれつつある。近代の交通、技術の發達は距離を短縮した。昔のランドは今日の州に等しく、昔の國家は今日の大陸にも等しい。ドイツの如き國を統一的に統治することの技術的困難は、二百年前のブランデンブルグ州の支配程困難ではない。ミュンヘンからベルリンまでの距離は二百年前のミュンヘンからシュタルンベルグまでよりも近い。今日のドイツ全領土は當時の交通技術に比すれば、ナポレオン戰爭時代の中獨聯邦よりも小である。此の事實から眼を覆ふ者は時代遲れである。かくの如き人は過去にもあつたし、將來も絕えないだらう。しかも彼等は歷史の車軸を逆に廻すことも出來なければ、それを止めることさへ出來ない。[31]」

「我々に取つては、國家それ自體が形式に過ぎず、本質的なものは其の內容、卽ち國民、民族であるが故に、主權の問題は最も重要であることは云ふ迄もない。殊に我々は一國民と、其の國民を代表する國家との內部に強力な主權を有する國家の存在を認めることは出來ない[32]。」

「將來ランドの意味は一般政治的領域に於ては最早存在しない。私はただそれを種族的方面乃至は文化的領域に於てのみ認めんとする[33]。」

かくてナチスは一切の政治的領域に亙り、強力な中央集權を實行し、單に敎育、宗敎等の如き文化的事業のみをランドに委任せんとしてゐる。

四　外交政策

ナチス運動の主要な眼目の一は、ドイツの國際的地位の向上にある。このことは前に述べたナチスの國民主義的主張の當然の結果であるが、其の運動の今日までの經過を見ても、如何に強力外交政策に重心を置き、しかも同時に此の主張がドイツ國民の支持を得たかが明瞭である。卽ち既述の如くナチスは戰敗直後の國家存亡の時に生れ、一九二三年の佛白軍ルール占領、一九三〇年のヤング案決定の際の如く國論の最も沸騰せる時に特に活潑な運動を起し、其の勢力は殆んど賠償問題の紛糾に平行して膨脹して來た。

此の故に七萬五千平方キロメーターの領土と、約六、七百萬の人口とをドイツから奪つたヴェルサイユ條約は、最初からナチスの到底容認し難いところであるのみならず、却つて其の國民主義の主張は獨墺の統一は勿論、ポ

ーランド、チェッコ・スロヴァキア、エルザス・ロートリンゲン、其の他一切のドイツ民族を一國に統一せんとする大ドイツ主義を主張してゐる。此の主張はナチスの綱領の冒頭に於て掲げられてゐるところである。

ヒットラーは云ふ「ナチスが未だ微々たる小團體であつた時から、外交問題は多數支持者に重大な影響を與へた。このことは我々の運動が、外部的自由は天によつて惠まれたものでもなく、地上の權力から繼承せるものでもなく、一に內部的力の結果であることを確信せるが故である。我が國民の沒落の原因の除去と、それの妨害者の驅逐とのみが、對外自由鬪爭の前提たり得るのである。……

戰前にはドイツ民族發展上の關心は、獨立强國としての旣存の實力を獲ることとであつたが、現在にあつてはそれは、我が民族の將來に對する發展の意味に於ける外交政策遂行の前提としての、自由な强國復活である。

換言すれば、今日のドイツ外交政策の目的は、明日の自由の恢復の前提でなければならない。

同時に次の根本原則を忘れてはならない。卽ち一民族が更生する時には、絕對に一定に限られた領土に滿足せずして、全民族の精神的共同團體、並に將來の自由戰爭の準備としての國家及び民族の間に多少とも餘裕を殘さねばならないと云ふことである。……

更に考ふべき問題は、一民族及び一國家の喪失せる領土の囘復の問題は第一に祖國の政治的權力と獨立との囘復の問題たると共に、かかる領土の利害は直ちに本國の自由囘復に多大の關係があると云ふことである。……同時に喪失せる領土の囘復の前提は殘りの領土を刺戟し、强化して怯懦な心を發奮せしめ、其の結果新らたな力が他日全民族の解放と統一との爲に湧き出るからである。それ故に此の分割された領土を祖國に囘復することは、

戰勝敵國の意志矯正の前提たらしめるに足る力を得ることである。蓋し被壓迫國は强力な劍を以てせざる以上其の國內で抗議を擧げたのでは何らの效果をも得ることは出來ない。

此の劍を鍛へることは一民族の內政上の問題であるが、其の鍛練事業に保證を與へ、軍事上の同盟を得ることは外交政策上の問題である。[34]」

以上の如くナチスの外交政策は、舊領土の囘復を第一の眼目とするが、進んで將來の民族發展上の土地の獲得をも企圖するものであつて、徹頭徹尾それは舊ドイツの軍國主義的膨脹政策に墮してゐる。

此の强力政策遂行の爲に、ナチスは英伊二國に同盟を求めて、三國同盟を結ばんとしてゐる。ヒットラーによればフランスはドイツに取つて、永久に不倶戴天の仇敵であつて、「フランスの統治權が何人の手に移るとも、それがブルボン家であらうと、ジャコバン黨であらうと、ナポレオン黨であらうと、或ひはブルジョア民主主義、カトリック共和黨、赤色ボルシェヴィズムであらうと、彼等の外交政策の究極の目的は、常にライン河を國境とし、且つそれをフランスの保障たらしめんとする點に於て一致[35]」してゐる。

「イギリスは世界的霸權としてのドイツを憎むのであるが、フランスはドイツなる名の國を憎惡するのである。如何に甚だしい相違だらう！　しかも現在我々は世界制霸の爲に鬪つてゐるのでなくて、祖國の存立、民族の統一、國民の食糧品獲得の爲に鬪つてゐるのである。此の見地からヨーロッパに於て同盟國を求めるとすれば、イギリスとイタリヤを除いて外にはない[36]。」其の理由に付いてヒットラーの擧げるところを要約すれば大體左の如くである。

フランスは無制限な軍備の擴張と、他面では經濟力の振興とによつて、歐洲大陸に覇權を樹てんとしてゐるが、此の事實は英伊兩國の利害と鋭く對立する。したがつて今日に於ては英伊兩國の最も自然的利害は、ドイツ存在の前提條件と對立しないのみならず、ある程度まで一致すると云ふにある。

此の同盟の結果としてナチスの外交政策の目的は二つの方向に向けられてゐる。一はそれによつてフランスに牽制を加へることであり、他は東境に於て其の領土を擴大せんとすることである。

第一の點に關してヒットラーはかく云ふ。「英伊への接近は決してそれ自體戰爭の危險を意味するものではない。ただ此の同盟に於て考へられる一強國、卽ちフランスのみは此の場合例外である。……何となれば此の同盟の意義は、ドイツが突如敵の侵入を蒙ることなく、却つて敵方の同盟を破壞し、我が國の甚だしい禍の原因たりし協商を自然に消滅せしめ、我が民族の敵フランスを孤立せしめることにある。」[37)]

第二の東方政策は强力な民族國家建設の見地から、より熱心に主張される。卽ち「民族國家の外交政策は、其の國家に統一されたる種族をして此の地球上に於て安住の地を獲得せしめ、一方では其の民族の數と增加、他方では土地の大きさと質との間に適當にして、生活可能な自然的關係を作ることを目的とする」[38)]と云ひ、更に「土地は人口と調和せしめねばならない」[39)]と云ふことが、極めて熾烈な要求となつて現はれてゐる。しかるにヒットラーによれば、一九一四年以前の領土の囘復のみを以てしては、ドイツ民族國家の全人口の扶養の上にも、國防上にも不完全であつて、更に其の過剩人口の移住地を求めねばならない。しかるにナチスに取つては總て國家の領土なるものは不可侵なものではない。「ドイツの國境が嘗ての政治的鬪爭の結果たる、偶然的、若しくは暫定

的境界であると同じく、他の諸民族の國境もさうである。此の地球上の地勢は無思慮な者に取つては不變のものと考へられてゐるが、自然の偉大な力によつて常に變化せる暫定的現象たると同じく、民族生活に於ても、生活範圍の境界は不動のものではない。

國境は人間によつて作られ、人間によつて變更される。

一民族による一定の土地獲得の事實は、其の領土の永久的承認の義務を課するものではない。[40]」

かくてヒットラーは民族膨脹の結果たる過剰人口移住地の獲得は自然に與へられた權利だと主張する。

「我々はヨーロッパの南方及び西方に對するゲルマン進軍を止め、眼を東方に向けやう。今や我々は戰前の植民政策及び商業政策を捨てて將來の爲の土地政策に移らねばならない。而してヨーロッパに於て、新領土を獲んとするには、第一にロシヤ及び、それに隷屬せる邊境諸國の外にはない。[41]」しかもロシヤは今や少數ユダヤ人の支配下に歸して、民族國家としてのロシヤは亡んだのみならず、革命前のロシヤが强大なる地位を維持し得たのは、極めて多くのゲルマン的要素に負つてゐる。それ故にドイツは此の廣大な土地に植民する權利があると云ふのがナチスの東方政策の骨子である。[42]

1) Feder, a. a. O., S. 16 f.
2) Hitler, a. a. O., S. 430.
3) Hitler, a. a. O., S. 431 ff.
4) Hitler, a. a. O., S. 435 ff.
5) Hitler, a. a. O., S. 164-167.
6) Hitler, a. a. O., S. 167.

7) Spann, Der wahre Staat, S. 204.
8) Spann, a. a. O., S. 205.
9) Spann, a. a. O., S. 207.
10) Spann, a. a. O., S. 248.
11) Spann, a. a. O., S. 247.
12) Spann, a. a. O., S. 256.
13) Spann, a. a. O., S. 257.
14) Spann, a. a. O., S. 258.
15) Spann, a. a. O., S. 288.
16) Hitler, a. a. O., S. 502.
17) Hitler, a. a. O., S. 677.
18) Hitler, a. a. O., S. 95.
19) Hitler, a. a. O., S 96 ff.
20) Hitler, a. a. O., S. 507.
21) Hitler, a. a. O., S. 85.
22) Hitler, a. a., O. S. 98.
23) Spengler, Neubau des deutschen Reiches, S. 21.
24) Spengler, ebenda.
25) Spengler, Der Staat, S. 178.
26) Hitler, a, a. O., S. 493 ff.
27) Spann, Der wahre Staat, S. 109 ff.
28) Spengler, Neubau des deutschen Reiches, S. 23.
29) Hitler, a. a. O., S. 380.

30) Hitler, a. a. O., S. 461.
31) Hitler, a. a. O., S. 461 f.
32) Hitler, ebenda.
33) Hitler, ebenda.
34) Hitler, a. a. O., S. 686 ff.
35) Hitler, a, a, O., S. 699.
36) Hitler, ebenda.
37) Hitler, a. a. O., S. 755.
38) Hitler, a. a. O., S, 728.
39) Hitler, a. a. O., S. 735.
40) Hitler, a. a. O., S. 740.
41) Hitler, a. a. O., S. 742.
42) オーストリヤ及びズーデテン合併及び最近のドイツの東方政策をみよ。それは綱領の實現に日々近付いて行くもののやうである。

第二節　ナチスの經濟綱領

一　經濟原則

ナチスは經濟に於ても個人主義的自由主義經濟理論、社會主義經濟理論と異る、新らたなる經濟理論を立てんとするのであるが、未だそれを一つの理論體系として把握することは出來ない。にも拘らず我々は此の混亂せる

理論の中に、他に見られない情熱と倫理的要素の多分に盛られた主張との一貫せることを認める。

ハインリッヒ・リンクは云ふ。ナチスに加へられる共通の非難は其の經濟綱領が「混亂を極めてゐる」と云ふことである。此の非難によつて反對者はナチスを無力化し、「失はれた息子」を取り戻すことが出來るとの果敢ない希望を抱いてゐる。かくの如くナチスに對する非難の重點が、經濟政策の方面に置かれてゐることは、其の經濟的要求が彼等には特に理解し難く、實現不可能と信じられてゐるが故である。

從來國民社會主義が蒙つたかかる非難は、却つて型に嵌つた批判力しか有せず、國民社會主義の經濟的要求の基礎を理解し得ず、しかも皮相な觀察から「混迷してゐる」と考へる輩にこそ加へらるべきものである。しかし他面に於て此の無理解は當然である。蓋し國民社會主義は經濟現象の究極の原因にまで遡つて、これを究め、從來の經濟觀を以てしては到底理解し難い、全く新らしい經濟機構の根據を創造するものだからである。

然らばナチスは從來の經濟觀の缺陷を何處に見るか。リンクは續けて云ふ。從來の經濟思想の破綻は其の經濟制度の破綻の上に最も明白に現はれてゐる。而して此の破綻の眞の原因は其の經濟方法たる資本主義にあるのではなく、其の經濟秩序たる個人主義にある。此の經濟的個人主義が、やがて破綻するに至つたのは、それが啓蒙自由主義に立つてゐる爲である。啓蒙主義の特徵は精神の解放、理性の絕對の信仰である。理性は全生活の公分母を爲すと考へられた。常に有機的全體を合理的單一化せんとする傾向を有する此の理性の偶像化によつて、生活關係と生活領域との全體は相互に獨立無關係な單一に分解された。個人が一切の生活關係の基本的單位となつた。其の發展を可能ならしめる爲に、個人に絕對的自由の特權を與へた。かくて自由主義は全體的生活構成の獨

斷的原則に對する抗議として生れた。個人の解放は當然あらゆる生活領域、就中一切の生活關係の利己的決定の主張に現はれた。而して此の自由主義的個人主義が其の本來的傾向を最も著しく發揮したのは經濟に於てであつた。經濟人としての個人は自己の行爲が如何なる民族的、國民的、社會的影響を與へるかに顧慮なく、あらゆる手段を利用した。絶對自由の惡魔に身を委ねた個人は必然的に個人的利益のうちに、彼の經濟的行動の決定原因を見た。かくて極端な利己心が個人主義的自由主義經濟制度の經濟原則になつたのである。一切のものに對して自己の行爲を正當づけんとする人間の自然的傾向から、個人は此の經濟の利己的態度を道徳的に理由づけんとした。個人が道徳心を失はない間は、個人主義的自由主義經濟制度に包藏された弊害は充分に現はれないが、經濟人としての個人が國民的社會的義務を忘却すれば、それは極めて明瞭に現はれて來る。かかる場合には個人的利益の前には最早國民的社會的な利益、感情、それら一切は無に等しく、慘酷に冷然と私益の祭壇に犧牲として捧げられるからである。かかる制度に都市プロレタリヤートの發生、勞働者階級の貧窮化の原因がある。しかしながら、かかる傾向こそは個人主義的自由主義經濟制度の最も明らかな特徴であるが、同時にそれは背後に隱れたユダヤ的要素の出現によつて始めて現はれる。個人主義的自由主義的資本主義は其の構造に於ても共の傾向に於ても純粹に經濟的であつて、何ら倫理的、社會的、國民的連帶を認めない。しかるに純粹に經濟的なものの彼岸にある連帶の承認は、各個人の責任感によるのであつて、經濟思想からは生じない。此の故に個人主義的自由主義經濟制度にあつては、全民族、全國民の運命は、其の經濟的優越の故に運命決定權を有する個人の私益獲得の努力によつて支配される。ユダヤ人たるラテナウが「經濟は國民の運命である」と云つた此の短い言葉の中に、

經濟を第一義的なものならしめんとする個人主義經濟の眞髓が最も明瞭に現はれてゐる。個人主義的自由主義經濟制度は純粹な經濟的範疇によつて決定されたものであつて、一切の經濟道德(Wirtschaftsethos)を缺いでゐた。[1)]

以上の如くナチスは反資本主義と云ふも、資本主義的制度そのものに反對するのではなくして、資本主義思想に於ける倫理的要素の缺陷を指定し、新らしいイデオロギーを共の中に注ぎ込むことによつて從來の經濟組織の弊害を除去せんとするのである。

リンクは云ふ。國民の一切の生活關係上無條件に經濟に絕對的優位を保證する此の經濟思想に對して、國民社會主義は新らしい思想を以て對抗する。有機的思想がこれである。卽ち民族と國民との有機的全體性の高調である。此の有機的思想は國家に體現された一定の有機的組織に於ける一切の生活關係の有機的關聯を要求する。わけてもこのことは經濟に妥當するのであつて、經濟は最早共の優位の地位から追ひ落されねばならない。此の新らしい有機的經濟思想の最高の表現はナチス經濟觀の絕對命令(カテゴリツシエ・イムペラチーフ)たる、公益は私益に優先す、と云ふ言葉に見出される。此の言葉が國民社會主義の經濟的要求の根本原則であり、これによつてのみ國民社會主義の經濟觀は理解されるのである。此の原則の無條件な妥當を主張する爲には更に進んで共の倫理的內容に注意を向けねばならない。倫理的要素なるものは從來の經濟思想からは全く別の領域に屬するものであつて、此の點に於て國民社會主義的經濟觀と、個人主義的自由主義經濟觀とが最も銳く對立するのである。個人主義的自由主義經濟制度にあつては私益の顧慮なき追求が經濟思想と經濟行爲との指導原理であり、共の結果國民的社會的利益は僅かに、經濟人の偶然的な倫理的責任感によつて緩和されてゐたに反して、國民社會主義的經濟制度は公益を以て經

濟行爲と經濟思想との主要原理とし、國民と國家との福祉が第一に考へられる。經濟は民族と國民と全體の利益の爲にのみ其の機能を發揮せねばならないと云ふ此の新らしい經濟觀によつて初めて經濟は正しい意味を與へられる。

此の絕對命令たる私益に對する公益の優先は、勞働者であれ企業家であれ、あらゆる經濟活動を爲すものに適用され、服從を要求する。國民社會主義國家は法規によつてもある程度まで此の原則の承認と實現とを强制することが可能であらう。しかしかかる法規無き所に於ても一切の生活關係に此の要求を貫き得ないならば、國民社會主義制度も亦、死滅せりと云はなければならない。此の倫理的主張の故に國民社會主義の經濟綱領が「混迷せり」と云はれるのである。しかしながら「私益に對する公益の優先」といふ此の經濟觀の根本原則から初めて、國民社會主義の他の經濟的要求たる利子奴隷制の廢止、需要充足經濟等も總て理解されるのである。……此の土臺石の上に建てられた國民社會主義的經濟組織の建築が、砂上に建てられた個人主義的自由主義經濟制度の壯麗な建築に比すれば、現在のところでは外觀上見すぼらしく貧弱に見えるかも知れない。しかしながら國民社會主義は先づ土臺の据付けから着手する。[21]

かくの如くナチスは「私益に對する公益の優先」を以て最高の經濟原則とし、一切の經濟的要求は此處から出發する。此の故に綱領第十條に於ては「個人の活動は全體の利益に衝突すべからざること」を規定し、第十一條に於ては「不勞所得の廢棄」を要求してゐる。卽ちナチスにあつては個人は共同、國民全體に對する義務を負ひ、共同の利益の爲に働き全體の利益を害してはならない。此處に於ては經濟活動の重心は最早最大の利益獲得に非ずし

て、全體の爲にする「奉仕」に置かれねばならない。ヒットラーは云ふ「自我を共同の利益の爲に沒却する信念こそはあらゆる眞の人類文化の第一の前提である。此の基礎から一切の人間の大事業が生れる。……其處から初めて數多の人々が乏しい生活に甘んじつつ全體の存在の爲に努力しつつ、あることが理解されるのである。[3]」したがつてナチスにあつては經濟の目的は最大の利益獲得に非ずして、國民の需要を最も圓滿に充し、國民全體の幸福を增進せしめることである。個人主義的營利活動の代りに、生產者と消費者、企業家と勞働者との有機的關聯による共同經濟が要求される。このことはしかしながら決して個人の創意（イニシヤチーウ）を阻害するものではない。

ナチスは政治に於て民主主義的思想を排して貴族主義的原則を採つたが、經濟に於ても個人の創意を承認する結果經濟上の指導者の活動を尊重し、延いて私有財產制を原則的に承認する。此處にロイプケの言葉を引用しやう。

國民社會主義的經濟制度の下に於ては、勞働者は最早プロレタリヤ的な卑屈な階級感を有するものではなくて、彼等も亦國民全體に奉仕することの自覺を見出すと共に、生產者も亦絕對的優位を主張し得るものではなく、彼等の中にも劣等な者を認める。……個人の價値の尊重はナチスの特色とするところであるが、それは經濟的領域に於ても要求される。優秀な經濟活動家であるならば、彼が工場主であらうが、使用人であらうが等しく尊重されるのである。……我々ドイツ人は今二つの兩極端に立つ思想に直面してゐる。一方には工業發達期に於けるが如き企業家偏重の思想から、貪慾な企業家の個人的利益の追求を專ら擁護せんとする主張があり、他方ではマルクシスト一派は企業家の機能を全然否定せんとしてゐる。現代に於てはかかる見解は何れも不當である。これに

反して國民社會主義の支持し、要求するのは、企業を利己的動機から行ふことなく、新らしい經濟制度に合致せる、新らしい型の企業家である。指導者としての企業家は將來に於ても經濟の不可缺の要素であり、「生產力の喚起者」である。國民社會主義は此の目的から私有財產制と個人の創意とを認め、個人に經營上に於ける廣い活動範圍を與へる。[4]

しかしながら此の點に於てナチスは自由主義經濟と統制經濟とのヂレンマに陷つてゐるといふのが、ナチスの經濟理論に加へられる第二の非難である。例へば次のフランクフルター・ツァイツング紙の新說がそれである。「國民社會主義は現在の失業對策問題に付いて、反對者と論爭を交へると同時に、ミュンヘンに於て內部的に失業救濟の中心問題に付いて研究した。シュトラッサー、フェーダー、ラヴァツェック其の他は問題の解決を經濟統制手段に求めんとする。其の手段に付いては勿論區々である。例へばフェーダーは『經濟に對する國家の最大の監視』を主張しつつ、しかも『個人の能力』を認めんとする。しかしながら此の議論は事實上自由主義の武器に隱れんとするものたることは彼自身の言葉が暴露してゐる。更にフェーダーは個人的能力を容認するのみならず、個人的危險負擔の必要ある所では國家は干涉すべからざることとさへも主張する。[5]」

右の所說の如くナチスは果して自由主義經濟と統制經濟との間を彷徨してゐるであらうか。其の回答はロイプケの次の言葉に見出される。

「國民社會主義的經濟制度は資本主義的特徵も社會主義的特徵も具へてゐるが、其の兩者何れにも加へらるべきではない。國民社會主義は集產主義的經濟方法も、個人主義的經濟方法も信じない。其の唯一の規準を爲すも

のは全體としてドイツ國民とのドイツ經濟との繁榮である。」[6]

「國民社會主義內部に於ける革進的青年はややもすれば國家社會主義乃至國家資本主義の思想に陷り勝ちである。しかしながら此の言葉の意味は劃一的でない。若し國家社會主義が國家的干涉の形態で行はれることを意味するならば、國民社會主義も亦國家社會主義と同じである。しかしながらそれが中央集權的に、官僚的に指導され、生產手段の私有と個人の創意との否定による統一的計畫經濟を意味するものとすれば、それは本質に於てのみならず、其の程度に於てもボルシェヴィズム的な共產主義と選ぶ所がなくなる。

然らば國民社會主義の主張する經濟への國家的干涉の規準は何處にあるか?……それは劃一的原則によることなく、フリードリッヒ・リストの謂ふ如く、現存の生產力、就中經濟活動家の個人的能力を無駄なく完全に活用すべく細心の注意を加へ、現代の國民經濟的要求に最もよく合致する經濟方法を採用する點にある。

これに對する外部的形態と素地とはドイツには夙に多分に存在する。イタリヤではファッシズムが多大の努力を要して爲したところのものが、寧ろドイツに於ては常に存在する。卽ちドイツ人及びドイツ的精神はローマ人よりも遙かに統制に慣れてゐる。ドイツ經濟にあつては企業家側に於ても、勞働者側に於ても、職能代表及び利益代表の制度が隨所に實施されてゐるのである。ただこれらの團體、卽ちカルテル、勞働組合、其の他各種の組合にたつた一つ缺けてゐることは責任の主張と一方的利益の抑制とである。」[7]

これを要するにナチスは生產手段の私有を否定し、あらゆる生產を集產的に行はんとする謂ゆる社會主義的意味に於ては統制經濟ではない。しかしながらナチスは資本主義的經濟制度そのものの大部分の存續を許し、殊に

私有財產制と個人の創意とを認めつつ、一定の範圍内に於ける財產所有と個人の經濟活動とに制限を加へ、國民經濟を自由主義經濟の下に於けるが如き放恣な競爭を排斥する點に於ては統制經濟の範疇に加へることが出來る。このことは經濟の目的を最早個人の經濟的利潤追求に見ずして、國民全體の需要充足にありとし、「私益に對する公益の優先」を以て最高の經濟原則と爲す點からも容易に推知される。

如何なる機構を通じて統制が行はれるか。その大部分は身分階級(シュテンデ)によるそれが豫想されてゐることは前の身分階級國家の說明によつて明らかである。

二 金融及財政

資本主義經濟の目的は利潤の獲得にある。それ故に企業家は其の生產によつて出來るだけ多くの利潤を求めんとするのであるが、生產上の利益は必らずしも企業家を利得しない。このことは云ふまでもなく企業家と資本家との分離の結果であつて、此の兩者の利益は必らずしも一致せざるのみならず、却つて反對の目的を追ふことすらあり得る。ヒルファーディングも云へる如く、資本家に取つて問題になるのは利潤のみであつて、其の利潤が如何なる生產過程から生み出されたかは彼に取つて無關係であり、彼にあつては「資本は商品を作るものではなく、商品に於て利潤を作る」のである。

しかるにロイプケによれば、元來經濟の中心は生產にあるが故にかかる現象は國民經濟の破壞を意味する。彼は云ふ。金融資本家の經濟的道德は根本的に企業家のそれと異る。企業家は實際上の收益を得ずとも、自己の事

業に對する根强い執着を感ずる者なるが故に、必らずしも直ちにそれを放棄するとは斷じ難く、あらゆる努力を以て其の企業更生の機會を求める。それ故に彼は活動と進步との源泉であり、常に經濟の有力な原動力であるに反して、金融資本家は極度に危險を恐れ、脆弱な企業に對しては冷淡で無慈悲なるが故に國民經濟上極めて危險であると。[8)]

にも拘らず資本主義經濟の發達は金融資本の勢力を絕對に大ならしめ、あらゆる產業を其の支配下に置くに至らしめた。此の形勢に拍車をかけたものは近年の大資本集中化の傾向であるが、わけても大戰後のドイツ工業は莫大な復興資金の必要があり、しかも他面には極端なインフレーションは却つて資金の海外逃避を促すと共に、ゼームス・エンゼルも指摘せる如く、國民大衆の犧牲に於て獨り大資本家のみを利得せしめた。かくてドイツ產業界は高利の信用に依賴せざるを得なくなつた結果、完全に內外金融資本家の頤使下に立つに至つたのである。「あらゆる職業階級を通じて國民は利子の笞に苦しみ、あらゆる國民は租稅の重壓に惱みつつある。しかも何人が此の銀行及び株式資本の全能に抵抗する勇氣を持つてゐるか？　此の全能は他の一切の地上の經驗に反して、勞せずして利子、配當、地位によつて居ながらにして膨脹し、益々强力になりつゝある。[9)]」

ナチスの金融資本排擊は此の情勢の下に起つた。ナチスは獨占的金融資本の支配を一切のドイツ國民經濟破壞の原因と見るのであるが、殊にそれは彼等の眼に、マルクシズムとの共同戰線による國際ユダヤ的金融資本の陰謀として映じた。

ヒットラーは云ふ、「甚だしい經濟的衰頽の原因は個人的所有權が漸次失はれ、全經濟が徐々に株式資本の手

に歸したことである。かくて初めて事業は良心なき奸商の投機的目的となり、所有權の分離は無限に增大した。資本家は勝利の凱歌を擧げつつ、巧みに、徐ろながら、しかも確實に、國民生活を彼等の監視と統制との下に置いた。

ドイツ經濟の國際化は早くも戰前に株式の手段によつて始まりつつあつた。勿論ドイツ工業の一部は斷乎として此の運命に逆つた。しかし結局それは貪慾な金融資本の共同的攻擊、殊に其の忠實な仲間たるマルクシズム運動の援助によつて打ち敗られ、其の犧牲となつた。

ドイツ『重工業』に對する久しい鬪爭は、マルクシズムの目的とするドイツ經濟國際化の現はれであつたが、遂にそれは革命に於けるマルクシズムの勝利によつて貫徹された。私がこれを書きつつある間にドイツ國有鐵道に對してさへも總攻擊が開始されて、今やそれは國際的金融資本の手に落ちんとしつつある。[10]」

ナチスに取つては此の「超國家的ユダヤ的金融資本」の桎梏から國家及び國民を解放することが、ドイツ經濟の更生を意味すると同時に、かかる金融資本家の跳梁に任せることは其の最高の經濟原則たる「私益に對する公益の優先」に反する。それ故に此の「銀行資本及び株式資本の全能」並に其の結果たる「利子奴隷制」の打破が、あらゆる方面から見て最大の任務の一つになつたのである。綱領第十一條の「不勞所得の廢止」及び「利子奴隷制の打破」は此の目的から要求されてゐる。

ナチスは金融資本の獨裁的弊害匡救策として國家による强力な金融の統制を主張し、延いて利子の廢止に及ばんとしてゐる。故にナチスの金融統制案は金融機關に對する一般的統制と利子に對する統制とに分つて眺められ

る。

だが金融機關に如何なる統制を加へるかに付いて具體的案を提示した文獻は見られない。フェーダー綱領案第三條は金融政策的原則として左の四項を掲げ、大體の方向を指示してゐるのみである。

一、國家及び國民の金融資本に對する利拂義務の免除。

二、ライヒスバンク及び發券銀行の國營。

三、一切の公營大規模事業（水力の利用、交通路の開發等）に對する資金調達の爲、無利子の國庫證券發行及び借入金の回避。

四、保證準備制による幣制の確立。

五、無利子貸付を目的とする公營建築産業銀行の創設。

右に於て直接金融機關に關係あるは、二、四、及び五であるが、五は一面には住宅難緩和を目的とし、他面には一種の貨幣を發行せんとするものであるから、これに關するフェーダーの見解は別の項に留保する。

而して二及び三に關しては、フェーダーは殆んど特殊な説明を加へてゐない。紙幣發行權が國家によつて統一さるべきことは云ふまでもない。ただフェーダーはライヒス バンクが一部金融資本家の用具化することを恐れて、國家と中央銀行との一層密接な關聯によつて、紙幣發行權に嚴重な統制を加へることと、現在の保證準備制を國家の直接の管理によつてより確實にすることとを期待してゐるに過ぎない。

以上の如く、金融機關の側からする統制に關しては定説はなかつたもののやうである。先にも述べた如くナチ

スの金融政策の重心は「利子奴隷制の打破」にある。故に次には出來るだけ重複を避けつつ、今一度此の問題を取り上げやう。

ナチスが聲を大にする「利子奴隷制」とは何か。フェーダーの言葉を引用しやう。「利子奴隷制とはあらゆるユダヤ人の絶對的金融支配下にある諸國民の狀態である。

利子奴隷制にあつては、農民は其の經營資金を得る爲に恐ろしく高利を支拂ふ結果、其の利子は彼の全收益を殆んど喰ひ盡し、しかも永久の負債となつて彼の肩にのしかかるのである。

利子奴隷制にあつては、勞働者は僅少の賃銀を以て、工業に於て生産事業に從事しつつある反面、株主は勞せずして利子、配當等を利得する。

利子奴隷制にあつては、あらゆる實業に從事する中間階級は、原則として殆んど銀行信用の利拂の爲にのみ働かねばならない狀態にある。

利子奴隷制にあつては、あらゆる者は其の精神的乃至肉體的勞働によつて、口を糊するに反して、極く少數階級は勞せずして其の利子、銀行及び取引所の所得、金融取引等によつて莫大な利得を爲す。……

利子奴隷制にあつては、不撓不屈の勞働によつて其の經營に從事する工業家は、徐ろに其の事業を『株式化した』爲に、今や彼等は自由な決定權を失ひ、其の所得によつて『監査役や株主』の飽くなき利潤慾を滿足せねばならない。

利子奴隷制にあつては、あらゆる國民は其の貨幣需要を『貸金』によつて滿たさねばならない。

利子奴隷制にあつては、あらゆる國民はドース案の採用によつて爲した如く、金力、銀行家に、最高の內政的權限、即ち其の金融制度（金融支配權）、鐵道（交通支配權）、租稅及び關稅に對する監視權を捧げる結果、ドイツは沒落せねばならない。

利子奴隷制にあつては、あらゆる國民、政府は金力の前に叩頭せねばならない。

利子奴隷制にあつては、貨幣を最優位に立たしめる結果、今やあらゆる事業は『經濟の奴隷』であり、貨幣が『勞働の主人』であり、最も苛酷な暴君である。

利子奴隷制は『勞働と資本』、『金と血』、『搾取と創造力』との事實を正しく表現するものである。

利子奴隷制の打破は一切のものの鋼鐵の心棒であり、單なる金融政策の問題を超えて、……あらゆる社會問題の解決を意味する。[11]」

「利子奴隷制とは國際的金融力に對する國家及び國民の利子附負債のことである。[12]」

これを要するにナチスの謂ゆる利子奴隷制とは國民經濟に對する强大な金融資本の獨占的支配の謂ひに外ならない。而して、國民經濟をかくの如く國際金融資本の蹂躪に任せるに至つた原因は一に利子の存在にあるが故に、利子を廢止しなければならないと云ふのがナチスの主張である。

さてナチスは利子に對して如何なる對策を持つてゐるか。ナチスのあらゆる金融政策に關する主張は例外なしに、此の「利子奴隷制の打破」を基礎とするものであり、前述の銀行統制策も、後出貨幣問題も此の基礎を離れて考へられないが、直接に利子廢止に關する對策は左の如くである。

國内的

一、國家及び國民の大金融資本に對する利拂の免除

二、大公營事業の資金調達の爲にする無利子國庫證券の發行

三、建築産業銀行の創設

對外的

利付有價證券を無利子の銀行貸越に代へること。

一に關しては「利子奴隷制の打破」を言ひ代へたのみであつて、フェーダーも特殊な説明を加へてゐない。二に關する彼の説明は左の如くである。

「新らたな價値の創造に基かずして、不用意に紙幣を發行することは結局インフレーションを意味する。しかしながら同時に新らたに創造さるべき價値を基礎とする國庫證券の發行はインフレーションと目さるべきではない。然るに今日大規模の事業は專ら借入金の方法を以て行はれてゐるが、此の方面にこそ國家の「紙幣發行權」を活用せしめねばならない。例へば水力發電所の建設は次の方法によつて何ら資金調達上の困難なしに行ふことが出來る。若しある地方團體に於て水力發電所を建設するとせば、此の地方團體に對して大藏大臣、したがつて國立銀行は銀行券を交付するが、此の紙幣に對する擔保として建築中の發電所が當てられる。同時に當該地方團體は此の紙幣に對する保證を絶對に免れることが出來ない。工事完了と同時に電力は此の紙幣と引換へに供給され、したがつて數年後に右の紙幣は悉く國立銀行の手に復歸する。其の結果何らのインフレーションを惹起すること

なしに新規事業が起される。

しかるに現に國家的事業を起す際に實行されてゐる方法によれば、究極に於て國家は少數金融資本家の資本を借入れることになり、其の結果永久に利子に縛られることになる。更に甚だしきは公債の發行による『追加購買力』の創造である。此の公債の發行は云ふまでもなく借金に對する擔保を意味し、一般國民の負擔の下に、新規事業を一部金融資本家をして壟斷せしめることになる。國民は高い電力使用料を支拂はねばならないのみならず、共の利拂は國民所得から徴收されるのである。[13]」……

右のフェーダーの説明は稍〻冗漫であるが、要するに從來の例によれば、國家又は公共團體が比較的長く利用價値ある設備を爲すには、原則として現在の負擔にならざる公債により、共の利拂又は償還は數年後の負擔になり、從つて國民の租税から賄はれるのであるが、フェーダーによれば右の「無利子國庫證券」に强制通用力を與へることによつて材料購入費、勞働賃銀支拂等に當て、以て國民を負擔から免れしめんとするのである。しかしながら共の結果、一方には一般經濟界の狀態によつて增減する紙幣と、他方には此の種の間歇的に發行される紙幣との二種の貨幣が流通することになり、經濟界に混亂を惹起しはしないかの疑問が生ずる、但しこれに關するナチスの文獻はないやうである。

一九三一年二月四日の豫算委員會に於て、右の案がナチス側から具體的に提案された。それによれば次の通りである。

ライヒ、ランド地方團體は「將來利子付負債」を爲さざると共に、「これらの公共團體が新らたな價値(例へば

水力發電所、學校、病院、住宅、道路、運河等)を創造せんとする際には、無利子國庫證券の發行によつて賄はんとする」にあつた。

第三に「建築産業銀行」設立に關する案も亦、一九二四年五月の議會に提案された。故に此の案の內容を見ることによつて最も的確に其の主張を知ることが出來やう。其の要旨は左の通りであつた。

一、各ラントは住宅難緩和の目的を以て社會的な建築産業銀行設立の權利を與へられる。

二、此の銀行の組織並に機能は左の通りである。

1、本銀行は法人である。

2、本銀行は住宅難緩和と、他の國民經濟上價値あるものの建築との爲に、實價上の擔保ある建築銀行證券の發行、又は現信用貸付を爲すことを以て任務とする。

3、本銀行に於て準備すべき最高額は政府の同意を要する。

4、此の證券の發行、又は信用の授與は、其の當時の總額が實物擔保による完全な保證ある場合に限る。建築其の他の收益による返濟は一定期間、即ち最長五十年以內に限る。

5、其の資金として特に借家稅(Mietzinssteuer)の一部を銀行に交付する。

6、本銀行の發行證券は額面一、二、三、五、一〇、二〇、五〇、一〇〇マルクの八種とし、毎年最低二分を回收する。

7、銀行に提供された擔保の全部を以て、統一的擔保とし、以て發行證券には信用貸付の總額を保證する。

8、其の他の細則は別に定める。

9、本銀行證劵の僞造は他の國家的支拂手段の僞造と同一の罰則に處せられる。

右によつて明らかな如く、此の案の本來の目的は建築資金の調達にあるが、寧ろ其の機能を見れば、二の場合の公營事業に對する無利子國庫證劵發行と同一の效果を期待したのである。況んや住宅のみならず「國民經濟上價値ある建築」に對して悉く此の謂ゆる建築證劵を發行する時は、相當巨額の證劵が常に市場に流通すべきは明らかであつて、金融市場に及ぼす影響は尠くないであらう。したがつて前の無利子國庫證劵の發行と共に、此の案がそれ自體の中に何ら缺陷を含まず、有效に實行されるならば、それは確かに現代ドイツの資金難を緩和し、延いて利子低落の氣運を醸成するであらう。しかしながら此の案に對しても二に加へられたと同樣に、他の一般通貨との關係をどうするかの疑問が課せられてゐる。

次に此の二種の流通證劵に對して共通に加へられる非難は、それが必然的にインフレーションを惹起するといふことである。これに對してフェーダーはかく答へてゐる。

「此の非難は不當である。インフレーションは追加購買力が異常に無準備の貨幣によつて造出される場合にのみ起る現象であつて、少額の擔保超過の如きは勿論インフレーション的作用を及ぼさない。……まして此の場合には最初から實價上の擔保を有し、何ら追加購買力を造出するものではない。[14]」

最後に對外的には利子付有價證劵を無利子の銀行貸越に代へんとする案は、クラッゲスの主張であるが、其の說明は甚だ簡單である。彼によれば其の結果ドイツに對する外國の投資が無くなるが、フェーダー案による流通

證券の發行によつてドイツは何ら產業資金の缺乏に惱むことなく、却つて國際金融資本家を驅逐する效果が得られるといふにある。[15]

以上がナチスの利子對策であるが、一面に於て此の利子廢止の主張は、フェーダーの次の言葉によつて幾分緩和されてゐる。

「貸金の返濟と共に給付と反對給付との關係は消滅し、特別な辨濟要求の理由は最早、道德的にも經濟的にも失はれる。借金によつて借主が其の經濟的能力を著しく高め、其の收益を增大することが出來た結果、借主は貸手に對する返濟金の外に、其の收益の一部を與へてもそれは公平とか、又は感謝の行爲と見做すべきである。[16]」

此の言葉は利子の根據を倫理的立場から說かんとする點に於て特色を有するが、明らかに信用はより多くの收益を可能ならしめるものたることを承認し、元金以上の返濟金の存在を認めてゐる。

更に彼の「何人も貯金や質札、又は國債の二、三マルクの利子を以て利子奴隷制と考へる者はあるまい」と云ひ、「貯蓄は正しい理解の下に於ては貪慾な蓄積ではない[17]」と云ふこれらの言葉は、綱領第十八條の高利貸に對する處罰の規定と倂せて、ナチスは利子の廢止と云ふも、それは過重な利子の負擔を斥け、且つ獨占的金融支配の弊を匡正することを主眼とするものであつて、急激な利子の全廢を主張するのではないものの如くである。

利下に關してはナチスは一九三〇年十月十三日の議會に左の提案を爲した。

利率は最高を四分とし、其の中最低一分は元金償却に充當する。あらゆる貸金は最長五十年以內に償却すること。

右の利率を超える時は暴利として二ケ月以上懲役に處する。
外資の投下には大藏大臣に屆出を必要とし、これに違反する者は、此の額に相當する罰金を科せられる。
爲替手形はそれに基く取引の證明ある場合にのみ限り割引を許す。（然らざる場合は一萬ライヒスマルクの罰金を科する。）
定期取引及び空取引を禁止し、取引は總て現金取引でなければならない。株式賣買の禁止。無記名證券は記名式とする（それが土地所有に關するものなる時は登記を要する）。
以上の四項に亙る提案の中で、ナチスの重點は勿論、結局に於て貸金利子を最高四分に制限せんとする第一項にあつた。しかし此の案は少數の差によつて葬り去られた。
人或ひは云ふ、ナチスの上の「利子奴隷制の打破」は徒らに大言壯語する共の一流のデマゴギーの一つの現はれに過ぎないと。しかしながら我々は此の主張が國民大衆の犧牲に於て大資本の獨占利益を齎らしたところの一九二一年乃至二三年のインフレーション時代に現はれ、それに續く產業資本缺乏による高金利時代に益々熾烈な要求となつて動いて來た事實を見れば、それが徒らに空粗な宣傳に非ずして、極めて切實な經濟的事情を反映せる要求たることを認めざるを得ないのである。
シャハトも亦現在の高金利について一定の制限を加ふべきことを力說してゐる。彼は云ふ「現代の如く資本が極度に缺乏せる非常時にあつては、利子の高低を金融市場の需給關係に放置してはならない。勿論暴利取締規則があるにはあるがそれは別問題である。……

今日我々が世界金融市場を見るならば、戰勝國及び中立國に於ては資金は低利に、しかも容易に獲られるにも拘らず、ドイツ及び共の舊同盟國は資金の供給に對しては暴利を支拂はねばならないと云ふ悲しい事實に直面する。……私は金融關係に對して、急激に債權者又は債務者を一方的に利するが如き統制を加ふべきではないと思ふ。しかしながら何らかの干渉を加へ、時によつて個人的利益をも阻害せざると同時に、全體の福祉に資すべき統制方法はあると信ずる。……我々は何人をも害せざるのみか、却つて萬人を裨益するが如き一定の干渉を利子に加へることによつて、最も急迫せる問題、殊に失業問題の如きをも、解決することが出來る。[18]

次に税制に關するナチスの綱領をみやう。ドイツの租税負擔は、巨額の賠償金支拂に加ふるに、マルク安定政策が絡つて一九二四年乃至二五年に増大した。

わけても顯著な現象は免税所得部分が著しく減じたことである。即ちそれが大戰前には總國民所得の八割、一九二五年には七割、一九二八年六割と加速度に減じた。此の現象が一九二九年乃至三一年には更に甚だしくなつたことは想像するに難くない。

此處に於てかフェーダー綱領第三條第六項は「社會的國民經濟的原則に基く税制の根本的改正」を要求してゐる。ナチスによれば「租税なき國家が國民社會主義國家の最高の理想」であり、又「新らしい財政政策上の任務は、國民から出來るだけ多くの租税を徴收することに非ずして、反對にあらゆる負擔を除き、國民經濟の繁榮を計ることを可能ならしめるが如き國家の實現にある[19]」と。

此の理想からナチスは次の如き租税原則を立てる。

一、内國債の利拂の目的には課税せず。
二、租税の徴收は非生産的目的、卽ち行政、司法、軍事、警察、保健、教育等に關する經費が、鐵道、郵便、電信、國有林、國有財産、電力供給等の國家企業の收益を以て滿し得ざる場合のみに認めらる。
三、特別の必要、又は特に緊急の場合、殊に戰爭の必要を滿すことを目的とする間接税及び直接税は嚴禁す。
四、直接税は各種の財産に累進的に課す。但し所得には廣汎なる免税點を置く。
五、官吏は原則として免税され、且つ子供手當の支給を受く。
六、間接税は差當り贅澤品、及び酒類、煙草等の如く保健上有害にして純粹な嗜好品のみに課す。
七、戰時利得及び革命利得は徴收す。
八、印紙税並に自由なる財産處分權を制限するが如き租税は、此の取引により一般の幸福が阻害されざる限り、これを避くるを原則とす。相續税、贈與税に關しても亦同じ。

右によつて明らかな如く、ナチスは原則として租税を認めず、殊に間接税の賦課を極めて狹い範圍に限つてゐる。

三　企業

ナチスに於ける企業家の概念、其の勞働者に對する關係については既に述べ、勞働問題に關しては後節に讓る。故に此處には其の企業統制及び利潤分配の問題のみに就いて敍述を進める。

屢々反復した如くナチスは私有財産制と個人の自由な活動とを認めるが、其の反面に於て全體主義的立場から「私益に對する公益の優先」を以て最高の經濟原則とする結果、企業に於ても國民全體の幸福に背馳するが如きものに對しては一定の制限を加へる。

其の第一は綱領第十三條に於ける「既に社會化された一切の企業（トラスト）の國有化」である。此處に極めて無雜作に「社會化された事業」と云つてゐるが、其の謂は恐らく多數從業員を使用し、恰も一社會を構成するかの如き一大集團化された大企業と解すべきであらう。即ちナチスの主張することは、集中化され、獨占化された企業は、他の中小企業を壓迫し社會全體の利益に背くものとして、奪ふこれを國營に移さんとするにある。フェーダーも亦其の綱領第十二項に於て「健全な國民經濟生活は大、中、小經營の適度な混合」によつて達せられることを主張し、更に次の如き說明を加へてゐる。

「大企業（コンツェルン、シンヂケート及びトラスト）の國有化の要求も亦、資本主義制度に對する我々の一般的鬪爭から生ずる。シンヂケートやトラストは究極に於ては產業界に於ける利益の獨占を企圖するものである。それは優秀にして廉價なる財貨を提供することに最大な努力を拂はずして、却つて消費者に對して專斷に商品の質量、價格を決定するのである。營利經濟に於ては自由な競爭によつて經濟の進步發展が達せられるのであるが、トラストは同種の新規企業を買收し、其の競爭を根絕する。かくて供給關係が『利益配當』によつて統制され、したがつて價格は謂ゆる『需要供給』の根本法則によつて決定されることなく、――株主の專斷に任され――最早競爭による價格の低下は望まれなくなる。」[20]

然るにナチスに取つては經濟の目的は、最大の利潤獲得に非ずして、圓滿なる國民全體の需要の充足である。此の故に「最早全體の利益に役立たずして專ら金融資本の利益追求の機關化」した獨占的大企業を國有化するのである。

企業集中は資本主義發展過程の必然的所産であり、如何なる力を以てしても阻止し難いものであるが、其の獨占的弊害を國家の手によつて防止すべき必要はリーフマンも指摘せるところである。

「かかる大企業と企業合同との構成によつて巨大資本の支配が少數者の手に歸することは事實である。かくて此の少數者は彼等の支配を專ら其の個人的利益に利用するのみならず、其の投機や財政的處置によつて國民經濟に大なる動搖を與へる。かかる場合には其の社會的影響は甚大である。しかしながらこれは經濟政策的手段を以てしては容易に解決し難い問題である。此處では國家內に於ける國家、即ち其の資本力によつて國家に重大な影響を及ぼすべき組織を構成し、以て一般の利益に反して利用し、支配するに至るのである。此の場合に於ける最大の救助手段は國家的權力、即ち公共の手による大企業の監視である。[21]」

さて此の場合起る疑問はトラストの國有と云ふも、本來のトラストのみであるか、又はカルテルをも含むかと云ふことである。此の點に關するナチスの明確な見解は知るを得ないが、ドイツ企業界の實狀、並に大規模企業國有化の目的が獨占的弊害の除去にある點よりすれば、單にトラストのみならず、カルテル、コンツェルン等あらゆる獨占企業を包含するものと考へるべきであらう。即ちドイツに於てはトラストは漸く一九〇一年に現はれ、其の數も比較的尠いに反して、カルテルはドイツ固有の獨占企業形態として早くも前世紀の中葉以來漸次發

達し來つたのである。殊に加里、石炭、製鐵、化學等、ドイツ重要諸工業、殊に總株式會社數の約三分の二はカルテル化されてゐる。

しかしながら他面に於て右に擧げたカルテル全部の國有化を意味するものでもなかろう。何となればカルテル及びトラストを全部含むものとすれば、ドイツ工業の大半以上を國營に移す結果になるが、此のことは原則として企業を個人の自由な經營活動に委ねんとするナチスの原則に反する。故に極めて無雜作に「社會化された企業の國有化」と云はれてゐることは、要するに特に國民全體の利益に反するが如き大規模獨占企業を指すものと考へねばならない。

次に個人の經營に任された企業の統制を如何にするか、此の點も亦明瞭でない。しかしながら此の場合にあつてもナチスはこれら一般企業に對しても、無制限な競爭に放任することなく、全體の需要充足の立場から見て、他の企業を壓迫せしめざると共に、差當り收益少き弱少企業をも保護するであらう。其の統制、監視を爲す機關として當該生產部門の職能階級會議の活動が豫想される。ブロイチガムも亦、かかる見解を取つてゐる。且つ彼によれば、此の場合の職業階級會議による制限は大體に於て次の二點である。

一、一切の獨占利益追求の制限

二、不當な競爭の制限

其の結果各企業が其の製品の價格、生產量、販賣區域等を協定することによつて利益を獨占することを禁止すると同時に、ダンピング其の他の激甚な競爭による價格の不當な低下をも防止するのである。[22)]

大企業の利益獨占は、第二に綱領第十四の「利益參加」によつて制限される。しかしながら其の具體的方法による解決は與へられてはゐない。試みにフェーダーの言葉を引用しやう。

「他人の勞働に基く利益分配への參加は、ナチスの嚴に排斥する不勞所得の問題に牴觸する。」

しかし自己の勞働の所產に對する利益參加の要求は社會正義の上から正に當然であつて、根本的に反對すべき何らの理由も存在しない。

此の問題の困難は第一に其の實行、卽ち個人の現實に爲した勤勞や熟練に基く結果と、其の事業の創始者、利用者、商人、企業支配人、其の他の經營條件に基く結果との間の、利益分配に關する限界如何にある。……私見を以てすれば、全國民生產に對する利益參加の要求を充すべき、比較的正當にして有效な方法は、現實に獲得された企業利益によつて、賃銀を現狀に止めつつ、他方に於て物價を引下げることだと信ずる。

しかしながらナチス國家に於ては、利益參加の問題は資本主義やマルクシズムの團體組織に於てするよりも、遙かに廣く此の問題を實現することが可能であらう。

一般には利益參加の要求は、其の內部的本質上資本主義的な利己心からか、或ひはマルクス主義的な美望から出發してゐる。

ナチスの考へるが如き理想的意味に於てのみ、それは正當な要求たり得るのである。蓋し、此の問題の解決には、大株主に利益を壟斷せしむることをば專ら目的とする資本主義的な株式の觀念も、表面上『各人に對する均等』を主張しつつ、個人の價値を認めず、全體の利益を害することによつて、實際には何物をも與へないマルク

ス主義的美望の觀念も共に退けねばならないからである。この事實を次の實例によつて明らかにしやう。

例へば製靴工場に於て『利益參加の權利を與へられた』勞働者が、假りに僅かばかりの株式や僅少の利益を分配され、或ひは數足の靴を原價で賣つて貰つたところで、彼等が他方では其の衣類や食糧品を買ふ場合に、これら商品製造家も亦、彼等の勞働者に許した『利益分配』の損失を其の製品の價格によつて補はんとするならば、前記の勞働者は何ら得る所はないであらう。

故に一切の國民をして全國民生產の利益に與らしめる最善の方法は物價引下げである[23]。

同じくブロイチガムもフェーダーの所說を布衍して云ふ「國民需要に國民生產を最も適當に合致せしめる爲には、其の全生產を最大の利益追求の見地から行ふことなく、利益を最少にするのみならず、出來得べくんば、利益を期待してはならない。……それ故に利益參加の要求から、國民經濟上有害な資本主義的利潤追求を支持したり、人爲的に獨占的生產制限や價格釣り上げによつて得られた利益を、偶然此の獨占的企業に從事せる勞働者のみに分配することは社會正義に反する。……かかる獨占企業にあつては、寧ろ生產制限を止め、物價を引下げ、全國民をして此の利益に與らしめることによつてのみ、初めて正當な利益分配を行ふことが出來る[24]。」

ロイプケも亦此の說に贊成して云ふ。剩餘價値は現代にあつては勞働者から奪はれるのではなくて、搾られる者は消費大衆である。故に彼等一般をして繁榮せる事業の利益に均霑せしめるには、かかる企業に於ける物價の引下げによる外はない[25]。

以上がナチスの生產統制の要旨であるが、要するに一部獨占企業の國有化、ある程度の競爭の制限、物價騰貴

の防止の外は、大體に於て個人の自由な活動に任し、生産制限其の他の統制は豫想されてはゐない。

四　農　業

ヒットラーは云ふ。工業偏重の結果は大都市プロレタリアートの數を增大すると共に、他方では著しく農民階級の勢力を弱め、やがてはそれがドイツ經濟破綻の重大な原因を爲したと。[26] 殊にナチスの見解によれば、國民經濟の最も健全な狀態は完全に自給自足の行はれてゐることである。[27] 此の見地からナチスは後の農業綱領に於けるが如く、ドイツ經濟上に於ける農業の重要性を高調し、農業階級の健全な發達を要求してゐる。このことはナチス運動の中心勢力を構成するものが、本來中間階級と共にこれら農民であつたことから見ても當然であらう。

然らばナチスは具體的に如何なる農業對策を持つてゐるであらうか。一九三〇年五月六日ナチスは初めて其の農業綱領を發表した。それによれば、第一條、第二條及び第五條は大體に於てドイツ農民階級の重要性の主張であり、第三條、第四條が具體的對策である。故に此處には前記三ヶ條に關しては其の大要のみを紹介し、後の二ヶ條に付いてのみ其の全文を掲げよう。

第一條　ドイツ國民に對する農民及び農業の意義。

ドイツ國民は其の食糧品の極めて多くの部分を外國品の輸入に仰いでゐる。戰前には我々は此の輸入を、我が

國の工業輸出品、商業收入、及び在外資本によつて拂つて來た。然るに今や此の方法は戰敗の結果不可能になつた。

今日では我々は輸入食糧品を主として外資の借入れによつて支拂はねばならない。其の結果ドイツ國民は漸次國際的金融支配者の奴隷的地位に墮しつつある。現狀が續くならば、ドイツ國民の財產は益々多く失はれるであらう。一度此の信用の途が梗塞され、食糧品の輸入が杜絕されるならば、食糧品の騰貴によつて、就中ドイツのプロレタリアートは口を糊することさへ困難になり、奴隷的な地位に甘んじて海外に出稼きを爲す必要に迫られるであらう。

此の奴隷化からの解放は、一にドイツ國民が自己の土地によつて需要を充し得る方法を講ずる外にはない。しかるに國內市場に於てさへ、健全な農民は工業によつて甚だしく壓迫されつつある。

我々はドイツ國家に對する農民階級の重要性を認めるのみならず、此の階級にこそドイツ民族更生の眞の源泉と、國防力の中心とを見出すのである。

生產力に富み、且つ人口增加に比例して數に於ても優勢な農民階級の維持は、全民族の幸福を意味するを以て、我々國民社會主義運動の重要な目標の一でなければならない。

第二條　現ドイツ國家に於ける農民階級の輕視。

農民階級の輕視の結果、現ドイツ國家に於ては、彼等の地位は經濟的に甚だしく脅かされてゐる。

經營資金の缺乏、利潤の減少による努力心の減退等によつて農業は漸次萎縮しつつある。

更に農業が現代の如く不利になつた原因は、次の諸點に見出されるであらう。

1、農民租税負擔の過重

2、保護關税の不備

3、生産者と消費者との間の仲介業者の利益獨占

4、人造肥料、電力等のユダヤ的コンツェルンによる暴利

これらの結果、農民は奴隷化し、父祖傳來の家、田畑を失ひつつある。

かくの如くナチスは農民の國民經濟上占める高き地位の承認と、右の沒落の原因とから次の主要原則を擧げてゐる。以下共の全文である。

第三條　我々の企圖する將來の國家はドイツ土地法とドイツ土地政策との遂行を期すべきこと。

1、ドイツ國民の所有し、維持する土地は、全ドイツ國民の居住と生活維持との爲に存在す。故にドイツの土地は此の趣旨に從つて各所有者の管理すべきところとす。

2、ドイツ土地所有者は總てドイツ國民たることを要す。

3、ドイツ國民が合法的に取得したる土地は相續財産と見做す。但し此の所有權は全國民の幸福の爲にする

土地利用の義務を伴ふ。此の義務遂行の監視は、總ての農民職業團體と政府との代表者によつて構成されたる職業階級裁判所の權限に屬す。

4、ドイツの土地は金融的投機の對象、及び所有者の不勞所得の源泉たらしむることを得ず。爾今土地の所有を爲す者は、總て自ら耕作するを要す。故に一切の土地賣買に對し、國家は先買權を有す。國家又は國家に承認されたる農業組合は、農業に必要なる資金を有利な條件を以て貸與す。土地を以て民間金融業者に對する抵當たらしむることを得ず。

5、ドイツの土地利用の代償として、土地所有者は其の範圍と性質とに應じて決定されたる納税義務を有す。此の土地收益税に基き、農地及び農事經營に關する他の一切の國税を廢止す。

6、農業經營規模の大小に關しては一定の規準を置かず。

多數の中小自作農民の存在は、人口政策的見地より極めて重要なりと認む。但し大規模經營と雖も特殊な任務を有するを以て、中小經營との圓滿な關係を維持せざるべからず。

7、土地相續權は總括的相續法を以て、所有地の分割、經營上の債務負擔禁止の制限を受く。

8、國家は左の場合に一定の賠償による土地沒收の權利を有す。

a、ドイツ國民の所有に非ざる土地。

b、當該職業階級裁判所の判決に基き、所有者の無責任にして誤れる經營により國民の幸福に資せずと見做されたる土地。

c、所有者自ら經營せざる大農地にして、自由なる農民移住の目的に供せられたる土地の一部。

d、國民全體の幸福を目的とする國家的事業(例へば交通路の開發、國民施設等)の爲に必要なる土地。不法に(ドイツ國法の意味に於ける)取得されたる土地は無償を以て沒收す。

9、國家は支配し得るに至れる領土に對し、人口政策的立場を以てする計畫的移住を任務とすべし。かかる土地は自家經營を爲し得ることを條件として、移住者に對し相續財産として分與す。

右の土地を分與さるべき者は、國籍並に職業上の資格を標準として選擇す。農民の相續權なき子弟(7參照)は特に考慮さる。

最も重要なるは東部國境移住なり。但し此の移住を實現するには、單に農地開發のみならず、該地方に於ける商業都市の發達並に諸工業の新興に俟たざるべからず。かくて初めて新設中小農業者の生活保證たる販賣策は解決さる。ドイツ人口増加による大規模の扶養地並に移住地の創設は外交政策の任務なり。

第四條　農民階級の經濟的文化的向上を期す。

國家は農民階級の全國民に對する重要性を認め、其の經濟的文化的向上を計り、以て農地放棄の最大原因を除去すべし。

1、爾今農民の窮迫を、租税制度其の他の方法を以て緩和すべし。貸金資本に對する利率を戰前の標準まで合法的に引下げ、暴利の嚴重なる制限によつて、農業に對する將來の負債を阻止すべし。

2、國家は農業をして有利なる產業たらしむるが如き對策を講ずべし。

國內農產物は關稅、輸入の國家的統制、適切なる國民教育によつて保護すべし。

農產物の價格決定は投機によらしめず、且つ大取引業者による農民の搾取を禁壓すべし。國家は農業組合による農產物販賣實施を促進す。

農業の職業團體は農產物の原價を輕減し、生產を增加するがごとき方策を考究すべし。(農具、肥料、種苗、種家畜等の有利なる條件による交付、地質の改良、害蟲の驅除、無料農業相談、土地の化學的檢査等)。此の任務遂行の爲、國家は職能諸團體に援助を與ふ。特に國家は人造肥料と電力との低廉を期すべし。

3、職能諸團體は、社會正義に基ける勞働契約により農業勞働者團體と、農業團體との密接なる關聯を期すべき義務を負ふ。國家は監視權と最高決定權とを有す。

勤勉なる農業勞働者には移住民たる權利を與ふ。

農業全體の狀態改善に伴ひ、住宅の必要なる改善、農業勞働者の賃銀引上げは、急速且つ確實に實現さる。國內農業勞働者の狀態改善、及び農地放棄の禁止により、外人農業勞働者使用の必要は消滅すべく、したがつて將來共の使用を禁止す。

4、國民に對する農民階級の重要性は、國家並に職能團體による專門教育、及び農村文化の復興によつて促進さる。(農村青年寄宿舍、無資產にして才能ある農村青年に對する農業高等專門教育の授與。)

次に第五條に於ては今一度農業の重要性と其の救濟の必要とを力說してゐる。曰く、職能團體のみを以てしては、未だ農民を徹底的に救濟するには不充分であつて、これが實現は一にナチスの政治的運動に俟たねばならない。

現代の農民の窮迫はドイツ國民全體の窮迫の一原因である。ある一部の階級のみがドイツ全體の運命から脫出することは不可能であり、したがつて農村も都市も相共に助け合はねばならない。故に農業階級團體は他の經濟的階級團體と一丸となつて職能組織を構成して、ドイツ全體の經濟的繁榮を計ると共に、政治的にも從來の奴隷化から解放されねばならないと。[28]

以上がナチスの農業對策の要旨である。其の最も顯著な點は、土地の所有と相續との承認であるが、このことは綱領に於ても一般財產制の私有を認めてゐることの當然の結果である。第二に、東部國境に於ける移住地の開發、及び殖民地の獲得はナチスの外交政策にも現はれてゐるところであり、これによつて自給自足の原則を實現せんとしてゐる。其の他右の綱領に見る如く國家が極めて多くの施設を爲すべきことを主張してゐるが、經營そのものについては大體に於て個人の自由な活動に任すかのやうである。

五　勞働

從來の觀念によれば、資本家と勞働者との利害は絕對に對立するものであり、勞働組合はこれが鬪爭の機關であつた。しかるにナチスの見解を以てすれば、かかる階級觀はマルクシズムによつて誤られた偏見であり、勞資

の闘爭は國民經濟を害する以外に何物をも齎らすものではない。

ナチスは先に述べた如く、企業家に對しても「共同の精神」に基いて企業活動を爲すべきことを主張するが、同時に勞働者も亦「私益に對する公益の優先」の原則に支配さるべきことを要求する。したがつて個人は全體の幸福の爲にのみ働くべきものであり、勞働者は企業家と共に國民經濟の繁榮によつて初めて彼自身の幸福をも發見することが出來るのである。此の故にナチスにあつては、勞働者の生活條件改善に對する個人的權利のみの主張は認められない。ブルジョア支配はマルクシズムの云ふ如く、プロレタリヤ獨裁に解消さるべきではなく、支配する者は眞に價値あり、價値を創造する國民の全體でなければならない。それ故にマルクシズムの云ふが如き階級の對立はあり得ない。此の點に於てシュパンも亦同樣な見解を發表してゐる。曰く「經濟的階級なるものは統一的なものではない。大企業に於ける勞働者自體の間に於ても、不熟練勞働者、熟練勞働者、有能な勞働者等數多の階級に分たれる。更に農業勞働者、小作人、手工業者等を初め、より高い精神的勞働者たる技術家、官吏、支配人等の階級があるが、これらは決して經濟的階級ではない。……故に階級の分離が必然的に階級闘爭を伴ふと云ふことはマルクスの根本的な誤謬である。歴史をかかる者として說くことは、恰も家族が、父、母、兄弟、姉妹の對立なりと說くのと同樣な誤りである。多くの階級を一つの全體に綜合するところの、共通な統一的なものこそ、健全な社會の本質を爲すものなのである[29]」と。

ナチスの國家に於ては、假りに社會的共同戰線を張るべき餘地ありとすれば、それは企業家に對する勞働者のそれではなくして、共同の利益に結び付けられた企業家と勞働者との、金融資本家及びそれの反國民的態度に對

してである。かくて勞働者は最早單なる賃銀勞働者に非ずして「經濟の協力者」なのである。

しかしながらナチスは其の貴族主義的原則から、企業經營に於ても統一的命令權の存在を認め、經營上の民主主義を排斥する。此の場合勞働者の權利は如何にして主張されるか。ナチスは勞働組合の組織を認め、勞働者の職業及び利益を代表する機關として經濟會議に參加せしめる。卽ち此の勞働組合を通して勞働者は正當な權利の主張を爲すことを得るのであるが、それは決して階級鬪爭の機關ではない。ヒットラーは云ふ「現代に於ては勞働組合は單に必要なるのみならず、國民の經濟生活上最も重要な制度の一である。しかしながら其の意味は單に社會政策的領域にのみあるのではなく、寧ろ一般國民政策的領域にある。何となれば正しい勞働組合運動によつて國民大衆は生活慾望を滿たされるのみでなく、教育さへも授けられ、其の生存鬪爭の爲の完全な抵抗力が强化されるからである。

就中勞働組合は將來の經濟議會乃至身分階級會議の基礎として必要である。……しかしながら此の中央經濟議會及び職業階級會議は、國民社會主義的制度であるが故に、それの重要な細胞たる勞働組合も亦國民社會主義思想と意義とを持たなければならない。此の見地から國民社會主義運動は獨特な勞働組合活動の必要を認める。故に國民社會主義運動は單に理論を敎へ、士氣を鼓舞するのみでなく、實際の日々の鬪爭によつて、國民全體の協同的構成要素としての企業家と勞働者とにナチス的敎育を授けねばならない。實に我々の運動は實際の鬪爭によつて個々の經濟的團體を敎育し、それを廣い見地から統一することが出來るのである。此の前提がなければ、眞の國民共同體を組織せんとするも、それは空虚な幻影たるに終る。……此の故にナチスは既存の勞働組合の觀念

を共の儘に容認することなく、これら組合員大衆に將來の國民社會主義國家の構成員たり得る資格を養成するのである。……

國民社會主義的勞働組合は階級闘爭の機關に非ずして、職業代表の機關である。國民社會主義國家にあつては、『階級』なるものは存在せず、在るものは政治的には完全に平等な權利と平等な義務とを有する國民と、政治上完全に無權利な外國人とのみである。

國民社會主義的意味に於ける勞働組合は、從來の如く國民團體內部の一定の人間の團結を漸次一階級に變形せしめ、それを他の階級に對する闘爭の機關たらしめることを以て任務とするものではない。……本來勞働組合は決して階級闘爭の機關ではないが、マルクシズムによつて誤られたのである。マルクシズムが自由な獨立の民族國家の經濟的基礎の破壞、自由な國民の奴隷化によつてユダヤ的超國家的世界金融支配を實現する爲の武器たらしめたのである。

これに反して國民社會主義的勞働組合は、國民經濟參加者による一定範圍の有機的團體組織によつて國民經濟を擁護し、共の生產力を高め、他方に於て國民、國家を損ひ、最後には經濟そのものをも破壞するが如き一切の弊害を除去するものである。……

國民社會主義的企業家は國民經濟の繁榮が彼自身の物質的幸福を意味することを知らねばならない。

國民社會主義的勞働者は企業家の幸福と滿足とが、彼等自身の經濟的存在と發展との前提たることを覺らねばならない。

國民社會主義的企業家と勞働者とは、共に全國民團體の使用人であり、管理人である。[30]

以上によつてナチスは勞働問題の解決に當つても、個人主義思想に代へるに全體的觀念を植ゑ付け、物質的根據のみからでなしに倫理的立場から勞資の協調を計らんとするものであることが明らかになつた。したがつて一方に於ては飽くなき政治的賃銀要求に基く階級闘爭を拒否すると同時に、他方では資本主義的搾取を排斥するのである。

1) Heinrich Link, Wirtschaftsethos und Wirtschaftsordnung, S. 149 ff., Nationalsozialistisches Denken und Wirtschaft.
2) Link, a. a. O., S. 153.
3) Hitler, a. a. O., S. 326.
4) Reupke, a. a. O., S. 48 f.
5) Frankfurter Zeitung, 18, September, 1932.
6) Reupke, a. a. O., S. 20.
7) Reupke, a. a. O., S. 41 f.
8) Reupke, a. a. O., S. 51.
9) Feder, a. a. O., S. 17.
10) Hitler, a. a. O., S. 257.
11) Feder, a. a. O. S. 19 f.
12) Feder, Der deutsche Staat auf nationaler und sozialer Grundlage, S. 81.
13) Feder, a. a. O., S. 39 ff.
14) Feder, a. a. O., S. 25.
15) Klagges, Nationalsozialistische Briefe, V., S. 25 ff.
16) Feder, Der Staat, S. 73.

17) Feder, Programm, S. 14.
18) Hjalmar Schacht, Grundsätze deutscher Wirtschaftspolitik, S. 52 ff.
19) Feder, Der Staat, S. 151.
20) Feder, Das Programm, S. 38.
21) Robert Liefmann, Trusts, S. 319, „Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. 8."
22) Harald Braeutigam, Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus, S. 48.
23) Feder, Das Programm, S. 58 ff.
24) Braeutigam, a. O., S. 182 f.
25) Reupke, a. a. O., S. 31.
26) Hitler, a. a. O., S. 255.
27) アウタルキーの主張については後に述べる。本書三二七―九頁以下。
28) Hermann Schneider, Unser tägliche Brot, S. 26 ff.
29) Spann, a. a. O., S. 151 f.
30) Hitler, a. a. O., S. 672 ff.

第二部

ナチス統制經濟の發展

第一章　ナチスの團體國家

第一節　全體國家への出發

ナチスは共の結黨の當初から、從來の原子的な階級國家に代ふるに有機的な團體國家の建設を企圖したことは既述の通りである。此の企圖はナチスの政權獲得と同時にいち早く實現された。

ナチスは先づ勞働組合、政黨を初め、爾餘のワイマール政體の遺産たる各種の諸機關を破壞し、之に代へるにナチスなる一政黨によりドイツの公的生活の完全な統制を可能ならしめる爲の積極的諸方策を以てしたのである。そしてこれらの諸方策は大部分劃一化(Gleichschaltung)[1]の名の下に設けられ實施された。

第一にそれはドイツの聯邦制度廢止となつて現はれた。即ち、ランドのグライヒシャルツングが眼目であつたが、同時にこのことはライヒの一切の行政機構に於ける地方的自治並に民主主義のあらゆる殘滓の放棄を伴つた。尤もランドの獨立は既にナチス以前にあつても、プロシヤのみに關しては一九三二年七月二十日パーペンによつて發案されてゐた。しかし全ドイツを通じて實行されたのは一九三三年三月二十一日の「ランド統一暫定法[2](Vorläufiges Gesetz zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich)」によつてである。この法律によつて各ランド政府から立法權を奪ふと共にランド憲法を無效とし、ランド間の條約は法的效果を失ひ、三月五日の選擧によ

るプロシヤ・ランドタ一ク以外のランド議會は解散され、三月五日のライヒ議會選擧に於ける各政黨の各ランド內に於ける得票數を基礎として再建された。

これにより議席數は著るしく制限された。而してこれら議會期間は一九三三年三月五日から四年と定められたが、「ライヒ議會の解散は各ランド議會解散の原因にもなる」(第十二條)ことを規定した。同様にして地方の立法機關は悉く解散され更新されたのである。

次いで「第二次統一法[3] (zweites Gesetz zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich)」は更にプロシヤを除き各ランドに於て大統領はライヒ總理大臣の推薦に基きライヒ總督 (Reichsstatthalter) を任命し得ることとした。而して此のライヒ總督はランド政府員の任免、議會の解散、及び新選擧に關する命令、ランド法の公布、及び「ランド政府の申出に基き」ランドの高級行政官及び司法官任命の權限を與へられたのである。更にライヒ總督はランド政府閣議を監理する權限を得た。人口二百萬人以下の小ランドについては其の二、三國について共通のライヒ總督が任命された。ライヒ總督は其のランドの市民權を有することを條件とするが、其の給與はライヒによつて支給され、ライヒ總理大臣の要求によつて大統領の任免に服從せねばならぬ。特にプロシヤではライヒ總理大臣がライヒ總督の權限を行つて差支ないことになつてゐる。更に一九三三年五月二十六日、六月一日、同月十八日及び十月十四日の補足的任命はライヒ總理大臣がプロシヤにあつてはプロシヤ總理大臣に其の權限を委任し得ること、及び總督は其の權限をランド政府に委任し得ることが定められた。而して四月十一日ヒットラーはゲーリングをプロシヤ總理大臣に任命し、總督の權限を委任した。かくして一九三三年六月ヒットラーによつて

任命された其の他の總督は次の如くであつた。

バイエルン	フランツ・リッター・フォン・エップ　將軍
ウュルテンベルヒ	ウィルヘルム・ムル　實業家
ザクゼン	マルチン・ムッチュマン　工業家
バーデン	ロバート・ワグナー　軍人
ヘッセ＝ナッサウ	ヤコブ・シュプレンガー　遞信官吏
チューリンゲン	フリッツ・ザウケル　船長
オルデンブルグ及ブレーメン	カール・レーファー　植民家
ブラウンシュワイグ及アンハルト	ウィルヘルム・レーパー　軍人
メルケンブルグ＝シュウェーリン、メルケンブルグ＝シュトリッツ及リューベック	フリードリッヒ・ヒルデブラント　農業
ハンブルグ	カール・カウフマン　農業、軍人
リッペ及シァウムベルグ＝リッペ	アルフレッド・マイヤー　軍人

以上の總督はすべてナチス黨員であり、且つザウケル及びマイヤーを除けば悉くライヒ議會の議員である。而してこれらの總督はずべて其のランドの獨裁權を與へられ、立法權及び行政權を併有し、フューラーのライヒ政府に對すると同様な完全な支配權をランド政府に對して持つてゐた。しかしながら總督はライヒ總理大臣に對し

て完全な責任を負ひ、したがつてそれはランド政府と中央政府との仲介としてよりも、寧ろランドに對する中央政府の代理としての機能をより多く有つてゐる。かくしてランドの主權と自治とは無くなり、ドイツは完全な統一ある國家になつたのである。

かくの如きドイツの各ランドの主權國家からライヒの單なる行政區域への變更と共に、個々の行政機能の集中化とライヒ行政權の完全な再編成とが實行された。但し中央機關に於ける改革は少く、ただヒンデンブルグ元帥の死後一九三四年八月ヒットラーは大總統の權限と總理大臣の權限とを結合せしめて、「指導者並ライヒ總統」の新らしい稱號を持つに至つた。そして指導者原則に基き、政府の各員は指導者に對して政治的責任を負ひ、且つ指導者によつて任命せられる。從來ランドの統制下にあつた若干の公共機關はライヒ各機關の管轄下に移された。あらゆる官公吏はナチス國家及びヒットラー個人に對する忠誠の義務を負はしめられた。

一方ではかくの如きドイツ國家の政治的統一と共に、他方では國家と黨自體との統一が實行された。二つ以上の政黨の存在が民主主義に取つて本質的なものであつたが、ナチス國家では唯一の政黨、即ち國民社會主義ドイツ勞働黨以外には如何なる政黨をも認めない。一九三三年十二月一日の「政黨及び國家の統一確保法[3]（Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat)」によつて、ナチス黨は「ドイツ國家の理想の荷ひ手であり、國家と密接に結合」さるべきことが宣言された。それ故にかかるものとしてのナチス黨の役割は極めて廣汎であり、これらを列擧することは不可能であるが、「何よりもナチス黨は國家の支柱であり、國民共同體の各部分に力を與へるところのダイナモである。[4]」そして黨の主たる任務はドイツ國民を教育してナチス思想を植えつけ、新らし

い指導者達の生れる源泉を設け、ナチス原則及びナチス精神が何らの障碍なしにあらゆる方面で實現されることを監視するにある。

黨と國家との合一は各種の方面に現はれてゐる。ナチス黨の象徴たるハーケンクロイツは一九三五年九月十五日以降ライヒの唯一の象徴たらしめられた。黨員、黨機關、黨財産、黨服は特殊の保護を與へられた。黨指導者は同時にライヒ政府の指導者であり、數多の黨諸機關は政府の各機關と結合されてゐる。

政黨と國家との合一の原則は、新らたな政治的アリストクラシーを打立てることになつた。原則として黨に加入し得る者は青年組織に加入せるものに限る。卽ち、十年乃至十二年間「ヒットラー・ユーゲント」の肉體的並に精神的訓練を受けた者のみが黨への加入を許されるのである。かくの如く黨員と然らざるものとが存在する結果として、ドイツ國民は權利及び社會的立場を異にする國民群に分類される。卽ち、エリット乃至は第一級の國民(法律及社會上の特權を有するナチス黨員)、通常又は第二級の國民(黨員に屬する特權も無いが、差別待遇も受けないもの)、及び第三級の國民(主として非アリアン人及びナチス國家に悪意を持つもの)とに分たれる。このことが民主主義國家と全く異るところである。

以上のやうなナチス國家に於ける二つの基本的原則、卽ち、指導者原則及び黨と國家との合一の原則とにしたがつて第三の原則、卽ち國家の全體主義が生ずる。國民の政治生活の上に獨占的な統制權を有するナチス黨は其の權力を國家のあらゆる問題の上に延ばすことが出來る。黨及び國家は最高の意志として、國民の一切の活動を包容し、決定し、統制せねばならぬ。個人の價値は國家の機關としての有能か無能かによつて測定される。

かくの如きあらゆる國民生活に對する國家の統制の原則は、實際上極めて多くの方法で實現されてゐる。例へば、言論及び集會の自由はナチスが政權を獲得するや否や直ちに禁止された。新聞、ラヂオ、キネマ、其他あらゆる文化、及び教化的施設、あらゆる種類の作家、出版家、俳優、藝術家は强制的に文化會議[5)](Kulturkammer)なる團體に加入せしめられて、政府の嚴格な統制下に置かれた。謂ゆる自由職業は其の性質を失ひ、半官的職業に變化しつつある。大學は總ての他の教育機關と同じく從來の獨立の片鱗さへもなく、大學教授は他の官吏と同じく容易に罷免され、轉任せしめられる。

かやうにして、ナチスの全體主義は一切の問題に答へ、一切の問題を解決するので、ドイツ人の全生活は巨大な全體國家の機構中に結合せしめられるのである。「ナチス國家にあつては此の一つのものさへあれば充分である。卽ち、指導者原則の信仰に基く熱意と指導者に對する忠誠、一切のドイツ國民をば國民及び社會的共同體に結合せしめるところの國家を持たんとする熱望が之である。」

以上に述べたやうなドイツの新らしい全體主義形態の下にあつて、經濟は國家に對して如何なる關係に置かれるであらうか。ナチスが全體主義原則を採用する以上經濟も亦、國家の統制外に立つことは出來ない。其處で問題は如何なる程度に、及び如何なる方法で、此の全體國家が經濟を指導し、統制するかである。地方政權の廢止、聯邦制度の改革の如き政治機構の確立によつてのみ、國家と經濟との間の統合が支障なく實現されるのであるが、今や此の條件は全體國家の確立によつて充たされた。生產と配給との編成替と合理化、國民經濟のあらゆる部分をば政治的指導の下に於ける集中化された一つの經濟單位に統合することの道が開かれた。加ふるに當時

のドイツの產業組織そのものが、强力な國家統制に適する狀態に置かれてゐた。一九三二年に於ける不況はドイツ經濟をば、根本的な編成替なくしてはどうにもならない狀態に追込んでゐたのである。かくしてナチスに取つてドイツ經濟の再編成の問題が最も重要な任務となつて現はれた。而して此の際ナチスの取つた方針は、個々の企業の獨立性を失はしめずして、これを團體組織の中に統合することであつた。

ナチス思想にあつて國家の團體組織が如何なる意味を持つかについては、前に述べたところであるが、要するにそれは十九世紀の原子的社會並にそれの所產たる民主主義的社會に代ふに、有機的な段階的秩序を以てせんとするものである。かくの如き團體國家を構成する個々の團體組織が如何なる機能を與へられるかは、後述の如く夫々の法規によつて規定されるところであるが[7]、一般にはそれの性質上當然に團體的自治である。

同時にこれらの單位としての團體(シュテンデ)は國家の指導統制下に置かれ、且かかる場合には公法的性質を與へられる。團體に對する國家的監視については非難があるが、統制經濟と云ふ時には、經濟への國家的指導の及ぶは當然であり、經濟問題に於ける國家の權威の無條件な優位が認められねばならない。もとより國家的指導統制と雖も、經濟的團體(シュテンデ)の個々的生活を官僚的に劃一的に强制せんとするのではなく、其の目的は團體的(シュテンデ)活動の方向と意味とを決定し、法制及び秩序上の矛盾を除くにあり、したがつて國家的指導の最小の要求は、聯邦團體(シュタンド)の指導者が國家によつて任命され、團體の規約が國家の承認を要することにある。

更に、重大なることは、經濟團體(シュタンド)は個人的利益よりも團體全體(シュタンド)の利益を重んずべきであると同時に、團體全體(シュタンド)の要求は國民經濟全體の利益に適合せしめられる時にのみ有效だと云ふことである。それ故に經濟團體(シュタンド)は二重の

機能を持つてゐる。第一にそれは個々の經濟活動家に對して自ら團體（シュタンド）に所屬するとの自覺を植付け、第二に經濟團體（シュタンド）はそれ自體よりも大なる國民經濟全體の一部として、その經濟全體に應じて活動することである。

かかる目的によつて貫かれる團體（シュタンド）組織にあつては、最早政黨の黨派的利益や利益團體の利己的努力の介在する餘地はない。國家内に於けるあらゆる諸勢力を團體（シュテンデ）組織の中に融合し、それによつてあらゆる國民的統一を可能ならしめる時に眞の政策があり得る。かくて團體（シュテンデ）組織にあつては下からの諸勢力と上からの權力とが相俟つて國民の統一が實現せしめられ、此處に於て政治的意味が與へられ、したがつて團體（シュテンデ）は重要な政治的機能を充すものである。それ故に經濟的團體（シュタンド）は同時に政治的團體（シュタンド）である。

以上の如き意味に於て、經濟團體（シュタンド）の精神的更生が實現された時に於て初めて、團體（シュテンデ）的自治は經濟的全體的代表、即ち聯邦團體議會にまで發展することが出來る。從來の經濟會議乃至政治議會にあつては、如何なる經濟團體乃至政黨も自己の一面的利益のみを考へて他の生活必要を考へなかつたのであるが、團體的組織こそかかる一面的な偏狹を克服するものである。統制經濟の精神に於て完成された各團體（シテュンデ）が、かくて最高の全體的代表機關を構成すべきであつて、此の機關が眞の國民代表となるのである。

かくてナチスの以上の國家の團體的構造への要求は、次の如き職能部門的に編成された各種の團體の組織となつて現はれてゐる。以下これらについて順次述べやう。

1) Gleichschaltung なる言葉に對しては未だ適譯もなく、又之に正しく當る概念も我國にはない。試みに Knaurs Lexikon, Berlin 1938, S. 510. をみれば次の如く説明されてゐる。グライヒシャルツングとは、諸政府、諸行政機關、地方機關はもとより諸團體、聯盟をば、最初は數多の(委員會等々の如き)干渉及び自發的秩序によつて、之等を改革し合理的に

且つ理想的にナチス的に指導されたライヒ政府と等しい方向に向けることである。

2) Werner Hoche, Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler, Heft 1, S. 23.

3) Hoche, a. a. O., Heft 1, S. 29.

4) Hoche, a. a. O., Heft 5, S. 60.

5) Ermarth, op. cit. p. 65.

6) Reichskulturkammergesetz, Hoche, a. a. O., Heft 4, S. 527.

7) 第二部第一章第二節乃至第五節。

第二節　商工業の團體組織

商工團體組織(Organisation der Gewerblichen Wirtschaft)は一九三四年二月二十七日のドイツ經濟有機的構成準備法[1](Gesetz zur Vorberietung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft)によつて組織された。卽ち、これに基いて經濟大臣シャハトは、ナチス國家が其の經濟政策を實行するに利用し易い包括的な工業及び商業の組織を構成する爲の廣汎な權限を與へられた。卽ち、その權限は次の如くである。

1、經濟團體をば當該工業又は商業の唯一の代表團體と認めること。

2、經濟團體を設定し、解散し又は相互に結合すること。

3、經濟團體の定款及び團體契約を變更し、補充し、特に指導者原則を採用すること。

4、經濟團體の指導者を任免すること。

5、企業家及び企業を經濟團體に加入せしめること。

これによつてライヒ全土の全事業は「商工團體(Organisation der Gewerblichen Wirtschaft)」なる職業的團體に編成されたのである。但し後に述べる如く農業關係のみは別個の組織に統合された。

此の準備法に基き最初の施行令は同年十一月二十七日に公布された。それの目的は職業別並に地域別にドイツの全事業をば經濟大臣の統制下にある單一の組織内に統合するにある。此の產業組織の基礎を爲すものは機能的には工業及び商業組合並に團體であり、地域的には商業會議所及び手工業會議所である。そして此の商工團體全體について貫かれてゐる原則は、(イ)强制加入及び(ロ)指導員原則である。

商工業部門に於て獨立せる一切の企業及び企業家は强制的に當該部門に屬する職業的及び地域的團體に加入せねばならない。したがつてアウトサイダーなるものは此の場合あり得ないのである。

團體下の各組織には指導者があり、此の指導者は名譽職であり、且つその任命權は經濟大臣に掌握されてゐる(第十一條)。指導者又は其の代理はその團體の代表者であつて、ナチス的意識に於て團體を指導し、全體的利益に鑑みて團體及びその所屬員を擁護し、奬勵し、又團體の秩序的指導に關し團體及び上級團體について責任を負ふ(第十六條)。

而して經濟團體の機能的區分は次の如くである。先づ最初に次の六個のライヒ團體(Reichs-gruppen)がある。

(1) 工業

(2) 手工業

(3) 商業
(4) 銀行
(5) 保險
(6) 動力

その下部團體として經濟團體(Wirtschaftsgruppe)及び專門團體(Fachgruppe)並に下級專門團體(Fachuntergruppe)がある。その構造は別表の通りであるがこれについて簡單に說明しやう。

工業は右の六部門中にあつて最も廣汎な團體であつて、商業團體との間に中間的な七つの中央團體(Hauptgruppe)を有する。そして總てのライヒ團體は後述の全組織の最高團體たるライヒ經濟會議所(Reichswirtschaftskammer)に代表されてゐる。

經濟團體は專門組織中にあつては比較的重要な團體であつて、それ自體及び下級團體の手數料を徵收し、豫算を作成し、且つその指導者は加盟者に對して秩序罰を科する權限を與へられてゐる。

專門團體の任務は次の如くである。——即ち、一般的な經濟政策、商業政策、租稅問題、財政問題、銀行、金融、爲替統制、保險、特許、宣傳、等々に關する諸問題が之である。而して專門組織はそれ自體としては決して市場及び生產統制並に賃銀問題には直接には關與しない。といふのは、前者は既在のカルテル乃至はナチス的な線に沿ふた此の種の組織の關與すべき問題であり、後者は後述の勞働信任協議會の取り上げるべき問題だからである。

地域的組織はライヒ團體に伴つて十四經濟地區(Wirtschaftsbezirke)に分れ、更に下級團體として地區下級團體が商業會議所の所在地にしたがつて存在する。かかる地方的區分は現在までのところでは、工業、商業、手工業の三つについて實施されてゐるに止まる。

（一）工業に關しては、工業部門指導者は一九三五年三月十四日の命令に於て、地域團體をば各工業地域に於て構成することを命令した。これらの地域團體は指導者原則に基づいて改組された嘗ての地方傭主團體に外ならない。そして地域團體の指導者は事實上あらゆる階級で著名な工業家である。地域團體と共に、謂ゆる專門的地域團體、卽ち急迫した經濟的必要のあるときは一工業地域に於ける一定工業部門の總ての企業が合一するやうな工業團體の專門的構造の下に於ける何らかの機構によつて構成された地域團體がある。

地域團體は團體の專門的機構のある部分を構成する該地域の同一部門によつて構成される。地域團體及びその下級團體の任務は該地域に於ける工業の關係者が共同に關聯を持つ事項に留意し、加盟者に助言を與へ、且つ事業上の報告を爲すこと、などである。

（二）商業部門の地域的區分は、大多數の加盟者の見地に基いて此の部門が地域的機構をも持つ場合を別にしては、簡單に實行されてゐる。

以上の地域的加盟者團體は商業の行政的な地域的代表と密接な關聯に置かれてゐる。

ところで現在ドイツでは十四工業地域につき次の如く十八の工業局が在する。

東プロイセン　ケーニヒスベルグ

シュレジエン	ブレスラウ
ブランデンブルグ	ベルリン
ポンメルン	シュテッティン
シュレズウィッヒ＝ホルシュタイン	ハムブルグ
下部ザクゼン	ブレーメン及ハンノヴァー
ウェストファリエン	ドルトムンド及デュセルドルヒ
ラインランド	ケルン
ヘッセ	フランクフルト
中部ドイツ	マグデブルグ及ワイマール
ザクゼン	ドレスデン
バイエルン	ミュンヘン
南西ドイツ	カールスルーエ及シュッツツガルト
ザール	ザールブリュッケン

工業集會所は地方商業會議所長の統制下にあり。此の際地方商業會議所長は二つの任務を有する。卽ち、一は常に手工業團體の地方代表たることであり、他は經濟大臣の任命に基き該地方の最も重要な工業の代表たることである。

各工業集會所は次の構成員からなる顧問を有する。

地方團體總裁

該地方にあるライヒ團體及び中央團體の總裁

該地方の商業會議所長

該地方の手工業會議所長

農業團體の代表者一名

該地方自治團體の代表者一名

それ故に工業會議所は該地方に於ける工業團體のあらゆる機構の結合であつて、それの任務はそれの加盟者間の有效な協調を保ち、該地方の一切の經濟問題を共同して處理に當るにある。

（三）　商業に於ける法制上の地域代表の下級機關は商業會議所及び手工業會議所である。これらの會議所は該地域のすべての商工業者をば、地域的專門的組織の下に包含してゐる。以上の下級諸機關の全體系上に於ける地位を示せば次の如くである。

商業會議所は法規上の團體であり、該地方に於ける商工業者の代表團體であり、强制加入である。それの任務は加盟者に取つて一般に關係あるすべての事項に留意し、注意を與へることにある。一般的な經濟的政治的性質を有する問題の外にも、租稅及び外國爲替、輸出並に輸出促進、職業訓練、徒弟の養成、商業上の調停、等々の問題を取扱ふ。加ふるに商工業振興の爲に當局を助ける關係上政府の命令に關する事項にも關與する。一九三四

年八月二十日の經濟大臣令[2)]によつて商業會議所も亦、指導者精神に基いて改革せられた。其の指導者たる會頭は經濟大臣の任免下に置かれることになつたのである。

一九三五年一月一日の經濟大臣令によつて從來のドイツ商工會議所聯盟は商工會議所合同 (Arbeitsgemeinschaft der Industrie- und Handelskammern)に變更された。これは後述のライヒ經濟會議所に屬する總ての商業會議所の代表機關であつて、商業會議所共通の問題すべてに亘つて關與する。

ライヒ經濟會議所は商工團體の下に於ける最高機關であつて、機能的(産業別)及び地域的の兩者の組織を含む。それは法人であるが、會頭及び其の代理人は經濟大臣の任命するところである。會頭はライヒ經濟會議所の當面の業務處理の爲に一名以上數名の支配人を任命する。會頭を補佐するのに顧問會議があり、次の構成から成つてゐる。

商業會議所合同指導者
全國産業團體及中央團體の指導者
地方商工會議所の指導者
運輸業代表者四名
農業團體の代表者
地方自治團體の代表者
經濟大臣に任命された産業家

此の場合にもナチス精神の鼓吹に如何に努力せられてゐるかは、一九三五年九月四日の經濟大臣の要求によつて開催された第一回顧問會議に現はれてゐる。卽ち、右の會合にあつては顧問は先づライヒ總統に對する忠誠を誓ひ、ナチス經濟政策完成を目指して、ナチス・ドイツの發展に全力を盡し且つ永續的な眞の國民共同體建設の上にある限りの力を集中してライヒ總統の事業に資することを誓約したのである。

ライヒ經濟會議所の任務は六大產業全國團體、運輸業、地方商工會議所、手工業會議所に關する共通的なあらゆる事項に跨つてゐるのみでなく、經濟大臣によつて委任される特殊問題に關與するにある。卽ち、事實上に於てライヒ經濟會議所は經濟大臣をしてドイツ經濟の指導をば、組織的に有效ならしめる爲の最高の機關なのである。

なほ、ライヒ經濟會議所顧問會は同時に勞資間の夫々の組織の連絡機關たるライヒ勞働及經濟自治團體の委員をも兼任してゐる。

以上の商工業組織と別項に於て述べる勞働組織との間には、當然兩者をつなぐ爲の組織が無ければならぬ。此の任務を持つものこそ勞働及經濟自治團體(Selbstverwaltungsgemeinschaft von Arbeit und Wirtschaft)なのである。此の勞資間の連絡機關は、ナチス勞働指導者ライヒ及び勞働大臣ゼルトとナチス產業の統率者シャハトとによつて一九三五年三月二十六日のライプチッヒ協定によつて構成されたものであつて、次の諸團體を含んでゐる。

イ、ライヒ勞働及經濟會議(Reichsarbeits- und Wirtschaftsrat)

ロ、地方勞働及經濟會議　(Bezirksarbeits- und Wirtschaftsrat)

ハ、勞働委員會(Arbeitsausschüsse)

ニ、各個企業家の信任協議會(Arbeitsvertrauensrat)

以上を說明しやう。

(一)ライヒ勞働及經濟會議は其の本部をベルリンに置き、ライヒ經濟會議所顧問會員及びライヒ勞働會議の會員によつて構成せらる。但しその構成員はすべて勞働戰線に加入してゐることを條件とする。會議は勞働戰線の指導者とライヒ經濟會議所會頭とによつて召集せられる。經濟大臣、交通大臣及び勞働大臣は此の會議に出席する權利を持つてゐる。而して此の第一囘會議は、恰も勞働戰線第三年會と時を同じくして一九三五年九月十四日、ニュルンベルグで開催された。此のライヒ勞働及經濟會議の職能は本來、審議的並に諮問的であつて其の任務は產業及び勞働の共通的な立場から、經濟並に社會問題を討議し、國策の樹立及び適用に當つて生ずべき困難を克服するにある。即ち、國家がある政策を採擇する場合には、ライヒ勞働及經濟會議所は圓滑に之を遂行するし、且つ一般の產業及び勞働をしてこれを理解せしめねばならぬ。[3] 此の結果、右の任務は次の三點に要約される。

イ、政府、勞働戰線、及びライヒ經濟會議所によつて委任された事業の處理

ロ、ライヒ經濟會議所及びライヒ勞働會議の兩組織に關する經濟的、政治的、及び社會的問題の檢討

ハ、政府、勞働戰線及びライヒ經濟會議所の告知の受納及び傳達

上記のライヒ勞働會議とは、特に前記の如きライヒ經濟會議所との連絡及び協力を目的として創設されたものであつて、勞働戰線指導者の統制下に立ち、したがつて勞働戰線指導者の任命にかかる八十名の委員(ライヒ商

工團體指導者十八名、勞働戰線地方管理人三十三名、勞働戰線本部の幹部二十名、その他特に任命されたもの(例へば、勞働戰線組織部の幹部、食糧團體の代表者の如き)によつて構成される。

(二)　地方勞働及經濟會議は商工會議所及び勞働會議所の會員によつて構成され、勞働戰線指導者によつて地方的な勞資協調の目的を以て創設されたものである。全國的なライヒ勞働會議所に對して、此處に謂ふ地方的な勞働會議所は、一九三五年六月十三日の勞働戰線指導者の命令によつて先づ十八の會議所が設けられたが、逐次追加せられて現在では次の如く二十六に達する。

地方	所在地
東プロイセン	ケーニヒスベルグ
シュレジエン	ブレスラウ
ポンメルン	シュテッティン
ベルリン＝ブランデンブルグ	ベルリン
ハンブルグ	ハンブルグ
シュレズウィッヒ＝ホルシュタイン	キール
ブレーメン	ブレーメン
南ハンノヴァー＝ブルンスウィック	ハンノヴァー
デュッセルドルフ	デュッセルドルフ
ウェストファーレン＝リッペ	ドルトムンド
キョルン＝アーヘン	キョルン
ヘッセ	フランクフルト
マグデブルグ＝アンハルト	マグデブルグ

チューリンゲン	ワイマール
ザクゼン	ドレスデン
ミュンヘン＝上部バイエルン	ミュンヘン
バーデン	カールスルーエ
ウュルテンベルヒ	シュッツツガルト
ザール	ザールブリュッケン
シュワーベン	アウグスブルグ
メクレンブルグ＝リュベック	シュウエーリン
マイン＝フランケン	ウルツブルグ
コブレンツ	コブレンツ
ハレ＝リメルゼブルグ	ハレ
フランケン	ニュルンベルグ
東バイエルン	バイロイト

而して右の勞働會議は勞働戰線指導者の任命に基き次の如き委員によつて構成せられる。

イ、地方勞働戰線の地方管理人

ロ、地方勞働會議の存在する地域內にライヒ產業團體の存在する場合にはライヒ產業團體の夫々の地方管理人

ハ、勞働戰線の地區管理人も亦、任命される場合がある

ニ、食糧團體の代表者

ホ、勞働戰線の組織部の分科に相當する地方勞働戰線分科の主腦者

（三）勞働委員會は約二十五哩を半徑とする圏內にある同一部門の產業に屬する一切の經營を代表する資本家六名と六名以下の勞働者とから構成せられる。かかる委員會は無數に組織され、一九三六年二月の報告によれば、旣に其の組織された數は三千に達し、將來なほ增加の傾向にあるといふ。[4] 而して此の勞働委員會の委員の少くとも半數は勞働管理人を補佐する爲に創設された專門家委員であることを要する。勞働委員會の永續的法規として勞働戰線指導者によつて公布され、一九三六年一月二十五日實施された規定によれば、勞働委員會も亦、決議機關ではなくて、それの權限は審議及び勞働戰線並に信任協議會に對する諸問に限られてゐる。而してそれの業務範圍は、例へば、賃銀率、特に勞働條件、下請仕事の步合、事故及職業的災害、疾病の豫防手段、福祉施設、公休、等々に關する政治的社會的性質の問題である。

（四）信任協議會は詳しくは別項[5]に述べるところであるが、要するに個々の經營に於ける勞資の自治を代表する機關と見て差支ないであらう。

此處に注目すべきは商工團體にあつては加入は強制的であるが、勞働團體にあつてはそれは任意に任されてゐるといふ點に於ける差異である。

1) Werner Hoche, Die a. a. O. Heft 7, S. 24 f.
2) Hoche, a. a. O., Heft.
3) Trivanovitsh, op. cit. P., 27.
4) Economic Conditions in Germany, op. ci t. P., 95.
5) 本書二五二頁。

第三節　手工業の團體組織

ナチスが手工業について國家構成上如何なる重要性を認めてゐるかは、一九三四年十一月二十七日の第一回全ドイツ手工業者大會に於ける當時の經濟大臣シャハトの言葉に最も明白に現はれてゐる。曰く、ドイツ手工業が嘗ての華々しさを失つてゐるにはしても、最近に於けるその優秀な製品に對する需要の高揚、熟練せる技術職人への要望は、再びドイツ手工業に對して新らたな任務を課し、ナチス政府出現と共に此の課題は遂行せられ、ヒットラーの手工業及び「手仕事は道德的並に經濟的に價値あるものとして保護せられねばならぬ」との言葉の如く、ナチスは獨立製作者たる責任感の強い手工業者をば再びドイツ經濟の中心に復歸せしめんと盡力して居るのだ、と。このことはナチス運動が其の初期に於て、農民と共に中間階級をその支柱としたことからも當然である。なほナチスに於て手工業者が尊重される理由はドイツ經濟界に於けるそれの地位からも明らかである。即ち、ナチスが政權についた當時、ドイツには百五十四萬二千のドイツ手工業經營に從事する職工及見習數は約百五萬人であり、未熟練勞働者三十萬人、徒弟五十萬人、技術及び商人としての勤務者が十萬人、家族として補助的に從業せるものが二十五萬人、したがつて約四百萬人が手工業經營に參加して居り、家族を加算すれば手工業によつて生活せる者の數は約八百萬人、卽ちドイツ國民の八分の一に達してゐた。しかもこれら手工業者の極めて多くの部分がナチス前の不況期に失業の狀態に置かれてゐた。これを手工業の平均販賣高についてみても、通常年度の

約二百二十億ライヒスマルクに對して約十億ライヒスマルクに激減してゐたのである。

かくて手工業者保護の爲に、一九三三年十一月二十九日のドイツ手工業暫定的構成法[1](Gesetz über den vorläu-Figen Aufbau des deuschen Handwerks)によつて、經濟大臣及び勞働大臣はドイツ手工業の組織に關して、一般的義務と指導者原則(Allgemeine Pflichtungen und Führergrundsätze)との基礎に暫定的規制を爲す權限を與へられた(第一條第一項)。次いで翌年六月十五日の第一次施行令[2]を初め其の後の數次の改正令によつて、ドイツ國內に於ける總ての手工業者は强制的に手工業團體に加入せしめられることになつた。此の團體は中世紀のドイツ都市の手工業ギルドを彷彿せしめるもので[3]、手工業者及び徒弟に對して甚だ嚴重な監督を行ふものである。

ドイツ手工業團體の本部はベルリンにあり、手工業者名簿に登錄された一切の經營が此の中に含まれる(第一條第二項)。而して手工業者名簿に登錄せられるものは純粹な手工業經營、その經營者並に職人及び徒弟に止らず、第一次施行令(第一條)によつて手工業に類似の經營及びその後繼者の養成を業とするものにも及ぶ。但し原則的な强制加入の外に次の者は自發的加入を許されてゐる(第十一條)。

イ、手工業部門に於て獨立手工業者として夙に活動した經驗があり、且つ他の商工業に屬する活動を行はさる者

ロ、手工業勞働者、家內工業者、下請業者及び之に從事する手工業者

ハ、報酬を得て農業又は商工業的經營に從事する手工業者

ニ、職業學校及專門學校の教師

手工業團體は他の諸團體と異り純然たる地域的組織であり、したがつて從前のドイツ手工業聯盟の下に統合されてゐた機能的組織の方は、ドイツ商工團體の手工業部門の中に編入されてゐることは既述のドイツ商工業團體の機構を見れば明らかである。經濟大臣によつて任命されるライヒ手工業長(Reichshandwerksmeister)は手工業に關する限り、あらゆる地域的及び機能的組織の指導者である。此のライヒ手工業長の下に次の諸地方に各一名の地方手工業長 (Landeshandwerksmeister) が置かれてゐる。

ブランデンブルク	中部ドイツ
東プロイセン	西南ドイツ
ポンメルン	バイエルン
シュレズウィッヒ=ホルシュタイン	ザクゼン
下部ザクゼン	ヘッセ
ラインランド	シュレジエン
ウェストファーレン	ザール

右のライヒ手工業長は同時にドイツ手工業會議所聯盟の理事長である。全國に亘る六十一の手工業會議所によつて構成される此のドイツ手工業會議所聯盟は法人であつて、その加盟者の利益に盡力すると共に、適當な法規の適用に協力する。聯盟には又理事長を補佐する爲に、上記諸地方から一名宛選出された親方組合員から成る顧問會が設けられてゐる。

ライヒ手工業會議所の統制下に立つこれらの手工業會議所は從前から存在するものではあるが、ただナチスになつてから異つた點は、これらが指導者原則の下に建て直された(一九三五年一月十八日第二次施行令第一條)點にあり、且つその會頭及び代表者はドイツ手工業會議所聯盟に諮問した上經濟大臣によつて任命される。

手工業會議所は當該地方に於ける手工業組合の中央機關としての機能を有するが、其の中に會頭、其の代表者、特に會頭の召喚による七名以下の議員及び會頭の任命による職工長によつて構成される幹部會(第二次施行令第二條)、及び三年間の任期を以て會頭に任命された顧問會とを有する(第三條)。前者は執行機關であり、後者は諮問機關である。更に各手工業會議所には名譽裁判所が附屬して、不正競爭、過當の賦課金、等の如き問題を處理する。

手工業組合は前記の手工業會議所によつて創設せられる(第一次令第四條)ところであり、各手工業部門につき同一地域内に於ては一組合に限り創設される(同上第五條)ので、原則として一つの手工業組合は都市地區又は村落地區と一致せしめられた地域に於て、特定部門の同業者として名簿に登錄されてゐる人々の全體から構成される。而して右の地域は手工業會議所を以つて分たれる。

手工業組合の指導に當る者は、專門團體の意見を聽取した後に手工業會議所の任命した組合長であるが、之が補佐機關として、同じく其の任命にかかる職工監督及び職工顧問が存在する。

手工業組合は公法上の團體であつて、其の任務は次の如くである(第四十三條)。

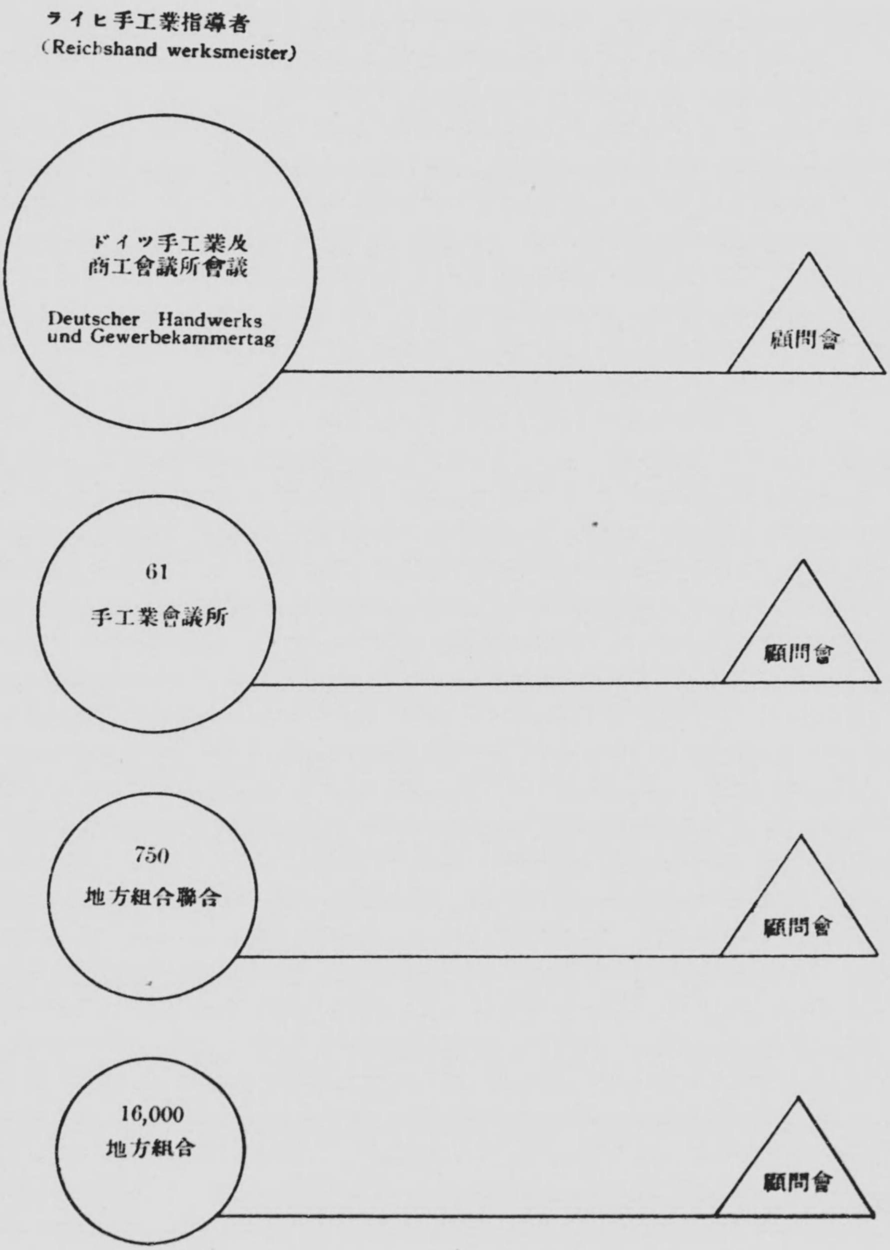
1　共同精神を涵養し、團體の名譽を保護すること

2 （イ）手工業會議所の規定に應じて徒弟制度を規制し、徒弟の技術的、商業的、道德的養成を監督すること
（ロ）獨立手工業者と其の徒弟との間の紛爭を裁決すること
（ハ）職工の審査を行ふこと
3 （イ）職業所屬者の技術的、商工業的、道德的養成を促進し、特に專門學校を援助し、及び建設し並に其の通學に關する規定を公布すること
（ロ）ライヒ及びラントの法規に從ひ職業學校の管理に參與すること
4 （イ）手工業部門に役立つ經濟的施設特に職工組合を助成すること
（ロ）手工業部門に取り重要なる供給及び給付の共同引受の施設を助成し且つ公共供給及び給付の契約に際し契約機關の求めに應じて助言すること
（ハ）經濟性を高める爲に手工業會議所と協力して勞働方法及び經營の改善の爲の措置を講ずること
5 業界新聞を援助すること
6 （イ）手工業部門の事項に關し官廳に意見及び報告を提出すること
（ロ）手工業團體の任務遂行に當り之を援助すること
（ハ）手工業外部に於ける對應諸團體との接觸を保つこと

以上の如き手工業組合が前記のやうに各部門に應じて同一區域に一個だけ設けられるのであるが、更に當該地區内に於てこれらの組合は相寄つて地區手工業團體を構成し之に加入することになつてゐる。而して此の地區手

手工業團體―1

ライヒ經濟大臣



工業團體は之に加入せる手工業組合の共同利益の保證に當り、又加盟組合の要求に應じて共の業務を引受けることもあるが、特にそれの任務は左の如くである(第五十八條)。

1 當該區域の手工業に關係ある總ての地方官廳の行政方策につき協力すること

2 當該手工業者團體の區域を管轄區域とする他の職業團體の代表と接觸を保つこと

3 官廳及上級手工業團體に意見及び報告を提出すること

4 手工業會議から委任せられた任務を果すこと

此の種の手工業團體數は現在七百五十に達し、且つ此の團體に含まれる手工業經營數は、一九三六年三月に於て百五十九萬八千六百を算したと云ふ。[4]

1) Hoche, a. a. O., Heft. 5, S. 568 f.
2) Hoche, a. a. O., Heft 8, S. 196 f.
3) Ermarth, op. cit., p. 129.
4) Economic Conditions in Germany, p. 96.

第四節　運輸業の團體組織

一九三四年の初、商工團體が創設された當時、運輸業は共の一部を形成してゐた。しかるにドイツの全運輸企業の約八〇%は公共財產に屬するといふ事實から、商工團體と同一組織内に置き、之に對して同様な統制方策を

以て臨むことは必らずしも適當ではなく、寧ろ交通大臣の指導下にある別個の運輸團體を創設することが妥當であると考へられるに至つた。かくて運輸企業の行政的統一化への第一歩は一九三四年二月二十七日の「行政の簡素に關する法律[1] (Gesetz zur Verleinfachung und Verbilligung der Selbstverwaltung)」の公布であつた。此の法律は交通大臣に對して、官營たると民營たるとを問はず、總ての運輸企業、卽ち、交通大臣、遞信大臣、ドイツ鐵道會社によつて管理される全企業にわたる最高の權限を與へるものである。それ故に、これに次いで一九三九年九月二十五日交通大臣の公布した「交通有機的構成令[2](Verordnung über den organischen Aufbau des Verkehrs)」によつて形成されることになつた。運輸團體は一切の官公私の運輸企業を含み、かくして結局運輸の統一的行政が生れることになつた。

運輸團體の下に於ける最高機關は別圖に示す如く、ライヒ運輸會議(Reichsverkehrsrat)であつて、その構成は次のやうに、一方では運輸企業の責任者、他方では運輸機關の利用者との雙方の要素によつて成つてゐる。

1　イ、七運輸中央團體 (Reichsverkehrsgruppe)—

ロ、私營運輸業—の各指導者

ハ、國營運輸企業(ライヒスバーン、郵便、航空等)の各代表者

ニ、道路の最高檢査官

2　イ、ライヒ食糧團體の代表者二名(ライヒ農業指導者の任命による)

ロ、ライヒ商工團體の代表者六名(ライヒ經濟會議所長の任命による)

ハ、文化會議所の代表者一名(文化會議所長の任命による)
ニ、自治團體の代表者一名(內務大臣の任命による)
ホ、勞働戰線の代表者一名(勞働戰線指導者の任命による)

此のライヒ運輸會議は何よりも交通大臣を補佐し、之に助言を與へ、且つ運輸業各部門と其の利用者との關係をば緊密ならしめる爲に構成されたものである。而してそれは當然に交通大臣の管轄下に置かれ、したがつて交通大臣は右の運輸會議を召集し、之をして遂行せしむべき事項を決定し、又運輸會議內部に於ける常任委員を任命し、或は特定の問題處理を目的として顧問會議を任命する。運輸會議の本部はベルリンに置かれてゐる。

上述一九三五年九月二十五日の命令は更に、右のライヒ運輸會議と同樣の形式を以て構成さるべき地方運輸會議の組織をも準備してゐる。但し此の場合ライヒ運輸團體(Reichsverkehrsgruppe)はその地方組織の指導者によつて代表されるのである。

ライヒ運輸團體は機能別によつて次の七つである。

ライヒ海運運輸團體、ライヒ國內航行運輸團體、ライヒ鐵道運輸團體(電車及私鐵を含む)、ライヒ自動車運輸團體、ライヒ配達及倉庫運輸團體、ライヒ荷車運輸團體ライヒ補助運輸サービス團體(ツーリスト・ビューロー、寢臺車會社等)。

これらのライヒ運輸團體は、夫々各種の運輸業の以前の中央組織をば、指導原則によつて再編成されたものに外ならない。卽ち、これら諸團體は交通大臣によつて任命された指導者の統制下に立つてゐる。更にライヒ運輸

團體は各運輸業の內部の區分に應じて專門團體 (Fachgruppe) 及び專門下級團體 (Fachuntergruppe) に分たれる。これらの下級機關は夫々指導者を有し、且つこれらの指導者はその直接上級團體の指導者によつて任命される。

前記の一切の運輸企業は强制的にライヒ運輸團體に加入せねばならない。ライヒ運輸團體の任務は、その特殊業務に關する範圍に限られて居り、如何なる種類の社會問題にも一切關與することはない。即ち、一般的に云へば、これらは本來運輸業に於ける自己の特殊部門の利益を代表する機關であつて、その加入員の事業經營に對して助言を與へるに止まる。

以上の七個のライヒ運輸團體の地方組織は、地區團體(Bezirksgruppe)及び地區下級團體(Bezirksuntergruppe)として實現される。而してこれらの地方團體は各地域に於て其の地區の地區運輸會議 (Bezirksverkehrsrat) に統合されてゐる。しかしながらこれらの地區は既述の如くまた交通大臣によつて明示されてゐない。

更に、例へば配達業と自動車運輸業との關係の如く、運輸業の各部門間に於ける協力關係 (Arbeitsgemeinschaft) が地方的に形成される。又個々の運輸企業はその地區の商工會議所に所屬すべきは云ふまでもない。

以上の如き機能的下級團體及び地域的下級機關の何れについても顧問會が存在し、此の顧問會は監査的な任務を負はしめられてゐる。それ故に各團體にはその下級團體の豫算が編成され、負擔金が決定され、或は規定が發表されるに先立つて、顧問會に諮問せねばならぬことになつてゐる。

中央機關なるライヒ運輸團體の顧問會は、地區運輸團體等の如き下級團體の指導者によつて構成せられ、地區運輸團體の顧問會は地區下級運輸團體の指導者の構成するところである。

前記の一九三五年九月二十三日の命令は、加入者の會議について規定を設け、且つ此の會議に於て經過報告並に財政狀態を明らかにすべきことが豫定されてゐる。此の種の會議は年一囘開催すべく、且つ此の際、指導者の信任投票が實行されることになつてゐる。

1) Hoche, a. a. O., Heft 6, S. 28 f.
2) Hoche, a. a. O., Heft 5, S. 339 f.

第五節　食糧團體

ライヒ食糧團體(Reichsnährstand)はナチス政府によつて創設された最初の團體である。即ち、それは一九三三年七月十五日の農業の團體的構造規制に關するライヒの權限法[1](Gesetz über die Zuständigkeit des Reiches für die Regelung des ständischen Aufbaues der Landschaft)、同年九月十三日のライヒ食糧團體暫定的構成及農產物の市場並に價格統制方策法[2](Gesetz über den vorläufigen Aufbau des Reichsnährstandes und Massnahmen zur Markt-und Preisregelung für landwirtschaftliche Erzeugnisse)及び同年十二月八日のライヒ食糧團體暫定的構成施行令[3](Verordnung über den vorläufigen Aufbau des Reichsnährstandes)並に其の他若干の關係法令に基いて組織された。それの主たる意義はライヒ農業大臣ダレがその數日後に聲明してゐる如く、農產物の市場統制にあるもののやうに思はれる。曰く、[4]「ライヒ食糧團體に關する法律は……加工業に對して穀物を支障なしに供給する爲の

前提たるべき團體的市場組織をば、ライヒ食糧團體なる組合機構の創設によつて法律上設ける權限を余に與へるものである。蓋しこのことについて次の一つのことが明白にされねばならないからだ、つまり國家が農民に對して適正にして確定的な價格を保證するのは、眞に國民經濟上必要とする穀物數量についてであるといふことが之である。更に市場組織は生産者、取引業、加工業者の組合によつて、農業經營から加工業に至るまでの國民經濟上の需要が一樣に充たされるやうな保證を與へねばならぬ。」しかしながら、同時にこれは、ナチスの「血と土地」とに關する思想に基き農民をばドイツ國家の基礎と見、したがつてドイツ人をば土地との新らたな接觸によつて新らたにせんとする意圖が盛られて居り、それ故にライヒ食糧團體は、國民をばナチス的訓練によつて更生せしめる爲の「嘗て見ざる大規模な優生學上の官廳である」[5]とも極言されてゐる。ライヒ食糧團體の持つかやうな意義はある程度前記の施行令からも汲み取られる。卽ち、第二條に於て、「ライヒ食糧團體はドイツ國民の組成、維持及び强化の爲の生活力あ る支持を爲す べき國民及び國家に對す る責任上共の所屬員を結合す べき任務を有す」と規定せられ、更にそれの任務として次の諸事項が揭げられてゐるのが之である。

イ、ドイツ農業者及び農業、農業協同組合、農業取引並に農産物加工業者を奬勵すること

ロ、共の所屬員間に於ける經濟的及び社會的問題を規制すること

ハ、ライヒ食糧團體に包含されたる諸勢力の努力の間に公益に役立つ調和を齎らすこと

ニ、ライヒ食糧團體に關係ある總ての問題に際し特に意見の開陳及び專門官の任命によつて官廳を援助すること

何れにせよ、かやうなナチスの企圖の實現には極めて嚴重な國家の干渉が總體に行はれねばならず、したがつて共處には最早個人主義的な資本主義は中世紀的な封建的秩序に取り替へられねばならぬ。工業部門と異り、此處では指導者と從屬者との對立は揚棄されたと云はれてはゐても、ナチスの經濟統制にあつて最も嚴格な國家權力が加へられてゐる事實を否定することは出來ぬ。「現在の農業機構たるライヒ食糧團體は主として商品の生産及び分配、割當並に價格の問題を取扱ふ機關であつて、工業部門のカルテルと甚だよく似たところの、極めて合理化された人爲的に創設された組織である。だが、それにも拘らず、それは封建社會に於て封建的忠誠の紐帶によつて充たされたところの諸機能をば遂行し、中央の權威と個々の農民との間の重要な連鎖を構成し、中央の權威の前に農業及び農業家の利益を代表し、且つ政府の實行機關として農業に課せられた原則を實行し農業並に關係諸部門に於ける利害の衝突を調和すべく努力する。[6]」

かくして、例へば價格統制を云ふ場合にも、此處では最早資本主義的な利潤の追求の原理は放棄せられ、通常の「損益」條件から離れて、道德的社會的基礎に立つ「適正」の概念に基いて行はれるので、此の場合被統制物價が世界物價と如何に離れやうとも無關係である。[7] ともあれライヒ食糧團體がナチスによつて採用された團體主義の中でも最も重要な地位を占め、最も特徵的なものである事實には變りはない。以下に於てそれの組織及び機能を說明しやう。

先づ本團體に統合されるものは、純粹な農業者のみでなくて、次の如く廣汎な範圍に及んでゐる(施行令第四條及第五條)。

イ、狹義の農業者（牧畜耕作、林業、園藝業、葡萄栽培、漁業、蜜蜂飼養及狩獵を含む。
ロ、農業者的乃至農業的經營の所有者、所持者、所有權者、利用者、賃貸人、小作人、又は家族勞働者、使用人、又は農業上の官吏としてドイツ國內に於て繼續的に活動する總ての者、及び土地委讓契約又は土地委讓に關係ある隱居契約から生ずる請求權を有する農地の舊所有者及び舊利用者
ハ、農業協同組合
ニ、農業取引業者
ホ、農產物の加工業者

ライヒ食糧團體の最高機關は全國農民指導者（Reichsbauernführer）であつて、これは法律的には必ずしも其の必要はないが、現實にはライヒ農業食糧大臣によつて兼任されてゐる。

しかしながらライヒ農業團體本部の任務は農業食糧省の業務と重複することは決してない。といふのは、農業食糧省は法規によつて定められた農業及び食糧品供給に關する國家管理に關する業務を施行するに反し、食糧團體本部は寧ろ食糧團體の加入者及び農產物と密接な關聯のある商工團體並に個人が代表されるところの團體だからである。そして此の兩者の差異の混同すべからざるは、食糧團體の行動が槪して自治的に進められる點にある[8)]といはれてゐる。

さて、食糧團體は地域的機構と機能的機構に分たれるが、此の兩者を通じて支配する原理はナチス的な指導者精神のそれである。卽ち、農業指導者はあらゆる部門、卽ち、官公吏、被傭人及び團體加入者の主腦であつて、

その權威及び責任は身分上のものであり、且つ最高のものである。その下には彼の任命にかゝる約百名の顧問會があり、更に彼によつて選出された約一千人の地方的指導者を包括する農業委員會がある。此の農業委員會は從來ゴスラーに於て年一回十一月に開催されて來た全國農民會議(Reichsbauerntag)に關する一切の準備について責任を有する。此の全國農民委員會は收穫後に全國のあらゆる地方から集つた農民によつて、最も緊迫せる農業問題を提出せしめ、討議せしめることを目的とするものである。[9]

さて、右の全國農民指導者の下には、三種の機關が附屬せしめられてゐる。參謀部、行政部及び右の全國農民會議が之である。參謀部は七局に分れて居り、經濟、法律、人種、新聞、宣傳、傳統とその啓蒙、國際問題、を夫々擔當してゐる。

行政部は此の團體の實行機關であり、參謀部によつて決定された一切の政策を實施するものであつて、主要な三つの局に分れ、第一局は人事關係、第二局は農場關係、第三局は市場關係を管轄し、金融、及び經營等の問題の處理は共の他の局に委任されてゐる。右の中で、

第一局はゴスラーに所在し、人事關係(例へば、雇傭主と被傭人、賃貸人と賃借人間の如き)の精神的、道德的問題、農村風俗の保存、新移民地に關する人格問題等を取扱ひ、第二局は嘗て農業會議所及び農業會議によつて實行されてゐた農業各部門の發展に關する行政上及び研究に關する事業、例へば、土地改良、山林及び農場經營、技術的訓練、租稅、調査、共進會、等々の事業を行ひ、第三局は本來市場の統制を目的とするものであるが、主として協同組合の事業を集中化すること、殊に農產物販賣業者、加工業者、農業協同組合の指導を主たる任務と

し、具體的な市場統制は中央組合、其の他をして行はしめてゐる。但し此の市場統制は既述のやうにライヒ食糧團體の政策の中樞を爲すものであり、原則の眞髓を爲すものであるから、食糧團體の下部機構の全體を通じて、右の第三局の事業は最も明白に現はれてゐる。

ライヒ農業團體の地方組織は次の如く二十個の地方農民團體 (Landesbauernschaft) に分れてゐる。

地方	機關所在地
バーデン	カールスルーエ
バイエルン	ミュンヘン
ブルンスウィック	ブルンスウィック
ハンノヴァー	ハンノヴァー
エッセ＝ナッソウ	フランクフルト
クールヘッセン	カッセル
クールマルク	ベルリン
メクレンブルグ＝リュベック	ローシュトック
オルデンブルグ	オルデンブルグ
東プロイセン	ケーニヒスベルグ
ポンメルン	シュテッチン
ラインランド	ボン
ザクゼン(自由州)	ドレスデン
ザクゼン＝アンハルト	ハレ
シュレジエン	ブレスラウ
シュレスウィッヒ＝ホルシュタイン	キール
チューリンゲン	ワイマール

ウェストファーレン	ミュンスター
ウュルテンベルヒ	ステュッツガルト
ザール＝ファルツ	カイザースラウテルン

これらの地方は從前の農業會議所の地域に相當する。而して各地方農民團體は團體本部のそれに相應して行政部を有するが、之に反して參謀部を有するのはベルリンのみに止まる。これらの地方農民團體は、更にその下に五百二十の地區農民團體(Bezirksbauernschaft)を包含するが故に、一地方平均の地區農民團體數は二十六である。しかし地方の廣狹に應じて實際の數は夫々異り、例へばハンノヴァーでは五十地區もあるに反して、ブルンスウイックでは僅かに六地區しかない。地區農民團體も亦、地方農民團體に對應してそれ自身の行政部を有する。地區農民團體は更に村落農民團體 (Ortsbauernschaft)に分たれる。此の村落農民團體の指導者は通常の場合、當該村落の黨指導者が之に當ることになつてゐる。

1) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 530 ff.
2) Hoche, a. a. O., Heft 4, S. 377 ff.
3) Hoche, a. a. O., Heft 5, S. 581.
4) Nationalsozialistische Sandpost, 17 Sep. 1933.
5) Stephen H. Roberts, The House that Hitler Built, New York & London, 1938, p. 193.
6) Santoro, a. a. O., S. 223.
7) Ermarth, op. cit., p. 97.
8) Roberts, op. cit., p. 192.
9) Economic Conditions in Germany, op. cit., p. 40.
10) Wladilaw Neresoff, Das wirtschaftliche Gesichte des neuen Deutschland, Berlin 1936, S. 59.

第二章　勞働政策

第一節　勞働組織の再編成

一　勞働戰線の目的及任務

一九三三年五月一日恰かもメーデーを期して、ベルリンでは最も大なる、最も意義多き國民の結合が爲された。此の日午前十時に王宮の前の廣場に十二萬の青年がハーケンクロイツ旗を持つて、様々の服裝で集合し、ゲッベルスの言葉を待つた。ゲッベルスはこれに答へて次のやうに云つた。――ドイツ國民は此の日を以て初めてあらゆる階級及び職業の勞働を尊敬するに至つたのだ。嘗ては爆彈が投ぜられ、憎惡と階級鬪爭との歌が高らかに唱和されたのに反して、ヒットラー政府の第一囘の五月一日に全國民は、國家を、國民を、ドイツ國民を確認する爲に、結合された。今や階級鬪爭は終り、自由主義的資本主義國家の廢墟の上に、眞の國民共同體の自由が生れたのだ。[1]

同日の正午にベルリンのあらゆる方角から十萬人宛の行進が十隊に分れてテンペルホーフ大飛行場に向つて行進した。そこには三つの大演壇が設けられ、六つの大擴聲器が取りつけられた。これをめぐり百五十萬人以上の

人がヒットラーの言葉を待つた。ヒットラーは云ふ、――人爲的に設けられたところの階級を除き、ドイツ人を一體にすることが國民恢復の第一の任務である。此の日のモットーは「勞働を名譽とし、勞働者を尊敬せよ」といふことだ。此の最も麗はしい春の日が闘爭と破壞、したがつて滅亡のシンボルたらしめられることなく、創造的な勞働、結合、卽ち向上のシンボルたらしめられねばならぬ。

以上の二つの光景を眼に浮べただけで、我々はドイツの勞働組合の廢止の準備が如何に巧妙に爲されたかを知ることが出來る。かうして翌二日十時を期して全國の勞働組合事務所はエス・アーによつて占領され、全ドイツ勞働組合はライを主班とするドイツ勞働保護委員會の手で解散せしめられた。更に翌三日該委員會は新らしい「勞働戰線」の建設を委任されたのである。次いで五月十日プロシヤ議會に於てドイツ勞働者の第一囘會議が開かれ、「ドイツ勞働者の祝福すべき構成」が爲され、ライがその指導的地位につくに至つた。卽ち、此の時初めて勞働戰線が新らたな機構として制定されたのである。しかしながらこれの法的基礎を與へられたのは一九三四年十月二十四日の命令によつてである。卽ち、これにより勞働戰線の意義及び目的は明らかにされた。「ドイツ勞働戰線は額と腕との創造的なドイツ人の組織である。此の組織の中には、特に嘗ての勞働組合、勤人勞働組合、企業家組合の所屬者が同等の權利者として包含される。……勞働戰線の目的はあらゆるドイツ人の現實の國民共同體乃至能力共同體の創造である。それは各個人が國民の經濟生活に於て、自己の能力に最も適當な精神的乃至肉體的制度の中に自己の職場を得さしめ、かくして國民共同體に對して最大の利便を保證することに留意せねばならぬ。……勞働戰線は經營指導者の場合にあつては其の從者の正當な要求の理解と、從者の側にあつてはその經營

の狀態と可能性とに對する理解とが得られることによつて勞働平和を確保すべきである。……勞働戰線はあらゆる關係者の正當な利益の間にナチス的原則に適應し、且つ一九三四年一月二十日の法律（國民勞働秩序法）[2]によつて決定を委された國家機關に委任すべき場合の數を制限するが如き調和を見出すことを任務とする。……勞働戰線はナチス的共同體『歡喜による力（クラフト・ドウルヒ・フロイデ）』[3]の擔當者であり、且つ職業教育に對して留意せねばならぬ。

勞働戰線の自助設備によつて、それらの者の總てに對しては緊急の場合に當り、自己の存在の維持が保證されねばならない。かくして有能な國民同胞に等しく向上の機會を與へ、彼等をして出來得る限り、自己の土地で獨立の存在を得せしむべき必要が存するのである。」しかし勞働戰線の性質については後に說明するであらう。

ともあれ、かくして組織された勞働戰線は、最初は實質的にはただ被傭者と若干の自發的に參加した傭主とを含み、ある程度まで勞働組合組織の後繼者だつたのである。[4]しかるに一九三五年三月二十六日の「ライプチッヒ協定」として知られてゐる手續の結果として、ドイツ商工團體が勞働戰線に加盟するに及んで、傭主も亦、原則的にメンバーたるに至つた。したがつて勞働戰線は今やそれのメンバーとして從前の勞働組合員のみでなく、新組織に於ける傭主團體員をも包含してゐる。此の結果ナチス・ドイツに於ては此の日と共に古い意味の勞働組合はなくなり、ファッシスト・イタリアと共に、獨立の勞働組織も、協同契約も、共同賃銀協定も、ストライキの權利もなくなつた。傭主と被傭人とは同一組織の中に統一せられた。シューマンの言葉を借れば、仔羊とライオンとが一緒にねかされたのである。[5]

同時に勞働戰線の活動範圍も亦、その母體の活動範圍に比し遙るかに大であることは云ふまでもない。かうし

た勞働組合の抹殺と傭主（資本家）と被傭者（勞働者）との同一組織への結合についてナチスの目指すところは何か。それを我々はナチス指導者達自身の言葉に聞かう。そのことはやがて勞働戰線の性質をも明らかにするであらうから。

ヒットラーは云ふ、「我々が勞働組合を繼承したのは、ドイツ勞働者をして平等な權利者として新らしい關係の構成に協力せしめる爲である。彼等の意志に反しては何らの國家も形成されず、否、彼等と共にのみ國家は存在せねばならない。……ドイツに於ける人間は神聖な心と全き正義とを以て己が國民の偉大さ以外のものを考へてはならない。我々は欲する、我々が今や（傭主及び被傭者の）兩者の甚大な容認の結果たる國家の新構成を貫くには、心中では原則的に國民主義的に思考し、國民のことのみを自己のものとして考へ、常に此の國民の利益の爲に他の一切を犧牲に供せんとする兩當事者が對立することを……。

唯一の勝者としての我々ドイツ國民として以外に、勝者及び敗者があつてはならない。そして此の勝者は階級を、團體を、そして我が國民の個々の團體の利益を超越する[6]……」。

勞働戰線指導者ライは云ふ、「階級鬪争は勞働及び勞働者自身の仇敵である。我々は各人が不可缺であり、したがつて尊敬さるべき勞働に從事するが如き運命共同體を必要とする[7]」。同じくライは他の場所に於て云ふ、「勞働戰線は農民及び官吏を除きあらゆる創造的な人間を包含する。……あらゆる創造的な人間に取りドイツ勞働戰線はナチス的世界觀の高等教育である。純粋に外面的にはドイツ勞働戰線はあらゆる企業家、あらゆる勤勞者、あ

らゆる勞働者を包含する。このことによつてのみ、あらゆる創造的な人間は言葉の最高の意味に於ける勞働者といふことが出來る。……

ドイツ勞働戰線の任務は共同體への教育である。此の任務は非常に擴大された規模に於て何よりも先づ解決されねばならぬ。ドイツ人の訓練は原則として黨の監視下にある。黨、即ちナチス黨のみがナチス的世界觀の保護者であり、したがつてそれのみがドイツ人の教育を監視し、その掌中に握る權利を有する。[8]」

以上に引用せるヒットラー及びライの言葉によつて明らかであるやうに、勞働戰線は勞働組合の繼承者ではあるが、それとは全く別個の組織であり、全く異る目的を有するものである。したがつて勿論國家的機關ではなく、又經濟的利益の保護並に增進を目的とするものではなくて、ナチス主義の目的實現の爲に、第一に社會主義的共同感に對する教育、第二には國民的生活の個々の秩序に於ける國民共同體から導き出される原則の實踐的遂行に對する教育をば特に勤勞の領域に於て達成せんとするものである。[9] 即ち、それは簡略して云へば組織された傭主と被傭者とをしてナチス的精神を信奉せしむる爲の政治團體なのである。[10] 同時に又事實上に於ては勞働戰線は勞働大臣及び經濟大臣と密接な協力關係の下に置かれてゐる。即ち、勞働戰線はあらゆる經濟問題について勞働大臣及び經濟大臣に對して助言を與へ、特に新規な經濟法令について提案し、諸問に答へ、かくして勞働並に經濟問題の解決に資するのである。[11]

以上を綜合すれば勞働戰線とは、これを社會的にみれば、被傭者、傭主の如何に拘らず、全ドイツに於ける頭腦並に肉體勤勞者の組織であり、それの目的は加盟員の完全な連帶にあり、如何なる階級的差別をも容認しない

ことは前述の聲明の通りであり、それの經濟的社會的任務は別として、ドイツ勤勞者の能率水準の引上げ及びその製品の質的進步とにある。此の目的を以て勞働戰線は職業的訓練、適所適材のテスト、補習教育等の爲に特別の部門を設けた。

更にこれを政治的にみれば、勞働戰線はナチス黨に屬し、且つ宰相の保護下に置かれてゐる。一九三三年のそれの發生以來、ナチス黨政治機關たるライヒ指導者の一人ライの指導の下にあり爾餘のそれ、以下の勞働戰線指導者達は總てライによつて任命されるが、此の任命を受ける者の最も重要な資格は黨員たることにある。勞働戰線は黨員たると非黨員たるとを問はず、あらゆる全ドイツ勤勞者の連鎖とみても差支なく、且つそれの主たる目的の一つは、前述の如くナチス精神をばその加盟員全部に鼓吹し、被傭者と傭主との接觸をナチス的原則に基いて强めることである。[12] 一九三五年末に於て勞働戰線の加盟者は實に二千三百萬人であつた。[13] 嘗ての勞働組合と異り全ドイツの勤勞者は傭主たると被傭者たるとを問はず、自由職業家はもとより、ドイツ滯在中の外國人さへもこれが加入を許される。唯一の例外としてユダヤ人と永久的に仕事の出來ないものとだけはこれから除外されてゐる。而して勞働戰線に加盟する場合にも、個人として加盟する場合と團體として加盟する場合との區別がある。卽ち、前者の場合にあつては個人が任意に加入するので、後者の場合にあつては自己の屬する組織を通じて自然に加入するのである。勞働戰線に加入するのは原則としては自發的であり、傭主としても勞働戰線加盟者を傭入れねばならないとの制限は加へられてはゐない。しかしながら實際上は勞働戰線加入者に取つて好都合なことが多い。例へば、多くの自治團體は勞働戰線に加盟する請負業者にのみ注文を發することを宣言した事實などが之

である。

勞働戰線の加盟者はその收入を基準にして一定の費用を支拂はねばならぬ。試みに一九三五年二月の全比率は次の如く定められてゐる。[14]

種別	月收(ライヒスマルク)	月當寄附金額(ライヒスマルク)
1	失業者	〇・二〇
2	—	〇・四〇
3	—	〇・五〇
3A	—	二・六〇
4	四〇ライヒスマルク迄以下	〇・六〇
5	四〇—六〇	〇・八〇
6	六〇—八〇	一・二〇
7	八〇—一〇〇	一・四〇
8	一〇〇—一二〇	一・八〇
9	一二〇—一六〇	二・二〇
10	一六〇—一八〇	二・八〇
11	一八〇—二二〇	三・四〇
12	二二〇—二六〇	三・八〇
13	二六〇—三〇〇	四・四〇
14	三〇〇—三六〇	五・四〇
15	三六〇—四二〇	六・〇〇
16	四二〇—五二〇	七・六〇
17	五二〇—六〇〇	九・〇〇

18	六〇〇―六八〇	一〇・〇〇
19	六八〇―七四〇	一一・〇〇
20	七四〇以上	一二・〇〇

前掲の表に於て第四種までの加入者のみが勞働戰線から救助を受ける權利を與へられ、第一乃至第三種の種別については會費は單に管理費と考へられ、且つ失業者及び黨機關に申込の義務を有する月收百マルク以下のナチス黨員の爲に設けられてゐる。種別中3Aといふのは月收三百六十マルク以上の黨員に充當されたものである。

一九三五年三月勞働戰線會計部の發表によれば、その年の二月中百萬の加入員は〇・二〇マルクを、千百四十萬人は〇・六〇乃至三・四〇マルクを、爾餘のものは右の數字以上の金額を夫々醵金してゐる。そして當時に於ける全員總數は約二千萬人であつた。

一九三五年九月三十日に於ける同年中の勞働戰線の收入は三億一千ライヒスマルクに達し、同じく三五年末頃の報告によれば、勞働戰線は二億五千萬ライヒスマルクの資金を有し、その中六千二百萬ライヒスマルクは現金又は三ケ月期限の手形で所有してゐた。且つその豫算は月額四百萬乃至五百萬ライヒスマルクの豫備金の追加支出を許容する旨を明示してゐる。勞働戰線會計部の發表によれば、一ケ年八千二百萬ライヒスマルク（卽ち醵金の二七%）が管理費として支出されてゐる。そして一例を擧げてみれば一九三五年中に勞働戰線は一千八百萬ライヒスマルクを建築物、特に學校の建設に支出した。

二　勞働戰線の組織

さて、勞働戰線の組織であるが、これには地域的組織及び職業專門別による組織がある。その中で特に重要なのは組織局である。といふはそれは勞働戰線の社會的文化的活動を任務とする、他の十四部局の首腦官廳たるのみでなく、それは十八箇の産業團體(ライヒ經營共同體)――これは大部分從前の勞働組合の繼承者であり、したがつて勞働戰線全制度の基本的支柱である――を集中するものなるが故である。次に勞働戰線の十四部局の任務を略述すれば、次の如くである。

1、新聞部、第一に二種の政治新聞を出し、一部一〇プェンニヒを以て全加盟者に配布し、第二に各種の職業指導の爲に月刊を以て專門的新聞を刊行し、勞働戰線の全員に無料で配布する。第三には勞働戰線及び信任協議會の指導者達の敎育の爲の各職業別によるパンフレットの編輯刊行及び五百人以上の從事員を有する全ての工場が隨時發行する個々の工場新聞の監修を任務とする。

2、政治敎育部は、勞働戰線指導者及び信任協議會員を訓練する部局である。

3、社會部は、社會保險、失業、福祉を取扱ひ、沒落に瀕せる企業に活を入れること、等の外、社會部の仕事はライヒ職業紹介所及失業保險局と密接な關係を有し、賃銀問題、勞働者保護等を任務とする。例へば、一九三五年九月三十日の一年間に一億ライヒスマルク、卽ち勞働戰線全收入の中の三四%が失業、疾病、不慮の災害、結婚、癈疾、勞働者及びその家族の爲に支出されたのである。

4、宣傳部　十五のトーキー自動車が一九三五年の一ヶ年間に五千四百三十六回の公演をした。

5、保健部　主として職業上の疾病撲滅に從事してゐる。

6、職業訓練部　此の部の目標は總ての若きドイツ人勞働者をして適材適所に就かしめ、全體として國民の爲に最も有益なる人物たらしめんとするにある。職業訓練は職業團體との最も密接な協同の下に組織的に行はれ、一九三五年の一月から九月三十日迄に二百三十萬人の雇傭者が訓練を受けた。如何なる方法によつて訓練するかについて、一九三五年四月ウェーゼルミュンデに於ける漁業者學校の建築の例についてみるに、漁閑期に舟乘り達は網修繕や航海の術等を習熟し、且つナチス精神の政治教育をほどこされる。而して此の部局は二十七歳以下の勞働者が一定の職業に適するや否やのテストを行ひ、職業選擇上の指針を與へる。且つ補助的訓練をば特殊の人に對してほどこし、勞働能率向上の手段として毎年職業能率競爭を催す。

7、法律相談部

8、青年部は勞働戰線の青少年問題、特に青少年の職業指導、休日のキャンプ、徒弟の宿舍、及び工場に於ける青少年管理人の選擇を取扱ふ。

9、修養部は工場に於ける總會の準備を整へる外、合唱隊や演劇團の設置に關與する。而して此の種のクラブは四萬人以上の會員を持ち千四百の工場に設けられてゐる。

10、婦人部は勞働戰線内部に於ける婦人問題の一切、とりわけ社會福祉に關する問題を取扱ひ、又健康の觀點よりして女子勞働者の一般的問題の處理を任務とする。例へば、肉體的に不適當な勞働から女子勞働者を除外す

るが如きは共の任務の一部となるのである。

11、住宅部

12、經濟部は勞働戰線所屬の商業、即ち三つの保險會社と數個の建築組合、及び一つの銀行を統制するものである。

13、勞働科學研究所は、種々の產業に於ける費用の見積り、合理化、及び賃銀表の標準化等に關する研究を爲す。

14、社會自治部は勞働と產業との聯合自治體の下にある組織の一たる地方勞働委員會の提出せる議案の處理に當る。

15、歡喜による力（クラフト・ドウルヒ・フロイデ）(Kraft durch Freude)、勞働戰線の此の部局は一九三三年十一月二十七日の創立にかかるものであつて、勞働戰線の各部局中最も大規模に行はれて居り、恰もイタリアのドポラボロの制度を彷彿させるものである。[15] しかもイタリアのそれに比し遙るかに大規模である。だが、同時に我々の注目に値することはそれの諸制度及び實施方法に於て屢々ソヴェート聯邦の諸制度に模倣したと考へられる點の見出されることである。[16] 例へば後に述べる觀劇、旅行、等々の如きがそれである。しかしながら此處に注意すべきは、ブラディーも云つてゐるやうに、その形式乃至組織がソ聯のそれと同一であることと、それを實施せんとする意圖が全く異つてゐるといふことである。即ち、ナチスはその形式乃至組織はソ聯に模倣したが、その意圖するところは全く正反對なのである。[17]

如何なる見地からそれが設けられたかについては、次のライの言葉に聞けば好い。「勞働過程には力と神經とが必要だ。寒冷と空虛との感情が生じた時、それを追ひ拂らふのは、人間を安樂椅子に休息させたり、蒲團を重ねたりすることによつては不可能であつて、精神と肉體とに新らしい養分が必要である。勞働時間は勤勞者に對して最高の能率を要求するが故に、休養時間にあつては勞働者に對して、靈魂、肉體、及び精神の養分として最上中の最上のものを與へ、以て彼に對して完全な休養を爲さしめ、生活と勞働との歡喜を恢復せしめねばならぬ。[18]」此の勞働による肉體及び精神の疲勞恢復による「勞働能率」の向上、それこそクラフト・ドゥルヒ・フロイデ制度の目的である。レンテルンも次のやうに云ふ「人が生活に對して積極的になり、共同活動に歡喜を感ずるやうになれば、彼の能率は百倍するだらう」と。そしてドイツは物的資源に乏しく、勞働力に豐かであるから此處にこそ此の國の指導者達によつて利用さるべき生產力の源が存するのである。[19] このことは明らかにライ自身の言葉の中にも見出される。「まことに、我々は貧しいかも知れない、金が無いかも知れない、我々には外國爲替その他總てのものが無いかも知れない。だが、我々には輝かしい國民があり、而してこれこそ我々の利得であり、資本である。[20]」

「歡喜による力」は更に十一の下局に分たれてゐるが、其の特徴的なものを取り上げると次の如くである。

イ、夕刻消費部[21] (Amt für Feierabendgestaltung)、これは作業終了後の時間を演劇その他による慰安によつて消費せしめ、不健全な遊戲から勤勞を救はんとするものである。ナチス政權獲得以前にあつてはドイツの男女中劇場に一度も行つたことのないものが數百萬人もあつた。ジーメンスの報告によれば、男子の八七・六%、女子の

八一・三%がオペラを見たことがなかつたし、男子の六三・八%、女子の七二・二%が芝居に行つたことがなかつたといふ。ところで「歡喜による力」が設けられてから、一九三六年に此の制度のお蔭で芝居に行つた數が六百四十萬三千人に達する。[22]

ロ、ドイツ國民修養事業部(Amt „Deutsches Volksbildungswerk")、これの目的はナチス的世界觀の意味に於ける國民教育への協力にある。此の目的の爲に五百の修養場を設け、教育に關する各種の講演等の外に、會話術、速記及び數學教育があり、特殊な勞働共同體が音樂、將棋、繪畫、寫眞等を敎へる。又博物館、教育、遠足、文庫などによつて勞働者に修養の機會を與へる。一九三六年にこれに參加した人員は六百十萬九千人であつた。

ハ、旅行、ハイキング、休暇部(Amt für Reise, Wandern und Urlaub)、「歡喜による力」中で此の部に最大の努力が注がれ、最も大規模に行はれてゐる。イギリス海外通商局編、ドイツ經濟事情はこれについて極めて詳細な報告をしてゐるから、以下の敍述は本項による。[23] 右によれば、一九三四乃至五年中に五百名の勞働戰線加入者をば極めて低廉な費用で短期旅行を爲さしめ、海上旅行には二十萬人を參加せしめたと報じてゐる。そして此の事業の概要は一九三六年始めに出されたベルリンの休暇プログラムをみれば明らかである。

日數	目的地	旅費(ライヒスマルク)
一〇	バヴァリア・アルプス	五三・五〇
一〇	シュレジア山岳	四一・〇〇
七	バルチック海	三一・〇〇
七	北海	四〇・五〇
七	チューリンゲン	三二・五〇

七	コンスタンス湖	四〇・五〇
七	ライン	三八・〇〇
七	ハルツ山岳	二八・〇〇
一四	東プロシア	五六・〇〇

右の費用中には勿論船車賃、宿泊料が含まれてゐる。宿泊設備として寄宿舎又は個人の家庭が提供され、一日二マルクの割合で支拂はれ、前記五百萬人の旅行者中、二百萬人は共の休日利用の支拂に貯金帳を使用したと報告されてゐる。

更に「歡喜による力」は勞働戰線加入者專用の海濱集合所をばリューゲン島に新設する爲の設計せしむべく多數の技師を任命した。

一九三六年始め勞働戰線は「歡喜による力」の海上旅行用の各々二萬瓲の旅客船をば二隻注文した。此の船は時速十五節で夫々一千五百人の乘客を二人乃至四人部屋に收容し、あらゆる近代設備をほどこし、游泳風呂さへも設けられた。此の外第三隻目の旅客船の建造も亦、考慮されてゐるといふ。

最近三年間に此の制度によつてスカンヂナヴィアに旅行した者の數のみでも著るしく多數にのぼり、旅行した總距離は二百十六萬キロメーターに達する。

ニ、スポーツ部(Sportsamt)、これの目的はスポーツによつて「肉體、精神及び靈魂の完全にナチス的な調和」を得しめることである。かくしてスポーツ部によつて勞働戰線加入者は通常極めて低廉な特別料金によりあらゆる種類のスポーツの指導を受けることが可能である。一九三六年これに對する參加者は五百八十八萬人、これに對

してスポーツ教師は二千八百人であつた。

ホ、「勞働の美」部（Amt für „Schönheit der Abeit")、これは第一に衞生上の要求、第二に美的情操の養成上の目的から設けられたものである。したがつて何よりも工場に於ける通風、採光、休憩室の設備、衞生、工場內園藝の設計等による趣味的見地からする勞働條件の向上、等に重心を置く。かくして勞働に對する愛好心を刺戟することが多大である。此の部の設備をみて以來これまで（一九三六年）に調査された工場數は三百八十五であつて、此の中百八十二工場について、趣味上の改良、事故防止、塵埃、煤煙、有毒ガス、騷音、等々の惡影響から勞働者を防護せんとする各種の考案が爲され、「勞働の美」當局の慫慂によつて傭主側の支拂つた費用は二億五千萬ライヒスマルクに達したと報告されてゐる。

又一九三六年に西部ドイツに於て三乃至四つの模範工場の建設を計畫せる外、事務所の什器類や工場設備品等についても關心を持ち、專門家の助力を受けて二十五種の事務用、工場用の椅子を設計し、製造業者をして「勞働の美」椅子として彼等のカタログに分類せしめ、且つ傭主に對して之が購入方を慫慂した。更に又此の部は田園地方に於ける風呂の設備についても極めて積極的である。

へ、工場隊部（Amt für die „Werkscharen")、工場隊とは諸工場に於けるナチス的世界觀の訓練を受けた部隊である。これらの分子は十八歲乃至二十歲のナチス黨及びその系統機關並に最も優秀な勞働者から構成されたものであつて、現在員は九萬人であるが、七十萬人に增員せしめられることになつてゐる。

これは對外的に勞働者の代表となり、工場生活の傳統的慣習を保護し、工場內の總會等に出席する。

ト、國防軍慰安部(Wehrmachtheime)、勞働戰線指導者ライとライヒ國防大臣との協定によつて國防軍の各員は其の餘暇をば「歡喜による力」による各種の施設を利用し得ることになつた。これにより國防に從事する者にも慰安場所が與へられ、かた〲軍隊と國民との間に於ける最もよき連繫が爲され得るのである。

以上の外に文化及藝術部、文化部、宣傳及出版部などがある。

さて勞働戰線の地方的組織であるが、これはナチス黨の地方組織と一致してゐる。勞働戰線では到るところに指導者原則が貫かれてゐるが、命令よりも寧ろ世話乃至管理を意味する「管理人」なる言葉が一般に使用されてゐる。

三十三の勞働戰線地域(ガウ)[24]があり、其の中の一つは外地である。各地域首腦部は勞働戰線中央部の各部局に相應する組織を有する。而して前記三十二の國內地域はナチス黨の政治上の地方(クライセ)にならつて八百二十一地方に、地方(クライセ)は更に一萬四千七百四十四地區(オルト)に分れてゐる。地方的組織の最低單位は經營共同體である。經營共同體に於ける勞働戰線代表、工場或は事務所管理人はナチス黨員たることを必要とし、且つ通常の場合各工場內に於ける黨員によつて組織されてゐるナチス細胞の主班者である。

勞働戰線の外國班は四大陸に散在する三百六十の地方的團體、三萬人の加入者、二十一の休日及び教育用のクラブを持つてゐる。約百萬人のドイツ人が諸外國に生活してゐるので、勞働戰線外國班は廣い活動範圍を有する。その目的とするところは、全ての在外ドイツ人に對して集會所を提供し、勞働戰線によつて固守されてゐる

ところのナチス精神を注入し、在外ドイツ企業家をして國民勞働秩序法の原則を其の企業に適用せしめるにある。その他此の組織は在外ドイツ人から集めた救濟基金を設けて外國にあつて困窮せるドイツ人の救濟に當つてゐる。

勞働戰線の職業別專門組織は次の十八のライヒ經營共同體から成立ち、而してこれらの十八團體は實在する企業の全部を網羅するものである。

食糧品、織物、被服、建築、材木、鐵及金屬、化學品、印刷、紙、交通及公益事業、鑛山、銀行及保險、自由職業、農業、皮革、石材及土砂、商業、手工業。

地域的組織に於けると同じく、職業專門別による組織の最低單位は個々の工業である。ライヒ經營共同體は一定の產業に屬する各種の種類に應じてライヒ專門團體に分たれる。ライヒ經營共同體の管理人又は指導者は一人の委員と專門團體管理人から成立つ顧問の補佐を受ける。職業的分類は各地域(ガウ)、地方(クライス)、地區(オルト)の各團體が更に地域、地方、地區に於て夫々表示されてゐる十八產業の諸團體の地域、地方及び地區的經營共同體を形成してゐることによつて地域的組織内に於て維持されてゐる。

ライヒ經營共同體は管理者と從業者との間の連帶の思想を具現するものである。管理者と從業員間に於ける鬪爭の利益なるものは勞働戰線にあつては絕對に許されないので、したがつてライヒ經營共同體はその產業部門に關する經濟的社會的問題を審議し、又顧問の援助を得て、可能な限り自ら該問題の解決を計らねばならぬ。それ故に國民勞働秩序法による勞働信任協議會の裁制による紛爭は極めて少部分に過ぎない。

ライヒ經營共同體はその特殊な産業部門と關連せる組織局の全部門と密接な關聯を保ちつつ活動し、且つその指示を遂行する。此の種の協調はとりわけ職業訓練、政治教育、及び休日、解雇からの保護、賃銀の維持、等々の如き社會問題等に於て顯著に現はれる。

勞働戰線は勞働戰線や「歡喜による力」の管理人によつて犯されることのあるべき犯罪に對する爲に、規律裁判所を持つて居り、且つ此の裁判所は勞働戰線の加入者の除名、又は再加入等の問題を總て取扱ふことになつてゐる。

三　勞働戰線と勞働秩序

かやうな勞働組織の再編成は、當然これに即應すべき新らしい秩序を要求する。この要求に答へるものが、第一に勞働管理人法であり、第二に國民勞働秩序法なのである。先づ第一の勞働管理人法[25] (Gesetz über Treuhänder der Arbeit) は一九三三年五月十九日に公布されたものであつて、ライヒ政府の指針と方法とに服從する國家機關としての勞働管理人を設けた。

第二の國家勞働秩序法[26] (Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit) は一九三四年一月二十日に公布された。そして此の法律こそはナチス勞働立法の根幹を爲すものであり、正に勞働憲章とも稱すべきものである。それの根底を爲すものは謂ゆる全體的國家觀であり、それは次の如き特色となつて現はれてゐる。

1、經營共同體 (Betriebsgemeinschaft)、新勞働制度の基礎を爲すものは獨立經營であるが、それは經濟的企業

ではなくて、企業家も勞働者及び使用人と盛衰を共にするところの、一切の勞働者に結合された工場活動の運命共同體（Schicksalsverbundenheit）を構成するものである（第一條）。即ち、企業家は經營の指導者（Führer）として勞働者に對して救恤義務を負ひ、勞働者は其の從者（Gefolgschaft）として企業家に對して忠誠義務を負ひ、共同して經營發展と、國家及び國民の幸福の爲に活動せねばならないのである。

2、指導者原則（Führerprinzip）、經營內部にあつても、ナチス根本思想にしたがつて指導者原則が採用される。經營指導者は其の經營の繁榮、並にそれに從事する者の幸福について責任を負はなければならない。而して指導者と共同活動を爲すものは從者である。したがつて企業家は經營の指導者であるが、同時に勞働者の經驗と助言とをも顧みなければならない。此の兩者の密接な人的結合は既に自らにして小經營には存在するが、大經營にあつてはそれを可能ならしめる爲に、信任協議會（Vertrauensrat）、即ち信任仲介者がなければならない。此の信任協議會は從來の民主主義的經營會議とは同一のものでなく、即ちそれは企業家に對する社會政策的反對者ではなくて、經營の指導者と從者との間の人的關係を生ぜしめる爲の紐帶である。それ故に信任協議會は民主主義的選擧によることとなく、經營指導者によつて任命され、勞働者の承認を經て其の任に就くものである。これによつて企業家と勞働者との間に信頼ある共同勞働が行はれ、かくして指導者が優秀であり、よき範を垂れるならば、從者も亦、優れたものとなり、指導者に對して忠誠に其の指示に從ふに至るのである（第五條）。

3、能力原則（Leistungsprinzip）、賃銀契約は經營に無智な鬪爭團體によつて劃一的に結ばれることとなくして、經營內部に於て能力原則を第一の原則として決定されることになつた。將來に於ては、第一に勞働條件は勞働者

と使用人との能力に應じて、個別的勞働契約によつて決定されるのである。多數の勞働者、使用人に取つて典型的なる勞働條件が構成される比較的大なる經營内にあつては、勞働條件は經營規則に於て決定されるのであるが、此の經營規則も亦、信任協議會の助言にしたがひ、經營指導者のみによつて作成される。經營規則も亦、賃銀決定に對する原則を個々の場合に決定し、特殊な能力をば特に賞揚すべき餘地を殘さねばならない。それ故に經營規則も亦、決して能力原則の實行に妨げとならないのみでなく、却つてこれを促進し、勞働條件の平衡化を除くのである。一經營の企業家勞働者使用人間の忠誠關係並に、兩者間の自己は大なる國民共同體の一員に過ぎないと云ふ意識とから生ずる根本的責任と、及び「私益に對する公益の優先」なる重大なるナチスの指導理念とは、經營の指導者に對しても、共の從屬者に對しても、最大の刺戟を與へるものである。

4、賃銀政策と經濟自治　ナチス國家ではストライキと工場閉鎖とは禁止されるのであるが、共の必然の結果として、企業家及び勞働者の間に於て自治的に解決し難い紛爭のある時には、國家は當然これに干渉せねばならない。而して國家は社會生活の關與者に大なる自由を與へるが、此の自由が利己的目的に濫用されざるやうに監視せねばならない。これらの國家の任務を直接に行ふものは勞働管理人である。それ故に勞働管理人制度は、紛爭ある時に國民の向上を目指して出來るだけ共の能力を發揮せねばならない。勞働管理人が共の使命を遂行し得る爲に、國民勞働秩序法は勞働管理人に對して大なる權限を與へた。卽ちこれによつて勞働管理人は將來彼等に委任されたる經濟的領域に於て、社會生活上の平和と秩序との維持に努力すると共に、經營の指導者並に從者に與へられたる自由の濫用を防止せねばならない。又彼等には賃銀統制の任務が課せられると共に、彼等の所屬す

る地區内に於ける勞働條件の規準を立てる權限が與へられる。此の規準は經營内部に於ける個々の指導者を拘束するものではないが、勞働管理人の國家的權威によつて立てられるのであつて、其の地區内の諸工場に對して、勞働管理人の信任關係に基いて、其の地區の勞働條件の構成に標準となるところのものである。このことから勞働管理人は將來勞働者保護の爲に經營に取つて法的拘束力を有するところの賃銀規則を出すことが出來る。

かくてナチス國家に於ては、勞働條件決定の爲に、國民勞働秩序法に基き次の如き社會政策的方策が採用されるのである。

經營の指導者と個々の從者との間に於ける個別的勞働契約

經營指導者が信任協議會の助言に基いて作成する經營規則

勞働管理人が作成し、諸經營内に於ける勞働條件確定の爲の法的拘束力なきも其の指針たる勞働條件の規準

個別的勞働契約に對する法約拘束力ある最低條件としての賃銀規則

勞働管理人の下には、彼によつて召集さるるところの專門家委員會が從屬する。此の委員會の委員は非黨派的專門家であつて、利益團體の代表者ではない。彼等は特殊利益に偏することなしに、客觀的判斷を下さねばならない。又專門家は經營に無智なる勞働團體の書記ではなくて、ドイツ勞働戰線の名簿に基いて諸經營から直接に召集されるのである。更に勞働管理人には代理人が設けられる。代理人は勞働管理人に代つて其の任務を遂行するものであるが、同時に管理人の指示に從ふべき義務を有する。

勞働管理人の全體はライヒ勞働大臣及びライヒ經濟大臣の監督下に置かれ、延いてはライヒ政府の監督下に立

ち、したがつてライヒ政府は必要に應じて一般的賃銀政策の規準並に勞働條件をば確定することが出來る。

以上の賃銀政策の國家的監視の外に、法律は國家的干渉によらざる社會問題に關する團體(シュテンデ)的自治の爲の二つの途を開いた。卽ち、第一には專門家委員會は經營規則並に一般的勞働條件の構成に對する經營內部に於ける意見の相違に關する討議を委任され、第二には勞働管理人は勞働條件に關する紛爭決定の爲に、勞働裁判にかけることが出來るに至つたことである。此の自治が何處まで實現されるかは、今後の發展によつて示されるであらう。

5、社會的名譽裁判權　抑々共同體は其の共同體に屬する各人が相互に必要なる尊敬を拂ふ時にのみ有效なる行動を爲し得るものである。これに逆ふ者は共同體の平和、延いては共同體自治を阻害する。それ故に經營共同體に於ても、相互的尊敬、社會的名譽は、彼等の社會的義務を損はんとする人々の前から保護されねばならない。したがつて國家は國立名譽裁判所の設置によつて社會的名譽保護の任務を負ふことになつた、經營指導者、信任協議會議員、從者は總て此の名譽裁判所の裁判權に服從せねばならない。經營指導者には廣汎なる自由が保されてゐるけれども、名譽裁判所は經營指導者をして、利己的に專恣に其の自由を濫用せしめざらしめるが爲に監視を爲すと共に、他方には經營從者が其の行動に際して共同精神を沒却する事なきやうに監督する。かくて今や、名譽裁判規則は經營共同體に屬する總てのもの、卽ち、企業家、勞働者、使用人の間に密接な人的結合を可能ならしめるのである。

國立名譽裁判所は勞働法による懲戒裁判所であつて、社會的名譽の阻害、したがつて經營共同體の阻害を處罰するものである。

以上に於てドイツ勞働戰線の構成分子、其の機能及び機關について概觀したが、要するに勞働戰線はドイツに於て產業生活を營める一切のドイツ人をば、ナチス的國家及びナチス的思想に敎育すべき大なる使命を課せられてゐるのである。卽ちドイツ勞働戰線は經營、勞働制度上の諸機關、勞働裁判所、等々に於ける模範的人間たるにふさわしき人物の訓練に從事するものであり、此の故に勞働戰線も亦、國民勞働秩序法によつて勞働生活上極めて重要なる地位を與へられてゐる。

經營に於ける各信賴人（Vertrauensmann）はドイツ勞働戰線に屬し、若し何らかの理由を以てドイツ勞働戰線から除外されるならば、勞働管理人は其の地位に不適任の故を以て罷免されねばならない。專門家顧問會議に於て、勞働管理人に對して其の大なる義務保證の爲に助言を加へる專門家も亦、ドイツ勞働戰線が作成するところの選任表に登錄され、同樣に名譽裁判所又及びライヒ名譽裁判の陪審員も亦、候補者名簿に登載されるのである。それ故に勞働戰線はそれに所屬する信賴人を通じて經營生活に參加するのみならず、勞働管理人及び名譽裁判所の國家的任務にも參加する。殊に注目すべきは、ドイツ勞働戰線によつて推薦される人物は總て、直接に經營から選出されたものであつて、經營に無智なる勞働團體書記の如き人々であつてはならないと云ふことである。同樣に勞働裁判所の陪審官も亦、ドイツ勞働戰線によつて任命される。

本年一月ドイツ勞働戰線指導者の命令によつて、專門家諸團體による從來の區分は廢止され、かくて今や勞働戰線は經營共同體を基礎として新らたに構成され、新社會政策に合致すべき構造が與へられたのである。

既述の如く、ナチス經濟組織の目標はドイツ全經濟の團體的構成（シュテンデ）である。それ故に國民勞働秩序法によつて社

會問題に於ける團體的構造の任務も確定された。これによれば、團體構造內に於ける經營の社會問題監督の任務は勞働管理人に課せられる。かくて社會政策に於ける團體的自治への途が開かれたのである。

1) Santoro, a. a. O., S. 129
2) 後出二五一頁。
3) 後出二四四頁。
4) Economic Conditions in Germany, op. cit. p. 205.
5) Schuman, op. cit., p. 235.
6) Am 10, Mai 1933, auf dem ersten Kongress der Deutschen Arbeitsfront in Berlin.
7) Am 10, Mai 1933, auf dem ersten Kongress der Deutschen Arbeits frontin Berlin.
8) R. Ley, Der Ständische Aufbau und die Deutsche Arbeitsfront.
9) Sibert, a. a. O., S. 11.
10) Vaso Trivantovich, Economic Development of Germany under National Socialism, 1937, N. y., p. 6.
11) Roberts, op. cit., p. 219.
12) Economic Conditions in Germaniy, op. cit., p. 205.
13) 然るに此の數字については問題がある。トリヴァノヴィッチによれば約二百萬人と云ひ、(Vaso Trivanovitch, p. 23.)、ロバトツによれば、最近に於けるその數は二千六百萬人と報告されてゐるといふ(Roberts, op. cit. p.219)。ところで、ロバーツはこれに對して疑問を投じて云ふ、ナチスは勞働組合が襲撃された時には勞働組合員は五百萬人であつたと云つてゐるが、此の數字は襲撃に先立つて勞働組合が減少しかかつた後にナチスの發表した數字であることを忘れてはならない。
14) Ecomomic Conditions in Germany, op, cit., p. 206.
15) Fritz Ermàrth, The New Germany, Washington 1936, p. 141,
16) Brady, op. cit., p. 156.

17) Brady, ibid.
18) Santoro, a. a. O., S. 135.
19) Brady, op. cit., p. 152.
20) Brady, op. cit., p. 153.
21) 以下の部局の名稱は到底邦語には表現し難く、したがつて其の意味だけを取る。
22) Santoro, a. a. O., S. 135.
23) Department of Overseas Trade, op. cit., pp. 209-211.
24) バーデン、東バイエルン、ダンチッヒ、デュッセルドルフ、エッセン、フランクフルト、大ベルリン、ハレ＝マルゼブルグ、ハムブルグ、ヘッセ＝ナッソウ、コブレンツ＝チェール、ケルン、クールヘッセン、ブランデンブルグ、マグデブルグ＝アンハルト、フランクフルト・アム・マイン、メクレンブルグ＝リュベック、ミュンヘン、上部バイエルン、東ハンノヴァー、東プロシヤ、ザール、ポメラニエン、ザクゼン、シュレジエン、シュレスウィッヒ＝ホルシュタイン、スワービエン、南ハンノヴァー＝ブルンスウィック、チューリンゲン、ウェーザー＝エムス、北部ウェストファーレン、南ウェストファーレン、ヴュルテンベルヒ＝ホーヘンツォルレン、外地。
25) Hoche, a. a. O., Heft.
26) Hoche, a. a. O., Heft 6, S. 351 ff.

第二節　勞働奉仕

一　勞働奉仕の意義

勞働奉仕はもとよりナチスの發明品ではなく、一九一九年に早くもブルガリアに於て此の制度の採用された事

實をみる。これによれば豫め一般勞働奉仕義務を考慮し、滿二〇歳から四〇歳に至る男子に對し、先づ八ケ月の勞働期間を國家の奉仕に當て、次いで一ケ月の勞働期間中、六日乃至二十一日間は公共團體の奉仕に從はしむることとした。ところでこの場合重要なことは、ブルガリアの此の勞働奉仕は金錢の給付が之に代るに至つたことである。卽ち、此處では勞働給付そのものが何らかの意味から必要とされたのではなくて國民の租稅負擔の爲に創設されたのである。

同樣にドイツにあつてもナチス以前に旣に勞働奉仕に似た制度が實行された。一九二二年ブンド・アルテムが組織され、賃銀の形で年々數百マルクを國外に持ち去る外國（主としてポーランド人）勞働者に代はらしめる爲に、收穫期にドイツ靑年を農村に送つたのであつた。又、一九二五年にも都市失業者を再敎育して農業勞働に習熟せしめる爲にほぼ同じやうな組織としてランドウェルクが創設された。而して右のアルテム運動はナチスによつて熱心に支持され、一九二八年ゲッベルス、クレッシュマン及びアイツェンベックは最初の勞働奉仕協議會を主催した。そしてナチスは當時旣に次のやうな要求を掲げたのであつた。

1、市民の名譽權を所有せる勞働能力あるあらゆるドイツ靑年の爲に差別なしに一般ドイツ勞働奉仕義務を實施すること。
2、國民と鄕土とに對する名譽の奉仕として勞働奉仕をば兵役義務と同等視すること。
3、勞働奉仕をばナチスの大敎育所と爲すこと。
4、勞働奉仕は必らずドイツの生活の自由の獲得を目的とするところの、公益上、國民經濟上重要な生産促進

上の各種作業の爲に活用すること。

一九三一年に至つてブリューニング政府は右のナチスの勞働奉仕の發案に則り、六月の緊急令によつて自發的勞働奉仕制度を採用するに至つた。しかしながらブリューニング政府の下に於ける勞働奉仕は、街頭の青年失業者を農村に追ひ、失業救濟に關する財政上の負擔を輕減せんとするものであつた。卽ち、此の自發的勞働奉仕の對策は、それの實施につき一般が利益を持ち、他の方法によつては資金の得られないやうな公益的追加勞働たるべきものであつた。しかるにそれが國民の生活向上、經濟的に有效な企に貢獻した點は僅少であつた。且つ、前述の如く財政的負擔の輕減を一方に於て目指した爲に、勞働奉仕に要する費用は失業保險又は危機救恤費から支辨され、したがつてその補助金の受領者は此の種の費用の受領資格者に限定されたのである。而して奉仕勞働者に對する手當は一週間一人當二ライヒスマルク、勞働期間は二十週間であつた。ブリューニング政府の下の此の試みは當時の失業者數の尨大であつた爲に、著るしく其の規模を擴大して行つたが、それは全く統一的指導、形態、精神を缺き、社會的、倫理的內容を示すことなくして、失業者の街頭からの掃蕩の爲の單なる手段に終つたのである。[1)]

次いで一九三二年に至つて右の勞働奉仕はその範圍が擴張された。卽ち、同年七月十六日の「自發的勞働奉仕令」及び八月二日の實施令が其の法的根據を爲すものであつて、此の規定は一九三五年ナチスによつて强制勞働奉仕の採用されるまで拘束力を存續した。これは依然として自發的基礎に立つたが、明らかに從來の勞働奉仕に一步を進めたものである。このことは、自發的勞働奉仕委員の任命により從來無かつた勞働奉仕團體に指導者が

與へられたこと、扶助權非所有者も勞働奉仕に參加し得るに至つたことと、年齢が二十五歳以下となり實質上靑年の爲の施設になつたこと、期間が、二十週間から四十週間に延長されたこと、等々の事實に照らして明らかである。

此の結果ドイツに於ける自發的勞働奉仕事業は著るしく擴大されたが、とりわけ一九二八年早くも勞働奉仕を黨是として取り上げたナチスによる勞働奉仕團體は最も圓滿なる發達をした。そしてナチス的勞働奉仕團が採用した方法は獨立の營舍を持つことであつた。その出發地はハンメルシュタインに置かれたのであるが、一九三二年中に早くも本營舍を通過した勞働奉仕者數は約八百名にのぼつた。ナチスの外にもシュタールヘルム、新舊兩教の信仰聯盟、市町村等々も同じく勞働奉仕を組織した。かくして一九三二年七月以降勞働奉仕者數は漸次増大したのであるが、勞働奉仕によつて受ける物質的利益なる側面のみしか考へられず、精神教育の方面は忘却された。且つ組織にも何らの統一なく、各營舍は夫々別個の奉仕規則を有し、その都度奉仕負擔者の立場によつて授職が行はれ、甲の營舍で不滿な者は乙の營舍へと渡り歩いたのである。

かかる勞働奉仕に對して初めて統一的指導と組織とが與へられたのは、一九三三年一月三十日ナチス政權掌握の日である。即ち、此の日ヒールは勞働奉仕局長に任命され、從來存在した各所の各種の營舍を閉鎖し、單一の一大奉仕團たる「ナチス勞働奉仕」に統一したのである。次いで同年の秋に至つて、古いドイツ農民帽と伐採斧とを象徴とする黑褐色の服裝が正服として採用され、總ての若い勞働奉仕團員は此の服裝をば誇らかに着用した。そして此の服裝こそはそれの統一性によつて、總てのものが此の名譽ある勞働に關しては平等であることを强調

するものであつた。[2)]

一九三四年七月一日ヒールは「自發的勞働奉仕ライヒ委員」に任命され、この時から勞働奉仕の全指導は彼の擔ふところとなつた。此の際ヒットラーは勞働奉仕の將來に關してヒールの報告に答へて、次の如く聲明してゐる――

「汝の訓練によつて全國民は進むであらう。汝の共同體を先づ通過せずしては國民の共同體に入り込むが如きドイツ人は一人も無くなる時期が來るであらう。」

しかしながら勞働奉仕が全國的な强制に移されるまでになほ幾多の曲折を經ねばならなかつた。何よりも强制勞働奉仕が假面をかぶつた徵兵制度だといふ諸外國の見解を排除する必要があつた。[3)]かくしてそれの强制化は徐徐に行はれた。一九三四年七月には多數の地方に於て十七歳から二十五歳までの總ての男子に對する强制勞働奉仕が地方的命令によつて實施されたが、同年末に於て其の數は三十萬人に達したといふ。ザクゼンでは黨指導者達が青年勞働者に呼びかけて、彼等の職場を去り勞働奉仕營舍に投ずることを勸誘した。同年九月ヒットラーはニュルンベルグに於てショベルを擔つた五萬二千人の青年の行進を檢閱した。かくて一九三四年秋には營舍に來り投じた「自發的勞働奉仕者」は三十五萬人にのぼつた。而してこれが强制勞働奉仕として初めて法的根據を與へられたのは、一九三五年六月二十六日の「ライヒ勞働奉仕法[4)]（Reichsarbeitsdienstgesetz）」によつてである。

此の法律によつて一切のドイツ國民は一定期間必らず勞働奉仕を爲すべきことが定められ（第一條）、教育、兵役と共に國民の三大義務になつたのである。そして此のナチスの强制勞働こそは從來の勞働奉仕とは根本思想に

於て全く異るものなることをナチスは主張する。例へばヒールは云ふ。――「勞働奉仕は時代の必要から生じた失業克服の爲の一時的な補助と異り、遙るかに大なる意義を持つてゐる。勞働奉仕義務の觀念は一般的な教育義務と一般的兵役義務とに導く思想の一貫的遂行と必然的補充とを意味する。戰時にあつて武器を以てすると同じく平時に於ても亦器具を以つてドイツ人は自己の國民に奉仕せねばならぬ、各ドイツ人は自己の同胞の爲に勞働者たり戰鬪者たらねばならないのだ。

勞働奉仕義務はドイツ靑年に取つて名譽であり、同胞に對する義務でなければならぬ。勞働奉仕義務はそれ以外のものであつてはならず、個人的企業に對して低廉な勞働力を供給するものであつてもならぬし、賃銀を引下げる爲の國家的競爭企業であつてもならぬ、勞働奉仕義務は高き經濟的文化的並にその他の國策的目的に役立つ大なる公共事業の遂行の爲に勞働軍を國家的指導下に置かねばならぬ。

しかし此の勞働奉仕にあつて、より高く評價さるべきは、それの勞働效率よりも寧ろ勞働に對する靑年の教育上の效果である。かかる教育上の作用は好ましい附隨的現象ではなくて寧ろ本質的なものであり、勞働奉仕の本來の高い目的である。就中、勞働奉仕は大なる國民教育でなければならぬ。ここに勞働奉仕の核心がある。それ故に勞働奉仕から國民教育の思想を取り去るならば最早それの精神は夫はれたものと云はなければならぬ。勞働奉仕のこの固有の實驗から若いドイツ人は勞働の倫理的價値をば眞に理解し、ドイツ勞働共同體に加入せねばならない。

ナチスは勞働に對する一切の利己的唯物的觀念、勞働に於て貨幣獲得の手段又は商人的商品を見るが如き思想

を克服せんと欲するが故に、あらゆる若きドイツ人は彼の生活活動の一定期間をば同胞に對する名譽ある奉仕に捧げねばならない。ナチスはかの手仕事や畑仕事に對する不遜な輕蔑を解消せんと欲するが故に、又階級的驕慢と階級的憎惡をば根こそぎに除去せんと欲するが故に、學生は若き工場勞働者や若き農民と共に仲間としての勞働共同體を作り、共通の國民の爲に奉仕せねばならない。新らしいドイツは各々のドイツ人の爲に勞働者の名をば敬稱たらしめんとするが故に、各々の若いドイツ人は暫らく國家に於て手仕事人として名譽ある奉仕をなすべきである。かくしてこそ勞働奉仕は新らしいドイツ勞働主義、模範的ドイツ社會主義への、他の何物にも代へ得さる國民教育の學校たり得るのである。[5]」

以上のやうな勞働奉仕の精神教育上の意義はそれが强制勞働奉仕に移される以前から夙にナチスに於て主張されて來たところである。

「勞働奉仕は國民への奉仕である。各人の自己の立場に於ける忠實な勞働奉仕義務遂行によつてのみ、祖國の恢復は達成されるのである。[6]」ヒンデンブルグ。「我々はドイツ國民が次のやうな認識に達せしめられる爲に教育せられることを欲する。即ち、手仕事は恥づべきものではなく、不名譽ではなくて、他のあらゆる活動と同じくそれを忠實に果す者に名譽が冠せられるのである。而して此の故に各ドイツ個人をして高貴の生れであらうと、富裕の生れであらうと、或ひは貧困であらうと、學者の息子であらうと、工場勞働者の息子であらうと、その生立ちの如何を問はず、その生涯中に一度は手仕事を爲さしめ、これによつて手仕事を經驗せしめ、かくして自ら服從した經驗によつて命令者として容易な立場に立ち得、知腦勞働者と肉體勞働者とは對立して働くべきもので

ないことを知らしめることこそ、我々の不屈の決意である。知識勞働者は何人と雖も單純に他を貶し、自らを優れたものと考へる權利はないので、知識勞働者と筋肉勞働者とは單一の共同體の中にあつて一致協力せしめられねばならないことを深く考へるべきである。[7]」ヒットラー。「自由主義思想にあつては、勞働は貨幣獲得の手段と見做されるが、我々に取つては、勞働は生活の内容を意味する。我々は勞働に於て鬪爭の姉妹を認める。勞働及び生活鬪爭なき存在は薄暗い病室のやうにみえる、……我々はドイツ勞働者に名譽を與へる、而して此の名譽こそはドイツ人なるが故に賃銀などより遙るかに彼に取つて必要なものである。我々は『勞働者』なる言葉を一切のドイツ人に取り名譽ある稱號たらしめんと欲する。[8]」ヒール。かかる諸々の主張は具體的には同法第一條の規定となつて現はれてゐる。即ち、ライヒ勞働奉仕は「ドイツ國民の名譽ある勤務」であり、ドイツの青年男女をば「ナチス精神に基き國民共同體、眞實の勞働觀、就中手工勞働に對する至當なる尊敬を目標として教育すべきもの」であるとされる。

二　勞働奉仕の組織

勞働奉仕はライヒ全土について三〇勞働地方（Arbeitsgauleitung）に分たれ、之が全組織の指揮はベルリン＝グリューネワルドに本部を有する勞働指導者にあるが、同時に行政的には内務大臣の管轄下に置かれてゐる。而して勞働地區は各々八つの勞働奉仕團に分れ、更に各勞働奉仕團は八乃至一〇の分團に分たれる。各分團の構成員は約二百十五名である。

勞働奉仕本部には次の八局が置かれる。

一、奉仕局
二、行政及管理局
三、計畫局
四、人事局
五、保健局
六、教育及育成局
七、法制局
八、新聞及宣傳局

ライヒ全土の勞働奉仕指導は以上の三〇の地方指導局、並に十三の地區指導者、女子青年勞働奉仕指導局、及指導者、教師、親方等育成の爲の各種の教育機關によつて行はれる。此の中で勞働奉仕指導者達の選出及び養成が勞働奉仕に取つて決定的な重要問題である。勞働奉仕指導者は教育者たるのみならず、自らよき軌範たる必要があり、したがつて技術的組織的知識を有するのみならず、勞働者、農民及び兵士たることの諸要素をも自己の中に統一し具備せねばならぬ。更に又彼等は自己の健康に留意し、體操、スポーツにより自己を青年らしく保ち、自らの性格をして圓滿にして缺陷なきものたらしめ、その倫理的人世觀、その社會的理解を深め、責任感の重さ、無條件なる信任を得ること、等々は彼等の絶對的條件である。此の故に勞働奉仕指導者はあらゆる指導者

教育に於て充分なる教育を受けるのであるが、就中、その教育は主として次の三分野に分れる。即ち、勞働奉仕の組織、教育實習及び自由時間が之である。

勞働奉仕の組織にあつては、重要な勞働奉仕標準の勞働學、勞働方法、勞働組織に關する教授が行はれる外、指導者候補に必要な營舍行政、其の他經濟指導上重要な諸事項、並に衞生、保安の問題が敎へられる。教育實習は教育の技術、教授材料並に方法に關する知識、公民學及び經濟學に關する基本、勞働權利、勞働保護並に社會保險に及ぶ。自由時間消費に關する教育は此の見地の下に上記のあらゆる分野と密接な關係を持ち、特に其の手段の選擇上可能性と聰明さを期し、之を同僚の要求に適合せしむるやうな方法によるものたらしめねばならない。

右の三つの面に從つての教育の效果を確實ならしめる爲に、此處に指導者教育に於ける課業の組織は、勞働奉仕營舍の日課に適合し、課程は營舍の情勢と緊密に結合せねばならぬ。したがつて各指導者教育所には勞働奉仕分團が一種の練習所として附屬せしめられてゐる。かくして指導者候補は課業期間中に其の教師及び指導者と一つの體驗を作り上げ、且つ此の體驗こそが後に彼等の勞働奉仕に於ける指導者生活全體への指針となるのである。

ところで、勞働奉仕自體が國家的青年教育の連鎖に於ける一鐶であり、ライヒ勞働奉仕法によれば、勞働奉仕はナチス精神に於て國民共同體及び眞の勞働觀に國民をば教育せねばならないので、奉仕期間の半年後に勞働奉仕を終つた者をして國民及び祖國に對して一切の勞働が名譽あるものだとの自覺を持たしむべきである。しかる

に指導者の任務は期間が短いだけに容易でなく、しかも重大である。此の故に指導者に對する要求は、一、「一般に頭腦をば、九五％まで必要でもなく且つそれ故に再び忘れてしまふやうな物事で充す必要はなく」、二、「敎育をば簡略された、本質を捉むやうな形式で爲す」ことの努力に集中されるのである。[9]

勞働奉仕と關聯して、組織としては分離されてゐるが、勞働奉仕の傳統保持者として創設せられ、且つナチスの地方指導者と共に極めて緊密な協調を爲すことを目的とするものに勞働感謝局（Arbeitsdank）がある。此の場合の傳統保持とは、勞働奉仕によつて目覺まされ、獲得された價値が失はれることなくして、充分に擴大され黨の爲に利用せられるに至ることを意味する。[10] これについて比較的重要な任務は勞働奉仕に關する將來の法制に關與することと及び勞働奉仕から除外されたが現在では有能な人々を救助し、又一種の貯蓄及び信用制度を設けて、かつての指導者に特別な職業教育をほどこし、あらゆる除外者を勞働戰線、エス・エス黨、その他に加入せしめることなどである。

上述の如く、あらゆるドイツ青年の教育訓練の機關としての勞働奉仕は、このことにより同時に次の三の經濟的機能を持つてゐる。

第一に、それは「パンの自由」（Brotfreiheit）を高めることである。青年達が後述の如く、沼澤を乾し、道路を建設し、山林を開墾し、土地を改良するのも、實は外國食糧品市場からの獨立を計る爲である。

第二に、勞働奉仕は各種事業の要求に應じてそれの活動を助けるべき材料の提供、補助の供與を爲す。即ち、勞働奉仕が存在することは二十萬人の人員に對する被服、手當、食糧、住宅、醫療、等々の費用で數百萬ライヒ

スマルクの額にのぼる注文を發し得ることを意味する。例へば、一九三五年の後半期には材木工業に約一千二百萬ライヒスマルク、木材及鐵製家具製造業は八百萬ライヒスマルクの額の注文が發せられたのに對して、手當に六千四百萬、被服費に五百萬が費消されたのである。[11]」

第三に、勞働奉仕は失業救濟上效果がある。此の點は既にナチス以前ブリューニング政府の下に於ける「自發的勞働奉仕」が主たる目標としたところのものである。

三　勞働奉仕の對象

さて勞働奉仕が施行されてゐる實際についてみやう。勞働奉仕の營舍の建設は甚だ素朴なものであつて、一種の小舍がけに過ぎず、その構造は各種の條件によつて異つてゐる。即ち、完了すべき勞働が豫め數年を繼續すると思はれる時は、丈夫な、例へば石造家屋を設ける必要があり、空屋、工場、倉庫、學校、及び同樣な建物が非常に屢々利用される。そしてかやうな建物のない場合には移動の客易な材木のバラックが使用される場合が極めて多い。此のバラックは數個の、大抵は四つの十六人の團體に對して一個である。

給與について云へば、「勞働奉仕に從事する者は賃銀の爲に勞働するのではなくて、ドイツの土地及びドイツ國民の向上に資すべき名譽ある奉仕を爲すものである」が故に、それは重要な問題ではない。それ故に生活費を賄ふ爲に、勞働に對して支給される額は甚だ僅少であつて、通常の勞働奉仕者は毎日二五ペンニヒ、監督は七五ペンニヒ、分團指導者は一ライヒスマルクの支給を受ける。日々の生活は勞働奉仕の種類によつて異るが、大體に

於て次の如き日課が實行される。[12)]

午前六時（夏期は五時）	起床	午後三時—四時	寢臺にて休息
同　六時　五　分—二〇分	早朝訓練	同　四時—五時	スポーツ又は沐浴
同　六時二〇分—四〇分	冷水浴、掃除	同　五時—六時	政治教育
同　六時四〇分—五五分	朝食	同　六時—七時	仕事の指令、教訓、被服其他の修理及手入、點呼
同　七時——	整列、行進、就業 六時間勞働	同　七時—	夕食
午後二時——	掃除	同　八時—九時	娯樂
同　二時三〇分—三時	晝食	同　十時—	就寢

全日課は起床から消燈に至るまで軍隊を模して居り、訓練はすべて軍隊式に行はれ、夕刻の學習には軍事及び一般的なナチス世界觀の講義が行はれる。

勞働奉仕の最も重要な具體的任務は、ドイツ農業地を强化し增加することである。それ故に總ての農業勞働奉仕は、土地開拓に從事せしめられ、殊に大部分、卽ち七〇%は沼澤地及び砂地の開拓に當らしめられる。かくして勞働奉仕は新らしい農業に對して土地を用意し、又は旣に利用されてゐる土地を排水、灌漑、治水、其の他によつて其の收益を增加する。更に一五%以上は森林の勞働によつて森林量を增加し、森林內の道路を改良し、殘餘は農民及び都市移住の如き社會的意味を有する勞働、並に文化的性質を有する勞働に從事せしめられてゐる。かくしてそれらの勞働から、國民に對するより多いパンと其の文化の進步とが促されるのみでなく、かかる勞働に從事する者に對して新らたな力を與へるのである。[13)]

さて、次に其の實績として若干の例をみやう。土地改良事業は約一萬キロメーターの疏水の建設によつて廣範圍の水害から免れる土地を造つた。二〇萬ヘクタールの土地があらゆる種類の土地排水によつて、五萬ヘクタールが開墾、地均らし、等の如き土地改良によつて有用にされ、又は收益の增加が齎らされた。更に八千五百キロメーターの道路が農地の經濟化を容易ならしめた。約十三萬五千ヘクタールの山林地は初めての造植林によつて收益を得、九千キロメーターの材木運搬が大森林地帶を取卷きそれの利用を高めた。而して此の種の勞働はなほ數十年も繼續し得る可能性があり、新規な農地獲得だけでもドイツ農地は殆んど三百萬ヘクタールを增大する筈である。排水、治水、等々の工事によつて、より大なる收穫が目指されて居り、これは正しくバイエルン及びヴュルテンベルヒと同じ大きさの領土獲得に等しい。

勞働奉仕は一般には道路建設には利用されない。ライヒ自動車道の大計畫は主として失業救濟に役立たしめられ、勞働奉仕は勞働者から仕事を奪つてはならない立前になつてゐるからである。つまり、勞働奉仕は經濟に對する競爭を意味するのではなくて、專ら準備工作に從ふので、農業に對して新らたな發展の可能性を與へることを以て最も大きい對象としたのである。

以上の外、既に實行され、又は計畫中のライヒ勞働奉仕の任務の若干については、特殊な說明を要するかも知れない。

エムスランド、此の地方はオランダ國境に達するまでのエムス河の兩岸に跨り、全面積四〇萬ヘクタールであつて、濕潤たることと砂地地帶なることとを以て特徵付けられ、殆んど無人の領域であり、その四分の三は開拓

を待ち望んでゐた。而して一九三四―三五年農業大臣は此の地域に於て三萬モルゲンの土地を購入し、勞働奉仕に對して準備勞働を依賴した。この勞働は大きな疏水、細い網狀の濠の構築、石垣を以て作られた二五キロの長さの道路の建設、等々による排水事業を含むものである。全計畫は延日數一五萬日强の勞働量を示すが故に、此の不毛の土地から各々十五ヘクタールの大きさの豐饒な新移住地四〇〇が出現するには約八年を要するといふ。

比較的短い建設期に、勞働奉仕は五〇キロの道路建設（内三キロは石で鋪裝）、一二〇キロの疏水及び濠、四〇ヘクタールの地均らしが完成した。既に爲された建設事業の大きさは次の報告によつて明らかである。即ち、二四勞働奉仕部隊に必要な營舍（一部隊は約百五十人）建設の爲に一四〇鐵道貨車及び九〇臺の荷馬車によるバラック材料が調達され使用された。荒蕪した沼澤地帶に至る通路は大部分新規に建設せられ、巨大な材杖による基礎工事が加へられることになつた。

シュプロッテ沼澤、大半はグロガウ及びシュプロットタウ（ニーダーシュレジェン）にあり、北は靜かな森林内の小都邑プリムケナウにかこまれた此のシュプロッテ沼澤は約六〇平方キロの卵形を爲せる大沼澤であつて、昔は濕潤な蕨葉類の森であつた。天災が此の森を破壞し、現在のやうな低い濕潤地を造つたのである。

此のシュプロッテ沼澤開拓に關する最初の着手は遠くフリードリッヒ大王に遡る。しかし此の企ては進行することなしに放棄された。一九三三年十月に至つて勞働奉仕團は其の地方に派遣されて、此處に大開拓が實行されることになつた。此處では全勞働工程は約一百萬延日數に及び、六ケ年乃至七ケ年後に初めて完了する筈であつて、道路建設、治水、開墾等の諸事業を含んでゐる。沼澤の邊りにヒールスハーゲン村（ライヒ勞働奉仕指導者

の名にちなむ）が出現し、それは差當り五〇農家から成立つ豫定であつて、卽時移住が可能となつてゐる。更にその他の農家が各々約八〇モルゲンの大きさで沼の周圍に出來る豫定である。右のシュプロッテン沼澤地の開拓はドイツ農業の土地獲得の道に一歩を進めるものである。

シュレズウィッヒ＝ホルシュタイン北海岸、勞働奉仕に委任された最も力强い事業の一つは北部フリーランド西海岸であつて、これは正に海洋との鬪爭を意味する。此の海岸は數世紀以降著るしい自然的變化を受け、甚だしい災害を蒙つた地帶である。現在の海岸線の形成される以前には往昔、砂地、荒蕪地、沼澤によつて切斷せられつつ、豐饒な濕地がジルト、アムラム、ペルウォルム、トーシェン、等々の島々につらなり、多くの大小の河川が此の濕地を區分してゐた。其の後數次の陷沒や洪水、等々によつて諸島嶼と海岸との間に淺い海が造られ、十九世紀に至つて初めて完全な海の脅威からの防衛の技術と組織とが現はれるに至つた。かくて一九三三年以降勞働奉仕による土地獲得工作が計畫的に促進されることになつたのである。

最初十年間の勞働計畫はシュレズウィッヒ・ホルシュタイン州の知事によつて立案された。七個の防波堤が陸續きから諸島嶼に設けられることとなり、その內北部海岸へのダムは既に完成した。多數の堤防修築物によつて一萬ヘクタール以上の陸地が獲得されるにつれ、八五五人の移住者の收容が可能になる豫定であり、又アイダー地方の堤防は良好な土地三萬五千ヘクタールを洪水から救ふであらうと考へられてゐる。

右の作業に要する總費用は延日數千五百五十萬日で約一億五千萬ライヒスマルクと見積られ、これにより約六萬四千ヘクタールの埋立地が出來る豫定である。現在迄に既に以上の計畫中、十三萬キロの築堤と二五キロの防

波堤とが實現され、二千五十ヘクタールの良好な沼澤地が與へられた。干潟乾拓事業については百キロの排水及び上防堤が設けられた。此の海岸の作業中、二大事業は既に二年前に完成された。即ち、ディーグザンド灣にアドルフ・ヒットラー・コーグ及びチュムラウ灣にヘルマン・ゲーリング・コーグが完成した。前者の約千三百三十ヘクタールの作業について勞働奉仕は延日數二萬日を要し、其の結果は耕地單位當一〇―三〇ヘクタールの大きさの住宅地が五四の外に若干の小移住地が造出された。一九三五年の最初の耕作年度の總收穫は約三五、〇〇〇ドッペルツェントナーの燕麥の收穫があり、この數量は恰も二萬人の都市の一ケ年間のパン需要額に相當する。ゲーリング・コーグにあつては一、二五〇、〇〇〇平方メーターの耕地が開拓され、北海に排水路を設けることによつて土地の乾拓に成功した。一〇キロの道路網が生れ、その結果七、五ヘクタール乃至二七ヘクタールの世襲農地二二、合計五五〇ヘクタールの移住地の外に、小農、勞働者、手工業者の職場が與へられた。かうして二年前には海水に浸された土地が良好な、ドイツの强力な農業の基礎なる世襲農地に一變したのである。

次に女子勞働奉仕をみやう。ヒールの云ふところによれば、女子の勞働奉仕の起源及び原則も亦、男子のそれと異るところはない。即ち、「ナスチ精神による教育により國民共同體、同胞感、及び高き倫理的勞働觀に導くことは女子に對しても、男子に對すると同樣に必要である。此の兩性の勞働奉仕は以上の目的にしたがつて統一的な全體的なものである。」

しかしながら現實には此の方向の統一は稍々遲れて、それが統一的組織を持つに至つたのは一九三四年一月一日、當時の自發的勞働奉仕ライヒ委員によつて、ライヒ婦人指導者たるシュルツ・クランク夫人が「婦人勞働奉

仕」の名稱の下に婦人指揮權を與へられた時に始まる。かくしてライヒ全土は十三ランドに分たれ、各地にそれぞれの婦人指導者が置かれた。

最初の二ケ年間此の制度の意味と任務とに關して二樣の見解が對立した。即ち、若き婦人を主婦及び母への教育機關としての觀念と、並に若き婦人を國民の爲に勞働交換せしめる思想とが之である。而して經驗に從ひ第二の方法を採用することに原則的決定がなされた。

現今では、勞働には疾病の爲に健康が犯かされ、しかも經濟的事情から現金を支拂つて補助者を使用することの不可能なドイツ婦人や母を助ける爲に、半年間之に代つて働く制度が生れてゐる。此の場合には極めて廣汎な勞働の領域があり、殊に新移住地に於て此の種の活動範圍は甚だ廣大である。

婦人勞働奉仕は一九三五年半ばまではライヒ職業紹介及び失業保險局から財政的に獨立してゐたが、一九三六年四月一日に至つて勞働奉仕について組織上の分化が行はれ、「婦人勞働奉仕」としてライヒ勞働奉仕指導者の直接指揮下に立つに至つた。かくてその組織として十三地區があり、地區指導者は直接にライヒ勞働指導者に從屬する。現在では婦人勞働奉仕は一萬五千人を收容する爲に四百八十五の營舍があり、一九三八年初めには二萬五千人、六百營舍に增加する計畫があるといふ。

1) Santoro, a. a. O., S. 230.
2) Santoro, a. a. O., S. 233.
3) Schuman, op. cit., p. 403.
4) Hoche, a. a. O., Heft 14, S. 483, ff.

5) Santoro, a. a. O., S. 231 f.
6) Am 15, Juli 1933 in der „Lagerzeitung"
7) Am 1, Mai 1933 vor der Berliner Arbeiterschaft.
8) Am 15, Juli 1933 in der „Lagerzeitung"
9) Santoro, a. a. O., S. 235.
10) Brady, op. cit., p. 177
11) Brady, op. cit., p. 178
12) Brady, op. cit., p. 179
13) Santoro, a. a. O., S. 237

第三節　失業對策

一　失業對策の轉換

失業救濟は農民の救濟と共に、組閣早々のヒットラーに取つて最も緊急事として現はれた。事實ナチス政權獲得前の數年間のドイツにのしかかつた未曾有の不況は、左の如く多數の勞働者に對して授職を拒んだのである。

一九二九年	二、八五〇、〇〇〇
一九三〇年	三、二一七、〇〇〇
一九三一年	四、八九六、〇〇〇

殊に一九三一年以降此の失業者數は、更に增大して、三二年二、三月の候には其の絕頂に達して六百萬人を超

え實に總勞働者數の三分の一は失業者として街頭に投げ出されたのである。かくて失業問題の解決こそは歷代のドイツ政府に對して課せられた最大任務の一つだつたのである。

ところで共和國成立以來、ドイツ政局を支配し來つた社會民主治下に於ては、不斷に增大する失業者救濟の手段として採用されたものは專ら社會保險制度の濫用であつた。其の結果、失業保險費は年々膨脹して、遂にドイツ財政上耐へ難い負擔になつた。一九三二年度に於て、さきに揭げた約六百萬の失業者中で、失業保險の受給者は三一・四パーセント、救恤手當受給者は二六・六パーセント、其の他公費の受給者は二八・五パーセントであつて、其の總費用は月額約三億八千ライヒスマルク、卽ち年額四十五億ライヒスマルクにのぼり、戰前一九一三年の約十億ライヒスマルクに比すれば約四倍半に相當した。

かうした社會保險に於けるかかる尨大な負擔はドイツの窮迫した國民經濟への耐へ難き壓迫になつたことは勿論、個人の責任感を低下せしめたのである。此の點についてシャハトは云ふ。[1] 一九二八年一月一日强制疾病保險制度が海員に對しても適用さるるに至つて以來、ハムブルグ=アメリカ航路は、其の年報に於て其の從業者の罹患數が前年迄平均の六倍半に增加したと傳へた。失業保險、疾病保險の濫用に至つては更に甚だしく、其の結果政府でさへも若干の變更を加へるの止むなきに至つた。勞働奉仕の觀念、自力更生の努力、卽ち、國民の繁榮を齎すべき源泉が社會保險制度の濫用によつて破壞され、節約心は消滅し、消費的傾向が高まつた。

かやうに社會保險制度の濫用は、失業問題の解決に資するところ尠なかつたのみか、却つてドイツ財政上の負擔を增大し、しかも個人の依賴心を助長する結果になつたのである。

此處に於てか、失業對策に於ける轉換が不可避的要求となるに至つた。此の傾向は夙にパーペン政府の下に於ける一九三二年九月四日の「十二ケ月經濟振興策」に於て顯著に現はれてゐた。即ち、パーペンは社會保險支給率を低下すると共に、他方には公定賃銀を引下げることによつて經濟負擔を輕減し、それだけ勞働の機會を多からしめんとしたのである。

右の傾向はヒットラー治下に於て一層强くされるに至つた。即ち、先に述べた經濟恢復四ケ年計畫に於ても、失業救濟は最大の目標とせられたのであるが、爾後の失業對策を見るに、それは從來の政策と一變して、失業保險を減少する代りに、勞働者に對して可能な限り多くの勞働の機會を與へんとするものの如くである。

かくしてナチス政府は、貿易政策、國內商業政策、租稅政策、信用政策、價格政策、等あらゆる部門の國家活動の全力を擧げて失業緩和に邁進した。したがつてナチス治下に於ける今日迄の失業對策、したがつてこれらが基礎たる法規は無數であるが、これを理解し易く整理すれば、以下に述べる如く勞働の需要と供給との二方面に於ける體系を以て組立てられてゐる。

二　勞働力需要の促進

一、公共事業による直接の就業者增加策

ナチス公共事業は一九三三年六月一日のラインハルト・プログラム（大藏省次官フリッツ・ラインハルトの名による）に始まる。此の計畫の基本となるものは同日の「失業緩和法」[2]（Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit

-Arbeitsbeschaffungsgesetz)である。此の法律により大藏大臣は國民經濟上有益な公共事業を助成する爲に十億ライヒスマルクを限度として勞働國庫證券を發行する權限を與へられた。その助成の對象となるものは次の如く規定されてゐる。

1、ランド、地方團體、地方團體聯合及び其の公法團體の執務廳舍、並に住宅建物、橋梁其の他の建造物の修繕並に補完工事

2、農業經營體の住宅及び業務用建物の修繕、住宅の分割及び住宅に於て他の用途に供せられる部分の小住宅への改造

3、郊外の移住

4、農村移住

5、治水

6、住居に對するガス、水及び電氣の供給

7、ランド、地方團體及び地方團體聯合の地下工事(土木工事)

8、要救護者に對する食物給與

右の中、1、3、4、5及び6に該當せる事業は貸付金の交付を受け、2、7及び8に當る事業は補助金の交付を受ける(第一條)。而して同年六月二十八日附の同法施行細則は右の貸付及び補助金の交付につき左の諸條件を加へた。

イ、右勞働は國民經濟上有益なること

ロ、右勞働は貸付或は補助の承諾後卽時開始せらるべく而して遲くも一九三四年七月一日迄に終了せらるべきこと

ハ、右勞働賦與責任者は資本消費により生ずる將來の負債を是認すべく又勞働遂行により生ずることあるべき將來の債務を負ふに足る能力ありと認めらるること

ニ、右勞働賦與責任者の個人的財力を以てしては相當年月内に於て完了の可能性が豫測されざる勞働に限ること

ホ、給與に際し右勞働賦與責任者は中小企業を充分に考慮すべく必要なる場合には數個企業者の合體を爲すを得ること

ヘ、右賦與者利得は中庸の度を保つべく不當なる價格騰貴を排すること

ト、右勞働は本質的に人力により遂行さるるを要し機械力による補助手段は止むを得ざるの時にのみ限ること

公共事業中最も大規模に行はれ得るものは土木事業であり、したがつて先づ着手されたのは全國內に於ける自動車道路網の建設であつた。これは一九三三年六月二十七日のライヒ自動車道路企業創始法に基くものであつて、これによつてライヒ自動車會社がライヒスバーンの子會社として設立された。これにより「ドイツの運輸機關たる自動車と汽車との經濟的見地から、合理的な利用が可能ならしめられる爲の統一的な大交通企業の創設」

が企圖されたのである。パウル・ヘーフェルの云ふところによれば、[3] ドイツ・ライヒスバーンは從來綜合經濟の必要を無視して、鐵道延長を私經濟的立場から打算し、このことは都市擴大の傾向を促進したといふ。卽ち、ウェーゼル、ドルトムンド、ハンノヴァー、マグデブルグ、ゲルリッツーブレスラウ線の南方は今日なほ北方に比し著るしく稠密な鐵道網を持つてゐるが、此の線の北方の農業の市場的地位の劣惡は正にこのことに由來するものであつて、危機の當來を高める。かかるドイツ領土内の人口不均等は鐵道網乃至自動車網の完成によつて是正される。而してライヒ自動車會社がライヒスバーンの子會社として經營されるに至つたのは一に最近激化し來つた鐵道と自動車との競爭を無くし、合理的な交通網の完成を企圖するが故である。かくして今やライヒスバーンと自動車運輸との間には無益な競爭が排除されるに至つたのみならず、前記の自動車企業創始法に基きライヒスバーンは自動車道路建設の爲の資金供給にも援助を與へることになつたのである。その第一着歩として一九三三年八月ライヒスバーンは子會社たるライヒ自動車會社に對して五十萬ライヒスマルクの貸付金許與を決議し、同年九月には既にフランクフルト、ダルムシュタット、ハイデルベルヒ線が第一次として、次いでミュンヘンより國境に至る線が第二次として着手されるに至つた。更に此の工事は漸次擴張せられ、總延長七千キロの自動車道建設が企圖されてゐるが、一九三六年二月現在にあつては既に百十九キロが完成し、なほ一千八百四十一キロが既に建設中である。

右の計畫が如何に大規模であるかについてドイツ道路建設總監視官トッドは云ふ、「これまでの土木工事に於て一億五千萬乃至一億七千萬立方メーターの土が移動せしめられたのであるが、これに對してスエズ運河の開鑿

には七千四百萬立方メーターの土が移動せしめられたに過ぎない。……約十三萬五千輛の鐵道貨車のセメントがこれまでに使用され、橋掛に使用される鐵材は約五十キロメーターの長さの貨車に一杯になるだらう。」[4)]

ところで本事業によつて幾何の失業者が救濟されるかについて同じくトッドの報告によれば次の如くである。自動車道建設は一キロ當三萬乃至四萬延日數の勞働を要するが故に、計畫中の五千キロ（後に七千キロ擴張）は一億五千乃至二億人延日數の勞働を要し、これは實に二十萬人の勞働者に三ケ年、若しくは十萬人の勞働者に六ケ年間の仕事を與へるものである。しかもこれには未だ關係諸工業を加算してゐないし、又從來の失業者に數ケ年の勞働を與へることによる一般經濟界の振興も加算されて居らず[5)]、したがつて本事業の失業救濟上の役割は甚だ大である。

第二に治水事業についてみやう。本事業に於てとりわけそれの意義が考へられるのは、その總費用の約八〇％が賃銀に振當てられることである。ところで、治水事業も亦、決してナチスの發案ではない。即ち、一九三三年末迄に水路建設の爲に準備された金額についてみるも、合計九千八百九十萬ライヒスマルクに達する。[6)]

	百萬ライヒスマルク
パーペン計畫	四六・七
即時計畫	五・八
ラインハルト計畫	四六・四
計	九八・九

現に計畫途上にあるものは、三運河であつて、その何れもが國家的經濟計畫上極めて重要な意義を持つてゐ

る。卽ち、何よりもライン、マイン、ドナウ間の運河は南東ヨーロッパとのドイツの經濟的協力に資すること極めて大であり、次いで中央部運河の建設はそれによつて平行せるドイツ大河川を横に連結することを得、とりわけ統一的な水路網の建設が可能となる。殊に問題になるのはハンザ運河であつて、これはルール地方、北海及びバルチック海を結ぶ優れた航路を與へることになる。エルザス・ロートリンゲン喪失後、ルール工業は其の鑛産資源をスエーデンに仰いでゐるのであるが、右運河完成の曉には、これら大量貨物の運賃が低廉になるのみならず、該運河に面する諸地點は石炭及び鑛石の集散地となり、今後開拓さるべき重工業に裨益するところ甚だ大であらう。水利事業の有力な對象と目されてゐるものに、ハンザ運河開鑿がある。これは夙に一九二六年ブレーメンに設立されたハンザー運河開鑿準備局の調査にかかるものであつて、これによれば、同運河の開鑿は可能であり、何らの技術的困難もなく、それの經濟的價値は多大である。建設費は約二億八千萬ライヒスマルクと評價され、本事業により直接に使用される勞働者數は二萬七千人、間接に必要な機械類生産の爲に要する勞働者數は一萬四千人に達するといふ。

更に一九三三年末ライヒ大藏大臣は六月計畫中の資金から六百萬ライヒスマルクをばドルトムンド＝エムス運河擴張の爲に支出することとした。

第三、ライヒスバーン及びライヒスポストの失業緩和手段も亦、ドイツ交通機關の改善を意味する。世界最大の企業としてのドイツ・ライヒスバーンのナチス政權前數年間に於ける總發注高は次の如くである。

	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
總發注額	一、四二二	一、七九八	一、五〇七	一、五一七	一、四九〇	九九四
內鐵發注額	四八一	七二九	六四九	六四六	五三九	三九四

(Hövel. Wirtschaftspolitik)　(單位百萬ライヒスマルク)

一九二七年乃至一九三一年間に鐵に對する發注額は四億三千五百萬ライヒスマルクを減少し、これだけでも景氣研究所の報告によれば約十五萬人の勞働者の失業を原因した(7)。

此處に於てかライヒスバーン取締役會は一九三三年七月、追加勞働賦與の爲に五億六千ラ萬イヒスマルクの投下を決議した。これは路盤、車庫、機關庫、鐵橋及び作業場機械の改善の爲に使用せられることになり、其の中路盤の改良のみでもライン・ウェストファーレン工業地帶に對する路盤材料の注文月額四萬噸に達した。

さきに一九三二年ライヒスバーンは三億六千萬ライヒスマルクを追加勞働賦與の爲に支出したが、一九三三年夏には未だ其の全額は消費されてゐなかつた。一九三三年一月一日から翌一九三四年十二月末迄の期間にライヒスバーンが追加勞働の爲に投下した總額は十億六千八百萬ライヒスマルクにのぼるが、一九三三年に新たに決議された五億六千萬ライヒスマルクの資本は約二十五萬人の失業者に一ケ年間職業を與へることが出來た。

ライヒスポストも亦、一九三三年八月初め勞働賦與の爲に總額七千六百六十萬ライヒスマルクの支出を決議し、其の中五千四百九十萬ライヒスマルクは遠距離通信制度の技術的改善の爲に使用せられることになつた。而して此の場合にも追加勞働の資金調達は差當り手形によつて行はれ、一九三四年乃至三八年に五分の一宛償還されることになつたのである。

三　間接的就業者増加策

ナチスの政權獲得以來、直接に公共事業による勞働賦與の外に、一般的私的創意の促進、建築及び修繕に關する補助金支出、補充、更新及び新投資に關する租稅の輕減、の三種の方策によつて政府は間接に就業者增加の方策を構じた。

右の活動の中心は一九三三年九月二十一日の第二次失業緩和法8) (Zweite Gesetz zur Verwinderung der Arbeitslosigkeit) に基く住宅建築の振興である。本法に基き、建築物の修繕並に補完工事の促進、住宅の分割及び住宅への改造の爲に總額五億ライヒスマルクの補助金が支出されることになつた(第一條)。而して右補助金支給の條件は次の如くである(第二條)。

1、建築物所有者が建築物の修繕並に補完工事の促進、住宅の分割及び住宅への改造を目的として費用を一九三四年三月三十一日迄に支出し、且つ之が國民經濟上價値ありと認められたるとき

2、建築物所有者が其の交付されたるライヒ補助金を以て自己資金又は借入資金を以て支辨したる金額に對しては年四分の利子を補給す

右の補助金は總出費に對して最高五〇%までが交付される。尤も此の場合についても亦、公共事業の場合と同じく此の種の補助金はヒットラー政府成立前から支出されてゐたところのものである。卽ち、一九三二年九月四日のパーペン・プログラムによつて五十萬ライヒスマルクが、同じく一九三三年一月初めのシュライヘル政府の

即時プログラムによつて五十萬ライヒスマルクが支出された。ただ前の補助金支出と九月二十一日の五億ライヒスマルクの支出との間には、支出の目的物に於て著るしい相違がある。即ち、前には補助金は許された金額の範圍內に於て、單に建物の修理、住宅の分割、住宅內の改造に對してのみ交付されたのであるが、九月二十一日の法律にあつては增築についても支給された。又前には農業經營上の建物についても交付されたのであるが、今回はそれに止まらず、工業經營の建物を初め、特に民間防空を目的とする建築についても交付された。

右の政策の影響についてみるに、一九三二年から三三年に至る總住宅建築增加は一四・三％であり、三三年―三四年は五〇％となつて居り、此の著るしい建築活動を原因したのは右の國家的補助金のみでなく、これへ誘發された民間企業熱の勃興にもよるものなることは否定出來ない。例へば、一九三二年度に大中都市に於て國家的補助金の支給によつて建築されたものは總新築家屋中七〇％を占めたが、翌三三年には四九％に減じてゐるのである。[9]

又、失業者數については右の建築活動が盛になつた結果として一九三三年一月には二十四萬方增加してゐたが一九三四年一月には二十八萬五千人を減じ、前年の同期に比して五十二萬五千人の減少を示したのである。[10]

租稅の減免により個人の私的創意の發揮による就業者增加促進については次の諸方策が採用された。

イ、工業又は農業經營上の機械、器具、材料等の補充を目的とする支出に對する免稅

これは企業家の機能發揮の奬勵により勞働者使用數を多からしめんとするものであつて、免稅特典の許與には次の諸條件が加へられた。a、新規使用機械類はドイツ製品たること、b、新規使用機械類による生產は一九三

三年六月三十日から一九三五年一月一日迄に完了せられること、c、新規使用機械類はこれまで經營上利用された同種の機械類の代用たるべきこと、d、新規機械類の使用に當り勞働者の使用數を從來よりも減少すること(第一次失業緩和法第二章第一條)。

ロ、婦人の家庭的使用の地位改善の爲に家婢失業保險に對する賦課は廢止され、且つ家婢に對する所得税は免除されることになつた。

ハ、農業地租の輕減。農業、林業及び、葡萄栽培を含む園藝の地租は、一九三三年十月一日以降年額一億ライヒスマルクを限度として輕減されることになつた(第二次失業緩和法第二章第一條)。

ニ、農產物賣上税の輕減。國內の農業經營內に於て生產せられた物品にして其の引渡が當諸物品の生產者によつて爲されるものについて税率が二%から一%に引下げられた(同法第三章第一條)。

ホ、新築小住宅及び自宅に對する免税。これはドイツ國內の住宅不足を救はんとする半面、建築活動を促し、失業者に對して就業の機會を多からしめんとする一石二鳥の政策である。卽ち、一九三四年乃至三五年間に建築せられた小住宅及び一九三四年乃至三八年間に建築せらるべき自宅に對する收益、財產及び土地諸税免除について規定したものであつて、小住宅及び自宅に對しては一般地租の五〇%を免除し、其の他の租税の免除及び輕減は、小住宅に對しては一九三八年迄、自宅に對しては一九四三年迄效力を有するものである。これが適用を受ける小住宅は七十五米平方、自宅は百五十米平方以內との制限を加へられてゐる。大戰終結以來一九三〇年末迄約百五十萬の家屋建築をみたが、其の大部分は通貨安定後の數年間に行はれ、したがつてこれらの建築は過重な課

税によつて不利な狀態を續けたのである。然るに一九三〇年以降の新建築は從前に比し低廉な費用を以て足り、しかも種々な租税上の利便を與へられた結果、兩者間に著るしい負擔の不均衡が現はれたが故に、本法は舊建築所有者に對して の必要な修繕に對する 補助金の支給をも規定し、以て前記の不公平を除くことにしたの である[11]（同法第四章）。

へ、自動車所有者に對する免税。一九三三年四月十一日に公布された自動車税法[12]（Kraftfahrsteuergesetz）は同年三月三十一日以後警察令による免許を得た自動車の所有者に對して納税義務を免除した。此の自動車税法公布以前に既に右の警察令に基いて免許を受けた自動車數は、一九三三年三月には既に前年三月に比し、乘用車に於て四〇％、貨物自動車に於て四六％の增加を見たのであるが[13]、本法によつてドイツの自動車工業は益々促進されることになつたのである。

四　勞働力供給の制限

これ迄に述べた、失業救濟に關する諸方策、卽ち公共事業の振興、私的事業の促進、補充、更新、新規事業に對する租税の減免、等その方策はナチスの發案によるのではなく、既述の如く夙にパーペン・プラン、卽時プラン等によつても實施されて來たところのものであつて、ただナチスに於てそれの規模が擴大されたに止まる。然るに此處に述べる勞働力供給の制限こそは、就業者の增加を計ると共に、他方に於て都市に行はれるやうな生產の範圍に對して勞働の供給を制限し、勞働力を適當に配分せんとするものであつて、正にナチスに取つて獨創的

なものである。以下これについて項目を分けて略述する。

1、勞働力の工業生産以外への拘束

イ、ライヒ勞働奉仕。勞働奉仕は前にも述べたやうに直接には失業救濟を目的とするものではない。しかしながら、其の數凡そ二十萬乃至三十萬の青年が私的企業と競爭關係に立たぬことを立前とする公益事業に對して勞務を提供することは、結果的には青年勞働力の供給制限となり、一種の失業防止策として作用するに至つたのである。

ロ、地方補助勞働（Landhilfe）法は工業部門の青年勞働者をば農業に導入し、彼等をして農業勞働に習熟せしめ、且つ中小農（耕作面積八十ヘクタール以下）に對する勞働の補助たらしめた。これは一九三三年三月三日の勞働紹介失業保險局長の認可に始まり、その後急速に擴張せられて一九三四年及び三五年には平均十一萬五千人の地方補助勞働者（Landhelfer）が就業するに至つた。而して此の地方補助勞働者は十六歲乃至二十五歲の者であつて、雇傭契約は彼等の給食を保證し、且つ一定の賃銀を得せしめ、雇傭者たる農家には雇傭に對して國家的補助金を支給する。契約期間は半年を原則とし、その經過後少くとも一囘の更改を爲すことが强制されてゐる。此の勞働を終つた者は管轄區域の勞働監視官によつて證明書を交付されることになつてゐる。

ハ、農業見習（Landjahr）は元來國民教育上の目的によつて設けられた制度であつて、大部分の小學校卒業生は一年間農村に於て共同生活を行ひ、身心を鍛錬せしめられる。したがつてこれは間接的に勞働供給の減少に資するものである。一九三五年中に於ける農業見習の實習者は約三萬人であつた。

2、勞働力の家庭内拘束

これは結婚奬勵貸付金並に社會保險及び租税政策による手加減によつて、とりわけ婦人の勞働力の供給を制限せんとするものである。而してこれが法的基礎たる第一次失業緩和法（第五章）によれば、次の條件の下に一千マルク迄の貸付金を爲すことによつて結婚を奬勵することになつてゐる。[14] 卽ち、此の場合には將來結婚せんとする婦人は

イ、一九三一年六月一日から一九三三年五月三十一日迄の間に少くとも六ケ月間國内に於て雇傭關係にありたること。

ロ、結婚せんとする婦人が婦人勞働者としての活動を止めること

ハ、結婚せんとする婦人は、將來の夫たるべき男子が所得税法の意味に於て月收一二五ライヒスマルク以上を有し、且つ結婚貸付金の完濟せられざる間は再び勞働に從事せざること。

を必要とする。そして此の場合にあつては、貸付金は無利子であつて、貸付元金の一％宛を月賦償還し、且つ貸付は後に述べる需要充足證券を以て行はれることになつてゐる。而して此の際興味あるは、右の貸付金に要する資金の捻出方法である。卽ち、これは未婚者に對して課する結婚補助課金（同法第四條）收入によつてゐる。此の結婚補助課金は立案者ラインハルトの見解によれば、獨身税又は獨身手數料と見做さるべきではなく、結婚に對する獨身者の援助である。[15]

さて此の方策によつて幾何の效果が期待されるか。ヘーフェルの云ふところによれば[16]、一九二五年度には、十

五歳から六十五歳までの未婚婦人は八百四十萬人であり、其の中六百四十萬人は職業婦人、既婚婦人にして屋外職業に從事せるものは約八十萬人であつた。此の數字をみれば、婦人勞働者を家庭内に追込む爲に以上の諸條件を附した理由が理解せられるのである。

右の方策はとりわけ多數の婦人勞働者を從來使用して來た大工場のあるものを著るしく刺戟し、婦人を家庭に歸らしめて其の空席が男子、殊に可能な限り既婚男子によつて占められることになつた。その若干の實例を擧ければ、一九三三年七月末にはハンブルグ所在のレームツマ煙草工場は最短一ケ年間同會社に就職せる婦人勞働者並に女事務員にして同年末迄に結婚する者には現金六百ライヒスマルクの補助を與へ、これによつて生じた空席はなるべく速やかに既婚男子を以て埋めることを決議した。此の外、同年八月には、ドレスデンの諸煙草會社ヤスマルチ、デルタ、エーニッヅェ、ブルガリア、カルパティー＝ベルリン、マルチン・ブリックマン＝ブレーメン、等が右と同樣の決議を採擇履行した。そしてこれらのドレスデンの諸會社は同年十二月末日迄に現金補助合計十五萬ライヒスマルクを支出し、二百五十の職場が出來たのである。

かくの如く此の政策はドイツ民間の熱心な支持を受けつつ、着々其の效果を擧げてゐると云はれてゐるのであるが、一九三六年末迄に之が貸付金は五十二萬件、金額に於て三億ライヒスマルクに達したと云ふ[17]。

又、家事使用人の就職を扶助する目的を以てこれらに對する失業保險掛金が免除され、疾病保險掛金は輕減されたのみでなく、彼等を雇傭する世帶主の所得税が免除されることになつた(同法第四章)。此の方策によつて家事使用人の失業者數は一九三三年三月に於ける二十三萬人から一九三五年末の五萬人に減少するに至つた[18]。しか

もこの五萬人たるや、主として番人、洗濯婦、掃除婦であり、年齢、健康、等の事情によつて不可抗的に失業狀態に置かれてゐる者であつた。

3、勞働力の地域的拘束――勞働配分（Arbeitseinsatz）

都市と農村との間の勞働力の不均衡、とりわけ近年の生産力擴充計畫による勞働力の不足から勞働者の農村から都市への流入、各都市間の轉住、並に各工場間の移動、を制限せんとする企てが現はれるに至つた。かくて此處では最早勞働配分は失業の解決の一方法としてよりも、寧ろ勞働力調達の問題として極めて大なる意義を持つに至つたのである。それ故に我々は此の問題については項を改めて述べやう。

五　冬期失業救濟事業

なほナチスの失業緩和政策について重要なるは、冬季失業救濟事業（Winterhilfswerk＝WHW）である。これは一九三三年九月十三日ゲッベルスが「眞の社會主義」の名に於て、[19] ドイツ國民の生ける連帶の證明として[20]「飢餓と寒冷とに對する鬪爭」の合言葉の下に「未曾有の大規模の冬季救濟」に對する呼びかけをした時に始まる。これにはドイツ國民は擧げて參加せねばならぬ。次いで九月二十二日ゲッベルスはスポートパラストに於て本事業について公式に宣言して云ふ、「來るべき冬にはドイツ人は一人として飢ゑたり凍えたりせしめてはならぬ。我々が大衆の前に現はれたのは伊達ではない。實際に我々は大衆を獲得したのだ。……國民は自らを支配せんと欲するもののやうに考へることはナンセンスである。國民が惡い支配を受ける時には何時でもさう考へるが、よい支配で

ある時には國民は甘んじて支配を受けるものである。……我々は黨を強化せねばならぬ。蓋し黨こそは我々の國家の支柱だからである。……我々は怠け者が居るかどうかを常に注意深く監視せねばならぬ。[21]」かうして冬季救濟事業の衝に當つたのはゲッベルスであり、彼は全國民、一切の黨の機關、個人團體、官廳、産業團體、勞働團體に對して協力を求めた。

さて此年の十月一日から愈々開始されるに至つた本事業の主たる任務は、第一に莫大な主食物を調達することであり、第二には莫大な燃料炭を用意することであつた。しかも當時に於ては失業者數が甚だ大であり、實に一千七百萬人が救濟を要した爲に、此の事業の遂行は極めて困難であつた。冬季救濟にあつては自分の力によつて自己及びその家族の生計(全部又は一部)を維持し得ない場合をも含むからである。冬季救濟に於ける今一つの困難は、ナチスに取つて當時なほ充分の機關を支配し得る狀態になかつたことである。

冬季救濟の組織は國民共同體の獨立の事業としての制度を持つて居り、ナチス黨の組織に對應して、全國内に地方(ガウ)、地區(クライス)、等に分れてゐる。而して冬季救濟事業のライヒ全權官エリッヒ・ヒルゲンフェルドは直接にライヒ宣傳大臣の統制下に置かれた。黨、國防軍、警察、勞働戰線の各種の機關、並にあらゆる救濟事業に關する諸團體は悉く之に協力することになつた。而してこれに必要な費用は各種の方法によつて徵收された。實際「全體國家の總ての力が全國に互つて、工場や官廳はもとより、農村、學校及び家庭から金錢や物品を集める爲に全力を盡した[22]」のである。例へば十月一日以降、毎月最初の日曜日には、あらゆるドイツ人は一皿デー(Eintopfgericht)として晝食の際に五十ペンニヒ以上の食事を攝ることを禁止された。而して此の方法は個人の家庭に於ても、飲

食店に於ても等しく勵行された。[23] 其の他の日曜日にあつては道路や住宅街でメタルや徽章が販賣された。店員や官公吏については俸給からの累進的な引去りが行はれ、銀行小切手帳や郵便振替口座の所有者は毎月引去が要求せられ、工場主や商店主は集金表が與へられた。街頭で販賣される五十ペンニヒ富籤は非常な成功を示した。又國家や政黨の重要なポストについてゐる人々も亦、冬季救濟の街頭集金に從事した。しかしながら集金に主として從事したものは突撃隊や、ヒットラー青年であつて、これらの者は金錢や物品の寄附を拒絶した者のリストを作成した。かくてかかる物品や金錢の獻納は、名目上自發的であるに止り、[24] 實際には半ば强制的だつたのである。更に劇場や映畫館に於てはブルジョアに訴へて、寄附金を集める爲の宣傳劇や宣傳映畫が催され、廊下には統一的な服裝の少年少女等が寄附箱をがら〳〵鳴らせてゐた。冬季救濟の爲に全國を通じて爲された演說だけでも十五萬回を超えたといふ。[25]

以上の各種の努力は極めて好ましい結果を伴つた。一九三四年三月三十一日に第一回の冬季救濟事業が終つた後に、ゲッベルスの報告したところによれば、集金額は三億二千萬ライヒスマルクの巨額にのぼり、其の內一億四千萬ライヒスマルクが食糧品に、六千萬ライヒスマルクが被服に、八千五百萬ライヒスマルクが石炭及び材木に消費されたといふ。これに對して一九三四―三五年には三億一千五百萬ライヒスマルク、一九三五―三六年には三億二千七百萬ライヒスマルク、一九三六―三七年には三億八千七百萬ライヒスマルク[26]と漸次集金額も增加してゐるものの如くである。

同時に冬季救濟事業が他面に於て、事業家に對して此の悪い季節中出來る丈多くの勞働者を使用することを奬

勵し、その結果直接に失業緩和に役立つた點の小さくない事實をも看過することは出來ない。

六　失業救濟資金の調達方法

ところで、かくの如き授職計畫の遂行に取つて最も重大な問題は、之に要する資金を如何にして捻出するかといふことである。前述の如き尨大な授職事業が巨額の資金を要求することは甚だ當然であり、しかも他方に於て國家の重要な財源の一たる租税の一部分は、失業緩和の線に沿ふべく逆に引下げられてゐるのである。但し此の點についてはナチス政府當局者は右の租税減免は決して減收を意味しないとし、次の如き樂觀的な見地を採つてゐる。「ヒットラー政府成立までの歴代内閣は、租税引上にのみ、ドイツ財政の基礎を求め、しかも租税數の増加、税率の引上、新税の創設にも拘らず、租税收入は却つて減少した。これに反して新政府の下では逆に租税の負擔の輕減が行はれたが、失業救濟策の結果、忽ち失業者は減少を來し、失業救濟費の激減を初め、社會的經濟的政治的狀態の上に好影響を及ぼし、賃銀税、賣上税の如きは反對に増加した。此の結果一九三三年度の租税收入についてみるも、前年の六十億ライヒスマルクに比して六十八億ライヒスマルクに増加した。政府の計畫によればドイツの失業者は五年間に一掃されることになつて居り、したがつて失業諸對策が效果を現はすに從つて、やがて總經費四十億ライヒスマルク以上の増收は容易に期待出來る」[27]と。

此のラインハルトの意見によれば、政府の失業鬪爭によつて國民經濟の振興と共に、自から國家の收入も容易に増加するといふのであるが、一應そのことを認めるとしても差當り、必要な資金は調達されねばならぬ。例へ

ば既述の勞働國庫證券をみても十億ライヒスマルク迄は其の發行が許されてゐるので、如何に巨大な資金の放出が豫想されてゐるかは明らかである。かくして此の資金の供給は次の如き方法によつて行はれた。

長期に亙る不況の結果、政府は必要な資金をば、歳入や長期債務によつて得ることが不可能であつた爲に、主として之に利用されたのは、失業救濟手形(Arbeitsbeschaffungswechsel)と呼ばれる一種の短期商業手形であつた。此の手形は主として失業緩和法に基いて失業救濟事業の施行を委任せられた營業者によつて發行せられ、事業遂行の委任者たる地方團體、國家又は其の代表者が之を保證し、銀行によつて引受けられ、更にライヒスバンクで再割引されることになつてゐる。

そして政府は既述の勞働國庫證券の發行によつて之を五年間に償還するといふ仕組である。

此の手形の支拂期限は三ヶ月であるが、救濟事業の性質や個別的な契約によつて十五ヶ月乃至五年迄期限を延長することが出來る。かかる短期融資（通常 Vorfinanzierung と呼ばれてゐる）の方法は出來る丈短期に必要な資金を獲得する目的を以て工夫されたものである。これが後述の軍備手形と共に一般に「祕密」短期債と呼ばれるところのものである。而して右の手形の引受及び處分について次の若干の銀行乃至金融機關が、新設され或ひは此の任務の爲に新らたに動員された。

イ、ドイツ公共事業會社 (Deutsche Gesellschaft für öffentliche Arbeiten A.-G.—Oeffa) はナチスによつて初めて設けられたものではなくて、既に一九三〇年に二億ライヒスマルクの資本を以て設けられたものである。其の貸出狀態は次の如くである。

事業年度	一九三〇―三一年	一九三一―三二年	一九三三―三四年	一九三四―三五年	一九三五―三六年
償還	三五・〇	三八・五	三二・五	三八・二	四三・三
新規貸出	五〇・三	七一・七	三六・三	二四・〇	四八・九
新規支拂	二・九	三七・四	二六・〇	九・三	一三・〇

(Karl Schiller, Arbeitsbeschaffung und Finanzordnung in Deutschland. Berlin 1936, S. 110)

ロ、ドイツ建物土地銀行(Deutsche Bau- und Bodenbank A.-G.)は本來「住宅建築政策上の機關」であるが、同時に失業救濟事業金融機關の使命も新らたに加へられたものである。

ハ、ドイツ土地開拓會社（Deutsche Boden-Kultur-A.-G.）は農業金融、特に土地改良金融を兼ねて失業救濟事業金融機關である。

ニ、ドイツ移住銀行(Deutsche Siedlungsbank)

ホ、ドイツ交通信用銀行(Deutsche Verkehrs-Kredit-Bank A.-G.)、なほこれに對する姉妹會社として、ライヒ鐵道建設會社（Reichsbahn-Beschaffungs-G. m. b. H）及びライヒ自動車需要會社（Reichsautobahnen-Bedarfs-G. m. b. H.）がある。

ヘ、ドイツ土地銀行信用會社（Deutsche Rentenbank-Kreditanstalt）

政府は此の手形を一九三三年乃至三八年の五年間に五囘に分つて償還することを企てて居り、地方團體及びその他の代表機關は二十年乃至二十五年以内に割賦償還せねばならぬ。利子は一分乃至五分であり、ある場合には無利子のことさへもある。數年間の利拂免除は大抵の救濟事業に許容されてゐる。

以上の勞働國庫證券の使用が、失業緩和策に對する資金供給の唯一の方法ではない。既にパーペン政府による租税證券[28] (Steuergutschein) はある種の租税及び有價證券の支拂に使用されたし、建築及び修理の助成の爲には特殊な證券たる利子償還證券(Zinsvergütungschein)が發行された。又地方團體の雇傭する失業者に對する特別手當及び結婚貸付金の支拂に充當される爲には需要充足證券[29] (Bedarfsdeckungschein) があり、國民勞働助成寄附金の募集に際して發行せられる寄附證券[30] (Spendenschein) は、寄附者の租税の輕減の爲に使用することを許された。

以上の短期債務の一部を長期信用に借り替へる爲に政府は、商業銀行、保險會社、貯蓄銀行、公共社會保險局から借入れをした(短期債の長期化、即ち Konsolidierung) 社會保險局のみでも、その全資産の二%、即ち約十億ライヒスマルクは政府證券だといはれてゐる。[31]

ところで此處に重要なのは、地方諸團體をして失業救濟事業を遂行せしむる爲の地方團體負擔の輕減策である。これは一九三三年九月二十一日の地方團體借換法[32] (Gemeindenschuldungsgesetz) となつて現はれた。此の法律の目的とするところは、直接には地方團體をば、短期債務の重壓から救はんとする點にあつた。これによつて爾後地方團體は其の債權者に對して、短期債務をば一九三六年迄は四分、それ以後は三分を以て償還し得る長期債務への借替へを要求することが出來る。債權者が此の要求に同意すれば、債權者と地方團體との間に地方團體借換團が成立する。地方團體借換團は當該地方團體の爲に、長期債務の利拂及び償還について肩代りを爲すが、同時に此の場合國家の保證がある。それ故に借換要求に應じたる債權者は、最早地方團體に對してでなく、國家の保證ある地方團體借換團に對する債權者である。而して借換要求に應ぜざる債權者は强制的に五年間其の

利拂及び元本償還請求を停止される。地方團體借換團は借換へられた債務額の利拂及び元本償還について必要なる金額を地方團體から交付されるのである。

地方團體の債務は一九二四年から一九三三年半ば迄に約百億ライヒスマルクを増加した。而して此の百億ライヒスマルク中で二十億ライヒスマルクが短期債務であるが、本法の適用を受くべきものは、既に償還期に達し、若くしは一九三三年三月三十一日迄に滿期となれるものである。此の方法による借換は直接には、地方團體から約二十億ライヒスマルクの短期債務の重壓を除くと共に、毎年の利拂額約五十萬乃至七千萬ライヒスマルクの節約を意味する。蓋し從來の利率七分が四分乃至三分になるからして、地方團體の財政樹て直しに資すること多大であるが、間接には地方團體をして、工業、商業、手工業の注文者として現はれしめ、したがつて此の見地からすれば、有力な失業救濟の一方策と考へられるのである。[33)]

1) Hjalmar Schacht. Das Ende der Reparationen, S. 176 ff.
2) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 460 ff.
3) Paul Hövel, Grundfragen deutscher Wirtschaftpolitik, Berlin 1935, S. 54 f.
4) Wladislaw Neresoff, Das wirtschaftliche Gesicht des neuen Deutschland, 1936 Berlin, S. 73.
5) Hövel, a. a. O., S. 55 f.
6) Hövel, a. a. O., S. 56.
7) Hövel, a. a. O., S. 58.
8) Hoche, a. a. O., Heft 4, S. 372.
9) Hövel, a. a. O., S. 67.
10) Fritz Reinhardt, Die Arbeitsschlacht des Reichsregierung, Berlin 1933. S. 11.

11) Hövel, a. a. O., S. 38.
12) Hoche, a. a. O., Heft 1, S. 150.
13) Hövel, a. a. O., S. 35.
14) 但し此の條件については、一九三四年三月二十八日附第一次結婚奬勵改正法及一九三五年一月二十四日附第二次結婚奬勵法によつて若干の改正が行はれた。
15) Reinhardt, a. a. O., S. 80.
16) Hövel, a. a. O., S. 74 f.
17) Jahrbuch der deutschen Wirtschaft, S. 162.
19) L. Schuman, op. cit., p. 407.
20) Santoro, a. a. O., S. 148.
21) Berliner Tageblatt, 13 Sep. 1933.
22) Ermarth, op. cit., p. 147.
23) Santoro, a. a. O., S. 149.
24) L. Ochuman, op. cit., p. 407.
25) L. Schuman, op. cit., p. 408.
26) Knaurs Lexikon, Berlin 1938, S. 1851.
27) Fritz Reinhardt, Finanz und Steuerpolitik, Berlin 1934, S. 26.
28) 租税證券は一九三二年九月四日パーペン政府の下に於て公布された命令に基くものであつて、ドイツ企業活動を恢復せしめ、勞働者就業の機會を多からしめる目的を以て、一九三二年十月一日乃至三三年九月三十日迄の期間に賣上税、營業税、地税を支拂つた者、又は右期間中に一九三二年六月乃至八月の平均以上を雇傭したる經營主に交付さる證券である。
29) 30) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 460.
31) Ermarth, op. cit., p. 153.
32) Hoche, a. a. O., Heft 4, 127 f.
33) Reinhardt, a. a. O., S. 21.

第四節　勞働配分—勞働力の調達

一　失業緩和策としての勞働配分

第一次四ヶ年計畫の二大目標の一たる失業者の撲滅は既述の如き尨大な失業救濟事業によつてほぼ目的が達せられた。しかるに第二次四ヶ年計畫への轉換、そしてそれに要求せられる生産力擴充は巨大な勞働力の供給に對する要請となつた。即ち、如何にして勞働者に對して授職するかではなくて、如何にして勞働者を創出するかの問題が焦眉の急務となつて現はれたのである。

かかる勞働力の不足は原料部長官をして次のやうに叫ばしめた、「我々の不足してゐるものは鐵鑛資源、貨幣、創造精神でもなく又組織力でもなくて、我々の努力に協力するところのドイツ國民の勞働力である。我々が爲し得る勞働時間の最大數こそが、生産の限度と能率とを決定し、且つそれ故に四ヶ年計畫の進歩の程度をも決定するのだ[1]」と。

かかる勞働力の不足を補はんとする努力が此處に述べる勞働配分政策となつて現はれたのである。既述の一九三三年五月十九日の勞働信任者法、一九三四年一月二十日の國民勞働保護秩序法及び一九三四年三月二十三日の公共管理及び經營上の勞働秩序法、等は勿論直接には勞働配分に關するものではないが、それらは新らしい社會組織の基礎を構成することによつて勞働配分の最も强力な支柱を爲したのである。[2] しかしながら、ナチス政府が

四ケ年計畫遂行の途上にぶつつかつた最大の障碍は第一に原料の不足であり、第二に勞働力の不足であつて、此の二つの問題が解決されない限り、最早これ以上の發展は不可能であることが明らかにせられた。此處に於てか前者については別項に述べる如き方策が採用されたのであるが、後者についても勞働力の調達の爲の直接的な徹底的方策を講ずる必要が痛感せられたのである。そして此の目的に應ずる爲の最初の方策は早くも、ナチスが失業撲滅に懸命の努力を拂つてゐた一九三四年五月十五日の「勞働配分規制法[3](Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes)」となつて現はれた。即ち、當時にあつてさへ既に失業緩和に關する諸政策のみを以てする時は、勞働配分が合理的に行はれず、國民經濟全體の振興が圓滑に遂行されないことが明らかになつた。つまり失業が地域的に均等に減少することなしに、失業者は大都市に比し農村により少く、且つ若い勞働者は老年勞働者よりも速やかに其の職場を見出し得るといつた事情が現はれた。とりわけ當時に於て早くも農村勞働力の不足の兆候が現はれつつあつたのである。かくして先づ前記の勞働力配分規制法が公布されたのであるが、爾後勞働力調整は「勞働配分」の名を以て呼稱せられるに至つた。これの意義につき勞働局長は次のやうに説明してゐる[4]――「勞働配分とは、國家的に使用し得る勞働をば國家經濟の需要あるところに振向けることを意味する。『勞働市場』なる慣習的な表現は最早我々には適合しない。否その觀念自體が既に消滅してゐるのだ。といふのは我々の考へ、行動するところは全く異るものだからである。『市場』とは本來混亂を意味するので、此の言葉によつては通常『力の自由な作用』が考へられ易い。しかしながら『配分』は現存する流を意識的に方向付けることである。我々は單に古きものに新らしい名稱を付したのではなくて、我々の行動が全く別個のものなのである。」かくして右の

勞働配分法は勞働紹介失業保險局（Reichsanstalt für Arbeitsermittlung und Arbeitsloseversicherung）に對して各方面に於ける勞働配分の權限を與へ、これに基き勞働紹介失業保險局は差當りベルリン、ハムブルグ、ブレーメン（暫定的にザール地方）に勞働力が流入することを禁止し、且つ同樣な目的を以て農村勞働力が一定の工業部門に移るには勞働局の許可を要することとした。なほ、右の法律にあつては勞働局が一定の工業部門に逃避した農業勞働力をば農村に引戾す權限も附與されてゐる。

かくの如く勞働力調整政策の對策として先づ農村勞働力が取り上げられたことについては意味がある。このことはドイツ農業の地位をみれば明らかである。ドイツは工業國ではあるけれども、ドイツ經濟上占める農業の地位は極めて重要である。例へばドイツのミルク年生産額は二十五億ライヒスマルクであつて無煙炭のそれを遙かに凌ぎ、又肉類生産額は四十五億ライヒスマルクであつて一九三七年中に於ける全製品のドイツ輸出額に殆んど等しい。[5)]

しかもかく重要なドイツ農業が今日直面してゐる最大の問題は勞働者の不足なのである。農業賃銀は引上げられて過去四ケ年間に三七〇百萬ライヒスマルク方、即ち現在の一、七四〇ライヒスマルクに引上げられたにも拘らず、農業勞働者數は現實に減少してゐるのである。ダレの評價によれば農業勞働者數の減少は、七〇萬乃至八〇萬人の間だと云はれてゐる。此の事實は一部は都市勞働の高賃銀による農村からの逃避にも歸せられ、しかもダレ自身法律手段により此の傾向を防止し得ざることを告白してゐる。しかしもつと重要な原因は强制勞働及び徵兵制度の採用、並に四ケ年計畫の實施により青年が農村から都市、工業地帶に流出したことであらう。四ケ年計

畫は何よりも先づ、勞働、物資及び資本を要求するが故に、農村は之らの不足に惱んでゐるのである。かくてドイツ農業は輸入勞働に賴る外には途がない。事實として、現在既に數千人のイタリア人勞働者がドイツ農地に働いて居り、更に最近にはスロヴァック人、クロアト人、ハンガリア人による輸入勞働が期待されてゐる。ある程度此の問題を緩和する他の方法は農業の機械化を促進することであるが、これは根本的に「血と土地」と鬪するナチスの原則に反するといはねばならぬ。

次いで同年八月二十八日の「勞働力配分令[6]（Verordnung über die Verteilung von Arbeitskräften）」は「職場交換（Arbeitsplatzaustausch）」を實行した。即ち、二十五歳未滿の就業者は老年勞働者や勤人に對して出來る限り就業の機會を與へる爲に、農業、家內業又は勞働奉仕に向はしめられ、且つ四十歳以上の勤人の就業は、國家から諸企業に對して暫定的に補助を與へることによつて、容易ならしめられたのである。

今日なほ效力のある規定は、二十五歳以下の勤勞者は勞働局の許可ある場合にのみ就業が許されることである。しかも此の規定は更に一九三八年三月一日勞働力配分改正令によつて徒弟及び見習にも擴張せられた。同時に同年二月十五日の「農業及び家內業に於ける婦人勞働力交換强化に關する四ケ年計畫施行令[7]（Anordnung zur Dürchführung des Vierjahresplans über den verstärkten Einsatz von weiblichen Arbeitskräften in der Land- und Hauswirtschaft）」は二十五歳以下の未婚婦人勞働者が就業し得るのは、嘗つて一ケ年間農業又は家內業に於て勞働した經驗を有する場合に限定した。但し此の場合適用範圍は暫時、被服業、纖維業、煙草業に於ける婦人勤勞者に限定された。

なほ之に先立ち、一九三六年十一月七日の「老年勤勞者就業に關する四ヶ年計畫實施第五次令[8]（Fünfte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Beschäftigung älterer Angestellter)」によつても老年勞働者は就業の機會を容易ならしめられた。即ち、十人以上の勤勞者を使用する一切の企業及び行政官廳は一定の範圍だけ四十歳以上の者の雇傭を義務付けたのである。

以上の諸政策實施の爲には、勞働者、勤人に關して其の人物、職業、及び經歴を正確且つ迅速に知り得ることは失業對策其の他の勞働配分につき有力な手引たり得ることは云ふまでもない。此の趣旨を以て公布されたのが一九三五年二月二十六日の勞働手帳法[9]（Gesetz über die Einführung eines Arbeitsbuches)」である。即ちこれらの法律は直接には勞働配分を規制するものではないが、これにより勞働者の身分を明らかにし、以てその配分を容易ならしめんとするものであることは、本法にも明記してゐる通りである。即ち、第一條に云ふ、「ドイツ經濟に於ける勞働力の合同的なる配分を保證する目的を以て勞働手帳を採用す」と。而して勞働手帳採用實施については同年五月十六日その施行令によつて規定せられた。これによれば、勞働手帳を持つことは決して强制的ではないが（施行令第二條第一項）、之が所有者は雇傭の際に優先權を認められる（勞働手帳採用法第三條第二項）。即ち、經歴身分の明白な勞働者が優先的に雇傭せられることにより、それは半强制的な制度となる。而して勞働手帳は勞働者及び勤人の申請によつて發行せられるが、イ、月額一千ライヒスマルクを超ゆる確定報酬契約ある雇傭、ロ、船舶乘組員としての雇傭、ハ、外國に住所を有する勞働者及使用人の雇傭、ニ、國民教育の義務ある兒童の雇傭（第一條第一項）、の場合には勞働手帳を持つことは出來ない。

二　産業振興と勞働配分

ところで、以上の勞働配分に關する諸法令を通觀するに、それらはなほ第一次四ヶ年計畫の目標たる失業緩和策たる色彩が強い、ただ通常の場合には就業困難な老年者に就業の機會を多からしめんとする點、及び農村から都市への勞働力の流入を防止せんとする點、に重心が置かれてゐた。

しかるに、今やドイツに於ける勞働問題は、勞働力調達の問題であり、如何なる源泉に追加勞働力を求めるかの問題である。とりわけ第二次四ヶ年計畫の目標は軍備の再建にあり、したがつて重工業部門の振興が要請されることは當然の結果として、勞働部門に對しても熟練勞働力の調達が、最も急迫した要求となつて現はれた。このことは次表によつても明らかである。

ドイツ勞働就業狀況

	工業就業人員指數(一九三六年一〇〇)			工業延勞働時間指數(一九三六年一〇〇)			就業者數(千人)
	工業總指數	投資財工業指數	消費財工業指數	工業總指數	投資財工業指數	消費財工業指數	
一九二九年(月平均)	一〇一・八	九四・八	一一一・二	一〇三・六	九〇・五	一一七・〇	一七、八二〇
一九三二年	六〇・五	四五・二	七八・五	五四・八	三六・二	七四・七	一二、五一八
一九三三年	六七・〇	五〇・七	八二・七	六三・〇	四三・八	八一・一	一三、〇一六
一九三四年	八四・六	七一・二	九四・二	八二・五	六七・七	九三・七	一五、〇四一
一九三五年	九二・四	八七・三	九六・五	九〇・一	八六・四	九三・〇	一五、九四九
一九三六年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一七、〇九七

一九三七年	一〇八・二	一二三・四	一〇六・七	一一〇・二	一一三・一	一〇八・三	一八、三五四
一九三八年一月	一〇七・〇	一一七・三	一〇七・〇	一〇八・七	一一九・二	一一〇・二	一八、〇七九
同　二月	一〇九・六	一一八・二	一〇七・六	一一一・八	一一九・五	一一一・九	一八、二三八
同　三月	一一三・〇	一一八・八	一〇七・七	一一四・七	一一九・六	一一二・二	一八、八三一
同　四月	一一三・八	一二〇・〇	一〇八・二	一一八・一	一二一・九	一一三・七	一九、四〇一
同　五月	一一五・四	一二一・四	一〇八・八	一一九・八	一二四・三	一一四・〇	一九、八五七
同　六月	一一五・六	一二二・六	一〇八・四	一一七・三	一二四・三	一〇七・三	一九、九九八
同　七月	一一六・六	一二三・九	一〇八・四	一一五・六	一二四・七	一〇二・八	二〇、一七〇
同　八月	一一七・〇	一二五・二	一〇八・九	一一六・七	一二五・一	一〇五・八	二〇、二四五
同　九月	一一八・一	一二六・〇	一一〇・六	一二一・四	一二七・三	一一三・三	二〇、二四二

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht)

即ち、工業關係總就業者數は一九三二年の一千二百五十一萬八千人から一九三七年には一千八百三十五萬四千人、一九三八年九月には實に二千二十四萬二千人へと七百七十萬人の增加であり、一九二九年に比してさへ二百四十萬人の增加を示してゐる。しかもこれを軍需產業の中樞たる投資財生產部門についてみれば、一九三二年指數四五・二に對して一九三七年には一一一・四、一九三八年九月には、一二六・〇であり、實に二・八倍強を示して居る。就業者數の增加のみでなく、同時に勞働時間も亦、延長されて居り、それは投資財部門にあつては、一九三二年の指數三六・二に對して一九三七年には一一九・二、一九三八年九月には一二七・五であつて、一九三二年に比し三・五倍である。かくの如き軍需工業部門の勞働力需要の增大は既述のやうに勞働力の不足を招來したのであるが、とりわけ熟練勞働者の極度な缺乏を起因した。かくしてフォルワイラーの「ナチスの四ケ年計畫に取

つては最早、現狀を以てしては爾後の發展は『殆んど不可能』な限界に達した、卽ち、此の限界とは勞働力の總體である。[10]」と云つたやうに、勞働力の調達なしには、ドイツ再軍備の完成はその見込を失つたのである。ところで、此處に顧みるべきは、かかる、熟練勞働の不足を誘致した原因である。このことについては次の如き諸事情が擧げられてゐる。[11]

大戰中の出產率が低く、その爲に今や熟練工としての適齡に到達せる者の僅少なことであり、次いで戰後の一般的な出產率の低下が各種職業に於ける新規加入數を減少したことである。例へば一九三八年のイースターには一九二四年の出產者が職業生活にはいることになつたのであるが、一九二四年の出產數は千人當につき全ドイツを通じて二〇・五人であり、一九一三年の二六・九人よりも遙かに少なく、其の後の數年間にあつては、一九三三年の一五人よりも少なかつたのである。

現下の熟練工の不足を招いた第二の原因は一九二九年乃至三三年の不況期に於ける熟練勞働訓練の輕視である。最後にドイツの軍備の復興、とりわけ高度な技術的軍備(例へば海軍、空軍、戰車隊、重砲隊、等々の如き)、及び勞働奉仕、其他の爲に多數の健康な勞働者が勞働市場から引揚げられたことが、經濟活動に必要な熟練勞働者の不足を招いた一因として擧げられるのである。

ともあれ、第二次四ケ年計畫によつて軍需生產を中心として生產力擴充の任務を負はされたドイツ產業は、何よりも此の目的達成に必要な勞働力、殊に熟練勞働力の調達とそれの合理的な配分とが强行されねばならぬ。かくして四ケ年計畫實施當局に於ても、これを極めて重要な問題として取り上げ、實施機關の一として勞働配分

部を設置した。而して右の目的に添ふ爲に、個々の工業部門に於て夫々その特殊な事情に即應しつつ問題を解決する爲に次の如き諸方策が採用されたのである。

1、金屬工業　四ヶ年計畫遂行上の基本的生産部門たる此の領域に於ては先づ一九三六年十一月七日に公布された七個の命令中次の五命令によつて規定が設けられた。

イ、「專門勞働力養成保證の爲の四ヶ年計畫實施第一命令[12] (Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahres-plans zur Sicherstellung des Facharbeiternachwuches)」は、鐵鋼及び金屬工業にして、十人以上の從業者を有する企業はその從業者數に應じて一定數の徒弟を雇傭し、若し所定數の徒弟を雇傭し得ない場合には、徒弟の教育を促進する目的を以て一定金額を政府に納付すべきことを規定した(第一條)。此の命令について特に注目すべきは、それが獨り既存の勞働力をば合目的に配分するのみでなく、勞働力を出來る限り增加することに重點を置いてゐる事實である。

而して、此の規定に謂ふところの金屬工業は、製鐵業、非鐵金屬工業、鐵鋼業、鑄物業、機械工業、自動車工業、航空機工業、電氣器具工業、光學器具工業、鐵及金屬製品工業、である(第二條)。

ロ、「國策及經濟政策上重要なる鐵鋼及金屬工業の注文に對する勞働者需要保證の爲の四ヶ年計畫施行第二命令[13] (Zweite Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans zur Sicherstellung des Bedarfs an Metallarbeitern für staats-und wirtschaftpolitisch bedeutsame Aufträge der Eisen- und Metallwirtschaft)」によつて、一九三六年十二月一日以降、公私の鐵鋼並に金屬工場は、當該地域の勞働局の許可を得ずして暦年の四半期中に十人以上の金屬勞働

者を追加雇入を爲すことを得ず、又金屬勞働者の側にあつても前記勞働局の許可なしには就業が出來ないことになつた。

ハ、「金屬勞働者及建築專門勞働者の職業復歸に關する四ヶ年計畫實施第三命令[14] (Dritte Anordnung des Vierjahresplans über die Rückführung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern in ihren Beruf)」は、金屬勞働者及び建築專門勞働者をばその專門以外の勞働に從事せしめてゐる企業に對して、其の旨を勞働局に報告することを要求した。これによつて勞働局はこれらの熟練勞働者をして自發的にその專門的職場に復歸せしめることとし、以上の報告を受けた時は勞働局自身專門的な勞働を周旋する勞を取ることになつた。

ニ、「金屬勞働者及建築專門勞働者の募集並に紹介に對する廣告禁止に關する四ヶ年計畫遂行第六命令[15] (Sechste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über das Verbot von Kennwortanzeigen für die Anwerbung oder Vermittlung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern)」は申告によつてこれら熟練勞働者を募集仲介することを禁止し、その分散を防止した。

ホ、「勞働關係の違法なる解除防止に關する四ヶ年計畫遂行第七命令[16] (Siebste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhälenissen)」は專ら金屬勞働者のみに限るのではないが(鐵鋼及金屬工業、建築業、煉瓦製造業、並に農業)、勤勞者が非合法に其の職場を去つた場合には、合法的に其の雇傭契約が解除される迄企業家は勞働手帳を押へて置く權利のある旨を規定した。これによつてこれらの企業に從事する勞働者は其の勞働移動の自由が制限されることになつたのである。

更に以上の諸命令とは別個に翌一九三七年二月十一日には「金屬勞働者勞働配分令[17] (Anordnung über den Arbeitseinsatz von Metallarbeitern)」が公布された。此の命令は從來の金屬勞働配分に關する諸方策の採用にも拘らず、此の種部門の熟練勞働者の不足が愈々激しくなり、高賃銀その他の特權の提供により金屬勞働者を誘致せんとする恐れがあつたので從來の命令に改正を加へんとするものである。卽ち、これによれば金屬勞働者は所管勞働局の許可なくしては如何なる公私企業にも就業するを得ないことになつた。許可申請は傭主側で之を行はねばならない。而して右の申請が許可される場合は、當該金屬勞働者が現に長期間の失業中であるか又は金屬工業以外の職場にある時に限り、金屬勞働者の他からの引拔が政治上經濟上重要な事業を阻害し、企業能率を損ひ、地方當局に不必要な負擔を課するが如き場合には許可されないのである。

2、建築業　經濟恢復と共に熟練勞働者の不足が顯著に現はれたのは金屬工業に次いでは建築業に於てであつた。此の部門の勞働配分については前記一九三六年十一月七日に公布された金屬勞働配分に關する諸命令が大部分適用されてゐるが、別個に此の企業の實狀に卽應せしめる爲の特殊な方策も採用されてゐる。その第一は一九三六年六月十六日の「公共建築事業實行の際の勞働力需要申告令[18] (Anordnung über die Anzeige des Bedarfs an Arbeitschaften bei Durchführung öffenlicher Bauarbeiten)」であつて、此の命令は一切の公共建築計畫について報告の義務を課した。而して公共建築が二萬五千ライヒスマルク以上を賃銀として支拂ふ場合には建築業者又は建築請負人をして、工事開始前に中央勞働局に對して、新規に必要な勞働者數を報告せしめる。

以上の義務は一九三六年十一月七日の前記第七命令によつて私有建築にも擴張せられ、次いで一九三七年七月

二十三日の國策及び經濟上重要なる建築計畫に對する勞働並に建築材料に關する命令によつて補足された。即ち建築主は當該建築に要する建築材料の額及び費用をも報告せねばならない。且つ建築計畫の報告は工事開始三ケ月以內に提出することを要する。但し賃銀支拂額が私有建築にあつては五千ライヒスマルク以下、公共建築にあつては二萬五千ライヒスマルク以下の場合には右の義務は免除された。

ところで四ケ年計畫の建築活動に對する要求は極めて大きく、したがつて勞働需要も著るしく增加したので、なほ特殊な方策が必要になつて來た。其の結果一九三七年十月六日大工及煉瓦工の勞働配分令[19]（Anordnung über den Arbeitseinsatz von Zimmern und Mauern）が公布され、これらの業者に關する新らしい方向が指示された。即ち、此の命令は許可に關する金屬工業の場合に述べた第七命令と殆んど內容を等しくする。しかるに相互企業間乃至他事業、或は農村からの勞働者の引拔が絕へなかつた爲に、煉瓦工及び大工のみに關する前記十月六日の命令は之を廢止して、建築勞働者一般に關する規定の必要が痛感された結果、一九三八年五月三十日の命令を以て、一切の建築企業は如何なる勞働者をも其の前職業の如何を問はず、勞働局の許可證無しに雇傭することを禁止した。此の際許可されるのは、現に長期の失業中にあるか又は現在の職場が自己の住所から遠隔の地にあり家族と同道の出來ない場合に限るとした。

以上は熟練勞働者不足、したがつてそれから來る勞働力補充の爲に誘致される諸弊害を防止し、以て國民經濟全體の立場から見て合理的に勞働力を配分せんとする企圖の若干の實例である。だが、勞働力の絕對的不足といふ事實、これは地域的乃至產業別の勞働の配分のみを以てしては解決されない問題である。現にベルリン景氣硏究

所も指摘してゐるやうに、[20] 勞働力に對する需要は現に存在する勞働力を遙かに超えてゐる。現在ドイツ經濟に從事してゐる勞働者及び勤勞者數は約二千萬（オーストリアを除く）に達し、此の數は大戰後の最好況期たる一九二八乃至二九年の最高——一千八百六十萬乃至一千八百八十萬人——をさへ凌駕してゐるのである。他方勞働力の源泉たる失業は現在のドイツには最早存在しない。一九三八年五月末に於て三十三萬八千人の失業者が登錄されてはゐるが、此の中には病者共の他の勞働不能な者が大部分を占めてゐる。かくして現在ドイツ經濟の直面してゐる勞働力不足は、勞働紹介失業保險局長の見積りによれば約五十萬人に達すると云ふ。[21]

此の點に關し、アンシュルースの影響はないであらうか。合併當時オーストリアは慢性的な恐慌狀態に陷つてゐた。輸出增大にも拘らず、それの失業に及ぼす影響は弱く、「見えざる失業」をも加算するときはオーストリアの失業者は一九三七年月平均では五十一萬人、一九三八年末には殆んど六十一萬人と見積られてゐた。[22] それによれば一九三七年にはオーストリア勞働者の約四分の一は失業してゐたことになり、これは恰もナチスが第一次失業緩和に手を染めた一九三三年のドイツの狀態に當つてゐる。しかるにアンシュルースの結果、オーストリアも亦、四ヶ年計畫による經濟建設の範圍に加へられ、したがつて勞働需要の增大すべきは明らかであり、且つナチスの經驗によれば前記失業者は右のオーストリアのみの經濟建設計畫の進行によつて吸收さるべき性質のものである。それ故にドイツの勞働力不足はオーストリアに對しても期待を持ち得ないと云ふ結論に達するのである。

三　勞働力調達の爲の諸政策

かくして勞働配分の問題は、今や最も緊急な產業部門に對して勞働力をば優先的に振向けること、並に新規な追加勞働力の源泉を求めること、の二つの方向に集中されることになつた。

第一の目的を以て公布されたのが、一九三八年六月二十二日の「國策上特に重要なる事情に對する勞働力需要確保令（Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung）」である。この命令は四ケ年計畫全權執行官ゲーリングの名に於て公布されたものであるが、國策上緊急にして特に重要な事業に對して必要な勞働力をば、適時調達する爲には、他の方面に於て現に使用されてゐる勞働力をば從來よりもより容易に動員する必要ありとして、總てのドイツ國民に對して、その性別、年齡、身分、職業の如何を問はず、一定期間指定された職場に於て勞働に從事し、又は職業的訓練を受ける義務を課したのである。此の規定の內容をみれば、それが直接に勞働配分の效果を目指してゐることは當然であるが、同時に勞働奉仕の一部をも構成してゐることは明らかである。かくて新職場に召集される勞働義務者は從來の雇傭關係から賜暇の形で解放され、したがつて從來の職場に於ける既得權乃至期待利益を失ふことは無いのみでなく、新職場に於ける勞務の報酬も亦、支給される。之が管理に當るものは勞働紹介失業保險局であつて、局長ジルップによつて公布された施行細則中に保護規定が盛られてゐる。而してジルップによれば「國策上最も緊要な」ものとして建築、及び鐵鋼並に金屬工業が舉げられてゐるが、これに直接又は間接に關係ある諸事業にも適用されることは勿論であり、したがつて其の範圍は甚だ廣汎なものになると豫想されてゐる。

上述の命令の中には職業訓練が含まれて居り、したがつて、新規勞働の獲得への目的も當然に織り込まれては

ゐる。しかしながら、ドイツの勞働不足の問題解決には徹底的な勞働者養成の方策が確立されねばならぬ。此の目的を以て各種の政策が實行されてゐるのであるが、以下それを概觀しやう。

1、職業訓練　ドイツに於て現在最も不足してゐるものは熟練勞働の不足であることは既述の如くであり、しかも他に之が有效な補給の途なしとすれば何よりも先づ着手すべきものはこれが養成、とりわけ徒弟制度による養成である。さきに擧げた一九三四年八月二十四日の命令、一九三六年十一月七日の命令、等に現はれてゐるが如き、老年勤勞者への就業に關する優先權の許與の規定は、その反面に於ては、青年勞働者に對して專門的な職業教育の機會を與へることが目指されてゐるのである。即ち、本令に基いて鐵鋼及金屬工業並に建築工業に於ける公私の經營體にして十人以上を使用するものは總て熟練工數の一定割合の徒弟を訓練すべき義務を負はしめられると共に、他方一般の雇傭主は特定期間に於て、其の勞働者の年齢別の區分を爲し、二十五歳以下の青年にして職業的專門教育をほどこすべき青年の調査を爲すべき義務を負はしめられた。此の調査の結果は特殊の書式によつて所管勞働局に報告せられ、青年勞働者使用の割合が高過ぎる企業家は、青年勞働者をば他の失業者と取替へることを命ぜられる。だが、此の場合、青年勞働者は即時他に適職を見出し得ない限り解雇せられるのではなく、勞働奉仕その他の方法によつて職業訓練の機會を與へられるのである。但し前記の規定は法令の形式による二年以上の徒弟契約の存在する場合をば除外したが一九三八年三月一日の改正令[23)] (Anordnung zur Änderung der Anordnung über die Verteilung von Arbeitskräften) は此の除外例を廢止し、且つ同日附を以て學校卒業者申告令[24)] (Anordnung über die Meldung Schulentlassener) を公布し、これにより「初等學校、中學校、高等學校を卒業し

たる青年は、卒業後二週間以内に其の住所を管轄の勞働局に報告せしめる」こととした(第一條)。

これによつて勞働局は兒童の學校卒業者數及び未就職者數を知り、以て將來の勞働力を測定し得る一つの基準たらしめたのである。此の學校卒業者登錄制の採用は更に、從來不況と失業との一般化した時期に於けるが如く、職業の如何を問はず、出來る限り早く賃銀を得ることを急ぎ、爲に熟練勞働者として訓練される機會を失はしめるやうな弊を避ける有力な手段となつた。卽ち、學校卒業早々の青年をして不熟練工として使用することを可及的に制限したのである。此の點について一九三七年の勞働戰線職業訓練及産業管理部大會に於ける、小學教育の最終年度に於て筋肉勞働に關する初步的な訓練をほどこし、以て徒弟並に職業訓練の期間を短縮すべし、との案は甚だ多くの示唆となるものであつた。[25)]

かくの如く青年の熟練勞働者としての訓練は甚だ緊急であり、したがつて既述の如く一九三六年十一月七日の命令では企業家に對して、一部熟練工養成の義務を課したのであるが、これがどの程度の效果を持つかについては次の如き報告[26)]が與へられてゐる。十人以上を使用する鐵鋼及び其の他の金屬工業部門に屬する企業一萬一千二百工場によつて提出された報告によれば、使用勞働者數は二百七萬一千人、內熟練勞働者は七十二萬四千人、徒弟は十六萬九千人であつた。又建築工事にあつては一萬二千六百の企業に屬する七十萬四千人の勞働者中、熟練勞働者は二十七萬四千人、徒弟が四萬五千人であつた。卽ち、右によれば、前者にあつては熟練勞働者の二三・四%、後者にあつては一六・五%の徒弟が遠からざる將來に於て熟練勞働者として活動し得ることになるのである。

又勞働紹介失業保險局長は靑年勞働紹介所に命じて、地方勞働紹介所に命じて、徒弟使用率が各勞働紹介所管轄地域內に於ける各工業部門の平均以下なる場合には、自發的に平均比率まで徒弟を使用することを慫慂せしめた。而して各企業が之を擔任した場合にあつては、勞働紹介所は當該地域の商工會議所と協議の上、企業の使用すべき徒弟數を決定する權限を與へられた。

さて職業指導に關しては、既述の學校卒業者登錄制と二十一歲以下の職業訓練を經ざる靑年勞働者との强制登錄制とが行はれ、これらの者に對する職業の補導及び訓練について、勞働紹介失業保險局及び勞働戰線所屬の職業補導官が其の任に當ることになつてゐる。

上述の如き國家の懸命な熟練工養成の努力と相俟つて、近年企業自體の組織的な熟練工養成計畫が可なり旺盛になりつつあることに注目せねばならぬ。[27] 即ち、大中企業にあつては、一定の徒弟をば一人の指導職工に割當て必要な知識と技術とを實際に習得せしめる形式を採用してゐる。企業內に養成所を設け、徒弟をして一定の練習科目につき實際的熟練工訓練のあらゆる段階を組織的に習得せしめるが如き方法も若干の工場では實施されてゐる。又、小企業をして養成機關を設けしめる爲に、一九三七年二月錢鋼及び金屬組合は五百の金屬工養成所の設立を勸告し、此の設立計畫として既に報告されたものは三百五十に達したと傳へられてゐる。なほ現存する職工養成所の八〇%は金屬工業に屬するものである。

代表的な實例として、マグデブルグ及びライプチッヒの養成所を擧げることが出來る。マグデブルグのものは一大機械工場に附屬して一九三三年に設立されたものであり、此處で養成してゐるのは、指物工、鍛冶工、鑄型

工である。右の中で鑄型工は當所で著るしい特色を爲すものであつて、此處から最近の職業戰線に於ける最も優秀な鑄型工が輩出してゐる。徒弟は入所後最初の二年間には月二十ライヒスマルクを支給されるが、第三年目及び第四年目には工場實務を習得する爲に養成所を出て實際の勞働に參加し、月四十ライヒスマルクを受ける。而して徒弟は此の期間殆んど無報酬を以て生活することを要するが故に、ある程度家庭からの扶助を必要とする。しかしながら一度課程を終了すれば、大凡月百六十乃至二百ライヒスマルクの賃銀が得られるのである。

ライプチッヒの養成所は一九三〇年アルンホルト教授の示唆により金屬工場主六名によつて設立されたものであつて、これが同業者の養成所となつてゐる點に異色を有する。此の種の養成所は、中小工場が夫々自己の養成所を設立する資金及び土地を所有せざる場合に共同に設けられたもので多角的な訓練をほどこし得る特長を有する。徒弟は先づ勞働局の試驗を經たる後に組合加盟工場に雇傭せられ、最初二年間は養成所に委託される。組合養成所は基本金二萬四千ライヒスマルクであつたが、收容人員を增加する爲に最近倍加された。徒弟に對し各工場は最初の三ヶ月間は月五十ライヒスマルク宛を支給し、此の期間は養成所から別に補助を與へないで、逆に工場から徒弟養成の爲の委託金を支拂はねばならぬ。これによつて養成所は僅少の徒弟賃銀を支拂ひ、著るしく低廉な生産費を以て生產して必要な物品、機械の購入並に徒弟に對する支拂を爲し、全經費を捻出することが出來るのである。

かかる懸命な青年の適職訓練及び組織的配分の結果について勞働紹介失業保險局は一九三七年十二月末に次のやうな報告をしてゐる。[28]

此の報告は一九三六年七月一日から三七年六月三十日迄の期間、特に一九三七年の復活祭の時の青年雇傭に關するものであるが、これによれば、青年の職業訓練の爲の收容可能人員は五十一萬四千人（前年の三十九萬五千人に比して三〇％の增加）であり、內男子三十七萬人、女子十四萬四千人であつた。右の青年男子收容可能數中で徒弟が三十一萬一千人、初等見習二萬五千人、其の他が五千人であり、女子にあつては徒弟九萬五千人、初等見習二萬五千人、其の他が約三千人であつた。

右の收容人員可能數とは工業、手工業、商業、農業其他の部門に於ける青年勞働者の教育に利用さるべき機會の全部を含むものである。而して同期間中に職業指導所への申込成績をみれば、總數約百十八萬四千人であり、內男子六十七萬七千人、女子五十萬七千人であつて、其の約半數は一九三七年の復活祭に學校を卒業したものであつた。更に之を職業別に見れば、四ケ年計畫實施第一次令の結果として、鐵鋼及び金屬工業への志望者が最も多く、收容人員數十二萬七千人に對して二十五萬人に達したことは注目すべきである。

前述のやうな新規な勞働力獲得の爲の諸方策の外、不況による長期の失業の結果嘗ての熟練工にしてその技術を喪失した者や、經濟的重心の變化により其の有する技術が役に立たなくなつた者の尠くないことが想像される。それ故にかかる勞働力を再動員する爲にも別個の職業訓練が行はれねばならぬ。かかる失業者に對する職業教育は當然、勞働紹介失業保險費の事業に屬するが、ナチス黨の各種の機關、勞働戰線、ナチス福祉團、ナチス婦人團、ヒットラー青年團、ライヒ食糧團體、政府の福祉的諸機關、其の他經濟及び職業上の諸團體が之に協力してゐる。而して此の種の職業教育は勞働者をして現實の經濟的必要に應ぜしめる爲に各種の方法が採用される

が、何れにしても其の目的は短期間に新職業を習得せしめるにあり、したがつて工場內で實施される。失業手當を受ける者にして必要な職業的熟練を得る迄の期間、生活に足る丈の賃銀の得られない者に對しては、勞働紹介失業保險局は八週間以內の期間を限り賃銀の外に見習手當を支給する。金屬工業及び皮革工業にあつては、他の方法が採用されてゐる。卽ち、勞働者は雇傭契約を結ぶことなく、見習手當の支給を受け、企業主は六週間以內に當該失業者をば將來五ケ月以內の職業訓練によつて雇傭に値するか否かを決定し、此の場合にあつては該失業者は八ケ月以內の期間失業手當の支給を受けることが出來る。

工場內で訓練を受けることが不可能な場合には、通常の課程又は農業とか家內勞働とかの如き宿舍的な特別課程による職業教育の機會が開かれてゐる。一九三三年四月乃至一九三七年四月の期間に百萬人以上の失業者が、ライヒ勞働紹介失業保險局によつて實施された職業教育を受けた。此の方面に於ける勞働戰線の活動はとりわけ顯著であつて、課程を設け、講習を行ひ、實習、修練の爲の團體を組織し、不熟練及び半熟練勞働者をして必要な專門的技術を習得せしめ、產業構成上の變化により失業した者の爲には轉業に要する教育を施し、其の從來の能力を利用することに努力してゐるのである。

2、婦人勞働の動員

ナチスが第一次四ケ年計畫に當り婦人勞働者に對して取つた處置は、結婚奬勵金の交付及びその他の手段によつて、寧ろ婦人を家業に專心せしめることであつた。しかるに其の後の勞働力の不足は婦人勞働の動員をも要求するに至つた。此處に於てか一九三七年十月一日に至つて前記の婦人勞働者雇傭の制限を廢止した。しかしなが

ら、婦人勞働の最初の組織的な利用は、一九三八年二月十五日の四ケ年計畫全權執行官の「農家及家內經濟に於ける勞働力配分强化に關する四ケ年計畫實施令[19](Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über den verstärksten Einsatz von weiblichen Arbeitskräften in der Land- und Hauswirtschaft) によつて一ケ年以上の勞働奉仕義務が課せられたに始まる。翌日勞働紹介失業保險局長は右に關する施行令を公布した。これによれば、婦人の强制勞働奉仕の對象たる勞働は特に多數の婦人勞働者を使用する職業に限られてゐる。卽ち、一九三八年三月一日迄に職業についてゐない二十五歲未滿の婦人は、一ケ年以上農業又は家內勞働に從事するか又は二ケ年以上育兒、教育の經驗を有する場合に限り、被服業、纖維工業、煙草製造業、の勞働者及び官公企業の使用人として雇傭されることが出來ない(第一條)。徒弟契約によつて現在旣に勞働に從事せる場合にあつては徒弟期間の完了まで强制勞働は延期される(同條第三項)。而して婦人又は其の兩親の選擇によつて、勞働奉仕、ドイツ少女突擊隊、土地奉仕、農村手傳、農村家事訓練、家內訓練、又は勞働紹介失業保險局の主催による農業又は家事的訓練、或は十四歲以下の小兒四人以上を有する家庭又は親戚に於ける勞働手帳を要せざる家事手傳、等は强制勞働奉仕期間と見做される。又保健所の看護婦助手、社會福祉事業に於ける訪問者の助手、幼稚園の助手を二ケ年間規則的に勤めたときも勞働奉仕期間と認められるのである(第二條)。勞働紹介失業保險局に對する多數の婦人勞働を使用する諸企業の報告によれば、纖維工業、被服工業、食糧品工業、玩具、紙、ゴム、鐵鋼以外の金屬生產工業、陶器等の如き消費財生產工業部門に於て婦人の雇傭率は特に高く、四〇%乃至七〇%である。主として此の種の工場が前記の如く婦人强制勞働奉仕の部門として選ばれた主たる理由は、かかる生產部門が一般的な經濟恢復に

影響されることが乏しく、且つ勞働不足を生ずる危險が少いことである。かうして數年の傾向とは逆にドイツでは婦人勞働の動員に關する計畫が實施されつつある。

3、短時間勞働の廢止

不況の爲尨大な失業群の存在した時期にあつては、解雇による失業者の增大を極力防止する目的を以て、短時間勞働及び低賃銀制が比較的廣範圍に亙つて行はれた。そして勞働紹介失業保險局はかかる雇傭に對する補償として諸企業に對し手當を支給せることを常とした。即ち、短時間勞働救濟の一般的な制度は一九三一年八月二十七日の命令によつたのを嚆矢とするが、次いで一九三二年七月一日には之に改正が加へられ、更にナチス政府になつてからでも、一九三四年十二月三十日及び一九三五年六月七日の命令によつて短時間勞働救濟に關する額は增大されたのである。かくてナチス政府の下にあつてもなほ、一九三六年九月五日の命令たる「短時間勞働者救濟令[30]（Verordnung über Kurzarbeiterunterstützung）」によつて短時間勞働救濟制と高額の救濟手當とにつき從來の規定を改め、爾後短時間勞働救濟制度に十人以上の勞働者を使用する企業に適用せられたが、其の範圍は特別の決定によつて纖維工業の各部門、皮革工業、皮革加工業、ゴム工業に擴大された。又、特に纖維工業部門に屬する短時間勞働者には一九三六年九月十二日の命令及び之を補足した一九三七年九月十日の命令とに規定された特別規則によつて、一ケ年以上の高率の手當が支給されるに至つた。

しかるに今や事情が一變した。尨大な產業振興策は却つて勞働力の不足を招き、原料の不足、受注の不規則などの諸原因の爲に一部にはなほ短期勞働を施行せる產業が皆無ではないとしても、一般には勞働者を優遇し、將

來の必要の爲に剩員を保有する政策が採用されるに至つた。かくて政府は一九三七年六月三十日の「短時間勞働者救濟の人的範圍に關する命令[31]（Verordnung über den Personenkreis der Kurzarbeiterstützung）」によつて短時間勞働手當の支給範圍は著るしく制限された。卽ち、三十歳未滿の未婚勞働者にして且つ家族扶養の義務のない者は、如何なる種類の短時間勞働と雖も救濟を受けないことになつた。此の政策は現在の如く勞働の機會が充分に存在するにも拘らず、その勞働力を發揮しない未婚の青年勞働者に對しては、國家は最早其の青年を救濟する必要がないとの思想に基くものである。[32] 事實に於ても、かかる勞働者の轉業については、勞働紹介失業保險局によつて優先的斡旋の途が講ぜられつつあり、且つ他方に於て短時間勞働制により救濟手當の支給を受けつつあるものの約半數は婦人勞働者である事實をも顧みなければならぬ。

しかるにこれに先立ち一九三七年六月二十三日の命令は、十人以上の勞働者を使用する纖維工業及び皮革工業に對して卽時に短時間勞働を廢止すべきことを命じた。此の命令は短時間勞働制の將來の運命を決定するものである。といふのは、現在にあつては企業主は一週四十時間制の協同契約又は勞働規則によつて定められた率による賃銀支拂を勞働者に保證し、以て必要な勞働條件の改善を要求されて居り、且つ同時に管轄勞働局との協定によつて餘剩勞働者の解雇につき必要な手段を講ずることを要求されてゐるからである。一週四十時間制を基礎にして企業の勞働が行はれるやうになれば、短時間勞働救濟手當は前記規定によつて停止され、其の結果傭主は實際の勞働時間が四十時間以下の場合にでも四十時間勞働に相當する賃銀を支拂はねばならなくなる。しかし、特に仕事が忙がしい時には、傭主は殘業に關する協同契約又は勞働規則によらないで以前の短時間勞働に相應する

賃銀の支拂を許された。特定期間内に短時間勞働の不足金額の支拂を爲し得ない時には、上述の命令は勞働が爲されない時でも、其の時間に相當する賃銀額の半分を支拂ふことを規定してゐる。

4、巡囘勞働の生產化

四ケ年計畫によるあらゆる可能な限りの勞働力の動員の要求は、通常の場合には流動的な勞働力をも利用せんとすることが企てられてゐる。そして此の要求は先づ、一九三七年十二月十四日の「行商制限に關する四ケ年計畫實施令[33](Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über Beschränkungen in der Ausübung des Wandergewerbes und Stadthausiergewerbes)」に現はれてゐる。此の命令によつて行商の鑑札は將來勞働局の許可を得て下附され、且つ之までに下附された鑑札は、勞働者の要求によつて沒收されることが規定された。次いで一九三八年一月二十九日に右の命令は改正されて、行商などの如き浮動的な職業に從事して居る者にして、政治上又は經濟上の理由で、より有利な勤務に從事し得る者に對して營業許可を取消し得ることとなつた。而して此の決定は巡囘職業免許を有する者の住所管轄勞働局が之を行ふのであるが、此の場合には一般の雇傭關係、その適否、從來の職業活動の價値、本人の社會的經濟的地位が考慮されるのである。

一九三六年乃至三七年の巡囘職業團體――これには、娛樂、食糧品巡囘販賣、及び其他の商品の巡囘販賣の三種がある――の報告によれば、其の總數は極めて多く、二十萬人であり、其の家族をも含めると殆んど百萬人に達する。しかも其の正式に許可のない業者を加算すれば、其の數は更に增大する。尤も近年に至り景氣の恢復の結果それら巡囘業者數は著るしく減じ一九三六年には約一萬四千人に過ぎなかつたといふ[24]。しかのみならず

一九三七年十二月十日の「巡回營業者課税に關する法律[35] Gesetz über die Besteuerung des Wandergewerbes)」によつて一層これら業者は、眞に四ケ年計畫への協力に向ふであらうと豫想されてゐる。

1) Helmut Vollweiler, The Mobilisation of Labour Reserves in Germany "International Labour Review Oct. and Now. 1938."

2) Institut für Konjunkturforschung Wochenbericht, 23 März 1938.

3) Hoche, a. a. O., Heft 8, S. 226 ff.

4) Frankfurter-Volksblatt, 9 Sep. 1936.

5) Economist, Dec. 3, 1938.

6) Hoche, a. a. O., Heft 10, S. 474.

7) Hoche, a. a. O., Heft 26, S. 428.

8) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 374–5.

9) Hoche, a. a. O., S. Heft 12, S. 559, ff.

10) Vollweiler, op. cit., p. 449.

11) Vollweiler, op. cit., pp. 593.

12) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 370–1.

13) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 371–2.

14) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 373.

15) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 375–6.

16) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 376.

17) Hoche, a. a. O., Heft 22, S. 576.

18) Hoche, a. a. O., Heft 19, S. 402–3.

19) Hoche, a. a. O., Heft 25, S. 406–7.

20) Institute für Konjunkturforschung, Vierteljahreshefte, Heft 1, 1938, S. 31.
21) Iustitute für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 7.
22) Institute für Konjunkturforschung, Halbjahresheft, 1938 Heft 1, S. 9.
23) Hoche, a. a. O., Heft 26, S. 430.
24) Hoche, a. a. O., Heft 26, S.
25) Vollweiler, op. cit., p. 594.
26) Vollweiler, op. cit., p. 596.
27) 日滿財政經濟研究會編・獨逸經濟四ヶ年計畫、其ノ二、一三三―一三四頁。
28) Vollweiler, op. cit., p. 597.
29) Hoche, a. a. O., Heft 26, S. 428.
30) Hoche, a. a. O., Heft 20, S. 449 f.
31) Hoche, a.a. O., Heft 24, S. 541.
32) Institut für Konjunkturforschung, Jg. 11, Nr. 12/13.
33) Hoche, a. a. O., Heft, 25, S. 351.
34) Vollweiler, op. cit., pp. 606
35) Hoche, a. a. O., Heft. 25, S. 262.

第三章 農業政策

第一節 農業とアウタルキー

ナチスの農業政策は三つの對象によつて支配されてゐる。即ち、(一)ドイツの食料及び原料の海外市場からの獨立(アウタルキー)、(二)健全な農民の創設、(三)適正な農産物價格の設定、がこれである。そしてこれらの諸目標はナチスの一般的な世界觀から抽き出されたものであると云はれてゐる。

先づ第一のアウタルキーの要求についてみやう。此の際ナチスによつてアウタルキーが如何に觀念されてゐるかを一應顧みなければならぬ。よかれあしかれアウタルキーはナチスに取つて一つの標語になつてゐるにも拘らず、其の使用者によつて其の言葉の意味は必らずしも一致してゐないもののやうである。典型的なアウタルキストたるフリードによれば、其の言葉の背後には、完全であること、他の制肘を受けざること、自己滿足、自己支配、自助、自己反省、等々の意味が含まれて居り、したがつてそれは純粋に經濟にのみ關するものではなくて、世界觀に關するものである。即ち、今や「自由の無條件な陶醉は克服され、人間は其の限界を認め、自ら謙遜に內面的に生活し、思索し、其の中に自由の限度を見出さねばならない。又人間は大地に立ち、共同體の中に、家族の中に、種族の中に、國民の中に、はいつてゐることを感知せねばならぬ。かくして人間は自由から、自然に

よつて與へられた關聯に歸らねばならぬ。粗野な自由から拘束へ、卽ち、克己への大なる飛躍によつて、自己に對する全く新らしい、より深刻な感情が生ずる。自己の拘束を知る者のみが眞に自由であり得る。このことは自由と平等との美名によつて行はれたフランス革命にも似た驚くべき人間及び時代の變革であり、反動である」[2]とし、したがつて彼によれば、アウタルキーは從來の自由主義に對する反動から生じたもので、共同體の尊重、延いて國家的獨立を意味する。それ故にフリードにあつては、アウタルキーは決して過渡的な非常手段ではなくて、恒久的な經濟的社會的新秩序を包括する國民的意志の意識的な發現である。エーガルトも亦、アウタルキーとは經濟技術の特殊な形態ではなくて、寧ろ世界觀だとし、それが實現には國家的統制に先立つて、國民のアウタルキーへの內部的準備が必要なりとする。[3]かくてそれは政治的にも經濟的にも諸外國の影響から離れた完全な一國としての獨立を意味する。

これに反してゾムバルトの解釋は極めて狹い。「たしかにアウタルキーは、國民經濟が完全に自立し、乃至は、新聞用語の謂ゆる百パーセントに獨立せる、卽ち、あらゆる國際經濟からも離脫して居ることを意味するには及ばない。……實際上の關係に於て他の諸國民と總體的な依存關係に立つことなき、卽ち自己の存續上どうしても外國貿易を營む必要がなく、自由な考量から輸出入を行ふやうな國民經濟がアウタルキーと呼ばれるのである」[4]と。

實際にもナチスによつて努力せられてゐるのは、かうした、諸外國からの經濟的影響からの獨立、とりわけ原料及び食糧品の自給自足である。

ところで、我々が現實を顧みるとき、ゾムバルトの定義付けたやうなアウタルキーの確立さへも爲し得る國家は殆んどあり得ない。國土廣大ならず、高度な工業國であり、植民地を持たざるドイツに取つては尚更のことである。[5] では、ドイツを驅つてアウタルキー政策に沒頭するに至らしめたものは何か。

云ふまでもなく、それは戰後に現はれたところの、世界經濟が卷きこまれた自由取引機構の崩壞であるが、更にそれの原因は、ワーゲマンの云ふ[6]やうに諸國民經濟の傾斜（Schere）の喪失にもあるだらうし、シャハトの指摘する如く、[7] ヴェルサイユ體制に歸因する國際間の不信、憎惡のやうな純粹に經濟以外の原因にもよるであらう。しかしながら、より重要なことは、諸國民經濟の封鎖的傾向は一九三一年の世界經濟恐慌と相前後して顯著に現はれて來たといふことであり、當時にあつてはドイツのみならず、他の重要諸國の生產、したがつて外國貿易も同じテンポと幅とに於て萎縮してゐたと云ふことである。したがつて當時の風潮として起つた「アウタルキーのイデオロギーは世界經濟恐慌の伴奏」でも[8]あつたのである。

ともあれ、ナチスはアウタルキーの標語の下に如何なる農業政策を追つたか。此の目的に役立つ直接的な手段は云ふまでもなく、何よりも國內農產物の增產奬勵であり、次には輸入の抑制である。そして前者は一九三四年以降の「生產鬪爭」(Erzeugungsschlacht) となつて現はれ、後者は「新計畫」及び第二次四ヶ年計畫による價格管理の一部として實現されてゐる。ところで、後者については別項に於て述べることとし、此處では生產鬪爭のみについて簡單に觸れやう。生產鬪爭は前述のやうに、一九三四年秋から展開されたものであるが、更に一九三六年の第二次四ヶ年計畫はそれの全面的活動を要求し、獨り食糧品のみでなく、ドイツの生產關係の埒內に於て遂行し

得る限り、外國市場からの最大の自由の獲得が目標とされ、したがつて食糧品及農產原料增收の爲の土地增加、農業生產諸條件の改善が要求されたのである。このことは一九三七年三月の四ヶ年計畫受託官ゲーリングの發表した次の如き農業增產綱領の中に明瞭に現はれてゐる。

イ、土地改良の强化、特に耕地並綠地の排水設備の助成、荒蕪地の開發
ロ、經費增額の方法による耕地整理の促進
ハ、肥料の價格引下
ニ、肥料置場及び水肥溜の建設に對する國家の補助
ホ、裸麥の價格引上
ヘ、工場用馬鈴薯の價格引上
ト、國家の費用による馬鈴薯の價格引下
チ、草地の開拓及び草地並に牧場の垣根建設に對する國家の補助
リ、工場增築に對する國家の中期信用提供
ヌ、經濟相談機關の完成
ル、農民住宅建設に對する國家の資金提供
ヲ、勞力節約のための機械並に器具購入に對する國家の補助
ワ、地質調査に對する國家の補助

カ、小規模の動物養殖に對する國家の補助

ヨ、植物害虫の防衛に對する國家の補助

タ、標本建築物の建設に對する國家の補助

レ、農業地圖作製に對する國家の補助

かうした懸命の努力が如何なる效果を齎したか、それの實績については後に述べやう。

1) Ermarth, op., cit. p. 91.

2) Ferdinand Fried. Autarkie, S. 45 ff.

3) Franz Egart, Autarkie, Innsbruck 1934, S. 99.

4) Werner Sombart, Deutscher Sozialismus, Berlin 1934, S. 287.

5) ゾムバルトによれば、食糧及び農業原料品に關する限り現在の總人口中三〇%を占める農民數をば一八八二年當時の四二・五%にまで増加すればこのことは可能だと云ふ。(Sombart, Die Zukunft des Kapitalismus, S. 44.)

6) Ernst Wagemann, Struktur und Rythmus der Weltwirtschaft, S. 52.

7) Hjarmar Schacht, Grundsätze der Deutschen Volkswirtschaftpolitik.

8) Emil Lederer, Die Autarkisierung, „Verhandlungen des Vereins für Sozialpolitik" Dresden 1932, S. 139.

第二節 農民の維持

ナチスの經濟綱領に於てドイツ農民が極めて高い地位に置かれてゐることは既述の如くであるが、更にそれを繰返すならば、ダレの次の如き言葉にも現はれてゐる。「農民問題こそが一切の經濟的諸問題を越へた血の更新

の問題――それなくしては將來民族國家の建設は考へ得られない――たることを認識せるところの民族國家のみが農民を救濟することが出來る[1]」し、そして農業問題の解決があらゆる政治及び經濟政策の前提だと考へてゐることは次の言葉から汲み取られるのである。「工業に關するあらゆる市場の問題の前提は健全な農業である。[2]」「食糧の基礎の確保があらゆる外交政策の前提である。[3]」

といふのは、ナチスの世界觀にあつては、ドイツ國家は土地と血とによつて統一された運命共同體であり、したがつて土地に定着せる健全な農民こそドイツ國家の、土地と純血とを守るべき戰士としての義務と榮譽とが與へられてゐるものだからである。

かうしてナチス治下に於て、農民の維持並に救濟の爲に多くの方策が企てられて居り、無數の法令が公布されたのである。以下それを概觀しやう。

一　世襲農地の創設

何よりも、健全な農民は當然土地と結び付けられねばならず、したがつて農民維持の基礎として、先づ一九三三年七月十四日の「ドイツ農民新設法[4]（Gesetz über die Neubildung deutschen Bauerntums）によつて、「ライヒ全領土內に於ける農民移住特に農業地の創設」につきライヒが全責任を負ふことを規定したが、次いで同年九月二十九日「世襲農地法[5]（Reichserbhofsgesetz）によつて、農民の手から土地を奪はしめられざることとした。かくて此の政策には一面にはナチス土地政策が表現されてゐると共に、他面に於て家族共同生活の縱の繼承を可能ならし

める爲の家産の維持の目的が企圖されて居り、最もナチス的色彩に富めるものの一つである。このことは次の如き本法理由書に於ける激情的な文面に現はれてゐる。

「ライヒ政府は古き相續慣習確保の下に、農民をドイツ國民の血の源泉として維持せんと欲す。農業地は相續の際迄その負債と分割とから保護され、永久に一門の相續財産として自由なる農民の手に維持さるべし。」

其の根本思想は次の如くである。

「農民たる能力を有するものに歸屬する農業用地は、其の家族扶養に必要なる面積を最小限とし、一二五ヘクタールを最大限として之を世襲農地とす。

世襲農地の所有者は之を農民と稱す。農民たり得る者はドイツ國民にしてドイツ種族又は同一種族に屬し且つ人格ある者に限る。世襲農地は不分割を以て相續人に繼承せしむ。

他の共同相續人の權利は爾餘の財産の上にのみ存在す。世襲農地の相續人以外の卑屬は農地の能力に應じて職業教育を授けられ且獨立資金を與へらる。其の責に歸すべからざる事由により困窮に陷るときは歸郷の權利を與へらる。

世襲農地の相續權は遺言處分によつて廢止又は制限を受くることなし。

世襲農地は原則として讓渡性なく又擔保能力なし。

右の理由書から本法の根本思想が次の三點に要約されることは明らかである。(6)

イ、農業地とは一人の所有する田畑山林の面積が、耕作によつて一家を扶養し得る程度のものを最小とし、百

二十五ヘクタール以下のものである(第二條及第三條)。

ロ、世襲農地は不分割の儘相續されねばならぬ(第十九條)。

ハ、世襲農地は原則として賣却を許されず、擔保に提供することを得ない(第三十七條)。

先づ世襲農地の概念についてみるに、農民自身によつて利用せられる土地は最小面積として、少くとも地味、氣候の關係を考慮して、市場及び一般經濟狀況からして獨立に一家族を養ひ、經營の續行を爲し得るが如き經營單位――三〇乃至六〇モルゲン――である。最高限度は前記のやうに百二十五ヘクタールであり、したがつて大なる私有地は共の分割によつても前記の條件に合致し、且つ所有者の債務が單位價値の三〇パーセントを超えざる時には、數個の世襲農地とすることが出來る。世襲農地は又、地區農民指導者及びランド農民指導者に諮問した後に、ライヒ食糧大臣の特別な許可によつても設けることが出來る。そしてこれらの規定は葡萄、蔬菜、果實等の栽培地にも適用されることになつてゐる。

農民については次の概念が與へられてゐる。卽ち、農民たるものはドイツ國民たることが絕對的條件であつて、世襲農地の所有者のみに限られ、現實に經濟活動の能力を有し、禁治產者は農民なる資格を附與されない(第十一條第十二條第十三條)。

世襲農地の相續は死亡によつて行はれるのであるが、相續順位は次の如くである(第二十條)。

イ、被相續人の子及び孫

ロ、被相續人の父

ハ、被相續人の兄弟
ニ、被相續人の女兒
ホ、被相續人の姉妹
へ、被相續人の女系子孫

但し二つ以上の世襲農地を同一相續人に歸屬せしめてはならぬ。而して被相續人は其の管理及び利用をば、相續人が二十五歳に達する迄、其の父又は母に委任することが出來る。

世襲農地法で最も重要な點は、前述のやうに世襲農地は原則として賣却し、又は擔保の目的物たらしめてはならないことである。しかしながら相續裁判所は重大な事由のある時は、賣却又は擔保とすることを許可する。又金錢債權に關して世襲農地について强制執行を行ふことは出來ないが、世襲農地の收穫たる農產物については、それが農民に取つて其の家族の次期收穫迄の生計維持に必要でない限り、强制執行が許される。又地區農民指導者の干涉とライヒ食糧團體による債務引受も許容されることになつてゐる。

本法の目的達成の爲に、次の如き各種裁判所及び農民陪審官が設けられた(第四十一條—第四十三條)。

イ、相續裁判所　は區裁判所內に設けられ、一名の裁判官と二名の農民とから成る。

ロ、世襲農地裁判所　は各ランド每にランド司法省の決定に基き、控訴院に所屬せしめられ、三名の裁判官及び二名の農民によつて構成される。

相續裁判所の農民陪審官はランド農民指導者の提案に基いて任命され、世襲農地裁判所の農民陪審官はライヒ

農民指導者の提案に基いて任命される。

ハ、ライヒ世襲農地裁判所　はライヒ食糧農業省に所屬せしめられ、所長、二名の裁判事務能力ある官吏及び二名のライヒ世襲農地裁判官とから成り、所長はライヒ食糧農業大臣が兼攝することになつてゐる。

相續裁判所の判決に對しては卽時異議を申立てることが出來、此の異議の判決には世襲農地裁判所が當り、更に世襲農地裁判所の判決に對して異議の申立ある時は、ライヒ世襲農地裁判所が判決を下すのである。

以上の如く世襲農地法は血族の相續財産として永久に自由な農民の手に殘さしむることを以て重要な目的とするものであるが、此の關係に於て、當然、二つの金融上の要求が生ずる。卽ち、第一に世襲農地の負擔となれる私法上の債務は償却の必要あること、及び第二に農業經營上必要な資金は、新らたに過重の負擔となる危險なしに提供されねばならぬ。

かくて總ての世襲農地の債務は、政府の特別機關たる農業償却銀行（Landwirtschaftliche Ablösungsbank）に移されることになつた。而して此の銀行の資金として、農民に對して其の負擔能力に應じて課せられる地代が當てられることになつた。尤も此の地代は從來の債權者に對する利拂額又は元本償却高を超えてはならない。更に世襲農地は經營資金を得る爲に、抵當の目的物たらしむるを得ない結果として、ライヒ食糧團體及び其の機關に對して此の種の監督の任務が課せらるるに至つた。

其の債務を支拂ひ得ざる世襲農地の管理及び利用權はランド農民指導者の提案に基いて奪はれ、相續人なき世襲農地の所有權も亦、ライヒ農民指導者の提案に基き、適當な者に讓渡される。かくの如く世襲農地法にあつて

は、農民をば一般金融市場から離隔する爲の方法が講ぜられてゐるのである。

二　農業負債整理

一方に於て前述のやうに世襲農地の保護が行はれると共に、他方では小作人保護の目的を以て、一九三三年四月二十二日の「小作人保護法(Gesetz über Pächterschutz)」が公布され、更に六月二十三日及び十月二十七日の兩度の法律によつて小改正が加へられた。此の對策は臨時應急の措置以上に出ないものではあるが、以てナチスの小作人保護の思想を觀取することが出來やう。

これによれば、後出の强制執行保護法による規定の適用は小作人にも擴張され、小作關係の解除について地主の告知を要するものとした。而して地主から告知のあつた場合には、小作人は小作調停所に申請して小作關係の繼續を決定せしめることが出來る。但し調停所は當該小作人に正常な經營の見込なしと認めた場合の他は告知を無效と宣告し、此の宣告のあつた時には、地主は一九三四年六月三十日までは、宣告後に生じた小作料の不拂其の他の理由なくしては告知することが出來ない。

同時に小作人の保護は、自己の土地を自ら經營せんと欲する地主に對しても擴張された。更に小作人は小作契約の延期によつて其の家財の收藏されることを免れることになつた。

ナチスの組閣と共に最初にライヒ食糧農業大臣に就任したフーゲンベルクは、當時の農村の窮迫をば農産物價格の暴落と負債の重壓にありとして、着々それらの諸弊害の除去に努力した。そしてその一部は彼の後繼者ダレ

によつて續行されだのである。農産物價格統制の問題は別項に譲り負債整理についてみれば、先づ一九三三年二月十四日の「農業强制執行保護令[8]（Vollstreckungsschutzverordnung）及びそれに附帶せる三ケの施行令が公布された。これによつて農業負債の場合にあつては債權取立ての爲に農地及び農具につき施行令の定める例外を除き、一九三三年十二月三十一日迄强制執行を一切禁止した。但しこれは元來同年の收穫を前にして臨時的に農民を保護するといふ應急的對策たる意義を有するに止まつたので、後にダレによつて同年十二月二十七日の第二次法によつて期限が延長させられた。

しかしながら、右の强制執行の保護のみによつては農家負債の壓迫から農民を救ふ目的は不充分にしか達せられないので、此處に公布されたのが、一九三三年六月一日の農業負債關係整理法[9]（Gestz zur Regelung der landwirtschaftlichen Schuldverhältnisse）である。此の法律に含まれた政策は必らずしもナチスの創始にかかるものではなく、從來特定範圍に於て實行され來つたところのものをば、ナチスが統一して其の手續を簡易ならしめると共に國家干涉の範圍を擴大したものであるが、農業負債關係の整理に關するナチスの著るしい積極性が觀取されるのである。

本法は百六條の尨大な法律と數次の廣汎な施行法とから成立つてゐるが、其の要旨を摘出すれば次の如くである。自己の資金を以て支拂ひ得ざる債務を負ふ農業經營所有者は區裁判所に對して負債整理手續の開始を申請することが出來る（第一條）。此の負債整理手續に於て、あらゆる債權者はこれに參加することが出來る。負債整理手續の實行には、裁判所が重要なる役割を持つてゐるのであるが、負債計畫の作成、並に債權者、經營所有者間

の商議は負債整理局（Entschuldungsstelle）の任務に屬する。しかし此の負債整理局の全活動は裁判所の監督を受けなければならない。商業と手工業、及び農業の職業代表から、各一名が陪審官として任命される。裁判所の任務は手續の開始、負債整理局の任命、手續開始の告知、等であるが、最も重要なるは强制調停手續である。負債整理局の最も重要なる任務は負債整理案の作成、及び强制調停の場合には調停案の作成である。

法律によれば、負債整理は次の四つの方法によつて行はれる（第九條）。即ち

一、自己負債整理

二、自發的負債整理手續

三、强制調停による負債整理手續

四、土地廢棄による負債整理

第一は公式手續によらざる負債整理であつて、債務者が其の經營に對する負債整理を提案したる場合に、其の利下げ並に其の債務をば償還債務に變更することに關して、債權者との一致が得られざる場合に初めて、二以下の公式手續が開始されるのである。此の公式手續にあつては、負債整理局は經營の債務額及び收益狀況にしたがつて、整理案を作成し、裁判所の認可を求める。整理案に於ては法律の定むるところにしたがつて、現金消却及び債務消却債券による消却、年賦償還等の消却方法、並に利率、元本の切下げが決定される。負債整理局は其の負債整理手續に强制調停を必要とする時には、經營所有者の同意を經て、裁判所に對して强制調停の權限を求める。此の强制調停手續中にあつては、債務者は負債整理局の監督を受けなければならない。此の場合に於ける整

理案については總債權者の過半數の同意を必要とする。

金錢による負債整理の見込なき時は、負債整理局は債務者に對して其の土地廢棄を要求する。此の負債整理の爲に廢棄された土地は、負債整理局によつて引受けられ、其の土地は移住會社の援助によつて移住政策の目的に利用される。

更に負債整理局は負債整理案又は强制調停案の提出と同時に、債權者に對して債務者に代つて現金又は債務消却債券によつて支拂ふべき義務を負ひ、したがつて債權者が其の消却を要求する時は、負債整理局は其の利子（五分以下）のみならず、元本についても卽時又は整理案實施一ヶ年以内に支拂を爲す。かく整理局が支拂を爲す時には、其の債券は他の附隨的權利と共に負債整理局に移る。

此の負債整理に於ける金錢的協力に對して、負債整理局は國家から一定額の補償を受ける。補償額は經營の大小に應じて次の如く決定される（第五十九條）。

二五ヘクタール以下の經營	一ヘクタールにつき、三ライヒスマルク乃至五ライヒスマルク
二五乃至五〇ヘクタール	二ライヒスマルク
五〇乃至一〇〇ヘクタール	一ライヒスマルク
一〇〇ヘクタール以上	〇・五ライヒスマルク

其の他に負債整理局は債務消却に於て、國家に對して其の危險負擔に關する割增金をば消却額の五分の割合で支給される。而して法律は現金及び負債消却債券による支拂額を合計三億ライヒスマルクと見積つてゐるから、この割增金の額は三千萬ライヒスマルクである。以上の負債整理殊に其の現金支拂の資金として、ライヒ大藏大

臣は一九四〇年乃至一九四二年の毎會計年度に於て一億ライヒスマルクを計上するが、此の財源はドイツ地代銀行信用機關(Deutsche Rentenbank Kreditanstalt)の發行に係る大藏省證券に求められる。右の現金支拂による外、負債消却債券による債務整理の爲に、前記のドイツ地代銀行信用機關は三億ライヒスマルクの負債消却債券を發行し、それを負債整理局に交付することが出來る。

本部負債整理手續に關しては、東部救濟(Osthilfe)ライヒ委員を廢止し、其の權限はライヒ食糧農業大臣の管轄下に移された。と同時に、東部救濟の爲に特に設けられた官署、卽ち本部救濟農務局は一九三三年十二月三十一日迄に廢止されることになつた。而して一般的負債整理方法が本部に於ても適用され、したがつて其の調停權は裁判所に屬することとなつたのである。

1) Hermann Reischle, Deutsche Agrarpolitik, S. 18.
2) Hitler, a. a. O., S. 8.
3) Hitler, a. a. O., S. 13.
4) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 530.
5) Hoche, a. a. O., Heft 4, S. 382.
6) Otto Schwarz u. Erwin Noack, Die Gesetzgebung des dritten Reiches, Berlin 1935, S. 70.
7) Hoche, a. a. O., Heft 2, S. 296.
8) Hoche, a. a. O., Heft 1, S. 276.
9) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 533 ff.

第三節　農產物價格の統制

一般的な價格統制については別項に於て述べるであらう。それ故に此處では農產物について、價格のみでなく、生產、加工、配給までをも含む一切の統制について概觀しやう。

此處では三つの原則が貫かれてゐる。卽ち、統制機構に於ける垂直原則（Vertikalprinzip）と統制機能に關する指導原則（Führungsprinzip）及び自治原則（Selbstverwaltungsprinzip）とである。[11] 先づ組織についてみるに、云ふまでもなく、ライヒ食糧團體は市場並に價格の統制を以て主たる任務として生れたものであり、したがつてナチスの農產物統制は食糧團體を中心として展開されるものである。しかしながらそれの統制は全國的なものであり、且つ農業關係の全部門に亙り、したがつて個々の生產、加工、取引及び配給については別個の組織がなければならぬ。そこで各種の同業組合や本來の統制機關たる謂ゆる市場組合（Marktverband）が其の任務を持つことになつたのである。前記の垂直原則は此の市場組合の組織に於て明白に現はれてゐる。これらは後述の如く各種の重要食糧品について組織されてゐるのであるが、此處では個々の經濟段階は水平的にそれに合致した組織に綜合されてゐるのではなく、垂直に生產階梯に應じて地方的な單位が包括され、次いで幾つかの地方的な垂直組織たる市場組合が各食糧品部門別に分れた經濟組合（Wirtschafserband）となり、これが全國的に統合されて中央會（Hauptvereinigung）となる。かくして垂直原則は更に農業の範圍を超えたあらゆる食糧經濟を包括せる綜合的な食糧

團體への綜合となつて實現されるのである。

このことに從來の經濟團體と異つた大なる意義がある。卽ち、從來の組合又は經濟團體は同業組合やカルテルの如く同業者の結合に止まつてゐたのであるが、ナチスの市場組合機構にあつては、一つの食糧經濟に關する限り、それの生產、加工、販賣等のあらゆる部門が總て同一組織內に綜合統一せられ、相互間の關係を睨み合せつつ、國民に對する食糧品の供給といふ全體的な立場から市場及び價格の統制が行はれるのである。これを具體的に最も典型的な穀物業組合に實例を取つてみやう。ドイツ穀物業の結合は一九三四年七月十四日の「穀物業秩序令[2](Verordnung zur Ordnung der Getreidewirtschaft)」によつて法的基礎を與へられた。同令第一條によれば、「穀物業界に於ける供給並に穀物(ライ麥、小麥、大麥、燕麥)、穀物生產物、パン、共の他のパン類、及麵類の販賣及加工並に價格及價格割引割增の統制の爲に次に掲げた經營は之を穀物業組合に加入せしむ」と規定して左記の諸營業が指定せられてゐる。

イ、國內穀物を生產する經營

ロ、穀物を加工し又は穀物生產物を生產する經營

ハ、パン又は他のパン類を生產する經營

ニ、麵類を生產する經營

ホ、穀物、穀物生產物、パン、共の他のパン類又は麵類を配給する經營

更に同令第二條は「穀物業組合は相互にドイツ穀物業中央會を構成す」ることを規定し、且つ第四條によつて組

合及び中央會は法人權を與へられてゐる。

既に現在までに右と同樣な組織はドイツの重要な食糧品部門について多數結成されたのであるが、總てこれらは法的基礎を有する。今これらを列擧すれば次の如くである。

ミルク業組合(經濟組合)――ドイツ・ミルク組合令、一九三六年四月十七日
イ、ミルクを生產する(生產者團體)
ロ、ミルクに加工し又はミルク生產物を生產し若しくは加工する經營(加工者團體)
ハ、ミルク生產物を配給する經營(加工者團體)

馬鈴薯業組合(經濟組合)――馬鈴薯業組合令、一九三五年八月十八日
イ、馬鈴薯生產者(生產團體)
ロ、あらゆる種類の馬鈴薯加工業(加工團體)
ハ、澱粉及澱粉加工生產物を生產する經營並米を加工する經營(澱粉團體)
ニ、食料用米を除き前記生產物を取引する經營

果實及野菜加工業組合(經濟組合)――果實及野菜加工業組合令、一九三三年十一月五日

ビール釀造業組合(經濟組合)――ドイツ・ビール釀造業組合令、一九三五年四月十八日
イ、ビール釀造を目的として取引される大麥及小麥生產者
ロ、ホップ生產者
ハ、麥芽製造業者
ニ、ビール釀造業者
ホ、ホップ及麥芽取引業者
ヘ、ビール卸賣業者

マルガリン及人造バター製造業經濟組合――マルガリン及人造バター製造業組合令、一九三四年七月二十三日
マルガリン、人造バター、植物フェット、硬質食料油及硬質魚油の生產及販賣業者

砂糖經濟團體——ドイツ砂糖業組合令、一九三四年十一月十日
甜菜栽培者、砂糖工場、砂糖配給業者
ドイツ漁業組合中央會——ドイツ漁業組合令、一九三五年四月一日
イ、遠洋漁業
ロ、沿海漁業
ハ、內海漁業（養漁業を含む）
ニ、鹽干魚業
ホ、魚類加工業
ヘ、デンプ製造及卸賣業
ト、魚類及魚類生產物卸賣業
製粉工場——製粉業組合法、一九三三年九月十五日
居畜加工市場組合——居畜取引統制令、一九三四年六月九日

食糧經濟の市場統制は更に指導原則によつて特徵付けられるのである。ライヒ食糧大臣による國家的指導は一般には、ライヒ食糧團體が國家の監督下に立つといふ點に現はれて居る。卽ち、ライヒ食糧大臣は政策の目的及び其の實施の期限を決定するが、現實の統制の實行は、國家機關たるライヒ食糧團體に委任され、したがつて食糧大臣は食糧團體の行ふところが、市場組合の目的に一致するか否かを監督するのである。だが、國家の指導は右の如くライヒ食糧團體の監督のみではなく直接に市場組合の統制活動の上にも及ぶのである。したがつてライヒ食糧大臣の命令によつて市場組合を廢止したり、其の活動を制限することが可能である。又ライヒ食糧大臣は穀物經濟の範圍內に於て、生產者によつて引渡さるべき穀物數量を年々割當てたり、生產者の販賣價格や製粉業者の購入價格を毎々決定する權限を有する。

しかしながら以上の指導原則はそれ程廣汎なものではなくて、他方に自治原則が確立されてゐる。即ち、市場組合はライヒ食糧團體行政局第三部に所屬せしめられて居り、中央の指導が及ぶことは勿論であるが、それは飽までも自治團體たる本質を失はない。例へば先に一例を擧げた穀物業組合についてみる。穀物業組合及び中央會は廣汎な市場統制の權限を與へられて居り、例へば穀物業組合は穀物取引に於ける價格を決定し、引渡條件を定め、製粉業取引價格を定める等の權限を有する（中央會の價格統制及び一般の價格統制機關たるライヒ價格統制委員の統制に服すべきは云ふまでもない）。それのみではなく穀物業組合は生産についても干渉することが出來、例へば穀物生産から製粉に至るまでの生産方法を監督し、製粉業者やパン屋の生産場所を統制する、等の權限を有する。但し生産者に對する引渡數量の割當は中央會の任務に屬し、生産制限、經營の許可等も後者の權限である。

以上の市場組合の組織の外になほ統制機關として左記の食糧品部門にはライヒ局（Reichsstelle）がある。ライヒ局は自治團體ではなくて獨立の國家機關であり、それの活動は獨り、生産、販賣、數量、價格の點に限定されることなく、經濟活動自體に及ぶ。しかしながらそれの主たる任務は輸入食糧品の調整にあつて、個人輸入業者に對して指導及統制機關としての役割を爲し、例へば國內市場に於ける貯藏品の管理及び貯藏高の調節を行ふ等の任務を有する。とりわけ注目すべきは輸入及び取引の獨占權が留保されてゐることである。例へば、穀物業秩序法第五條に於て「ライヒ食糧農業大臣はライヒ食糧農業大臣の定めたるライヒ局に限り穀物及穀物生産物を取引し得べきことを規定する權限を有す」とし、又ミルク生産物取引法第一條に於て「關税施行區域內に於て生産せられ

又は關稅施行區域外より輸入せられたるミルク生產物はライヒ食糧農業大臣の定めたるライヒ局に限り之を關稅施行區域內に於て取引することを得」と規定せるが如きはこれである。

ライヒ局は市場組合が自治團體であつて、食糧團體に所屬するのに對し、ライヒ食糧大臣に直屬するところの法人である。而して今日現存するライヒ局は左の通りである。

穀物及飼料ライヒ局 (Reichsstelle für Getreide, Futtel und sonstige Erzeugnisse)——一九三三年五月三十日玉蜀黍ライヒ局變更法 (Gesetz über die Um wandlung der Reichsmaisstelle)

ミルク生產物、油、フェットライヒ局 (Reichsstelle für Milcherzeugnisse, Öle und Fette)——一九三三年三月二十三日國內フェット及國內飼料使用促進令及一九三三年四月四日油脂取引令 (Verordnung über den Verkehr mit Ölenund Fetten)

鳥卵ライヒ局 (Reichsstelle für Eier)——一九三三年十二月二十日鳥卵取引法 (Gesetz über den Verkehr mit Eiern)

獸類及獸類生產物ライヒ局 (Reichsstelle für Tier und tierische Erzeugnisse)——一九三四年三月二十三日獸類及獸類生產物取引法 (Gesetz über den Verkehr mit Tieren und tierischen Erzeugnisse)

園藝及葡萄生產物ライヒ局 (Reichsetelle für Garten- und Weinbauerzeugnisse)——一九三六年九月三十日園藝及葡萄生產物取引法 (Gesetz über den Verkehr mit Garten- Weinbauerzeugnisse)

かかる諸機關の協力によつて產業統制の機能が圓滑に發揮されるのであるが、それが如何にして運用されるかについて、一例を穀物について眺めやう。

先づこれが生產に關しては、穀物生產を過剩ならしめざる爲の收穫に對する割合と、これを原料とする製粉業者に對する製粉量の割當とが實行されてゐる。前者について全國的な收穫割當はライヒ食糧農業大臣によつて各收穫年度について決定されるのであるが(穀物業秩序令第十二條)、これに基いて各生產者に對する收穫割當は、

穀物業組合及び穀物業組合中央會の決定するところである。しかしながら此の生産割當は強制的ではなく、之に參加するか否かについては各生産者の選擇の自由が留保されてゐる。尤も價格統制の側からして屆出のあつた收穫に對しては、割當てられた收穫量の引渡義務を負ふと共に、それに對して公定價格による支拂を受ける權利がある。而して此の收穫割當を簡便ならしめる爲に割當切符が採用せられる。此の割當切符は穀物業組合から生産者に對して交付されるものであつて、製粉業者は割當切符を有する生産者のみから製粉原料を購入せねばならぬ。したがつて前記の如く生産割當に對して生産者の加入の自由が留保されてはゐても事實上その購入が加入者外には困難であるから、全國的割當への加入は、實際には强制的なのである。割當量以上の收穫は飼料用穀物と見做され、その取扱ひを受けることになつてゐる。

穀物の價格については極めて嚴重な公定價格が實施されてゐる。先づ共の生産價格は一九三三年九月二十六日の穀物價格安定法[3] (Gesetz zur Sicherung der Getreidepreise) によつて穀物價格決定の權限は食糧大臣に留保されたが、一九三四年七月十四日の穀物業秩序令[4] (Verordnung zur Ordnung der Getreidewirtschaft) によつて、生産者は夫々の價格區域に應じて(第十五條)、各月每に決定された價格に基いて引渡すべき義務が課せられた(第十四條)。この規定に反して、より低廉な價格で賣買契約が爲された時には、爾後これを認めず、食糧大臣によつて決定された價格に基く契約と見做す(第二條)ことになつたのである。

右に掲げた價格區域については、同年九月二十九日の施行令[5] (Verordnung über Preise für Getreide) によつて詳細な規定が公布された。此の規定によればドイツ全國がその所屬區劃に應じて裸麥及び小麥について夫々價格

區域（Preisgebiet）が定められ、各價格區域毎に價格が決定され、例へば一九三三年十月の引渡については次の如く定められた（第一條第一項）。

裸麥	第一	價格區域	一四〇	ライヒスマルク（瓲當り）
同	第二	同	一四二	同
同	第三	同	一四五	同
同	第四	同	一四七	同
同	第五	同	一四九	同
同	第六	同	一五二	同
同	第七	同	一五三	同
同	第八	同	一五五	同
同	第九	同	一五八	同

小麥	第一	價格區域	一七五	ライヒスマルク
同	第二	同	一七七	同
同	第三	同	一八〇	同
同	第四	同	一八二	同
同	第五	同	一八三	同
同	第六	同	一八五	同
同	第七	同	一八六	同
同	第八	同	一八七	同
同	第九	同	一八八	同
同	第一〇	同	一九〇	同
同	第一一	同	一九三	同

價格區域について一例を擧げると次のやうに分たれてゐる。

第一價格區域（裸麥一四〇ライヒスマルク）
　東プロイセン
　ポーゼン＝西プロイセン

第二價格區域（裸麥一四二ライヒスマルク）
　東プロイセン　（第一區域以外の地域）
　ブランデンブルグ
　ポンメルン　（ケスリン）
　ポーゼン＝西プロイセン

下部シュレジエン
上部シュレジエン

第三價格區域（裸麥一四五ライヒスマルク）

ブランデンブルグ
ポンメルン（第二區域以外）
ポーゼン＝西プロイセン（シュナイデミュール）
下部シュレジエン（リーグニッツ）
メクレンブルグ＝シュウェーリン
メクレンブルグ＝シュトレリッツ

第四價格區域（裸麥一四七ライヒスマルク）

ベルリン市
ブランデンブルグ
下部シュレジエン（リーグニッツの一部）
ザクゼン
シュレスウィッヒ＝ホルシュタイン
ハンノヴァー
ヘッセン＝ナッソウ
ザクゼン
チューリンゲン
メクレンブルグ＝シュウェーリン（第三區域以外）
オルデンブルグ
ブラウンシュワイグ
アンハルト
リューベック
メクレンブルグ＝シュトレリッツ（第三區域以外）

第五價格區域（裸麥一四九ライヒスマルク）

シュレズウィッヒ=ホルシュタイン　（第四區域以外）
ハンノヴァー　（第四區域以外）
ザクゼン　（第四區域以外）
ハムブルグ
ブラウンシュワイグ　（第四區域以外）
リュベック　（第四區域以外）
メクレンブルグ=シュトレリッツ　（第三及第四區域以外）

第六價格區域（裸麥一五二ライヒスマルク）

ウェスーファーレン
ヘッセン=ナッソウ　（第四價格區域以外）
バイエルン　（オーバーフランケン、ウンターフランケン）
ヘッセン

第七價格區域（裸麥一五三ライヒスマルク）

ハンノヴァー　（第四及第五區域以外）
ウェストファーレン　（ミンデン）
バイエルン　（オーバーバイエルン、ニーダーバイエルン、オーバーフランケンの一部、ミッテルフランケン）
オルデンブルグ　（第四區域以外）
ブラウンシュワイグ
ブレーメン
リッペ
シャウムブルグリッペ

第八價格區域

ハンノヴァー　（オスナブリック）
ウェストファーレン　（第四及第七區域以外）
ヘッセンーナッソウ　（ウィースバーデン）

ライン地方
ホーヘンツォルレルン
バイエルン　（ウンターフランケン）
ウュルテンベルヒ
バーデン
ヘッセン
オルデンブルグ　（第四及第七區域以外）

以上の生產者價格に基いて、更に製粉業者の購入價格が決定される。而してこれが決定に當るものは、穀物業組合であるが、當然に中央會の指導を仰がねばならぬ。但し製粉業者が原料買入を爲すのは、規定された小額取引（第二十七條）の外は、商人を保護する爲に直接生產者から買入れてはならないことになつてゐる。

次いで此の製粉業者の原料買入價格を基礎として、パン製造業者の買入價格及び販賣價格が決定され、かくして穀物價格は其の生產者の販賣價格からパン製造業の販賣價格に至るまで嚴重な統制下に置かれてゐる。

かかる價格統制は穀物のみでなく、牛乳、バター、肉類、その他の農產物全面に亙つて實行せられ、しかも之が運用は既述の各種の農業統制機關を通じて行はれてゐるのである。

1) Reinhold Süsser, Die deutsche Getreidemarktordnung, „Weltwirtschaftliches Archiv" März 1938, S. 345.
2) Hoche, a. a. O., Heft 9, S. 299.
3) Hoche, a. a. O., Heft 4, S. 42, ff.
4) Hoche, a. a. O., Heft 9, S. 299 ff.
5) Hoche, a. a. O., Heft 4, S. 422-36.

第四章　原料管理

ドイツは其の尨大な軍需産業を中心とする事業計畫の遂行には多大の原料を獲得すべき必要に迫られた。ところで、外貨涸渇といふドイツに與へられた根本的制約の故に無制限な輸入は許されず、したがつて輸入品管理の强行、代用品原料自給への努力、そしてそれに伴ふ當然の結果としての原料の不足及び生産費高による價格の騰貴を招來し、しかも物價高はナチス當初からの目標たる失業撲滅並に軍需資材獲得の爲の支出を膨脹せしめ、事業計畫の圓滑な遂行の困難、といふ矛盾を生じた。此處に於てか一方では原料輸入の抑制、及び國內原料增殖を計ると共に、他方では價格騰貴を極力抑壓することが必然になつた。かく觀ずれば原料管理と價格管理とは、アウタルキー確定といふ同一の問題の二つの面であるに過ぎない。

第一節　原料管理としての爲替政策

ドイツの如く巨額の外資を負擔し、しかも工業品輸出手取金による外には支拂手段獲得の途が殘されてゐない國にあつては、國內生産費を出來る限り低下し、以て輸出の促進をはからねばならぬ。而して此の方法がナチス以前、特にブリューニング政府の下に於て採用された政策でもあつた。當時「飢餓輸出」として非難を蒙つたとこ

るのものが之である。その當然な結果として、一九三一年にはドイツの輸出超過額は約二億四千ライヒスマルクであつて、工業生產額の約三九%が輸出され、當時世界最大の輸出超過國だつたのである。しかるに其の後の外國貿易の發展はドイツに取つて不利になつた。このことは云ふまでもなく、各國の經濟不況に基く購買力の低下、並に諸國の封鎖的傾向によるドイツ商品の壓迫にあつた。輸出超過の目的が達せられなければ原料購入に支拂ふべき爲替が得られない。支拂手段たる爲替が得られない限り國內產業の振興に必要な原料を得ることは出來ない。しかも國內產業は振興せしめねばならぬ。かうしたヂレンマの上に立つてドイツは第一に爲替政策を通して何らかの局面打開の途を見出さうとしたのである。

ドイツの爲替管理は既に一九三一年七月のドイツ金融恐慌の直後、卽ち、七月十五日の第一回爲替管理令によつて、通貨保護の爲にドイツに於ける爲替拂下げの要求を出來るだけ制限し、これをライヒスバンクの嚴重な監督下に置いたが、引續き七月十八日の資本逃避防止令及び同日の外國旅行者に對する手數料引上令とは、爲替の私有を監視し、外國に持出すことを防止せんとした。

爾後一九三二年五月二十日迄に次の如き多數の爲替管理令並に其の施行令によつて、益々爲替取引に關する取締が嚴重にされた。

	發布日附
爲替管理令	一九三一年八月一日
改正令	一九三一年十一月十七日
第一回施行令	一九三一年八月十二日

第二回施行令	一九三一年八月二十日
第三回施行令	一九三一年八月二十九日
第四回施行令	一九三一年九月四日
第五回施行令	一九三一年九月二十四日
第六回施行令	一九三一年十月二日
第七回施行令	一九三一年十一月十日
第八回施行令	一九三一年十一月十七日
第九回施行令	一九三一年十二月七日
第十回施行令	一九三二年二月十八日
第十一回施行令	一九三二年四月十四日
第十二回施行令	一九三二年五月二十日

而して最後に一九三二年五月二十三日の爲替管理令並に同日の施行令によつて、從來の諸規定に統一が與へられ、其の技術的簡易化が企てられたのである。これらの諸規定によれば、爲替拂下げは大體に於て一般的拂下と個別的拂下とに分れてゐる。

一般的拂下は從來相當の輸入取引を營める業者に對するものであつて、一九三〇年七月一日から一九三一年六月三十日迄の期間內に於ける各輸入業者の輸入金額の月平均額から、其の後の輸入價格、數量の增減を斟酌して一定の減額を行つた額を基礎額とし、これを標準として每月一定の拂下額が決定されるのである。

個別的拂下は一般的拂下の資格なきもの、又は一九三〇年七月一日以降一九三一年六月末日迄に於ける輸入支拂額が總計二千ライヒスマルク以上に達せざる者、又は、小麥、飼料用大麥、玉蜀黍の如き、其の輸入支拂に對

して特に政府の穀物管理所の管理に服する商品の輸入に對して許可されるものである。

ナチス政府の下に於ても爲替管理に關する政策は大體に於て踏襲せられ、しかも一層强化されるに至つた。而してナチス治下にあつても爲替管理關係法規は頻々と變更され、補足されたが、重要なものは一九三三年十二月十八日の爲替管理局創設法[1)] (Gesetz über die Schaffung einer Reichsstelle für Devisenbewirtschaftung) である。これによつて爲替管理局が新設され、爲替管理に關する經濟大臣の權限が一部それに移されることになつた。ところで一九三五年二月四日の爲替管理法[2)] (Gesetz über die Devisenbewirtschaftung) 及び一九三六年十二月一日の爲替管理改正法[3)] (Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Devisenbewirtschaftung) は、更に從來の諸法規を集大成し、改正することによつて現在に於けるドイツ爲替管理に關する基本的なものになつてゐる。

右によれば、爲替管理局は經濟大臣が保有した爲替管理に關する一切の任務と權限とを與へられることになつた(同法第一條)。但し商品取引に關する限りの爲替管理の任務は後述の商品管理局の權限に所屬せしめられ(第三條)、又淸算協定の實施はライヒスバンクの管理下に置かれる(第四條)のである。而してこれら諸法規及びこれに附帶する施行令は「爲替がドイツ經濟から無統制に逃避することを防止し、且つ既存の爲替及び將來入手すべき爲替を合同的に管理」することを任務とし(準則第一章第一條第六項)、此の任務に添ふ爲に、爲替管理局は各地に散在する管理所及び商品監視所に對して命令を公布することが出來る。

爲替管理の機構は資本部と貿易部との二部に分れ、前者は外債元利拂、旅行、有價證券取引、封鎖マルク處分、保險關係其の他の通貨取引を取扱ひ、後者は貿易上の重要な爲替問題並に外國貿易から生ずる個々の爲替問題を

取扱ふ。

しかるに後述するやうにライヒ經濟省が四ヶ年計畫の遂行により卽應すべく改組された結果として、右の爲替管理事務のみを獨立した爲替管理局の管轄下に置くことの不便が認められるに至り、一九三八年四月九日の法律によつて爲替管理事務は再び經濟省に統合せられた。卽ち、經濟省の改組によつて最も廣義の對外經濟問題を取扱ふものとして經濟省第五局が設置せられた際、その下に爲替管理貿易部の國別調査課と舊經濟省貿易政策局の國別調査課とを合併した貿易國別調査課が設置せられ、同時に爲替管理局貿易部の殘務、卽ち貿易上の根本的爲替問題調査と資本部とが合併せられて爲替管理課となり、更に之に舊經濟省輸出關係局の改組せるものが加へられて新經濟省の第五局を構成することになつたのである。

ともあれ、右の改組を見た最近迄は、爲替管理局の下に於てドイツの輸入は嚴重な管理を受けた。卽ち、各輸入業者は一九三〇年七月一日乃至一九三一年六月三十日を基準年度として爲替の割當を受け此の範圍内に於てのみ輸入が許されるといふ方法が實行された。しかるに此の割當額は漸次五〇%から四〇%、更に三〇%に下り、遂には五%まで引下げられるに至つた。

割當額がかく低下せざるを得なかつたのみならず、割當の方法についても問題があつた。といふのは、例へば原料品の場合についてみれば、輸出產業、軍需產業の何れに向けるかに至る迄管理局によつて決定されねばならぬのであるが、しかも此の決定の根本方針について屢々當局内の意見の衝突があつたからである。卽ち、ライヒスバンク側では貿易上のバランス調整の側に重心を置き、輸出產業の振興に資するやうな原料輸入に爲替を振向

けんとするときに、四ヶ年計畫當局では軍備充實の見地から國防的產業の原料輸入に優先的割當を要求するが如き場合が少くない。だが、爲替管理局の活動は商品監視の活動と密接な關係にあり、切り離して述べることは困難なるが故に、後に併せて說明しやう。

原料統制に關する爲替政策は右の爲替管理のみではなく、其の二は爲替清算協定制の實施である。

清算協定（Verrechnungsabkommen）はドイツの債權國との間に締結されたものであつて、此の制度の下ではドイツの輸入商品への支拂は在外輸出業者に對して行ふのではなくて、ライヒスバンク本店、又は特殊の場合には他の特定のドイツ銀行の輸出國中央銀行の特別勘定に拂込まれ、輸出業者は右の清算勘定の殘高がある場合にのみその國の通貨で支拂を受けることが出來る。それ故に、其の國の對獨輸出が對獨輸入よりも多い時には、該輸出業者は支拂ひを受けることは出來ない。ドイツが雙務的に此の種の協定を結んだ國は一九三五年末に於ては二十七ヶ國の多數にのぼつた[1]。しかもヨーロッパ諸國が最も多數を占めてゐた。

此の清算協定の採用は、次のやうな效果を伴つた。卽ち、ドイツは必要とする原料をばこれら協定國から供給せられると共に、その代價として自國の完成品を提供することが出來た。とりわけ前述の如く協定國の多くが、東歐の農業諸國であつたから、ドイツは其の原料及び食料品を購入する代りに、軍需品其他公共事業材料を輸出することが出來た。以上と同樣の目的から、求償取引及びバーター取引、アスキマルクによる便法、等々も亦、ドイツによつて好んで利用せらるところである。だが、これの效果については後に述べやう。

1) Hoche, a. a. O., Heft 5, S. 558 ff.

2) Hoche, a. a. O., Heft 12, S. 410 ff.

3) Hoche, a. a. O., Heft. 21, S. 261–264

4) アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、チリ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシヤ、イラン、イタリア、ユーゴースラヴィア、ラトヴィア、オランダ、ノルウェー、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ソ聯、スペイン、スエーデン、スイス、チェッコ、トルコ、ハンガリー、ウルガイ。

第二節　商品監視局の原料統制

直接的な原料統制は一九三四年三月二十二日の原料及び半製品取引法[1]（Gesetz über den Verkehr mit industriellen Rohstoffen und Halbfabrikaten）に基いて經濟大臣は原料及び半製品の取引、殊に其の調達、配給、貯藏、販賣並に消費を統制し、且つ此の目的の爲に中央統制機關を設ける權限を與へられ、これによつて差當り十一の監視局が設けられた時に始まる。次いで今年九月に至つてシャハトの謂ゆる「新計畫 Neuer Plan」によつて右の制度は一般化されるに至つた。此の計畫の重點は、一、個々の輸入品につき許可制度の採用、二、輸出の促進、三、國內代用原料の使用奬勵、にある。

ともあれ、新計畫の實施は何よりも九月四日の「商品取引令[2]（Verordnung über den Warenverkehr）」及び同日の「商品監視局設置令[3]（Verordnung über die Errichtung von Überwachungsstellen）」に現はれた。卽ち、これによつて物資調整の中央機關たる商品監視局（Überwachungsstelle）が設けられ、經濟大臣による商品取引の監視、其の

調達、配給、貯藏、販賣並に消費に關する統制が右の監視局に委任されたのである。商品監視局は次の二十八種品別について夫々設置せられてゐる。[4)]

一、穀物飼料及其他農産物監視局
二、家畜及畜産物監視局
三、乳製品及油監視局
四、鷄卵監視局
五、木材監視局
六、園藝品、飲料其他食糧品監視局
七、羊毛其他獸毛監視局
八、棉花監視局
九、綿絲及綿織物監視局
一〇、絹、人絹及ステープル・ファイバー監視局
一一、被服及同種製品監視局
一二、鞣皮監視局
一三、卑金屬監視局
一四、鐵鋼監視局

一五、工業用油脂監視局
一六、皮革監視局
一七、ゴム及アスベスト監視局
一八、煤煙監視局
一九、鑛油監視局
二〇、「化學藥品」監視局
二一、煙草監視局
二二、石炭及鹽監視局
二三、毛皮製品監視局
二四、紙監視局
二五、工藝製品監視局
二六、雜品監視局
二七、貴金屬監視局
二八、コーヒ監視局

（一九三七年三月二十二日の命令によつて追加）

以上の商品監視局は諸企業の貸借對照表及び營業財產を報告せしめて之を審査する外、企業主の人事關係にも

干渉する權限を有し、且つ、商品輸出入の均衡を保持する爲に、輸入を統制し、したがつて外國爲替の割當、國內に於ける輸入商品の監視、特殊商品の使用制限、禁止、代用品使用の强制、等々を任務とした。右の監視局中にあつて一乃至四及び六は食糧大臣、五のみはライヒ山林長官、爾餘は經濟大臣の監督を受ける。而して各監視局は各監督官署の任命に懸る受託官の指揮下に置かれてゐる。

さて、これら商品監視局の活動を概觀しやう。これについてはウィルトシャフツクルフェ[41)]に詳細な記述があるので、これを紹介しやう。

一、原料買付　一般に原料管理を實施するには、原料の分配及び消費に關する統計的調査が行はれる。卽ち、第一に一切の現存する加工業者の消費及び從來の消費量の調査、次には現在の貯藏高、貯藏期間、引渡及び引渡義務、並に原料取引に於ける自己又は他人の計算の區分等の調査である。そしてこれらの調査を實施する爲に製品監視局から質問書が交付され、又は特定事項につき囘答が要求される。右の調査によつて監視局は一定期間に於ける市場の狀況を知り、指令を發すべき材料を得るのである。

原料割當の最も簡單な形式は、種々の形態で適用される買付許可である。原料の買付はその如何たるとを問はず、總て許可を要し、それによつてある期間に使用せられる原料の一定額がきまるのであるが、此の場合に於ける許可には種々の相違がある。卽ち、多くの場合には買付許可は輸入をも含むが、他の場合にはそれは國內生產品又は輸入原料による生產品に限定せられる場合があり、又ある場合には引渡要求をも含むことがあるが、他の場合には範圍を示すに止まる場合、などがある。海外から輸入される原料品にあつては、加工業者が之を海外で

買付ける場合は、買付許可は爲替證明と同一である。しかしながら輸入業者が介在するか又は國內產原料も亦問題になる時には、買付許可は消費統制の機能をも有することとなるのである。例へば一九三四年の「原料及半製品取引法」の公布をみて以後、先づ棉花、銅、皮革、煙草について、貯藏の過剩を防止し、商品監視局に對して需給調査の期間を與へる爲に、買付が禁止された。但し此の買付禁止は海外に於ける場合にのみ限定された。次いで纖維部門にあつては羊毛、棉花、亞麻、大麻、黃色麻、ラミー等について海外に於ける買付のみならず、國內買付についても許可制が適用せられたが、一九三五年には右の買付許可制は、棉花混用絲、リンネル、及び麻絲、絹絲、人造絹絲等にまで擴張せられた。尤も原料に對する需要の比較的大でない小企業については、一部は最初から、一部は後になつて管理外に置かれ、ただ申告義務を課せられたに止まつた。

國內に於ける買付許可は、輸入の場合の爲替證明と同樣に一定期間の需要額を基準に割當てられる。例へば、羊毛についてみれば、過去の一定期間に於ける需要を基準として此の額から四分の一を減じ、追加需要、特に輸出注文の爲の需要だけをこれに追加する。かうして正常需要が決定されるのであるが、これに對する買付許可は原料の貯藏量に從つて、しかもこれと一定の割合を保つことを要する。但し右の割當算出方法は一九三五年二月に變更が加へられ、基準需要額から先づ從前の輸出向注文額だけを減じ、更にこれから二割を減ずることになり、その代りに新規の輸出注文に對して追加買付許可が與へられ、更に追加許可の五割に當る原料プレミアムが與へられることになつた。しかし此の方法も種々の不利を伴つた爲に再び變更され、從前の輸出注文が半減されると同時にこれに對して殘餘の割當も半分に削減され、前と同じく新規の輸出向割當とプレミアムとが與へられ

たのである。

二、加工及び消費統制　以上のやうに買付許可制は一般に貯藏現在高について行はれるものであるが、それは原則的には專ら原料買付にのみ關するものである。ところで、自己の企業内に於ける原料在庫にあつては統計上の不備の爲に管理が徹底せず、特に加工が數次の行程を要する企業にあつては第二次以降の加工が充分に取締れない憾みがある。此の故に買付割當制から更に一歩を進めて加工許可制が採用されるに至つた。しかしながら買付割當制の適用される總ての部門に至つて必らずしも加工割當が實施されるのではない。例へば黃麻紡績業にあつては、原料の買付は海外でしかも當該企業自體によつて行はれるが故に、爲替證明制が適用され、且つ加工割當制が實施される。しかるにこれと混用される亞麻や大麻については何らの加工制限は受けないが、買付許可を要するが如きがこれである。かくして一九三四年には紡績業にあつては棉花とリントとに對してのみ加工割當制が採用された。といふのは、此の種の企業數も少く、斯業の範圍では加工割當制の實施は卽時に實行されたが、他の纖維工業部門にあつては、それの存續の理由からも原料消費節減を考慮する必要があり、一九三四年七月十九日の纖維素令[5]（Faserstoffverordnung）」によつて一般的勞働時間の制限が行はれ、其の他各種の必要な經驗が整つた後、一九三五年十二月六日に至つて始めて紡績原料法[6]（Spinnstoffgesetz）」に基いて殆んど全部の纖維關係工業に亘つて加工許可制が實施されるに至つたのである。次いで以上の加工制限には棉花、綿絲、棉花屑の外に羊毛、羊毛屑等も含まれ、更に後に至つて絨氈、掛蒲團、レース、窓掛等の加工に至るまで之に追加された。

金屬工業部門にあつてはあらゆる加工行程につき、直接の加工に必要な原料の買付のみは之を許可するとの原

則が確立された。ただ、輸入素材たる原鑛は右の統制の範圍外に置かれたが、之は爲替證明制によつて間接的に割當が行はれるからである。

其の他の工業についても、一九三四年及び翌三五年以降漸次加工許可制が實施されることになつた。例へば、ゴム、アスベスト、葉巻煙草、石鹼、ワニス、ペンキ、印刷用インキ、パテ、リノリウム、蠟布、人造皮、ターペット等に製造する油脂、脂肪の硫化加工、ワニス製造用の脂肪及人造膠の加工、工業用脂肪生産用の骨及骨粉の加工、カーボンブラック、硫酸の使用、石炭酸及びクレゾールの使用、碎木パルプ、曹達パルプ及び硫酸鹽パルプの使用、毛皮製品用の犢及び仔馬皮の加工、等々がこれである。

商監監視局は爲替證明許可と同時に買付許可を實施する機關であるが故に、利用さるべき原料數量並に分配さるべき總割當量をば可なり正確に知り得る立場にある。しかし個々の業者に對する割當の問題は結局買付許可の場合と同樣である。一般に加工の割當額は過去の實際の加工に基いて比較的長い一定期間について算出された基準數量のパーセンテーヂで算出される。而して此の加工量は每月均等であるが、一定消費期間内に於ける消費の遲速は云ふまでもなく業者の自由である。交紡絲、金屬合金等の場合にあつては管理を受ける原料の部分のみが統制されるが爲に、當該加工業者は管理外の原料を使用せんとする場合が多い。此の故にある場合には國内產原料の使用を促進する目的を以て、或は海外產原料の加工割當を減じ、或は國内產原料に對して原料プレミアムが與へられた。

加工許可制は又需要充足證書 (Bedarfsdeckungsschein) の交付によつて行はれる場合がある。例へば、靱皮纖維

商品監視局にあつては黄麻絲及び布に對し、卑金屬商品監視局にあつては多數の金屬及び合金に對して既に一九三四年以降需要充足證券制が採用され來つた。買付許可制が原料の供給を調整し、加工制限制が原料加工を調整するのに對して、需要充足證券制はこれらに一歩を進めて加工者に對する原料の分配を統制せんとするものである。云ふまでもなく、此の需要充足證券は商品の受渡について無制限の權利を與へるものではないが、商品の引渡は此の證券の移轉と結び付き、證券の引渡によつて始めて取引が合法化するのである。一例を黄麻工業に取つてみやう。黄麻布の最後の消費者を假りに製粉業者だとすれば、此の製粉業者は先づ需要充足證券の下附を申請し、所轄の商品監視局は右の需要が正當なりや否やを審査した後に證券を交付する。此の證券は當該製粉業者についてのみ有效であると共に、他方黄麻布生產者も右の需要充足證券に對してのみ商品の引渡が許可されるのであつて、これに先んじて他の購買力ある需要に應ずることは出來ない。生產者は證券に基く買付注文を受入れた順序に從つて契約を履行するが、緊急必要の記載がある場合には之を優先的に取扱ふ。契約履行後にあつては此の證券に對して引渡の記載と共に引渡價格をも記入し、且つ證券は後に至つて商品監視局に戻されるから、同時に價格統制の强化も併せ行はれる效果がある。

半製品及び完成品の使用統制の手段はより複雜である。例へば、ゴム加工統制にあつては、自動車用タイヤーが一時的な不足を告げた場合には、生產者は一定量のゴムを監視局の支配下に置く義務を課せられ、他方自動車工場も亦、第一次的軍需用の需要の屆出義務が課せられた。かかる統制は其の根底に於て、市場に於ける當該商品の需給關係の見透しを容易ならしめんとする意圖を有するものであつて、需要充足證券制度と軌を一にするも

のである。又シンヂケートの支配下にある鐵鋼統制に關しては、一九三七年二月の命令によつて受注の調整が行はれた。これによれば半製鋼、壓延鋼及び銑鐵の生產者は同年四月末日迄に注文の履行が困難と見るときは、四月一日まで受注を拒絕することが出來る。これと關聯して更に、同業團體によつて行はれるある種の需要割當、例へば建築鋼材に於けるそれの如く勞働力の介入せる場合もある。

三、輸出の保護　さて以上のやうな原料の嚴重な統制は輸出の障碍を齎らす危險が他方に存在するが故に、商品監視局は、極力これが囘避の爲の手段を講じてゐる。即ち、輸出向生產は特殊例として取扱はれ、輸出向加工需要は他の需要に優先するものとされてゐる。且つこれは各種の使用制限の上にも適用された。しかしながら原料消費割當に於ける輸出向需要の優先にはある程度の限界が存立せざるを得なかつた。即ち、國內需要に向けられるべき原料並に原料プレミアムをば輸出向加工の爲に使用せんとする際には、先づ輸出向注文の存在を證明せねばならないからである。尤も割當額の算出には少くとも過去の輸出の實績が考慮されるが故に、現在の輸出を繼續する爲にある限度まで原料を獲得することが出來る。しかしながらこれ丈を以てしては現在以上の輸出を促すには不充分であり、海外注文を通常直に受入れた場合には、之に對する生產は不可能といふ結果を生ずる。右に對する對策として、多くの場合、受渡期限の比較的遲い國內需要を後廻しとして差當りの生產をば輸出に向け、追加加工許可を得た後に前者を補充するといふ方法が採用された。尤もかかる煩雜な方法は經驗を重ねるにしたがつて改善され、商品監視局が企業の業務に通曉するにつれて、少くとも少額の輸出取引の一般に行はれてゐる部門にあつては、特定の統制組織の下に輸出向在庫生產が認められるといふやうな信任關係が生じ、同樣な

趣旨に於て割當も寛大化せられるに至つたのである。

四、營業許可　商品監視局が買付許可又は加工許可制度を通じて原料管理を實施しつつある部門にあつては、監視局が同時に營業許可の上にも强力な支配力を持つことは當然である。原料割當は過去に於ける特定期間の調査を基準にしたものであり、したがつて新規生產者に對する割當數量についても豫め考慮が拂はれてはゐるが、本來企業範圍の不變をば前提としてゐる。元來新規な營業參加に對して一般には許可制度が實施されてはゐないが、經濟省は何よりも旣存企業の爲の原料供給を先にするとの原則を採用した。卽ち、一方では新規企業が原料分配に與り得る爲には、豫め商品監視局との了解を得ることを奬勵すると共に、他方に於ては特殊な投資禁止及び企業設立制限を行つた。而して後者の投資禁止は原料不足の爲に加工制限を餘儀なくされるが如き部面に於て、又新設制限は思惑により貯藏品增加の虞あるか或は特に之を必要とする部面に於て行はれたのである。一九三五年にはゴム製完成品の生產については許可制が採用され、後に至つて更に生產設備の擴張並にゴム製品の取引についても許可を要することとなつたが、原料使用の節約がその主なる理由として擧げられてゐる。又金屬工業にあつては、旣に一九三四年に於て、「原料及半製品取引法」施行前に未參加であつた總ての業者は、原料の取引を禁止されたのであるが、これは主として思惑防止に原因してゐた。かうして金屬工業にあつては諸種の規定によつて多くの制限が設けられ、企業の新設、休眠設備の運轉、新規部門の開始、生產計畫の變更等には總て許可制が實施された。但し、重金屬から輕金屬への轉向は單に屆出義務が課せられたのみであるが、之に反して屑故材料の取引は最も嚴重な取締の下に置かれてゐる。又、例へば、黃麻及び黃麻布に關しては、旣に一九三四年

に同業團體の證明書を有する者の外原料を購入し得ざる者が規定され、襤褸に關しても一九三五年以降許可を受けた業者以外は購入し得ないことになつた。許可制は更に、豚毛、馬毛、屑金の取引につき採用され、皮革の競賣、ゴム及び屑ゴムの取引、さては自動車用タイヤーの滑走面の取換、再生ゴム及び再生礦油の取引、屑故紙の取引については制限が加へられたが、就中屑鐵の取引制限の如きは最も嚴重を極めてゐる。

五、貯藏統制　許可制による取引の統制のみでなく、業者の在庫についても詳細な規定による統制が加へられてゐる。此の統制は金屬工業、纖維工業、屑紙及びパルプ加工、工業用脂肪加工業に於ける如く在庫品帳簿の規定によつて實施されてゐる。とりわけ金屬工業については、商品の性質上貯藏が容易である爲に、此の規定は特に嚴重である。卽ち其の制限は、鉛、銅、ニッケル、水銀、錫、亞鉛及びこれらの合金の素材料、原材料、半製品並に屑故物に及び、且つ生産及び取引のあらゆる段階に亘つてゐる。例へば、自家用の素材料の在庫には制限はないが、屑故材料の在庫は一九三五年上半期の消費高の三分の一に制限され、自己經營内に於て生産され、しかも自己經營に於て再加工されない素材料及び屑故材料については二ヶ月分の實生産高に相當する量だけを貯藏することが認められてゐる。自家生産の原材料は當該經營に於ける最近の月產高だけの、又自家生産以外の所要原材料は一九三五年上半期の消費高の三分の一だけの、又自家生産の中間生産物は最近の月產高だけの貯藏が許されてゐる。

工業用脂肪の加工にあつては、一九三四年以降、在庫高は一ヶ月の消費額以内に制限され、又屑鐵については一定の最高限度を超過する貯藏品は四週間以上貯藏することを得ない。鐵の取引に關しては、銑鐵、半製鋼、壓

延鋼及び鑄物の在庫高は一九三五年の月平均額に制限され、他方製鐵業にあつても原料貯藏を一定額以內に維持すべき義務が課せられてゐるのである。

以上に於て商品監視局の活動を中心とする原料管理をみたが、それの制度及び運用は複雜且つ煩瑣を極めてゐる。もとより管理の實施、したがつてその經驗に基いて一定の標準が漸次設けらるるに至つたが、干涉の手段及び程度、並に規則の用語でさへも二十八の監視局によつて現在もなほ未統一の儘に殘されてゐるものがある。しかもナチスの原料統制は決して以上の商品監視局の活動にのみ止まつてゐるのではない。一般的な法律や命令によつて國家の諸機關が直接にか又は間接に原料管理に介入してゐる場合が甚だ多い。例へば、纖維工業部門については前出の一九三四年七月十九日附纖維素令[7]に原料管理に關する諸方策が規定されて居り、强制カルテル法[8]に基く諸カルテル立法に於ける投資禁止、又は新規操業の諸規定も亦、一面原料政策上の理由に出たものである。

更に原料の輸出禁止によつて貯藏の確保が行はれ、國家其の他の公法的團體の注文品に對しては、國內產羊毛及び人造羊毛の混用が規定せられてゐるが如きも亦、原料管理に關する間接的方法である。

かやうにして、商品監視局の活動を中心としてドイツの原料管理を眺めるときは、各個の商品に關する管理方策が多少明白に觀取されない虞れも存在するが故に、此處に多少の重複を厭はず、若干の重要商品についての統制事項を拾ひ上げると次の如くである。

1) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 251 f.
2)3) Hoche, a. a. O., Heft 10, S. 427 ff, u. 432.

4) Leonhard Miksch, die Wirtschaftskontrolle der Überwachungsstellen „Wirtschaftskurve," Heft II 1937.
5) Hoche, a. a. O., Heft 9, S. 229.
6) Hoche, a. a. O., Heft 16, S. 315.
7) 本書三六四頁。
8) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 424. 本書三八一頁參照。

第三節　原料品の個別的統制

イ、**鐵鋼**　鐵鋼監視局は一九三四年八月四日に創設された。それの主要な任務は差當り、壓延鋼及び鑄鐵材料の全生産を監視し、粗鐵及びその生産物輸入に對する買付許可を與へるにあつたが、次いで外國に對する輸入代金支拂許可をも管理するに至つた。更に一九三五年には監視局はそれらの輸出統制の任務をも課せられた。

原料生産の統制については一九三六年九月二十八日の鐵及マンガン含有原料貯藏令 (Anordnung über Lagerhaltung an eisen- und manganhaltigen Rohstoffen) によつて鐵鋼生産者は其の原料を最小限だけは維持すべき義務が課せられた。他方に於て鐵に對する需要は一層增加したが、此の際のかかる注文の急速な增加は一部は投機的な購買にも基いてゐたのである。かかる見越購入を除去する爲に、一九三六年九月二十六日の「鐵取引に於ける貯藏及注文許可第十五次令 (Anordnung 15 über Lagerhaltung und Auftragserteilung im Eisenhandel)」は一九三七年八月六日の鐵鋼取引及建築業に於ける貯藏、申告義務及注文第二十九次令 (Anordnung 29 über Lager-

haltung, Meldepflicht und Auftragserteilung im Eisern- und Stahlhandel und Baugewerbe) によつて新らたに補足せられ、將來にあつては消費者からの注文額だけしか工場に鐵鋼材料を割當てないことになつた。加ふるに小賣取引者は其の在庫品をば一九三六年末迄に一九三五年末平均だけ維持せねばならない。ところで、一九三六年末に至つて壓延工場に於ける注文額は著るしく增加して、所與の原料及び生產狀態にあつては、引渡期限を延期せざるを得なくなつた。輸出注文及び數多の公共注文に應ずることは頗る困難になつたのである。此處に於てか鐵鋼商品監視局は、一九三七年二月二十三日の注文規制第二十二次令 (Anordnung 22 über Auftragsregelung) によつて、工場の見積りによつて一九三七年四月末迄に處理し得ない一切の注文は、注文者に返すべきこととした。

此の方法によつて鐵市場には新らたな秩序が齎らされた。卽ち、爾今鐵注文は、それが輸出業からの注文であるか、特に優先的に充すべき國內需要(國防、四ケ年計畫、鐵道、郵便、自動車道路の如き)であるか、又は其の他の國內需要によるものであるかに基いて區別され、此の各種に應じて生產能力の範圍內で消費割當が行はれるに至つたのである。

製鐵所の急速な原料需要の增加に應ずる爲に、政府は異常な努力を拂つてゐるが、とりわけ注目すべきは、一九三七年末に設立されたヘルマン・ゲーリング製鐵所である。此の事業會社の基礎は一九三七年七月二十三日の四ケ年計畫委託官の命令によつて與へられたものであり、ドイツ製鐵業に取つて期待されてゐる。だが、これについては後に詳しく述べることとする。更に一九三七年九月十六日のドイツ鐵鋼業の計畫的建設確保令[1] (Anordnung zur Sicherstellung des planmässigen Ausbaues der deutschen Eisenindustrie) によつて、高爐、冶金用コーク

ス爐、壓延工場、製鐵鋼所、等々について許可制を採用することとした。

ロ、非鐵金屬、非鐵金屬にあつては他の多數の原料よりも早くそれの不足が痛感せられ、したがつて之が原料統制も夙に實施された。例へば既述の工業原料及び工業製品取引法[2)] (Gesetz über den Verkehr mit industriellen Rohstoffen und industriellen Erzeugnissen) や卑金屬に關する第一次及び第二次令 (Verordnung über unedle Metalle) の如きは非鐵金屬原料統制に關するものなのである。

ハ、纖維原料　纖維原料一般に關する統制は最初は既述の纖維業令により、後に之が補足され、改正された一九三五年十二月六日の紡績原料法 (Spinnstoffsgesetz) によつて共の基準を與へられてゐる。卽ち、紡績原料法は貯藏、工場新設及び工場擴張制限に關する諸規定のみならず、價格引上禁止をも規定してゐるのである。更に纖維工業に於ける勞働時間、加工原料數量も亦、本法に基く統制を受けねばならぬ。

右の纖維原料一般に通ずる統制策の外、更に各種の纖維原料の特殊性に基き、それの夫々に應じた統制方法が採用されてゐる。

羊毛については、早くも一九三三年六月十二日の國內羊毛使用促進法[3)] (Gesetz zur Förderung der Verwendung inländischer Wolle) によつて、國內羊毛使用强制、價格及び販賣統制によつて牧羊の奬勵が行はれた。而して國內羊毛生產は遠大な計畫に基くべきは當然であり、したがつて、品質改良が同時に考慮されねばならないが故に一九三四年一月三十日の羊毛生產及販賣統制令[4)] (Verordnung über Regelung der Erzeugung und des Absatzes von Schafwolle) は食糧團體に對して羊毛集散、價格決定及び品質改良方策に關する權限を與へた。次いで一九三六年

三月十七日の牧畜促進法[5)] (Gesetz zur Förderung der Tierzucht) 及び一九三四年三月二十六日の羊毛及其他の獸毛令[6)] (Verordnung über Wolle und andere Tierhaare) は、夫々牧羊の奬勵、羊毛の輸入、生産、配給、加工等について統制するところがあつたが、これらの權限は羊毛商品監視局の成立と共に當然それに委任されるに至つた。ところで羊毛に關する統制が如何に重要であり、したがつてそれだけに嚴重な管理下に置かれてゐることは、一九三七年末迄に羊毛監視局によつて公布された命令が、實に二十五に達する事實からも推測されるのである。

棉花　一九三四年三月二十六日の棉花令[7)] (Verordnung über Baumwolle) によつて棉花監視局が設けられ、これは差當り棉花貯藏の確保を任務とした。ところで間もなくそれの輸入及び加工にも統制を加へる必要を生じ、現在までに十五個の命令を公布し、棉花業をば纖維業の最も重要な部門と認めて新らしい要求に合致せしめるに至つた。他方に於て一九三四年八月十七日の棉花紡絲及び紡績業令[8)] (Verordnung über Baumwollgarne-und Gewerbe) は棉花監視局の外に、專ら加工業の活動を監督せしむる爲に、紡績業監視局をも設けた。而して同時にそれは强制混用による人造纖維原料消費の增加及び棉花の得られ難い消費地域に於ける棉花在庫品の保存について努力してゐる。

麻纖維　麻纖維についてはドイツは一九三四年迄殆んど其の原料は海外に依存してゐた。亞麻、大麻、黃麻、シサル麻、マニラ麻、椰子樹、ラミー、等々の加工に對する供給統制の爲に、一九三四年三月二十六日に麻類纖維令[9)] (Verordnung über die Bastfasern) によつて麻類監視局が設けられた。而してそれの活動は、第一に輸入統制、第二に國內生産奬勵、麻類紡績業の維持にある。此の最後の任務は後に至つて、黃麻業局の創設によつて强

化された。

絹、人絹及びス・フ　一九三四年七月三日の經濟方策法に基いて公布された同年九月四日の命令によつて、絹、人絹、被服及び類似の事業に關する監視局が設けられたが、次いで一九三五年十月二十九日、それは絹、人絹及びス・フ監視局に改組された。他の商品監視局と同じく、それは購入、加工數量及び其他の方策を管理するものであるが、就中それの任務はステープルファイバーの生産增加に向けられてゐる。

二、皮革　皮類は大體に於て副產物なるが故に、急速に增產せられず、且つ其の品質は徐々にしか改良せられないが故に、此の種原料の供給及び消費に關する統制はとりわけ緊急を要する。それ故に一九三四年四月九日の經濟大臣令[10]（Verordnung über Felle und Häute）によつて皮革監視局が設けられ、皮革原料の生產、配給、貯藏及び消費につき統制が加へられることになつた。而して個々のこれに關する政策は次の四つに分たれる。

a、皮革原料の輸出禁止　需要を出來るだけ國內生產で充す爲に、一九三五年十一月九日の命令は、皮類の一切の輸出をば皮革監視局の特殊な許可を要することとした。かかる許可は一九三六年初までは極めて狹い範圍に於てしか與へられず、爾後にあつては殆んど不許可になつてゐる。此の事實上の輸入禁止は人造皮革の使用奬勵を目指すものである。

b、加工割當の決定　一九三四年五月二十四日の皮革監視局第一次令は、皮類の購入には監視局の許可を要することにした。而して此の許可は一九三四年四月一日乃至九月三十日の期間に於ける「通常の需要」に基き加工業者によつて購入せられ、又は下請業によつて注文せられる原料高を決定するので、購入許可は半年毎に通常需要の割合によつて與へられる。一九三七年七月一日以降一九三八年六月三十日迄に羊及び山羊皮にはあつては通常

需要の七五%、他の種類の皮類にあつては七〇%が許可されたのである。

c、原料注文方法の統制　皮類注文の簡易化及び廉價の爲に各種の方策が講ぜられ、したがつてドイツ皮類競賣に於て購買の權利を有するものは、加工業者の商品に對する確定的注文、又は許可された下請業者の契約に關する證明を有するものに限る。

d、監視局の加工規定の下では、國內皮類の分割の禁止、羊皮の分割禁止、等が舉げられる。消費者の保護及び國民經濟上不當な投資の禁止の爲には、監視局は靴底について特にこの爲に許可された新らしい人造原料を加工すべきことを規定してゐる。又第三十三次令によつて、ある種の目的、例へば婦人の被服、防寒の爲に皮類を使用し、牛皮を財布に消費することが禁止され、又その他多數の皮革商品については價格の統制まで實施されてゐるのである。

1) Hoche, a. a. O., Heft 24, S. 347 f.
2) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 251.
3) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 584.
4) Hoche, a. a. O., Heft 6, S. 200.
5) Hoche, a. a. O., Heft 18, S. 420.
6) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 254.
7) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 255.
8) Hoche, a. a. O., Heft 10, S. 424.
9) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 256.
10) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 259.

第五章 價格統制

一九三六年十月二十九日ライヒ政府は四ケ年計畫實行の爲の極めて重要な一つの法律[1]を公布した。それによれば、「各種の財貨及び勞務に對する價格構成の管理を目的として」(第一條第一項)ライヒ委員が任命され、此の價格構成委員は「國民經濟上適正なる價格及び報酬を維持するに必要なる方策」(第二條第一項)を講ずる權限が與へられた。此處に於てかナチスの價格政策は極めて高度な段階に達したのであるが、次いで同翌月十一月二十六日四ケ年計畫受託官たるゲーリングは「四ケ年計畫實施法に關する過渡的命令」[2]によつて「價格決定及び價格管理の領域に於て公布された命令、布告並に一般的行政規定は一九三六年十月二十九日の法律により廢止されざる限りその效力を有す」(第一條)と規定した。卽ち、これによつて價格統制に關する從來の政策は原則として踏襲されることが明らかにされたのである。それ故に順序として此處に至るまでのナチスの價格政策を跡付けねばならぬ。

ドイツに於ける價格調整の爲に、價格委員が任命されたのは、前記の一九三六年一月のそれを嚆矢とするのではなくて、最近に於ても前後三回に及んでゐる。卽ち、ブリューニング內閣の下の一九三一年十二月乃至三二年春までのそれ、及び一九三四年十一月乃至三五年半までのそれと共に、短期間に前後三度價格統制の爲の委員が任命されたことになるのである。ところで、此處に注目すべきは上記の價格委員による價格管理は必らずしも同

一の目標、同一の方法を以て實施されて來たのではない。蓋し一九三一年の價格管理が行はれた當時の諸條件は後のそれとは全く異つてゐたからである。當時はデフレーション政策が正に其の頂點に達し、政府が物價、賃銀、家賃に對して干渉を加へれば加へる程、價格は下落の一途を辿るのみであつた。價格委員の任務も亦、此の傾向に對して決して逆行するのではなく、價格の下落をば如何にして破綻なからしむるかにあつた。價格の低下による輸出の強行（飢餓輸出）、そしてそれによる外債の支拂を當面の任務とした當時にあつては、右の傾向は必らずしも好ましからざる方策ではなかつた。ただ問題は如何にして小賣商や手工業の如き範圍に於ける販賣價格慣習の形で現はれる價格構成への障碍を除去し、以て賃銀、利子及び家賃の低下によつて達成された生產費並に卸賣物價の輕減をば、最後の消費者にまで持ち來すかの點にかかつてゐたのである。[3)]

これに反して一九三四年の價格委員の任務は、一九三六年のそれとほぼ意義を等しくしてゐる。といふのは、此處で問題になるのは、ドイツの國內景氣及び世界景氣の上に現はれてゐる物價騰貴の一般的な傾向に對して、輸出貿易及び爲替の關係、したがつて國內產業に及ぼす影響の上から如何に處すべきかといふ點にあつたからである。だが、此の場合に於ても目標は同一であつても方法に於て大なる相違のあることを看過することは出來ぬ。即ち、一九三四年のそれは當時の一般的な物價騰貴の傾向に對して、國家は價格の構成に對して干渉は加へるけれども、それは全體の經濟組織に對して絕對に必要な場合に限るのであつて、大體に於て企業自由の原則が尊重せられたのである。かくてその趣旨の下に於て價格に關する多くの法令が出たにも拘らず、各企業の全國民經濟の利益を目標とせる自主的な法令の遵守が待望せられ、國家の干涉は行き過ぎを是正する爲の「價格監視」の

範圍に止められた。此の點に於てそれは一九三六年の國家の價格形成への全面的な關與とは異つてゐる。かくして通常ナチスの價格政策は、價格監視の時期と價格構成のそれとに分たれてゐる。それ故に我々の觀察も亦、以上の二つの時期に分つて進めやう。

1) 四ケ年計畫遂行の爲の法律—價格構成委員の任命(Gesetz zur Dürchführung des Vierjahresplans-Bestellung eines Reichskommissars für Preisbildung), Hoche, a. a. O., Heft 20, S. 362.

2) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 250.

3) Leonhard Miksch, Wie arbeitet die Preisaufsicht? „Die Wirtschaftskurve", 16 Jg. Heft IV.

第一節　價格監視

一　價格統制機關としてのカルテル

第一期たる價格監視時代のナチス價格政策は、一九三一年のそれとは[1]意味を異にするとは云へ、なほ施設に於てはこれの踏襲に過ぎず、ただ次の三つの方向に於て擴張せられたに止まつた。

イ、一九三三年七月十五日の强制カルテル創設法によつて、國民的社會的又は經濟的事由よりして自由競爭を國家權力によつて制限することになつた。

ロ、一九三四年九月四日の商品取引令によつて財貨の動きと價格の統制に關する組織的管理の基礎が與へられ

た。[2]

ハ、一九三四年十二月四日の價格管理委員權限擴大法によつて、價格管理の範圍をば「日常生活必需品及び日常需要充足を目的とする給付」から總ての財貨及び給付（賃銀を例外とす）に擴張せられた。

カルテルを通じての價格統制は勿論ナチスに始まつたものではない。だが、根本的な相違を從前のそれとの間に認めることが出來る。ドイツのカルテル統制は夙に一九二四年十一月二日のカルテル令、詳しくは「經濟力濫用取締令」に始まつてゐる。但し此のカルテル令にあつては法規上はカルテルを原則的に認めつつも國家の態度は寧ろ否定的であつた。このことは何よりも同令第八條乃至第九條に現はれてゐる。卽ち、第八條はカルテル加入者に對して「重大な事由」に基く無期契約の解除の過失權を與へて居り、之によつてカルテルの內部的組織が弱められると共に、他方では第九條に於ける「全體經濟又は公益を危殆ならしむ」とか、「當事者の經濟的活動の自由を不當に制限する」とかの如き明確でない文言があり、爲に外部的組織强制の手段も著るしく制限されてゐた。

しかるにカルテル取締及び干涉手段が法律上漸く强化されるに至つたのは、一九三〇年七月二十六日のカルテル緊急令によつてである。此の命令によつて國家は初めて廣汎な直接的干涉權を與へられると共に、其の範圍も亦、擴大されたのである。更に本令に基いて一九三〇年八月三十日には價格拘束の廢除及び禁止に關する施行規則が公布され、次いで一九三一年一月十六日附「標記商品の價格拘束令」が公布せられるに及んで、國家の干涉權は益々强化されるに至つた。此の命令は直接に一割方の價格引下を命ずるものであるが、同年十二月八日の價格引上令、詳しくは「經濟及財政の安定並に治安維持第四次統領令[3]」は協定價格全般に亘り、平均一割方の引下を命

すると共に、同年第二條に基き「物價暴騰に關する保護」により價格監視官の法令を要求した。

ところで、經濟恐慌の激化により無制限な價格競爭の爲に倒產者が相次ぎ、わけても中小資本家は大資本に對して著るしく不利な立場に置かれるに至つた。かかる事情の下にあつて何よりも要請されたものは、カルテルの法律的統制、しかも團體利益が個人的利益によつて脅かされざるやうな强制カルテルの制度確定によつて其の組織を强化することであつた。かかる要請に答へるものこそ、實に一九三三年七月十五日の「强制カルテル設置法(Gesetz über Errichtung von Zwangskartellen)」である。本法に於てナチスの全體主義精神は極めて明瞭に現はれてゐる。卽ち、政府は「私益に對する公益の優先」の原則から、前記の如く、「國民的社會的又は經濟的事由よりして、自由競爭を制限し且つ國家權力を行使して」全國民經濟の繁榮を計ることを以て目的としたのである。[4]

かくして從來のカルテルが、是の加入者の利益の增大を唯一の目的とする生產者又は商人の任意的團體であつたのに反して、此處では公益的性質が先づ掲げられてゐるのである。「ドイツに於ては社會民主主義支配の下に於ける過去十四年間にあつて、經濟に對する國家權力の干涉は實行された。卽ち、國家的獨占を行ひ、其の管理をば國家機關の手に移し、以て一定の經濟活動を國家によつて營まんとする努力があつた。國家は多くの經濟領域に於て、强制シンヂケートを設け、私的カルテルをば嚴重なる國家的監視下に置いた。それは價格、賃銀に關する規定によつてこれらの經濟團體に影響を與へ、此の目的の爲に價格委員會の如きものをさへも設けた。……しかも十四年間のかかる鬪爭は失敗した。蓋し經濟に對する國家の干涉は確固たる目標を有する時にのみ有效なのであつて、國家の經濟政策が確固たる立場なくして行はれる間は、經濟權力との政治的相互關聯は何分の效果を[5]

齎らし得ないからである。[6]」

かくの如き意味に於て強制カルテル法は國家に對して經濟團體に關する干渉權を與へたのであるが、要するに本法の目的とするところは、既述によつても明らかな通り、無制限な競爭による價格の暴騰を阻止せんとするものである。それ故に本法の發動には寧ろ大なる彈力性が與へられ、私經濟に於て自力的に困難から免れ難い場合にのみ適用されるのであつて、過渡的法規たるに止まり、經濟狀態が改善される時には、最早廢止さるべき運命にある。[7]

この結果、ドイツのカルテルは著るしく發達し、一九三三年には七十六、一九三四年には約三十、一九三五年には約十三、一九三六年には約十一のカルテルが組織された。

二　拘束價格の統制

ところで、カルテルによる市場獨占は政府の意圖にも拘らず、屢々不當に價格を吊上げる虞れなしとしない。此處に於てか他方ではかかる拘束價格に對する直接的な統制方策が講ぜられるに至つたのである。これに關する端緒は、

一九三三年六月十三日の「組合又は團體による生活必需品取引に於ける最低價格、最低賣買差、最低割增金の制定禁止令[8] (Verordnung des Reichskommissars für Preisüberwachung über das Verbot der Festsetzung von Mindestpreisen, Mindesthandelsspannen, Mindestzuschlägen im Handel mit Lebensmitteln durch Verbände oder Vereineig-

ungen)」である。即ち、これによれば組合又は團體が價格委員の認可を得た場合にのみ、最低價格、その他の命令によつて記載された價格內容をば協定し得るので、他のものは無效とされた。又一九三一年五月三十一日以後、本命令の施行日迄に爲した協定又は制定は、一九三三年六月末日迄に認可を得ない場合にも無效とされる。但し同年十二月十二日の追加命令によつて、食糧團體による決定事項はこの規定から除外された。

次いで一九三四年五月十六日に公布された「價格引上防止令[9] (Verordnung gegen Preissteigerungen)」は其の範圍を擴大し、重要な生活必需品及び生活上必要な給付について價格委員の許可なき限り、公法上には私法上の組合又はその他の團體が、國內取引について最低價格、最少加工賃の範圍、最低賣買差、最高割引額又は最少割增金に關する協定を禁止した。同年八月七日の第二次によつて爾後「必需品」の制限が解かれてあらゆる商品に右の適用が擴大された。

其の約一ケ月後九月四日に公布されたのが、さきに述べた商品取引令及び商品監視局設置令[10]なのであつて、これによつて商品の動きを捉へ、これをば價格と睨み合せつつ管理する組織が完備したのである。しかも他方に於て同年十一月五日「ライヒ價格監視委員任命法[11](Gesetz über Bestellung eines Reichskommissars für Preisüberwachung)」によつて、さきに七月十五日の法律によつて委讓された經濟大臣及び食糧大臣の權限は新らたに任命された價格監視官によつて執行されることとなつた。而して此の價格統制の最高機關たる地位に、嘗てブリューニング時代以後價格監視の組織を有したライプチッヒ市長ゲルデラーが再度任命されたのである。かくて前者による商品監視局が既述のやうに、原料品の輸入、加工、消費に至るまでのあらゆる過程に於て、之を監視し統制するところ

の物資調整の中央機關であるとすれば、後者による價格監視委員は、原料の不足、したがつてそれに刺戟された商品の價格暴騰を抑制する任務を持ち、此の兩者は相共に配給機構を通じて尨大なドイツの事業計畫の遂行を圓滑ならしめる爲の機關なのである。

右の價格監視委員の權限は更に同年十二月四日の「ライヒ價格監視委員權限擴大法[12](Gesetz über die Erweiterung der Befügnisse des Reichskommissars für Preisüberwachung)」によつて、生活必需品及び生活上必要なる給付の範圍を超えて、あらゆる財貨と給付とに擴大され、以て價格に關する限り一切の權限が價格委員に賦與されたのである。從來の價格政策が日常生活必需品及び給付に限られてゐたのに對して、今や物價騰貴は生活必需品のみに止まらず商品全般に及んで居り、したがつて價格統制權の及ぶ範圍も亦、賃銀を除く一切の財貨及び給付に擴大された點に於て大なる相違がある。此の際ゲルデラーの採つた價格管理の主たる見地は「不適正な」價格形成の抑壓にあつた。卽ち止むを得ざる生産費騰貴による價格引上は承認されたに反して、獨占的な地位、一時的な商品の缺乏、心理的な消費者の購買殺到などの事實を利用することによる價格吊上は「不適正」であり、同時に可能な價格引下の阻止も「不適正」と見做された。更に生産能力の擴張は一般に單位當生産費を低下せしめるものであるが、他の事情により生産費の高まる事實(例へば、原料代は一九三二年から一九三三年迄に三・三パーセント方騰貴してゐた)の存在せぬ限り、此の生産費の低落をば販賣價格に反映せしめることが要求された。

右の要求は先づ一九三四年十一月十二日「價格拘束及必需品價格引上防止令[13](Verordnung über Preisbindungen und gegen Verteuerung der Bedarfdeckung)」となつて現はれた。そして此の場合次の三項が規定されてゐる。

イ、組合又は團體が價格、最低加工手數料、最低販賣手數料、最高割引を決定し、又は消費者に不利益を齎らすやうな變更を爲す場合には價格委任の許可を要する(第一條)。

ロ、生産者又は卸賣商は國内取引に於て、小賣價格、小賣手數料、小賣最高割引、小賣最高割増を決定し、又は小賣商の負擔になるが如き變更を爲すときは價格委員の許可を要する(第二條イ)。

ハ、生産者から消費者に至る商品の流通に際して、國民經濟上不必要な中間段階の介入によつて其の流通を困難ならしめ、之を延期し、又は該商品の價格を騰貴せしめることは出來ぬ(第三條)。

即ち、換言すれば、上の命令は拘束價格の引上及び新規の價格形成に對して許可制を實施せるものであり、したがつてそれはカルテル價格水準の安定のみでなく新規な價格をば一般價格の引下に利用することを可能ならしめるものであつた。

しかるに、右の命令を以てしても、現實には法規の制限を超えた價格を以て取引の行はれる場合が豫想せられるので同月十五日「獨立原價計算奬勵令[14)](Verordnung über die Förderung selbstständiger Kostenberechnungen der Wirtschaft)」が公布されて、共同計算による價格拘束禁止の回避が抑制され、次いで同月十九日の「拘束價格申告令[15)](Verordnung über die Anmeldepflicht von Preisbindungen)」によつて、價格拘束に對して特殊な報告義務を課したのである。

これらの結果、早くも一九三四年中に現はれ、例へばアーヘン鑛山業組合のライン・ウェストファーレン石炭シンヂケートへの加入と共に、石炭價格の緩和が行はれ、次いでアルミニウム、窒素肥料、セメント、ガラス、

煉瓦、時計、タイプライター、等々の價格が引下げられたといふ事實がある。[16)]

しかしながら以上のやうな拘束價格の制限に反して、自由價格及び半自由權の統制にはより多くの困難を伴はざるを得なかつた。といふのは、競爭が自由に行はれる場合には、自由價格は費用に伴ふものであるから、機械工業や自動車工業にあつては、技術的進步及び大量生產の爲に若干の價格の低下を見たが、海外原料を使用する加工製品にあつては、現在及び將來の原料缺乏の見越しによる投機的購入の危險があり、それ故に輸入價格と國內價格との關係を合理的に維持する必要があつたからである。そして此の目的に即應する爲に次の如き諸方策が採用された。

三　自由價格の統制

先づ一九三四年九月二十二日の「外國商品價格令[17)] (Verordnung über Preise für ausländische Waren)」、及び七月三十一日の「卑金屬價格令[18)] (Verordnung über Preise für unedle Metalls)」を初め、其の他の諸法令によつて、原料及び半製品の國內價格は、當該原料品の外國市場價格に應じて增價せしめるとの例外的原則が確定されたのである。

しかしながら全體として通觀すれば、此の時期に於ける以上のやうな價格管理に對する諸方策は、價格水準をば一般的な競爭の手段によつて當然あるべき高さに置き、ただ競爭が不充分にしか行はれない場合（拘束價格の場合、並に競爭令[19)]に規定された場合の如き）にのみ干涉せんとするに止まつた。個別的に最高價格の決定された場

合（例へば、皮革業價格騰貴防止令、[20] 壁紙取引令、[21] 等々の如き）でさへも右の例外を爲すものではなかつた。かうして當時の價格政策は既述の如く經濟の自律性を正常な基礎の上に發現せしむるやう監視せんとする點に重點が置かれたのである。

1) 參考の爲に價格管理法以前の一九三一年價格管理に關する大統領令を揭げると次の如くである。
財政經濟の安定並に國內治安維持に關する第四次大統領令（一九三一年十二月八日）
第一章　價格及利子引下
第二節　價格引上禁止
第一條　（一）　日常生活必需品並に日常生活に必要なる給付の價格引上を防止するため價格管理ライヒ委員を設置す。價格管理ライヒ委員はライヒ總理大臣に直屬しベルリンに其の所在を置く。
（二）　政府はライヒ價格管理委員の繼續期間を定む。
第一條註釋
一、「日常生活必需品及日常生活に必要なる給付」の意義。この概念は戰時最高價格法及價格吊上禁止令（一九二三年七月十三日）」に淵源するものであつて、廣範圍に亘る人民の日々消費する財貨又は給付に限らるるものにして次のものは之より除外せらる。卽ち、通常の取引觀念に於て奢侈品と見做され、之なくとも普通の生活を營むに差支なきものである。……
二、價格、價格の管理とは個々の契約に付、個々の價格を對象とするものではなく、例へばある商品の種類に對してその價格を一經濟部門又は一營業者に對して一般的に規定し、之に違反せる場合には、罰則、營業禁止その他の强制を行ふの謂である。
第二條　ライヒ委員は第一條規定の價格並にその成立、特に各經濟段階に於て生ずる增價を絕へず監督すべし。ライヒ委員が價格並に增價を過當なりと認めたるときは、ライヒ委員は直ちにその引下處置を講ずべきものとす。
2) 本書三五九頁。
3) 前註參照。

4) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 426 f.
5) Trinanovitch, p. 29.
6) Ernst Rudolf Huber, Die Gestalt des deutschen Sozialismus, Hamburg 1934, S. 9.
7) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 428.
8) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 436.
9) Hoche, a. a. O., Heft 8. S. 190.
10) 本書三五九頁。
11) Hoche, a. a. O., Heft 11, S. 226.
12) Hoche, a. a. O., Heft 11, S. 226.
13) Hoche, a. a. O., Heft 11, S. 231.
14) Hoche, a. a. O., Heft 11, S. 237.
15) Hoche, a. a. O., Heft 11, S. 232.
16) Miksch, Wie arbeitet die Preisaufsicht?
17) Hoche, a. a. O., Heft. 10, S. 434.
18) Hoche, a. a. O., Heft 9, S. 226.
卑金屬價格令第二條第一項……最高價格は同質同量の商品の外國市場に於ける供給又は販賣時の價格が一九三四年三月二十六日の價格を超過するとき其の超過分だけ增價せしむることを得。
19) Hoche, a. a. O., Heft 11. S. 239.
競爭令 (Verordnung über Wettbewerb von 21, Dez. 1934)
20) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 261.
皮革價格吊上防止令 (Verordnung zur Verhinderung von Preissteigerungen auf dem Gebiete der Lederwirtschaft von 20, April 1934) 第一條第一項……皮革及その半製品並に完成品その應用製品は、販賣者が一九三四年三月十七日より四月十四日に至る期間内に附し又は附せしめられたる價格より高價を……商品に對して附することを得ず。

21) Hoche, a. a. O., Heft 2, S. 226.

第二節 價格形成

一 適正價格の形成

ナチス價格政策に對する一大轉換は、先づ一九三六年一月二十日の「鐵道貨物運賃引上による價格引上禁止令[1]（Verordnung gegen Preissteigerung aus Anlass der Erhöhung von Eisenbahngütertarifen）」及び同年二月六日の東プロシヤとの鐵道交通制限による價格引上禁止令[2]（Verordnung gegen Preissteigerung aus Anlass Einschränkungen des Eisenbahnverkehrs mit Ostpreussen）」に現はれた。即ち、これは當時實施された鐵道運賃五分の引上げに起因する價格騰貴の抑制を目的とするものである。この事實は經濟全體の利益を阻害せしめざる目的を以て、價格騰貴を防止する爲に、企業家をして通常價格に轉嫁さるべき費用の增加をばカバーせしめんとすることであり、明らかに利益の一部を犧牲にすることを強制するものである。もとより既述の一九三四年以降の價格政策にあつても、部分的にはかかる效果が皆無ではなかつたが、それはあくまでも副次的效果たるに止まつた。かくて今やかかる原則は同年十一月二十六日の「價格引上禁止令」によつて一般化されることになつたのであるが、この命令については後に述べる。但し此處で一言すべきは、かかる原則の採用と同時に、從來の價格政策が一般的

な價格騰貴の阻止を任務としたのに對して、爾後の價格政策には恰も當時着手された第二次四ケ年計畫の遂行に對して價格の面から即應すべき任務が課せられたことである。[3)]

此の年の九月ニュルンベルグの黨大會に於て、ヒットラーの第二次四ケ年計畫に關する宣言を以て、ドイツは國防經濟強化の段階にはいつた。そしてこれが基礎となつたものは原料問題の解決であつた。曰く、「ドイツは不足せる食糧並に原料を工業品の輸出により補ふやう努力せねばならぬ……ドイツは四ケ年間に何らかドイツの能力により、我々の化學及び機械工業により、更に我々の鑛業自體によつて生產し得られる總ての材料に於て、完全に外國より獨立せねばならぬ。……ドイツに於ては純粹な國內經濟の建設、即ち植民地なき國內經濟の建設は遺憾ながら無制限には可能でない。といふのは、ドイツの現狀は自己の貨幣領域に於ける食糧並に原料品をば充分に調達することが不可能だからである。」かくて十月十八日「四ケ年計畫遂行令[4)] (Verordnung zur Durchführung der Vierjahresplans)」によつてヒットラーは第二次四ケ年計畫實施の全權をばゲーリングに委任した。これによつてゲーリングは四ケ年計畫受託官の資格を得ると同時に、十月二十三日「計畫實施に關する第一布告 (Erste Erlass über die Durchführung des Vierjahresplans)」を公布して、次のやうに四ケ年計畫實施機關の一部として價格形成部を設けたのである。

一、原料及工場材料部

二、原料配給部

三、勞働配分部

四、農業生產部

五、價格形成部 (Preisbildung)

六、外國爲替部

而してヨゼフ・ワグナーがゲルデラーに代つて其の長官となり、「價格形成に關するライヒ委員」に任命された。そして同月二十九日の「四ケ年計畫實施法――價格形成委員の任命」[5] (Gesetz zur Durchführung des Vierjahres-plans. Bestellung eines Reichskommissars für Preisbildung) は前記の價格形成委員の權限を規定せるものであるが、それは從前に比し著るしく擴張せられてゐる。卽ち、其の管掌事項は「あらゆる種類の財貨及び給付、殊にあらゆる日常生活品一切の農工業生產並に各種の財貨及び商品の取引、其他の報酬に關する價格形成の管理」(第一條第一項)にあり(從前と等しく賃銀は除外せられてゐる――同條第二項)、且つ其の權限は第一に「國民經濟上適正なる價格及び報酬の保證に必要なる方策を講ずる」(第二條第一項)こと、及び第二に「價格及び報酬の許可、決定、管理には形成に關し最高官廳に屬する任務及び權限の全部又は一部を行ふ」(同條第二項)にある。更に本法に基いて價格形成委員は「四ケ年計畫實施全權官に對して本法實施の爲に必要なる法律命令及一般行政規定を提案す」(第三條)る權限を與へられた。

かくして本法はナチスの價格形成に關する基本法たるものであるが、其の精神について新價格形成委員ワグナーは所信を述べて云ふ。[6] ライヒ價格形成委員の活動が主として監視的活動に止まると信ずることは根本的に誤りであるが、又價格形成委員の活動に於て大なり小なり保護者の役割を認めんとする見解も誤りである。余は自己

の任務を遂行するに當り、經濟生活の上に彈力の無い形式を强制せんと欲するものでもなければ、又生活の自然的條件に反し、人間の犠牲、衝動、意志を度外視しやうとも考へない。經濟生活に關するナチス的見解は、國民及び國家事業の基礎たるべき原則の上に立つて居り、眞のイニシアチーヴ、眞の商人たる資格、健全な努力、これらが如何なる事情の下にあつても承認せられるが、事情により破綻を來しさうな時には退けられるところの要素である。兩者の限界は全體の利益の爲に制限が必要であり、全體としての國民經濟生活が經濟行爲に對する制約を要求するところに存在する。かくして價格形成委員としての余の任務は、如何なる事情の下にあつても、緊急手段ではなくて、寧ろナチス的國家指導の意志を表現せしめ、大衆の利益の爲に、個々人の、又はある範圍の不合理、利慾、責任喪失が國民及び國家に害惡を與へるが如き場合に干渉するにある——と。

かやうな全體的利益の見地に立つ價格統制は當然に「不適正」なる價格の干渉を意味する。從來の如く、需要供給の關係によつて構成せられる「不適正」な價格への監視に止まらず、寧ろ積極的に「適正」な價格形成への參加を意味する。此の故にワグナーの云ふ如く、「需要と供給が價格を決定するとの命題は今日では一般に妥當しない[7]」、といふのは、價格なるものは社會的にそれ程有力でもない階級層に對して、その肉體的及び精神的力を與へ、以て國民の全體的な生存競爭を有效に行ひ得るやうな生活水準を維持することを可能ならしめねばならぬからである。價格に課せられたかくの如き重大な任務から、それの構成に對する干渉は最早「監視」から「積極的な參加」に移るべきは當然であり、このことは正しくもワグナーが云つてゐる通りである、「余の任務は大體に於てどころか完全に價格監視の任務ではなく、實に專ら價格形成の任務である。[8]」

さて、此處で問題は、何が「適正」な價格かといふことである。それは最早既述によつて明らかな通り、需要供給の關係によつて專恣に構成されるものでないことは明らかである。同時に「適正」な價格は費用にのみかかつてゐるのでもない。このことは一九三五年十月十五日の判例によつて明らかである。即ち、「事實上の費用で販賣すること、したがつてそれが利潤の無い場合のみでなく、費用以下の販賣も亦原則的に反對せらるべきでない[9]」として價格形成が必らずしも費用を基準にするものでないことが指摘されてゐるからである。それ故に「國民經濟上適正」な價格といふときには、勿論不當な價格吊上によつて消費者に影響を及ぼすが如きものではない。企業家の利益の一部の犧牲は勿論、事情によつては費用の支辨が期待される場合さへあり得る。此の點に關するワグナーの見解は次の如くである。「國民經濟に於けるあらゆる事象は、商品生產や需要の額の數量がどうあらうとも、全國民の生存維持及び安定の基礎たる經濟全秩序に役立たねばならぬ[10]」ので、價格も亦、かうして「國民全體の生存と安定」との保證たるべく構成せられねばならない。

だが、國民全體の生存と安定との爲の、日常生活品生產の擴張と軍備の爲の生產擴充とは、必らずしも完全には一致するものではない。とりわけドイツの場合、四ケ年計畫の遂行が軍備を目標にして居る時に、それの圓滑な遂行の一つの手段としての價格政策により、一部の國民生活犧牲が全體の名に於てある程度要求されてゐる事實は否定されないであらう。

二 價格停止

ところで、第二次四ヶ年計畫布告當時のドイツの物價は次のやうな狀態に置かれてゐた。卽ち、一九三三年四月の最低に比して卸賣物價は約一四％、小賣物價は約七％高かつた。かやうに物價の傾向は一般に上向いてゐたのであるが、とりわけ同年末に至つて原料品の缺乏、特に第二次四ヶ年計畫への着手は新規の大規摸な投資並に大量の原料に對する要求から物價騰貴の傾向に拍車をかけることになつた。これが對策として現はれたのが同年十一月二十六日の價格引上禁止令[11] (Verordnung über das Verbot von Preiserhöhung-Preisstopverordnung) である。そして此の命令こそは新らしい價格政策の核心を爲すものであつた。此の命令によつて「あらゆる種類の物資及び給付、特にすべての日常生活必需品、全農商工業生產、並にあらゆる種類の物資及び商品の取引、其の他の報酬に對する價格の引上を禁止」（第一條第一項）し、しかも恰も第二次四ヶ年計畫實施を布告した一九三六年十月十八日に遡つて其の效力を發生するものとした（同條第一項後段）。且つ、「支拂及び供給條件が買主に不利益となるが如き變更の加へられたる時」も亦、之を價格引上と見做した（同條第二項）。但し、「國民經濟上の事由により又は特に苛酷なることを避ける爲例外の措置が緊要と認められたる時」は除外例が認められた（第三條）のである。本令の發動につき、同年十一月十二日の「商工業組織改正に關するライヒ經濟大臣布告によつて、カルテル團體は價格形成委員の現實の活動に對する支柱としての役割を持つことになつた。

ところで、此の價格停止令は最初から甚だ多くの問題を含んでゐた。第一にそれは、あらゆる自由價格をば一九三六年十月十七日の水準に釘付けにすることを眼目にしたのであるが、拘束價格との間に如何なる調整を計るかの問題を生じた。しかしながら本令によつて、ドイツには最早完全な意味の自由價格は消滅し、如何なる場合

にも價格の引上は國家の許可を要することとなつた結果、自由價格と拘束價格との差違は原則として失はれたのである。但し價格引下に關しては此の兩者の區別は依然として存在し、したがつて價格停止令は決して一般的な固定價格を目標とするものではなく、それ故に自由價格にあつては可能な限り引下が要望されるといはれてゐる。[12)]

第二に、前記第三條に規定されてゐるやうに、國民經濟を阻害し個人經濟を壓迫するが如き恐れある時は、要求によつて價格引上を許可すべき場合が豫想されてゐるが、しかも此の除外例を適用さるべき場合が寧ろ廣汎に存在した。

第三に、以上の如き全面的な價格の引上禁止は決して完全な物價安定を結果し得ず、就中外國の物價變動の影響を防止し得ないとの非難があつた。かくして第二の點に關しては、同年十一月三十日の第一次施行令以下に於てその例外を明確にし、第三の問題については後に至つて個別的に各個の商品について規定し、積極的に價格引下方策を講じ、以て商品間の調整を企てたのである。以上による除外例につき若干の實例を舉げれば次の如く、その非常に多くの部分が海外商品に關するものである。

價格委員會の紡織原料及紡織品の價格に關する一九三七年六五號告示は、國內取引に於て價格が一九三六年十一月三十日の水準を超えるのは、原料、半製品、全製品、補助原料等の實際の購入價格が不可避的な事情によつて引上げられた額以內に限ることを規定した。

皮革業にあつては價格及び報酬に關する總括的な特殊規定が一九三七年四月二十九日の命令によつて設けられ

た。これにより皮革業に於ける價格形成はすべて、原料から製品に至るまで販賣方法、引渡及び支拂條件に關する規定が新規に適用されることになつた。

一九三七年七月十五日の海外商品に對する價格形成に關する命令はこれら商品の國内取引上の價格形成に對して新らたな基礎を置いた。其の中心は基本價格の正確な決定と共に「國民經濟上適正なる」費用及び利益の報告が求められた。

人造肥料、大麥、工業用馬鈴薯に對する新規定（窒素及び加里肥料引下令、一九三七—三八經濟年度の穀物價格統制令、馬鈴薯生産價格令）は特殊な樣相を示してゐる。これらの諸規定に基き窒素肥料に關する組合價格は一九三七年一月一日迄三〇％方、加里肥料は一九三七年五月二十四日迄二五％方引下げられた。大麥價格は一九三七—三八經濟年度について他種の穀物價格が不變である際に殆當二〇ライヒスマルクが引上げられ、馬鈴薯は一九三七—三八經濟年度につき全般的な價格統制が行はれた。

家賃値上禁止については價格禁止令が一九三七年九月二十七日の第三次令によつて强化され、これにより家賃値上はすべて價格引上と同樣に許可制にされた。其の他個々の商品の價格管理につき重要なものには、なほソーセーヂ價格（あらゆる種類のソーセーヂの統一的最高價格）、ゴム、自動車の部分品及び砂糖の取引につき小賣價格及び手數料に對して統制が加へられた。

右の除外例をみれば、海外原料品が甚だ多くの部分を占めてゐる事實に氣がつくであらう。しかもそれらはドイツの總輸入額中でも大きい部分を占め、其の約四割弱に達するといふ。このことの結果ドイツでは停止令の支

配を受ける價格と、これから除外されしかも甚だ重要な商品の價格との二つが存在することとなり、前者が一定の水準に固定されつつ、後者は海外物價の變動に影響されて、兩者間の開きが大きくなる傾向が存在した。かかる傾向は當然に政府の意圖する物價と賃銀との安定の障碍となることは明らかである。此の故に一九三七年七月十五日ゲーリングは新命令を公布し、以て敍上の弊を除かんとした。「外國商品價格形成令[13] (Verordnung über Preisbildung für ausländischen Waren—Auslandswarenverordnung)」がこれである。從來に於ては輸入品價格は一定割合の費用及び利潤を加へた額を以て價格と爲し得たのであるが、本令實施の結果、爾後の輸入品については、それの購入價格の變動とは無關係に加算し得べき費用及び利潤を公定して、「國民經濟上適正な」金額たらしめることが原則として採用され、現實には第一次施行令によつて其の額は一九三六年の同種取引の費用及び利潤の平均を超え得ざるものとされたのである。而して本令の適用範圍は原則として輸入商品全體に及ぼされたが、なほ次の點に於て例外がある。

イ、輸入後加工されて再輸出されるもの。

ロ、輸入石炭については價格形成委員にはその委任を受けた者が其の價格を決定する。

ハ、價格形成委員の許可を得て價格形成委員の公告する特殊の輸入商品の國內取引については、價格決定の基準たる購入價格の代りに外國市價を以てこれに當てる（取引所上場品であつて世界的公定相場の立つ商品に限る）。

以上に於て、我々は複雜を極めたドイツの價格政策を素描したが、注目すべきはかかる多岐に亘る價格の統制

が、完全に價格形成委員に歸一せしめられてゐることである。從前にあつては價格形成の管理は統一的に行はれず、例へば工業品の價格は經濟大臣、食糧品の價格は食糧大臣、材木の價格は山林長官、運賃は交通大臣、出版物價格は宣傳大臣といふ風に、夫々所管の權限に歸屬した。ところで、今やライヒ價格形成委員の下に價格に關する全機構が置かれ、價格に對する權限が歸一せしめられ、組織上乃至手續上の規定は單なる行政命令を以て之を變更し得ることになつた。しかしながら現實には價格形成委員の管掌事項は、嘗て夫々權限を持つてゐた各省と密接な關係に置かれてゐる。例へば、一九三四年十二月十日の價格形成令の公布以來新規の價格形成及び被拘束價格の引上はライヒ經濟大臣の許可を要することになつて居り、此の權限は當然價格委員に移されたのであるが、此の場合に問題になるのは價格政策上の方策のみでなく、同時に國家的カルテル監視の重要な補足であり、この部分はしたがつて原則として依然として經濟省の權限內にある。それ故に經濟省のカルテル政策は價格委員のカルテル干渉權と協力して行はれるので、カルテル裁判所の權限は價格管理に牴觸してはならない。更に一九三四年九月四日の商品取引令に基く商品監視局も亦當然に價格政策上に協力することになつてゐる。

價格管理と輸入管理との間の關聯は一九三七年七月十五日の外國商品價格令及び之による第一次施行令によつて明らかにされた。卽ち價格形成委員はその權限を商品監視局に移すと共にそれを拘束する指令を與へる權限が附與された。同樣にして食糧省の權限下に立つ食糧團體の一般的經濟政策との價格政策上の調整も亦行はれた。かやうな價格委員の權限の擴張はそれの組織上の問題に重大な意味を持つてゐる。といふのは價格形成の管理が價格の諸條件にも影響を與へる可能性を前提してゐる事實は恐らく價格形成委員をして一般經濟政策にも參加せ

しめることを企圖してゐるからである。

1) Hoche, a. a. O., Heft 8, S. 345—346.
2) Hoche, a. a. O., Heft 8, S. 346.
3) Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 6, Jan. 1938.
4) Hoche, a. a. O., Heft 20, S. 42.
5) Hoche, a. a. O., Heft 25, S. 352.
6) Josef Wagner, Preisbildung im lebendigen Wirtschaftsablauf „Preise und Preispolitik, herausgegeben von Horst Wagenführ", S. 153 ff.
7) Wagner, a. a. O., S. 154.
8) Wagner, a. a. O., S. 159.
9) H. Hunke, Wagenführ, a. a. O., S. 127.
10) Wagner, a. a. O., S. 155.
11) Hoche, a. a. O., Heft 21, S. 254-255.
12) Leonhard Miksch, Wie arbeitet die Preisaufsicht?
13) Hoche, a. a. O, Heft 24, S. 362—364.

第六章　ナチス經濟政策の實績

第一節　ナチス統制經濟の特質

我々が以上に於て述べ來つたナチスの經濟政策を今一應顧みるならばそれは明らかに一方では個人主義的自由主義經濟、他方では社會主義經濟と異る別個の經濟組織を樹立せんとする企圖が觀取される。此の場合何よりも要求されるものは共同精神であり、從來の經濟に絕對的優位を保證する、從來の資本主義經濟乃至社會主義經濟思想に對して、先づ高調さるべきものは民族と國民との有機的全體である。此の有機的經濟思想の最高の表現は、ナチス經濟の絕對命令たる「公益は私益に優先す」といふ言葉に現はれてゐる。此の絕對命令たる「私益に對する公益の優先」は、勞働者であれ、企業家であれ、あらゆる經濟活動を爲すものに對して適用され、服從を要求し、一切の經濟的要求は此處から出發するとされる。かくしてナチスにあつては、個人は國民全體に對する義務を負ひ、共同の利益の爲に働き、全體利益を阻害してはならない。したがつて經濟活動の重心は最早最大の利潤獲得にはなくて、全體の爲にする奉仕に置かれねばならぬ。かくの如き要求はナチスの現實の政策のあらゆる面に現はれてゐる。此處に若干の實例を顧みやう。例へば、ナチス國家では最早價格形成に於ける經濟の自律性は認められず、社會的に「公正な」價格が、費用の如何に拘らず、國民經濟全體の利益を目的として强制的に確定される

ことになつた。此處では資本家の私益の一部の犧牲も當然に要求される。これと同樣なことは、農産物についても云へるので、農産物價格は今や世界市場の價格變動とは無關係に、且つそれの生産費を離れて公定されることも前述の通りである。

だが、もつと强力に國家權力の働いてゐる實例は、これを勞働政策や農業政策に於てみることが出來る。勞働力配分によつて勞働者は地域的にも産業的にも自由な職場の選擇權が奪はれ、世襲農地制の實施により世襲農地の所有者は自己の土地の處分權を失つた。

かくの如く、ナチス國家にあつては一般に全體の利益に反する場合は經濟の自律性は否定せられ、經濟の方向は國家の意志によつて決定されるのであるが、此の場合にも個人の創意の發揮は慫慂されてゐる。全ドイツ經濟たると個々の經營たるとを問はず至るところで「指導者原則」の採用されてゐる所以である。同時にかかる個人のイニシアチーヴの容認は「團體の自治的統制」の奬勵ともなつて現はれてゐる。このことは食糧團體や商工團體乃至は手工業團體に於て見た如き自治規定に現はれてゐるが、更にそれの典型的な表現をば、强制カルテル法や動力業法の理由書中に發見することが出來る。即ち、强制カルテル創設法の理由書では「公益を第一として秩序的に干渉する權限が强度に國家に與へらるべき」[1]であるが、しかし本法の公布は斷じて「個々の企業家の創意と責任感とに基礎を置く現在の經濟秩序を根本より變革せんとするものでない」[2]と云ひ、動力業法にあつては、本法は第一に「動力企業が特記された任務をば自力により解決すべき天職を自ら負ふことを以て出發」[3]點とし、國家が干渉するのは原則として「經濟が自ら律せられた任務を統御し得ざる場合のみ」[4]だとしてゐる。

そこで問題は、全體的利益の爲にする國家的干渉と企業能率發揮の爲の團體的自治とが如何にして調節されるか、乃至は指導者原則の採用が果して個人のイニシアチーヴを發揮せしめ得るかと云ふことである。原則的にはこの點は明白であり、ナチスの經濟政策は、國家が私企業と競爭的立場には立たぬといふ點に重心が置かれてゐる。「國家は國民經濟の指導部にのみ干渉する。換言すれば、國民及び國家の要求に最もよく合致するやうな方法で經濟の經營及び組織に干渉する。これらの限界內にあつて、個人の企業的イニシアチーヴは全經濟の福祉を考慮に入れる限り、あらゆる方法を以て國家によつて發揮せしめられるのである。[5]」

而してナチスによれば、かかる限界を明らかにするものこそドイツ經濟の團體的構成なのであり、これによつて國家と經濟との調和が得られ、個人の創意が發揮されるのだと。即ち、「ナチスは正しく創造的な人間に於て、國家と經濟との協力の必須條件をみる。……ナチスは國家と經濟との統一を得る。……國家は經濟を指導すべきであるが、經濟を行ふべきではない。[6]」それ故に此處で我々は商工團體を取り上げてみる。なるほど其處では嚴格な段階制度とそれに對應する指導者原則の採用によつて、個人の創意の發揮すべき機會が用意されてゐる。ただに機構のみならず、指導者として選ばれた人々もドイツ經濟界のあらゆる部門のエキスパートが網羅されてゐる。例へば、ライヒ經濟會議の最終期にならんだ顏振れをみれば、金屬工業家クルップ、造船、機械工業、その他精密機械工業家ブローム、鑛山家ハルトコップ、セメント及び建築工業家フェーグラー、紡織工業家ディーリッヒ、化學工業家ビーチュ、食糧品工業家シューラー、等々を見ることが出來る。かくして此の部門にあつて支配する基本原則は個人企業家の究極の權威と責任とであるかに思はれる。[7]然るにかうして構成された團體主義の實

際の運用をみるに、食糧團體は別にして、團體國家の各種の計畫はナチス政府の最初の三年間に實行されたものは殆んどないことは注目すべき事實である。[8] 公私の各種の傭主團體に代るべき商工會議所及び商工團體も、亦勞働戰線も殆んど爲すことはなかつた。政府自身は過激な轉換を憂慮し、事業家は生產及び配給に對ずる無制限な統制を恐れたのである。此の結果、團體主義の線に沿ふた廣汎な自治權を有する創造的な團體組織の代りに、官僚的機構を通じた中央集權的な經濟政策の採用を餘儀なくされた。かくしてワイマール憲法による全國經濟議會は一九三四年三月に名實ともに消滅した。一九三三年七月十五日の命令によつてヒットラーは經濟問題について政府の諮問に答へる爲の全國經濟會議を設けたのであるが、此の會議は一九三三年中に數囘開かれただけであつた。勞働戰線及び產業諸團體の代表者によつて構成されたライヒ經濟及び勞働會議には未だ一度も計畫的性質を有する重要問題がかけられた事實を見ない。新らたな經濟議會的機構を設ける代りに、政府は廣汎な立法及び行政上の權力を個人、各官廳の首腦者及びライヒスバングの總裁に附與した。而してこれらの權力の多くは更に他の代理人、例へばライヒ農民指導者、價格監視委員、地方價格統制官、勞働協議會、失業保險局長等に委任された。そしてこれらの機關に從屬せる諸機關、例へば、農業會議、中央及び地方勞働會議、等々は諮問的機能を有するに止まつた。卽ちこれらの諸機關は何れも其の意志をば委員會や各官廳首腦部に强制する權力を持たなかつたのである。[9]

之に反して各官廳に附與された權限は極めて廣汎である。例へば經濟大臣は「其の管轄の範圍内に於てドイツ國民經濟を促進し、經濟的害惡を阻止するに必要と思惟するあらゆる方策を實行する」[10] 權限を與へられた。此の

短い法令の條文の中に資本主義機構の下では未だ嘗て許されなかつた程の廣汎な權力が含まれてゐる。諸官廳の首腦部、とりわけ經濟大臣に與へられた事實上無制限な獨裁權を顧みるときは、政府首腦部の權力はある程度官僚の權力が抑壓されてゐた民主主義下に於けるよりも遥るかに大である。かやうな經濟の官僚化は、統制の機構をして甚だ複雜ならしめる。此の點に關する次のゲルマニカス[11]の批判は決して誇張され過ぎてはゐないやうに思はれる。

ドイツの產業は黨そのものを通じて行はれ、政治的管理をも含めるときは、次の如く數多の重複せる國家權力によつて直接に支配されてゐる。

第一に、勞働戰線についてみるに、これは嘗て述べた如く、勞働條件を統制し、一企業から他企業、乃至一地方から他地方への、熟練勞働の移動を規制し、勞働問題につき規定を設け、それの各種の附屬機關を通じてその中に於けるあらゆる事項を支配する。第二に、國家產業組織があり、これは嘗ての傭主聯盟に取つて代つたものであつて、それと同じ機能を持つてゐる。第三に、經濟統制機關は、例へば金割引銀行、地方金融機關、ライヒスバンク等の如く、それの三乃至四の附屬機關を有する爲替當局である。第四に原料問題を最も緊急な問題とするある種の產業の爲に設けられた特殊機關である。それらの機能は、製造家がある種の原料を購入すべきか否か、及びその價格、原料に對する代用品混用の程度、許可される輸出の範圍、等々を決定するにある。次には商業會議所があり、統制經濟に必要な統計的データを蒐集し、最後に非公式のものではあるが非常に强力な中央幹部の地方的經濟官吏があり、その言葉は經濟的防衛に關する一切の問題を決定する。

しかもこれだけで全部ではない。以上の六つの主要な組織の外に、殆んど獨裁的な權力を有する多數の比較的小さい官憲がある。例へば、勞働時間制限の爲の工場檢査官、ライヒ食糧團體の各種の支局、等々はこれである。

理論上、これら總ての官憲及び組織の範圍は嚴に制限されてゐるが、その各々は完全な權力を持ち、且つ一官權の目的は直接に他のそれに對立するが故に、これらの理論上の限界は實際には全く顧みられない。例へば、ライヒ食糧團體は農産物價格の高いことを欲するが、勞働戰線は低いことを望む。商業會議所はその地方的產業の爲に出來るだけ多くの事業を獲得せんと企てるに反し、金屬又は纖維工業局はその特殊部門の輸出のみを專ら考へる。その結果、事業家は常にかかる政策上の矛盾の中を弱い足取りで切拔けねばならないのである。

かやうな煩はしい程の無數の官憲の存在に加ふるに、それ以上にも煩はしい多數の規則がある。經濟統制に關して每週實施される特殊な命令乃至布告は七百乃至一千を以て數へるといふ。そしてこれらのあるものは僅かに一つ乃至二つ位の工場に適用され、あるものは特定地域のあらゆる工場に適用され、又他のものはある種の產業全部に適用されるが、ある場合には官權にその適用が任されて差當りその對象を見出さない場合なども多い。

此の結果、事業は官僚主義との對立を不可避ならしめられる。極めて普通の現金取引でさへも何らかの官憲の干涉なしに行ふことが出來ず、外國爲替や輸入原料が問題になる場合には、具備すべき書類や遵守すべき規則が無限に存在する一つの取引に、取揃へるべき書類の平均數は一四〇に近い。

かやうな非能率及び同時に各官憲の間の非協調性の一例は、原料統制の領域に於て見られる。全製品の製造家

は原料の供給を受けることが益々困難になつてゐるが、半製品の製造家は其の製品の大部分の輸出を強制されるのみか補助さへも與へられる。どんな製造家もその輸出に必要な額以上の原料を輸入することは絶對に許されないのである。

右に述べたのと同じやうな繁雑さは、政府機關自ら之を告白せざるを得ない。ライヒスアンツァイガーの發表によれば、原料監視局がこれまでに出した命令の數は既に百を數へるが、內規及び公表されない管理の實際との知識なしには現在實施されてゐる原料管理の實際の姿は決して理解されない[12]。

以上に於て、我々はナチスの統制經濟が、個人の創意の發揮、團體の自治的統制を看板にしてゐるにも拘らずそれの運用の實際に於て著るしく官僚化されてゐる事實を見た。此の結果は著るしい產業の非能率となつて現はれざるを得ない。だが、此の問題については後に檢討しやう。

1) 2) Hoche, a. a. O., Heft 3, S. 427,
3) 4) Energiewirtschaftsgesetz, Hoche, a. a. O., Heft 16, S. 292 ff.
5) Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, März, 1936.
6) Gottfried Feder, „Völkische Beobachter" 4 Jan. 1934.
7) L. Schuman, op. cit., p. 394.
8) Ermarth, op. cit., p. 85.
9) Ermarth, op. cit., p. 88.
10) Gesetz über wirtschaftliche Massnahmen, Hoche, a. a. O., Heft 9, S. 192.
11) „Germanicus", Germany, London 1937, pp. 26.
12) Leonhard Miksch, Die Wirtschaftskontrolle des Überwachungsstellen.

第二節　第一次四ヶ年計畫の成果

一　失業の減少と勞働所得

ナチスの經濟政策は第一次四ヶ年計畫によつて展開された。そしてそれの核心を爲すものは、ナチス組閣早々の一九三三年二月一日に發表された四ヶ年計畫の聲明に現はれてゐるところの農民の救濟と失業者の撲滅とであつた。このことは次の聲明に明らかに現はれてゐる。――

「國民政府は我が國民經濟恢復の大事業遂行の爲、次の二つの四ヶ年計畫を採用せんとする。卽ち

國民の扶養及び生活の基礎の維持を目的とする農民の救濟。

失業に對する強制的總括的干涉によるドイツ失業者の救濟。

十一月革命以來十四年間にドイツ農民は淪落の淵に引き入れられた。

十四年間に失業群は增大せしめられた。國民政府は鐵の如き決心と、不屈不撓の精神とを以て次の計畫を實行せんとする。卽ち、

四年間にドイツ農民を窮乏から救ひ、四年間に失業をば徹底的に克服せねばならない。同時にこれが他のあらゆる經濟振興の前提である。國民政府は此の經濟救濟の偉大な使命を有すると共に、他面には國家及び地方團體

の行政並に財政改革の任務の遂行を期する。」

右のやうにナチスの當初の政策は專ら農民の救濟並に失業者の救濟とに集中されたのである。このことは當時の政策としては正に當然であつた。このことは次の二つの事實から明らかである。即ち既述の如く社會民主主義諸政權の下にあつては失業者は增大する一方であり、ナチスが政權を獲得した一九三三年一月には失業者數は正に七百萬人、これに對して就業者數は僅かに一千二百萬人であつた。他方に於て、國民を扶養すべき食糧品の自給が不可能であつたことは勿論、それの海外への依存度は逐年高まつたのである。

かくて右の二大目標の中、失業對策について、ナチス政府によつて其の當初から懸命な努力が拂はれたことは既述の通りである。ところでそれは如何なる結果を齎らしたか。

なるほど失業者數は激減した。嘗て七百萬人に達した失業者數は一九三八年五月末には僅かに三十三萬八千人が失業者として登錄されたに過ぎない。[1] そして嘗ての就業者數一千二百萬人に對して今やドイツの全經濟機構に於て活動してゐる勞働者及び勤勞者數は約一千九百九十萬人[2]（オーストリアを除く）にのぼる。ナチス失業對策の效果は單に以上の如き、失業者の減少並に、それと表裏を爲す就業者の增加數の上にのみでなく、就業時間の上にも明瞭に現はれてゐる。一九三七年中に於ける一日平均勞働時間は八・七・六時間となつて居り、これは恐慌前の一九二九年のそれと等しい。[3]

次の重要生產諸部門にあつても一九二九年の水準を凌いでゐることに注目すべきである。

ドイツ主要工業平均勞働時間

	一九二九年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年（一月―八月平均）
全工業平均	七、六七	六、九一	七、一六	七、四三	七、四一	七、五九	七、六八	七、六七
金屬精錬業	八、〇四	六、五六	六、九九	七、六一	七、八一	七、九二	七、九一	七、九二
機械工業	八、一七	六、七二	七、一二	七、八六	八、一八	八、一七	八、三一	八、三四
電機工業	七、四五	五、八八	六、四七	七、三一	七、五一	七、六九	七、七八	七、六三
精密機械及光學工業	六、七七	五、八三	六、七一	七、三七	七、七二	七、七九	七、七八	七、四八
建築材料工業	七、六二	六、八七	七、一八	七、四六	七、四四	七、九〇	七、九四	七、九八
化學工業	—	—	—	七、一五	七、三四	七、六八	七、八八	七、六四
纖維工業	七、四六	六、八三	七、〇六	七、一六	六、八〇	七、〇五	七、一八	七、二四
食糧品工業	八、〇〇	七、四九	七、四七	七、六四	七、六二	七、六五	七、七七	七、五六

(Institut für Konjunkturforschung, Helbjahrsbericht, 13 Jg., Heft 3)

ところで、我々は以上の失業統計を其の儘に受取つて好いであらうか。前掲の數字からして僅々數年の短期間に大規模の失業克服が實現され、巨大な勞働群がドイツ經濟活動の中に投ぜられたことは明らかである。しかしながらドイツ官廳統計の語る如く、實際の失業者數が病氣、老年、その他の事情により勞働不能な者を含む三十萬人内外に止まるか否かは疑問である。同期間中に於ける他の諸國、例へば勞働者數に對する失業者數を例に取つてみれば等しく失業者數は減少してゐることは事實である。即ち、一九三二年と一九三七年との比較では、前者に對する後者の割合はイギリスでは二一・一％に對する一〇・九％、合衆國では二三・八％に對する一〇・五％であるときに、ドイツでは三〇・一％に對して四・五％にしか過ぎない[4]。

これらの諸國に比すれば、ドイツの失業減少を示す數字は甚だ印象的である。しかしながら此の場合ポール・アンインチッヒも指摘してゐる如く[5)]、かかる失業減少なる結果にはドイツに特殊な諸條件が加はつてゐる事實をも見落してはならない。

第一に就業者數が失業者數の減少と等しくないといふことである。此の差は反ナチス分子及びユダヤ人の國外逃避者や監禁による就業者數の減少を意味する。此の點に關する依存すべき統計は無いが、國外に逃れ、或ひは投獄された就業者が相當數にのぼると見なければならぬ。

第二の要素は失業者減少には農業勞働者流入に對する制限が役立つてゐると云ふことである。從來收穫期にあつてはポーランド勞働者が東部ドイツに流入して勞働に從事するのであるが、一九三三年以降にはこれが許されなかつた。

第三に、五十萬乃至七十萬と稱せられる靑年が徵兵制度復活によつて勞働市場から引上げられて軍隊に吸收されてゐるし、約二十五萬人が勞働奉仕に從事せしめられて居り、更に約二十五萬人がエス・アー其の他のナチス政黨の各機關に使用されてゐるのである。

第四に、結婚奬勵その他の既述の如き手段によつて約五十萬人の婦人勤勞者が勞働市場から家庭に追ひ込まれた事實を看過してはならない。

同時に重要なことは失業者數の減少は必らずしもドイツ經濟の恢復に伴つてゐないことである。即ち、失業者の減少は必らずしも國內經濟の繁榮によるものではなくて單に解職の禁止、使用人增員の强制に負ふ點が多く、

このことは同一の賃銀額で、より多くの勞働者を使用することとなり、したがつて賃銀の低下を導く。これを勞銀收入についてみやう。次掲に明らかな如く、一九三七年のドイツ勤勞所得は、國民總所得七百九億七千二百萬ライヒスマルクに對して三百八十七億五千三百萬ライヒスマルク、即ち總所得中の五四・六%を占めてゐる。此の數字は戰後を通じて最好況時たる一九二八—二九年の四百三十億ライヒスマルクには及ばないにしても、ナチス政權獲得直前の年、即ち一九三二年に比すれば五〇%强の增加である。

ドイツ國民所得（源泉別　單位百萬ライヒスマルク）

	一九二九年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
農林業		三、六九五	三、八六五	四、九七五	五、五五五	五、五一五	五、六三五	
商工業		六、〇〇〇	六、四二〇	七、二四三	八、五〇〇	一〇、四三〇	一三、〇〇〇	
賃銀及俸給	四三、〇〇〇	二五、七一一	二五、九六〇	二九、一八三	三二、二五二	三五、二六〇	三八、七五三	
資本財産		二、二九八	二、四〇三	二、五六九	二、六二三	二、七一一	二、八二九	
賃貸借		七六〇	七二〇	七七五	八一〇	九五〇	九六〇	
利子年金		九、三五八	八、五〇〇	七、八八三	七、七四五	七、四四九	六七、一九六	
總所得	七六、一〇〇	四五、一七五	四六、五一四	五二、七一〇	五八、六二三	六四、九四〇	七〇、九七二	（七五、〇〇〇推定）

(Statistisches Reicsamt, Wirtschaft und Statistik, 18 Jg., Nr. 20)

しかも生計費指數に基いて右の勤勞所得をば一九二八年の購買力に換算すれば、四百六十五億四千萬ライヒスマルクとなり、寧ろ一九二八年のそれを凌いでゐるのである。

次に極めて大ざつぱに賃銀指數を取つてみれば、[6] 名目時間賃銀の平均は一九三〇年の二〇七・一（一九一三年＝一〇〇）を最高として一九三三年は一六一・四、爾後三四年一六一・二、三五年一六一・二、三六年一六一・二と同

一點に釘付されてゐる。但しこれを週賃銀についてみれば、勞働時間の延長された結果として當然、一九三〇年の一七三・三に對し三三年は一三一・四、三四年一三五・九、三六年一三八と上昇してゐる。かくして賃銀はナチス政權下に於て決して下降してゐないとしても餘り上昇は示してゐない。但し問題はそれの購買力であり、これに關する限り一九二八年の平均よりも高く、したがつて實質收入は既に當時を凌いでゐると云ふ。[67] しかしながら、此の場合にも實質賃銀收入の增加は前記の如く時間當り賃銀收入の增加によるものではなくて、就業人員增加並に勞働時間延長によるものであること、及び勞働者の購買力が嘗てより高まつたとは云へ、その購入する商品の品質が著るしく低下したと云ふことを觀過することは出來ぬ。加ふるに重要な事實は、實質收入の若干の增加は明らかであるとしてもドイツ勞働者が租稅、社會保險、罹病保險掛金、組合費、冬季失業救濟獻金、等々について一九二八年乃至三〇年に於けるよりも强制的乃至は半强制的に差引かれる額が遙るかに大だといふことである。かくしてトリヴァノヴィッチが指摘してゐるやうに、[8] ドイツ勞働者の生活水準は稍〻低下したと見做すことは誤りではあるまい。だが、このことは決して誇張さるべきではない。失業者は事實激減し、各人が「勞働の權利」を獲得し、加ふるに既述の如く勞働戰線による慰安の諸方策（歡喜による力部等）が講ぜられるなど、勞働者の地位が全體としては著るしく改善された事實を否定することは出來ぬ。このことは次に見る全勞働所得と基本商品の消費との數字によつても表示される。[9]

ナチス前の一九二九年から一九三二年迄にドイツ勤勞者の總所得は四百三十億ライヒスマルクから二百五十七億ライヒスマルクに減じ、純所得（租稅、社會保險料等を控除したもの）は三百八十五億ライヒスマルクから二百

二十五億ライヒスマルクに、卽ち、四一・六%だけ減少した。これを一人當についてみると、總所得は二千三十一ライヒスマルクから一千七百四十九ライヒスマルクに、卽ち、一七・九%だけ、純所得にあつては一千九百六ライヒスマルクから一千五百三十三ライヒスマルクに、卽ち、一九・六%だけ減少した。これに對して一九三二年から一九三五年に至る期間には總所得は三百二十二億ライヒスマルクに、卽ち、一五・三%、純所得は二百八十一億ライヒスマルクに、卽ち、二四・九%だけ增加した。そして一人當についてみれば、總所得は實質上は同じ位の一千七百四十二ライヒスマルクに止まり、純所得は稍〻減じて一千五百四十一ライヒスマルクになつた。

此處に一人當所得が全所得に比例して增加し得なかつた理由は、主として一九三二年以降の勞働力への追加が俸給生活者よりも賃銀勞働者によつて占められてゐた事實から說明される。かくして個々の勞働者の見地からではなくて、全體としての國民所得の見地からすれば、勞働全體の購買力の增加は認めねばならない。卽ち、前揭によつて明らかな如く、一九三二年から一九三五年に至る間の純勞働所得の增加は五十六億ライヒスマルクであり、而して同期中に國家の社會的支出が十五億ライヒスマルクだけ減少してゐるが故に、勞働所得の純增加は差引四十一億ライヒスマルクとなる。この追加された購買力が次表の如き小賣等に於ける賣上の增加と基本商品の消費の增大とに反映してゐるのである。

小賣高（一九二八年＝一〇〇價格指數）

年次	合計	食料品	被服類	住宅
一九三〇年	九一・八	九六・五	八七・八	九〇・二
一九三一年	七九・四	八四・八	七四・一	八一・五

一九三二年	六二・六	七〇・八	五七・七	五七・〇
一九三三年	五九・七	六七・三	五六・四	五四・九
一九三四年	六六・二	七一・〇	六五・八	七一・六
（一九三二年＝一〇〇）				
一九三五年	一一〇・五	一〇八・四	一一五・一	一三二・八
一九三六年	一二二・二	一一七・二	一二七・〇	一五一・五
一九三七年	一三三・四	一三二・七	一四四・〇	一七八・九
一九三八年（一月—六月）	一三一・五	一一九・九	四一六・二	一七三・一

(Statistisches Reichsamt, Statistisches Jahrbuch 1938, Wirtschaft u. Statistik)

人口一人當消費高（大人）

年次	肉類 キログラム	海魚 同上	バター 同上	人造バター 同上	卵 個	燕麥及小麥粉 キログラム	砂糖 同上	南方産果物 同上	ビール 同上	煙草 同上
一九三〇年	五〇・七	一〇・八	九・四	八・三	一六八	一二〇・四	二六・四	一一・六	一〇三・七	五・〇
一九三一年	五一・〇	一〇・六	九・一	八・六	一六〇	一一六・一	二四・四	一〇・〇	七八・九	四・七
一九三二年	四九・〇	九・九	八・八	九・三	一六一	一一四・〇	二三・五	九・三	六七・五	四・五
一九三三年	四八・八	一〇・二	九・〇	七・四	一四〇	一一四・九	二三・一	一〇・〇	六六・八	四・七
一九三四年	五二・七	一〇・一	九・一	六・九	一三九	一一七・一	二四・八	一〇・四	七三・九	五・〇
一九三五年	五一・七	一一・五	九・一	七・二	一三三	一一八・三	二五・二	九・二	七六・三	四・七
一九三六年	五〇・五	一三・七	九・八	七・五	一三五	一二四・九	二六・〇	九・八	七七・二	四・八
一九三七年	五三・二	一四・二	一〇・三	六・四	一四四	一二八・三	二七・八	六・八	八二・五	四・九

(Statistisches Reichsamt, Statistisches Jahrbuch, 1938, Wirtschaft u. Statistik)

以上見たところによつて、ナチスの第一次四ケ年計畫の二大目標の一たる失業克服は個々の勞働の生活程度が

若干の低下を來たしたとしても、殆んど失業の事實が無くなつたこと、及び全體としての勞働者の地位は高まつたといふ事實によつて一應達成されられたと結論することが出來る。よし失業の減少がドイツ國民經濟の繁榮に必らずしも伴はず、又アインチッヒが評ひる如く、[10] その重要な手段たる公共事業計畫がよしナチスの獨創によるものではないにしても、ナチスによる成功を否定することは出來ぬ。

二 農民の生活水準

さて、我々は第一次四ヶ年計畫に於ける他の目標、即ち、農民救濟の問題を檢討せねばならない。屢々述べた如くナチスに取つては農民は「血液の源泉」であり、正に土と血と民族との名に於て農民は保護されねばならない。かくしてナチスの政權獲得以來何よりも農民保護に關する諸方策が講ぜられたことは既述の如くであるが、此の場合に於てナチスの企圖は達せられたであらうか。此處で我々は問題を二つに分つて觀察せねばならない。第一にナチス國家の支柱としての農民が果して國家の手厚い保護の下に更生し得たか否かといふことであり、第二に食糧及び原料自給の目的が達せられたかといふことである。

第一の點につき最も特徴的な政策と見做されるものは世襲農地の制定である。これにより世襲農地は賣却することも、擔保に提供することも許されず、死に至るまで、不分割の儘其の長男又は最近親たる男子に承繼せねばならぬ。かくして創設せらるべき世襲地はドイツの全耕地の約六〇%を占めると云はれてゐる。ところでかくして強制的に土地に縛りつけられた「農民」は他方に於て租税負擔の義務の外に、國家に對して其の收穫をば公定價

格によつて引渡すべき義務を負擔する。かくの如く自己の土地の處分に關する嚴格な制限と其の收穫に對する重い負擔とは農民の生活を必らずしも安易なものたらしめるものではない。このことから來る極端な實例として、ある地方に於ける農民は世襲農地法の適用を免れる爲に、自己の先祖中にユダヤ的血統を求めんとする者さへあつたと云はれてゐる。[11]

農民に課せられた移動の不自由は獨り世襲農地の所有者についてのみではなく、農業勞働者も亦、殆んど移動の自由を奪はれ、都市勞働者の競爭に蹂躪されてゐるのである。一九三三年數千の農業失業者が東プロシアに於て其の職を求めやうとした際の如きも、やがて翌三四年五月十五日の法律[12]は遠隔の都市地域で雇傭されることを禁止したのである。かつて三ケ年以上農業勞働に從事した經驗を有する者は最早農業以外の勞働に從事することを許されない。それのみでなく、同年五月十七日[13]の命令は以前に農村で勞働したことのある勞働者をば特殊の工業に雇傭することを禁じた。かくして世襲農地法によつて土地を讓渡される權利のない農村の子弟は農業勞働者になる以外には生活の途が殘されてはゐない。此處に於てナチスは他方では自作農創設の爲の移住奬勵策を講じてゐるが、此の場合に多くの成功を收めてゐるとは認め難い。卽ち、

新農業移民數

	移民數	總面積	一人當平均面積
一九二八—一九三二年	三五、三六七	三九三、二一二	一一・一八
一九三三—一九三七年	一八、八四三	二九九、一二七	一六・五四

(Institut für Konjunturforschung, Vierteljahrshefte 1938—39 Heft 1, S. 118)

となつて居り、ナチス政權下の五ケ年間に新らたに行はれた移民數は、その以前の五ケ年間に於ける移住農民數の僅かに約半分であり、且つそれらの移住農民の與へられた土地面積は約十萬ヘクタールだけ少いのである。

次に食糧團體（ライヒスネールシュタンド）による農産物價格の統制は農民の生活を安定せしめ得たであらうか。食糧團體の主たる機能は農産物價格の安定にあつたことは既述によつて明らかである。これによつて農産物價格は著るしく吊上げられた。例へば一九三四年七月に於てシカゴに於ける小麥の値段は一廰につき八二マルクだつたときにベルリンのそれは一九三マルクであり、ライ麥はシカゴで五五マルクであつたに比し、ベルリンでは一六〇マルクであつた。[14] ところでかかる農産物價格の公定はその儘にドイツ農民の利益になつたか否かは疑問である。といふのは、ドイツ農民は他の價格政策によつて自己の消費の對象に對しても、より多くを支出せねばならなかつたからである。

次掲によつても明らかな如く、農産物價格の騰貴に比して、農家で使用する工業製品價格の騰勢の方が大である。

農産物及工産物價格の比較　（戰前＝一〇〇）

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
農業販賣生産物	八九	七七	八四	九四	一〇一	一〇〇
穀物	一一二	九六	九三	一〇一	一〇四	一〇五
家畜	七五	六七	七三	八三	九六	九四
工業全製品	一一八	一一三	一一六	一一九	一二一	一二五
被服	一二〇	一一六	一二三	一三二	一三七	―
什器	一二六	一二五	一二六	一二六	一二六	―

農業經營用具	一一六	一一二	一一一	一一一	一一二	—
人造肥料	七〇	七〇	六九	六七	六七	—
建築材料	一〇八	一〇四	一一一	一一一	一一三	一一八

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, Jg. 11, Nr. 2)

右から若干の實例を取れば、一九三三年と一九三七年との比較に於て、穀物價格は九・三%、家畜價格は四・〇%の騰貴を示してゐる場合に、工業全製品價格は一〇・一%、被服價格は一八・一%、建築材料は一三・四%の騰貴である。勿論前表にも明らかな如く人造肥料の場合の如く政府の統制方針により下落してゐるものもあるが、總じて農家消費財の價格騰貴は、農家の收入增加の大部分を經營費に支出せねばならないのである。このことは次表から直接に看取される。農產物價格の若干の騰貴と增收との當然の結果として、農家の販賣收入は一九三二―三三年の最低期以降著るしく增加したが、同時に農業經營支出も亦、增加してゐる。

	一九三二―三三年	一九三三―三四年	一九三四―三五年	一九三五―三六年	一九三六―三七年
	(十萬ライヒスマルク)				
販賣收入	六・四一	七・四一	八・三〇	八・七〇	八・八六
經營支出	五・五二	五・五二	五・五九	五・九九	六・三二
(一九三二―三三年＝一〇〇)					
販賣收入	一〇〇・〇	一一五・六	一二九・五	一三五・七	一三八・二
經營支出	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇一・三	一〇八・五	一一四・五

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 2)

かやうなドイツ農民の地位の不安定は第二の農產物自給の目標に齟齬を來たさざるを得ない。だが此の點は第二次四ケ年計畫の實績に併せて檢討さるべき問題である。

此處に見來つたやうに第一次四ケ年計畫は云はば歷代內閣によつて集積された戰後經營の失敗の清算であり、

同時に新らしいドイツ建設への出發でもあつた。社會民主主義政府の末期に襲はれたドイツの經濟的危機が、シャハト[15]やヘーフェル[16]の指摘してゐる如く何よりもヴェルサイユ體制に基く政治的原因に由來するものであるとすれば、これが克服は從來のやうな通常の景氣轉換の如き謂ゆる經濟の自律性に依るを得ずして、政治的措置によるの外はなく、必然的に國家權力による經濟の統制を必要としたことは明らかである。もとより經濟危機克服の爲めの國家的干渉はナチス政府に始まつたことではない。遞增的な失業に脅かされた歷代政府は徐々經濟への干渉に傾かざるを得なかつたのである。其の最初の試みは一九三二年八月二十八日のパーペンプログラムであり、次いでは同年十二月十五日ゲレーケの即時プランが生れた。しかしながら、前者は補助金と租税の減免とによつて個人企業のイニシヤチーヴを喚起せんとしたものであり、要するに純粹な私經濟的觀念の上に立つたものであつて、其の恩澤は企業そのものに偏倚し、殊に大多數の勞働者を吸收する農業の如きは寧ろ看過せられて失敗した。ゲレーケ即時計畫も亦、前者に比すれば幾分優る點があつたけれども、なほ多くの缺陷を含み、實際の失業救濟に役立つところは僅少に止つたのである。例へばウェストファーレン勞働局の報告によれば、四十萬人の失業者中僅かに九千人が約半年間本計畫によつて救濟されたに止つた。[17]

以上の如き經過を顧みるならばナチスが何よりもドイツ經濟恢復の基礎として遞增的にして且つ永續的と見られた失業及び壞滅された農民階級の救濟の爲に國家の總力を擧げて邁進したことの當然であることが理解せられるであらう。

1) Institut für Konjunkturforschung, Vierteljahrshefte, 1938/39 Heft 1, S. 31.

2) ebenda.
3) Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jahrg. Nr. 7.
4) League of Nations, World Economic Survey, 1937/38.
5) Paul Einzig, Germany's Default, 1934 London, p. 72.
6) Statistisches Reichsamt, Reichsstatistisches Jahrbuch 1937.
7) 日銀、前掲十一頁及 Vaco Trivanovitch, op. cit.
8) Trivanovitch, op. cit., p. 40.
9) 以下の説明は Trivanovistch, op. cit., p. 43 による。
10) Einzig, op. cit., p. 73.
11) L. Schuman, op. cit., p. 415.
12) 勞働配分法、本書三〇二頁參照。
13) 非農業經營及職業に於ける農業勞働力配分制限令、本書三〇三―四頁。
14) Economist, Dec. 3, 1938.
15) Hjarmar Schacht, Das Ende der Reparationen, 21 Aufl. S. 189 ff.
16) Paul Hövel, Grundfragen deutscher Wirtschaftspolitik, Berlin 1935, S. 3 ff.
17) Hövel, a. a. O., S. 23

第三節　第二次四ケ年計畫の進展

一　ドイツ經濟の振興

前節に於てみた如く、ナチスの失業及び農民對策は一應の段落を告げた。此處に於てかヒットラーは一九三六年九月九日のニュルンベルグ黨大會に於て「新四ヶ年計畫」の實施を提唱し、ドイツの再軍備、そしてそれの基礎としての原料問題及び植民地問題の解決を要求した。此の第一次四ヶ年計畫から第二次四ヶ年計畫への轉換、これは最早兩者の繼續を意味するのではなくて、質的な轉換であり、軍需生産力擴充とアウタルキー確立への積極的な國家の企劃である。如何なる意味に於ても第二次四ヶ年計畫の目標が再軍備にあることは次のシャハトの言葉からも汲み取られる。「國民は先づ生活せねばならず、其の爲に之を扶養せねばならぬ。しかも國民は自由に生活することを要する。此の故に國民は先づ防衛せねばならぬ。防衛には何よりも武裝が必要であり、したがつてその扶養と防衛との補充に必要な一定の源泉を要求する。……このことに何よりも役立つものこそ第二次四ヶ年計畫なのである。」[1)]

かくて爾後のナチス經濟政策は國防力の充實に向つて驀進したのである。以下に於て其の成果をみやう。

一九三七年二月二十日ヒットラーは議會に於てナチス治下過去四ヶ年間の經濟業績について誇つて云ふ。「余がドイツの政權を引受けた當時ドイツの失業者は六百萬人以上にのぼり、これに從屬する家族を合算すれば、其の數實に千五百五十萬人であつた。此の問題の解決は單に千五百萬の人間に生活上必要なる賃銀を支拂ふことのみではなくして、寧ろ主として此の賃銀を以て購入すべき物資を生産することであつた。卽ち、ナチスの經濟政策は畢竟通貨政策ではなくて主として生産政策である。生産の總量が大となればなる程、各個人に分與せられる消費財の數量も增加すべく、通貨自體は生産物分配の補充手段たるに過ぎない。もとよりドイツ國民が世界から

何ら妨害を受くることなく共の使命を實行せんが爲には、軍備として、直接にはあらざるも間接に國民に奉仕するが如き追加的生産も行はねばならなかつた。しかしドイツの救濟を以て、詐欺的マニピュレーション、卽ち賃銀及び物價の變動途上に於て、國民を欺くが如きものたらしめることを以て絶對に排斥し、これに代つて生産費増大の援助に依り、増加せる國民所得の一部を貯蓄せしむるやうにすることが必要であつた。ナチスは果して此の問題を解決したか否か。若し解決したりとせば如何なる程度に於てかを左に數字を以て證明しやう」と。以下は共の數字である。

國民所得	一九三二年＝四五・二（十億ライヒスマルク）
	一九三三年＝四六・六（同）
	一九三七年＝六八・〇（同）
生活費指數	一九三二年＝一二〇・六
	一九三七年＝一二五・一
工業生産高	一九三二年＝三七・八（十億ライヒスマルク）
	一九三三年＝三九・九（同）
	一九三七年＝七五・〇（同）
手工業品賣上高	一九三二年＝九・五（同）
	一九三三年＝一〇・一（同）
	一九三七年＝二二・〇（同）
小賣賣上高	一九三三年＝二一・八（同）
	一九三七年＝三一・〇（同）
農業生産高	一九三二年＝八・七（同）
	一九三七年＝一二・〇（同）

ドイツ食料自給割合
一九三二年＝七五％
一九三六年＝八一％

最近五ヶ年生産上昇割合

紙	五〇％
ディーゼル油	六六％
石炭	六八％
熱用油	八〇％
石油	九〇％
人絹	一〇〇％
光用油	一一〇％
鋼	一六七％
塗料油	一九〇％
ベンジン其他動力原料	四七〇％
アルミニウム	五七〇％
ス・フ（代用木綿）	二五〇〇％

貿易
一九三三年＝輸入　四・二　輸出　四・九（十億ライヒスマルク）
一九三七年＝輸入　五・五　輸出　五・九（同　　）

公益貯蓄銀行預金
一九三二年＝一一・四（十億ライヒスマルク）
一九三三年＝一二・一（同　）
一九三六年＝一四・六（同　）
一九三七年＝一六・一（同　）

金利
一九三二年＝（短期）六・二三％　（長期）八・八％
一九三七年＝（短期）二・九三％　（長期）四・五％

歳入
- 一九三二年＝　六・六（十億ライヒスマルク）
- 一九三三年＝　六・八（同　）
- 一九三四年＝　八・二（同　）
- 一九三五年＝　九・六（同　）
- 一九三六年＝一一・五（同　）
- 一九三七年＝一四・〇（同　）

石炭生産高
- 一九三二年＝一〇四・七（百萬瓲）
- 一九三三年＝一〇九・七（同　）
- 一九三四年＝一二四・九（同　）
- 一九三五年＝一四三・〇（同　）
- 一九三六年＝一五八・〇（同　）
- 一九三七年＝一八四・五（同　）

褐炭生産高
- 一九三二年＝一二二・六五（百萬瓲）
- 一九三三年＝一二六・七九（同　）
- 一九三四年＝一三七・二七（同　）
- 一九三五年＝一四七・〇〇（同　）
- 一九三六年＝一六一・三七（同　）
- 一九三七年＝一八四・七〇（同　）

鋼生産高
- 一九三三年＝　九、六六〇（千瓲）
- 一九三四年＝一三、五五〇（同　）
- 一九三五年＝一六、〇一〇（同　）
- 一九三六年＝一八、六一四（同　）
- 一九三七年＝一九、二〇七（同　）

鐵鋼生產高
一九三二年＝一・三（百萬噸）
一九三三年＝二・六（同　）
一九三四年＝四・三（同　）
一九三五年＝六・〇（同　）
一九三六年＝七・五（同　）
一九三七年＝九・六（同　）

かくてヒットラーは續けて云ふ、「なほ此の外證明の數字を擧げるに事を缺かない。これに加ふるに近年中更に四ケ年計畫の效果が一層現はれて來てゐる。然るにかくの如き大事業に對して、愚劣痴鈍なる內外評壇、淺薄若しくは惡意あるチャーナリスト又は議會主義的無能者達の拙筆は何を云はんと欲するのであらうか。自國の恐慌をば棚にあげ、しかも我々を批判し、若しくは賢明なる忠告を與へねばならぬなどと信ずるならば、蓋しこれ世界史上のお笑草に終らぬであらうか。我々は嘗て他國の忠告を受けず、況んや援助を受けずして、他國には恐らく征服出來ざるが如き困窮によく對處して來たのである。……」

ナチスが第二次四ケ年計畫に對して如何に全力を集中してゐるかは一九三八年二月四日の經濟省改組にも現はれてゐる。從來の經濟省は八局から成り、此の外に次官直屬の部があつたが、此の歷史的區分は全く放棄されて專ら四ケ年計畫遂行の目的に添ふべく改組されたのである。ついでながら、共の機構をみれば次官直屬の中央部を除いて次の五局から構成されてゐる。

第一局（產業、原料）局長＝航空少將　レーブ

第一課（一般問題、企劃）

第二課（産業別専門報告）
第三課（化學）
第四課（鑛油）
第二局（採油、製鐵、動力）局長＝陸軍少將　フォン・ハンエッケン
第一課（採鑛）
第二課（製鑛）
第三課（動力）
第三局（經濟統制、商業、手工業）局長＝參事官　シュメール
第一課（經濟統制）
第二課（產業、警察）
第四局（通貨及信用制度）局長＝參事官　ランゲ
第五局（貿易、爲替、輸出）局長＝參事官　フォン・ヤグウィッツ
第一課（貿易國別調査）
第二課（爲替管理）
第三課（輸出）
此の外左記諸機關が經濟省に從屬する。

1、獨逸經濟建設局（四ヶ年計畫の調査、計畫及實施）

第一課（調査）

第二課（計畫及實施）

2、獨逸土地調査局

3、廢物利用監理官

但し經濟省と密接な關係を有する諸機關の中でも、例へば價格形成委員の如きは依然として完全な獨立機關として存續せしめられる。といふのは、價格形成委員は既述のやうに、內務省、食糧省、交通省、山林局、等々のあらゆる機關に關聯する價格政策上の權限を綜合把握する機關だからである。

さて、さきに掲げたヒットラーの演說中に現はれたナチス經濟政策の實績に關する數字は、第一次四ヶ年計畫をも含ませた其の當時迄の數字である。それ故に我々はより正確にその實績を知る爲に、その範圍を第二次四ヶ年計畫に限定して、出來る限り新らしい資料からその數字を拾ひつつ檢討を加へよう。

何よりもドイツの工業生產は著るしく高まつてゐる。生產指數によつてこれを他の諸國のそれと對比すれば、テンポと幅とに於て遙るかにそれらを凌いでゐるのである。

工業生產指數（一九二九年＝一〇〇）

	ドイツ	合衆國	フランス	イタリア	イギリス	ソ聯
一九三二年	五三・三	五三・八	六八・八	六六・九	八三・五	一八三・四
一九三三年	六〇・七	六三・九	七六・七	七三・七	八八・二	一九八・四

一九三四年	七九・八	六六・四	七一・〇	八〇・〇	九八・八	二三八・三
一九三五年	九四・〇	七五・六	六七・四	九三・八	一〇五・八	二九三・四
一九三六年	一〇六・三	八八・一	七九・三	八七・五	一一六・一	三八二・三
一九三七年	一一七・二	九二・二	八二・七	九九・六	一二四・〇	—
一九三八年　一月	一二四・六	六七・二	八一・五	九六・七		
二月	一一九・三	六六・四	七九・七	一〇三・三	一二三・六	—
三月	一二三・一	六六・四	七八・七	一〇四・五		
四月	一二三・九	六四・七	七六・九	九九・九		一二四・七
五月	一二七・〇	六三・九	七六・九	一〇〇・〇	一一三・四	一一五・九
六月	一二五・一	六四・七	七七・八	九七・八		一一七・五
七月	一二六・九	六九・七	七五・九	八三・三		
八月	一二七・六	七三・九	六六・五	八一・四	一〇八・五	
九月	一三一・五	七五・六	七五・〇	九九・三		
十月	一三一・七	八〇・七	七五・九	一〇四・六		
十一月	一三三・九	八六・六	八〇・六	一〇六・一		
十二月	—	八七・四	—	—		
一九三九年　一月	—	八四・九	—	—		

(Société des Nations, Annuaire Statistique 1937/38, Monthly Bulletin of Statistic)

とりわけ世界生産が増加よりも寧ろ減少を示してゐるときに、ドイツの生産増加は愈〻顯著である。即ち、世界工業生産は一九三七年八月から一九三八年三月迄に十一%方下落したにも拘らず、ドイツ工業生産は同期に七%の上昇を示してゐるのである。[2]

かやうな工業生産活動の旺盛は、延いて就業者に對する需要の増大となつて現はれ、國民所得の増加を原因したことは勿論であつて、前述の如くヒットラーの誇示した言葉は間違ではない。だが、此處に注目すべきは、前記の生産指數に現はれたドイツの景氣上昇は、おしなべて生産一般に關するものではなくて、其處には著るしい生産部門間の不均衡が含まれてゐることである。農業部門については後に讓り、此處では工業部門のみを取り上げるとしても、投資財生産部門と消費財生産部門との間に現はれた次の如き鋭い跛行的現象を看過することは出來ない。

ドイツ工業生産（基準 一九二八年＝一〇〇）

	總平均	投資	其他生産財	流動需要
一九二八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二九年	一〇〇	一〇一	一〇三	九五
一九三〇年	八七	八二	八九	八七
一九三一年	七〇	五七	七七	七七
一九三二年	五八	三九	七〇	六八
一九三三年	六六	五〇	七四	七五
一九三四年	八三	七四	八四	九〇
一九三五年	九五	一〇〇	九四	八七
一九三六年	一〇八	一一九	一〇七	九六
一九三七年	一一八	一三一	一二五	一〇二
一九三八年	一四〇	一二七		一〇九

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 24 u. 12 Jg., Nr. 3))

平均に於て九・三%の増加であるが、投資財生産にあつては九・九%、其の他の生産財にあつては實に一六・四%の増加を示し、流動消費財にあつては僅かに六・二%、固定消費財にあつては七・二%の増加にしか過ぎない。

ドイツ工業の生産財部門に於けるかくの如き躍進が如何に目覺ましいかは、これを他の諸外國に對比すれば一層明瞭である。その一例を自動車工業についてみれば次の如く、他の諸國の増加とは比較にもならない。

自動車生産指數（一九二九年＝一〇〇）

	ドイツ	合衆國	フランス
一九三二年	三一・四	二五・九	六五・一
一九三三年	六五・五	三五・六	七一・一
一九三四年	一〇四・九	五一・一	六九・〇
一九三五年	一四九・四	七一・一	六一・三
一九三六年	一七七・六	八三・〇	七九・一
一九三七年	二一四・四	九一・九	八〇・一
一九三八年一月	二〇三・〇	四八・一	八三・三
二月	二二六・一	四五・九	八四・三
三月	二二六・一	四〇・七	八三・三
四月	二三八・一	四〇・七	六三・四
五月	二五〇・六	三六・三	八三・三
六月	二四六・五	三四・一	八六・二
七月	二三七・一	三一・九	八四・三
八月	一八七・三	三三・三	八一・四
九月	二二七・一	三四・一	九三・八

十月	二二二・七	六二・二	九三・八
十一月	一八八・〇	七一・一	九七・五
十二月	―	七三・三	一〇〇・四

(Société des Nations, Annuaire Statistique 1937/38, Monthly Bulletin of Statistic)

かかるドイツ自動車工業の目覺ましい發展を語る場合にフォルクスワーゲン (Volkswagen) の持つ意味を看過してはならない。フォルクスワーゲンとは「あらゆるドイツ國民に自動車を」の標語の下に、自動車の大量生産並にそれによる低廉價な供給を目指すものである。一九三八年八月のイー・ゲー染料會社七十五周年記念祝典に際して、ライの述べたところによれば、フォルクスワーゲン製作工場は目下ファーレスレーベンに建設中であるが、之が完成の曉には、世界最大の工場になるといふ。而して一九四五年に完成される豫定の該工場の全能力は年産百五十萬臺であり、フォードの百萬臺を遙るかに凌駕する。

此處に興味あるは、かくして生産された自動車を如何にして國民に廉價に供給するかの方法である。フォルクスワーゲンの將來の價格は一應九百九十ライヒスマルクと定められてゐるが、故に之に對して勞働者共の他の下層階級者は最低、一週間毎に五ライヒスマルクの賦拂込をせねばならぬ。之に反して資本家は賦拂を禁止され、現金支拂を奬勵されてゐる。

但しかかる政府の意圖、そしてそれの可能性に對して、熟練勞働者の月收は二百乃至二百五十ライヒスマルクであるのに、二十乃至二五ライヒスマルクの自動車購入の爲の貯蓄が可能か、といふ疑問が投ぜられてゐることに注目せねばならぬ。[3)]

更に注目すべきは、前掲の如く一九三二年以降生産增加の最後にあつた投資財生産を凌いで他の生産財、即ち石炭、電氣、紙、化學製品、纖維原料、等々の增加のテンポがより大になつたことである。このことは端的に第二次四ケ年計畫に特に重要な工業諸部門の振興を意味する。

このことは投資活動の上により明白に現はれてゐる。即ち、消費財生産工業に對する設備投資額は極めて緩いテンポでしか增加してゐないにも拘らず、生産財工業部門、とりわけ鑛業、金屬、機械及び船舶の如き重工業部門にあつては急激な增加を示してゐること次掲の如くである。

設備投資額　（百萬ライヒスマルク）

	一九二八年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
鑛業及金屬工業	六九一	八一	九〇	二一三	四二八	五三〇
化學石油及加工業	四五六	六五	八二	一七五	二八八	四二二
機械及船舶業	二九七	四四	七八	一八三	三三三	四一九
其他生産財工業	二七三	五五	九九	一三四	一九四	二二二
消費財工業	八九八	一九四	二四八	三六〇	四一九	四九一
生産財工業合計	一、七一七	二四五	三〇九	七〇七	一、二四三	一、五九三

(Statistisches Reichsamt, Statistisches Jahrbuch, 1938)

現實に國內で消費される投資財の數量の上にドイツの投資活動が表現されてゐるとすれば、ドイツで生産された投資財に輸入を加へ、輸出を引いた額がそれである。[1]

一九二九年乃至一九三八年のドイツ投資數量　（一九二八年＝一〇〇）

年次	投資數量	年次	投資數量
一九二九年	九七	一九三四年	七七・四
一九三〇年	七四・六	一九三五年	一〇四・四
一九三一年	四七・三	一九三六年	一二五・五
一九三二年	三三・二	一九三七年	一三四・五
一九三三年	四九・四	一九三八年	一四九・五

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr.24)

以上のやうに一九三八年のドイツ經濟の投資は數量についてみれば、一九二八年に對して約二分の一倍高く、一九三二年に比すれば實に四・五倍高いことになる。以上を價格で示せば次揭の如くになる。

十億ライヒスマルク

年次		年次	
一九二八年	一三・八	一九三四年	八・三
一九二九年	一三・六	一九三五年	一一・二
一九三〇年	一〇・二	一九三六年	一三・八
一九三一年	五・九	一九三七年	一六
一九三二年	三・五	一九三八年	一八―一九
一九三三年	五・一		

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 51/52)

ところで景氣研究所も云つてゐるやうに、以上の投資總額中で、生產設備の修理はある年度經濟活動中に消費せられ、したがつてこれを除いたものが純粹な投資と認められる。これを考慮に入れる時は、ドイツ經濟に於ける純投資は次の如くになる。[5)]

	總額	補修投資	新投資
一九三三年	五・一	五・八	(一)〇・七
一九三四年	八・三	五・八	二・五
一九三五年	一一・二	六・〇	五・二
一九三六年	一三・八	六・二五	七・六
一九三七年	一六	六・五〇	九・五
一九三八年	一八―一九	六・五〇―七	一一―一二・五

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 51/52)

右の數字によつてドイツでは生産設備の擴大强化の爲に如何に多くの努力が向けられてゐるかが明らかに觀取されるのである。

ではこれら諸事業の收益はどうか。一九三二年には約百億ライヒスマルクの資本を有する約一、五〇〇の株式會社が、五億三千五百萬ライヒスマルクの損失を報告したのに對して、一九三五年にはそれらは四億六千一百萬ライヒスマルクの利潤を示した。又すべての營利企業の利潤の總額は一九三二年に於ける二十五億ライヒスマルの損失に比して一九三五年には十九億ライヒスマルクであつたと推定されてゐる。[6] 更に景氣研究所の資料によつて其の後の收益狀態を補足すれば次の如くである。一九三六年に比すれば一九三七年には大抵のドイツ株式會社の報告は收益の增加してゐることを報告してゐる。これをライヒ統計局の綜合したところによれば、工業株式會社約一千四百社の收益は百億ライヒスマルク强であり、自己資本の利益率は次の如くであつた。

一九三五年　四・七%

一九三六年	五・〇%
一九三七年	六・五%

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 51/52)

それ故にドイツ工業會社の收益狀態は好轉して居り、殊に一九二八年の利益率（五・一%）をさへ凌いでゐるのである。右の收益を販賣高に比較すれば次掲の如くであり、一九三二年に比し一九三五年以降驚異的な比較を示してゐることが明らかにされる。

年次	販賣高	收益	販賣高に對する收益率
	（一九三五年＝一〇〇）		
一九三二年	—	—	(一)四・一
一九三五年	一〇〇	一〇〇	三・三
一九三六年	一一九	一一一	三・一
一九三七年	一三八	一一七	二・八

(Institut Für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 51/52)

同樣なことは一九三八年についても云へる。株式會社の一部分についてみれば一九三七年から一九三八年迄に約三%の收益增加が現はれて居り、販賣高は同時に約一八%方增大してゐるのである。

以上のやうに、ドイツの企業收益は其の事業活動の旺盛によつて著るしく改善されたことは事實である。しかしながらドイツ企業、とりわけ工業部門に於ける無理な生産力擴充の事實を顧みるとき、右の收益は將來に對しても繼續的であり得るか否かは此處で大きい疑問として現はれざるを得ない。

一方では、ドイツ工業の多くの部面にあつては生産能力はフルに運轉され、極度に利用消耗されつつあり、從つてより多額の償却費が收益中から留保されねばならず、したがつてより生産費高とより收益減の時期にはいつてゐる。[5)]

しかも他方ではアウタルキー政策の强行は當然に原料價格の騰貴を不可避ならしめるし、會社所得税率の引上による租税負擔の增大を考へるならば、寧ろ將來に於ける利潤の見込は有望ではない。例へば、最近の會社税引上の事實をみるに、所得十萬ライヒスマルクを超過する會社に對する會社税は、從來の三割に對して一九三八年には三割五分、一九三九年及び一九四〇年には四割に引上げられて居る。

かやうな收益の前途に關する悲觀的な見透しは、事業活動の膨脹にも拘らず、株價がそれと同一テンポを以て上昇し得なかつたと云ふ事實に反映せしめられてゐる。卽ち、次表は指數に現はれた株價の發展である。

株價指數（一九二四—二六年＝一〇〇）

	總指數	鑛業及重工業	製造工業	商業交通及金融
一九二八年	一四八・四	一三一・一	一四七・六	一六五・九
一九三二年	五四・五	五六・〇	四八・六	六三・一
一九三三年	六七・三	七三・八	六一・五	七三・四
一九三四年	七七・五	八四・三	七一・八	八一・一
一九三五年	九〇・四	九六・六	八三・五	九六・六
一九三六年	九九・九	一〇九・六	九二・七	一〇三・七
一九三七年	一一一・八	一三一・八	一〇四・四	一一五・三

一九三八年一月	一一三・八	一三〇・五	一〇七・六	一一八・六
同　二月	一一三・六	一一九・〇	一〇七・四	一一九・一
同　三月	一一三・九	一一九・〇	一〇八・一	一一九・一
同　四月	一一四・八	一三〇・一	一〇九・三	一一九・七
同　五月	一一二・七	一一七・七	一〇七・二	一一七・七
同　六月	一一〇・五	一一六・五	一〇四・七	一一五・一
同　七月	一〇七・九	一一四・一	一〇一・八	一一二・八
同　八月	一〇二・二	一〇六・六	九六・七	一〇七・五
同　九月	一〇三・二	一〇七・八	九七・七	一〇八・五
同　十月	一〇七・五	一一二・八	一〇一・七	一一三・一
同　十一月	一〇六・〇	一〇九・四	一〇〇・八	一一一・八
同　十二月	一〇三・一	一〇五・五	九八・五	一〇九・一
一九三九年一月	一〇三・九	一〇六・九	九九・〇	一〇九・四

(Statistisches Reichsamt, Wirtschaft u. Statistik)

一九二四年—二六年を一〇〇とする株價指數は、一九二八年には一四八・四、一九三二年には五四・五であり、爾後上昇を示してはゐるが、極めて徐々にであり、鑛業及び重工業にあつてさへ、一九二八年のそれの地位を恢復してはゐない。殊に一九三七年から一九三八年にかけて、それは寧ろ低下さへもしてゐることは、額面に對する相場割合にも現はれてゐる。即ち、一九三七年一月のそれは一四〇・七一であるのに對して一九三八年二月中旬のそれは一三九・七二であつた。

とりわけ一九三八年四月以降の株價の暴落は注目すべき現象であつた。これを七月中についてみても、その下

落は四億ライヒスマルクに評價され、更に八月中旬迄にこれと略〻同額の下落をみたと云ふ[6]。又ドイッチェ・フォルクスヴィルトによれば、價格指數も七月末一二九・六から八月十日には一二三・三一へと低下してゐる。一方に於ける旺盛な事業活動があり、しかも他方にかかる價格の暴落を現出せる事實を何とみるべきであらうか。このことについては多くの政治的乃至經濟的原因が指摘されてゐる。即ち、その最大のものとしてズーデテン問題及びユダヤ人所有株式の賣却、及び現金を必要とする大事業會社の所有株式賣却、等々が以上の現象に對する基本的原因として擧げられてゐる。しかしながら茲に指摘した如き事業收益の將來への危虞が此の際强力に作用してゐる事實も、否定することは出來ないであらう。

收益の將來に對する悲觀的な見透しは更に企業利潤に對する政府の拘束の上からも之を觀取することが出來る。もとよりナチスは企業利潤の獲得自體については何も制限を設けてはゐない。だが、配當の抑制は當然に資本の自由な活動に對する制肘にならざるを得ない。

即ち資本投資法[7]（Kapitaleanleihegesetz）及公債資金法（Anleihestocksgesetz）によつて會社の利益配當をば六分以下に制限し、これを超える額は金割引銀行に寄託せしめて公債消化資金に充てることとなつた爲に、收益の自由な使用が抑制される結果になつたのである。

加ふるにトリヴァノヴィッチの語つてゐるやうに著るしい利潤增加の見込は[8]、それを低位に保つ爲に、政府が用ひてゐる多數の間接的方法によつて微弱ならしめられてゐる。政府の注文は極めて狹い利潤の餘地しか殘さぬやうな價格で請負はしめられる。政府の價格統制策に於ては、利潤は副次的な考慮事項に過ぎず、國內市場の爲

に生産する營利企業は、普通の租稅負擔に加へて、その利益の一部をば輸出産業に對して輸出業務の損失補塡の爲に支拂ふことを要求される。且つ政府の勞働政策は多くの企業をば强制して不經濟な幹部を維持せしめ、それら企業の總てから自らの雇傭計畫を最高能率の諸要求に合致せしむることを妨げるのである。

二　未解決の原料問題

ところで、以上のやうにドイツの工業生産、とりわけ重工業の躍進はその原料供給との間に矛盾なくして實現されたか。次揭にみる如くドイツは元來原料産出の甚だ乏しい國の一つに屬する。

世界列强の主要原料産出高（一九三五年）單位千噸

	イギリス 本國	イギリス 殖民地	合衆國	フランス 本國	フランス 殖民地	ソ聯	イタリア	日本 本國	日本 殖民地	ドイツ	世界總計
鐵鑛石	二、〇七〇	七、一六八	三一、〇三〇	三二、〇四五	二、一七九	二六、八四五	五六九	五一六	九九八	六、〇四四	一三九、四〇〇
銅	一三・五	四一六・二	三四五・二	〇・五	—	六三・二	〇・五	六九・三	六・二	三〇・二	一、四九三
鉛	四一・九	五二二・四	三〇〇・四	〇・九	六・四	一一・二	二四・〇	七・四	一・七	五九・一	一、三八五
亞鉛	一・二	四五五・〇	三八一・六	—	七・四	四六・二	五四・〇	二〇・〇	—	一三九・四	一、五二四
錫	二・一	五八・四	—	—	一・五	—	—	二・〇	—	—	一三九
滿俺鑛	—	一、一三八・七	二六・九	—	二四・九	二、三八五	九・一	七一・七	—	〇・二	…
ニッケル	—	六四・四	〇・一	—	六・五	一・八	—	—	—	—	七五
クローム鑛	—	二三九・〇	〇・五	—	五五・三	一三九・二	—	二七・一	—	—	…
タングステン鑛	一五三	三、八〇四・〇	一、三〇四・〇	—	二九〇	—	—	五八	五七一	—	一三、三〇〇

アンチモン	—	四五	四〇	二六五	二、三三七	—	四五三	四三	二	—	三三、〇六三
ボーキサイト	—	一四八・六	二三七・七	五〇四・六	—	一三〇・〇	一七〇・一	—	—	八・三	：：
アルミニウム	一五・一	二一・四	五四・一	二一・九	—	二四・五	一五・一	四・七	—	七〇・七	二六〇
窒素	一六二・一	—	二三二・九	一三一・五	—	五三・二	八三・九	一三五・四	六二・一	五一六・二	一、七九一
加里	：	一六	一七五	三七〇	—	一八三	—	二	—	一、五九九	二、五四〇
石炭	二三二・九	六三・〇	四二〇・三	四六・二	一・九	一〇三・八	〇・四	三四・八	五・一	一四三・〇	一、一四〇
石油	—	四、一六〇	一三、九一二	七六	—	二五、二四〇	一六	—	二六五	四二七	二三六、五七四
硫黄	—	—	一、六五九	—	—	—	三二九	一六五	—	—	二、二〇〇
棉花	—	三、九九五	四、二九〇	—	四六・七	一、一三〇	一・六	〇・四	九五	—	二、九五〇
ゴム	—	五二三	—	—	二九	—	—	—	—	—	八八七
羊毛	四九・四	七七七・一	二〇五・三	二三・九	四七・三	七三・九	一六・三	—	—	一六・五	一、七〇七

（三菱經濟研究所作成、本邦財界情勢、第百十一號）

かくの如く原料資源に乏しいドイツに取つて、軍備を目標とする第二次四ケ年計畫が、原料自給を中心として展開されるに至つたことは正に當然である。しかるにおしなべて原料供給はナチスの懸命の努力に反して、現在のところ目的達成までには遙か遠い。といふのは工業生産擴充と原料增產とは全く異るテンポでしか實行されないからである。一例を被服品製造業に取つて、その原料關係をみるに、次掲の如く國內代用品の使用は年々急テンポに增加して居り、且つ全原料中に於けるそれの消費割合も高まりつつあるが、他面輸入原料の消費も同時に增加してゐるが故に、代用原料の消費割合は甚だ徐々にしか高まらないのである。

被服業に於ける各種原料の割合　（百萬ライヒスマルク）

	一九三三年 價格	一九三三年 割合	一九三四年 價格	一九三四年 割合	一九三五年 價格	一九三五年 割合	一九三六年 價格	一九三六年 割合	一九三七年 價格	一九三七年 割合
ス・フ	一〇・七九	一・五%	二七・八二	三・四%	四六・二〇	五・二%	七六・六〇	八・九%	一六五・〇〇	一四・五%
人絹	一六七・四〇	二三・一	二〇六・三九	二四・九	二二一・四三	二四・七	二二一・三五	二五・九	二九〇・〇〇	二五・二
亞麻	一一・八六	一・七	二〇・七一	二・五	二四・五三	二・七	二二・七四	二・七	三七・三〇	三・二
羊毛	二六七・〇一	三六・九	三四五・九五	四一・八	二九五・七〇	三三・一	二五三・八六	二九・七	二六六・〇〇	五一・八
棉花	二六六・四五	三六・八	二二六・八一	二七・四	三〇六・八六	三四・五	二八〇・八二	三二・八	二九三・〇〇	二五・五
計	七二三・四七	一〇〇・〇	八二七・六八	一〇〇・〇	八九四・七二	一〇〇・〇	八五五・三七	一〇〇・〇	一、一五一・三二	一〇〇・〇

(Weltwirtschaftliches Archiv, 47 Bd., Heft 2)

それにしてもナチスの原料政策は眞劍であり、それの輸入について嚴重な統制が行はれつつあることは既述の如くであるが、他方に於て自給の爲の各種の方策が企てられてゐる。以下これについて概觀しやう。

一、農產原料　ドイツで生產される羊毛、黃麻、堅纖維、棉花、生糸、ゴム及び樹脂は必要額の一〇%にも足らず、皮革、煙草及び大麻は其の需要の五〇%も充し得ない。しかし此處ではこれら多數の商品について論及することの煩を避け右諸原料中最も重要なものとして、棉花、羊毛、皮革、樹脂及びゴムに限り、觀察を進めやう。

棉花はドイツでは栽培不可能であるが、その代用品としてのステープル・ファイバーの生產額は政府の奬勵によつて最近急激に增加した。カッセル附近のベッテンハイム、ダニューブ河畔のケルハイム及びシュレジエンには大工場が設立され[9]、其の生產額は一九三七年度には七萬噸にも達するだらうと推算された。[10] 但し、棉花の純輸入數量は右のステープル・ファイバー生產の進步にも拘らず、一九二九年から一九三五年迄には殆んど減退して

居らず、したがつてステープル・ファイバー代用による紡績纖維自給の域に達するには、現在ではなほほど遠いと斷ぜざるを得ない。

獨り棉花のみでなく、羊毛も亦、ある程度ステープル・ファイバーによつて代替せられるのであるが、元來植物性原料による動物性纖維の獲得はより困難であり、優れたドイツの化學工業の技術を以てしても未だ合成羊毛の發達は完全には爲し遂げられて居ない。しかも他方に於てドイツに於ける羊の頭數は現在四百萬に過ぎず、國內需要の僅かに九%の羊毛を供給し得るに止まる。尤も一九二九年以降一九三四年迄維持せられた羊毛輸入額が一九三五年には約十六萬瓲から一四萬九千瓲に、次いで一九三六年の十二萬二千瓲へと減少してはゐるが、このことは決して代用品の補充によるものではなくて、世界羊毛生產の減少、延いてそれの價格騰貴に歸因してゐるものと考へられる。

皮革については、最近ドイツに於て極めて優秀な人造皮の製造に成功したと報ぜられてゐるとは云へ、これを以て輸入を阻止することは到底不可能であつて、例へば、一九三七年には四千四百萬ライヒスマルクの輸入がある。

樹脂の國內生產は全く問題にならず、したがつて一方では今後二十年間に松脂の國內生產高を約四萬瓲に高める計畫が爲されてゐる[11]と共に、他方では合成樹脂工業の發達見るべきものがあり、其の種類も增加して天然樹脂の代用品として使用されるに至つた。だが、なほそれの海外への依存度はなほ高く、近年輸入價格は減少してゐるとは云へ、數量に於ては却つて增加を示してゐるのである。

ゴムも亦、國内生産は皆無であり、それの自給は合成ゴム工業の發達に待つ外はない。イー・ゲー會社によつて品質の優秀な「ブナ」ゴムが生産されてゐるとは云へ、それの生産費は天然ゴムに比し遙るかに高く、之を以て輸入を阻止する域には達してゐない。

以上の諸例によつても明らかな如く、ドイツに取つて農産原料品の自給は、それの國内生産奬勵並に代用品製出への努力にも拘らず、完全に不可能であると斷ぜざるを得ない。

二、鑛産原料　ドイツは鑛産原料にも亦、極めて乏しく、一國民の生存に必要な鑛産原料は三十四種に上ると云はれてゐるが、ドイツに豐かに惠まれてゐるのは僅かに石炭と加里のみであることは前表によつても明らかである。錫、ニッケル、クローム、タングステン、アンチモンは全く生産なく、亞鉛、鉛、銅の大部分は輸入に俟つ外はない。かかる重工業の基本的原料の缺陷は四ヶ年計畫の遂行を甚だ困難ならしめて居るのであるが、とりわけ最大の障碍は鐵鑛石の缺乏である。製鐵原料の獲得に如何なる苦心が拂はれてゐるか、その實例をば我々は一九三七年七月二十六日に創立されたヘルマン・ゲーリング製鐵所（Reichswerke Aktiengesellschaft für Erzbergbau und Eisenhütten „Hermann Göring“）に於て見ることが出來る。此の事業はゲーリングの聲明の如く「國家の指導下にドイツ國内の鐵鑛埋藏物をば國民經濟上必要な程度に開發利用する爲の一大國策會社」であつて、ドイツの全製鐵業を統一し、國内産貧鑛の大規模な處理に着手せんとするものであつて、四ヶ年計畫中にあつても劃期的な事業である。一九三八年四月八日、其の資本金は五百萬ライヒスマルクから一躍四億ライヒスマルクに增資され、今や資本金に於ては、八億ライヒスマルクのイー・ゲー染料、四億六千萬ライヒスマルクのドイツ製鋼に

次いで、ドイツ三番目の大會社となつた。そして本事業は次の三つの方面から建設事業に着手されてゐる。[12]

第一、ブランケンシュテット――ハレンドルフ――ワーテンシュテットの地方に於ける臨時的施設を持つ國有の精錬所の建設。此の建設事業につき最も注目すべきものは輸送計畫であつて、ゲーリング製鐵所と國有鐵道ハンノヴァー＝ベルリン間鐵道とを結び付ける大規模な連續鐵道の建設、並に中獨運河地帶までの連續する製鐵所運河の建設である。此の運河は長さ約十八キロ、幅はウェーゼル・エルベ河川の平均幅員と略々等しく、ブラウンシュワイグ西部を貫き中獨運河地帶のボルトフェルドからブランケンシュテット＝ハレンドルフの地方まで延びて居り、ルールの石炭及びザルツギッターの地方の鑛石の運輸を任務とするものである。

第二、ザルツギッターに於ける採鑛。從來貧鑛として顧みられなかつた同地の鐵鑛石を處理して富鑛化することを目的とするものであつて、計畫は能力年百萬瓩粗鋼生産、遲くも一九四四年末迄に完成することになつてゐる。

第三、同地方に於ける勞働者用住宅建設。右の大規模な製鐵所建設は從來文字通り田舍であつた地方に所要勞働者五萬、其の家族を合せて實に十數萬人の人口を收容する爲の、住宅建設が焦眉の急務として現はれて來た。現在勞働者數のみでも既に一萬七千人に達すると云ふ。

かくしてヘルマン・ゲーリング製鐵所の設備完成卽ち一九四四年後にはドイツ國內鑛石生産高は現在の五倍に達する計畫であるといふ。

だが、それにしても計畫の實現までには重工業の基本原料として最も重要なものとしての製鐵原料の不足は覆

ふべくもない事實である。卽ち、鐵鋼生産額が次掲の如く逐年增加してゐるに伴つて、これが原料たる國內鐵礦石生産は、例へば一九三六年と一九三七年との比較では四十九萬瓲から百十七萬瓲に激增してゐるとは云へ、なほ輸入額も亦、增大の一途を辿つてゐるのである。

ドイツ鐵生産額　(單位千瓲)

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三七年	一九三八年(一月—八月)
粗鐵	五、二八一	六、八三九	一〇、五四三	一二、八四六	一五、三〇二	一五、九六〇
粗鋼	七、一一五	九、一六八	一三、六七九	一六、一七三	一八、七八八	一九、三八七
壓延鋼	五、二四一	六、八〇四	九、九六七	一一、六七七	一三、五一三	一四、一七九

(Statistisches Reichsamt, Wirtschaft u. Statistik, 18 Jg., Nr. 20)

ドイツ鐵鑛石輸入額

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
數量(千瓲)	三、四五一	四、五七一	八、二六四	一四、〇六一	一八、四六九	二〇、六二〇	二一、九二七
價格(同上)	五四	五九	一八	一二三	一六八	二二一・九	二三五・二

(百萬ライヒスマルク)　(Stahl u. Eisen)

非鐵金屬類の不足についても上揭の通りであるが、それよりも鐵、石炭と並んで重要な國防資源としての石油にも亦、ドイツは惠まれてゐない。しかもそれの消費は次の如く逐年增加の傾向にある。

鑛油消費額

	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
消費總額(瓲)	二、四三一、九七六	二、〇一九、一二四	二、二三八、四四一	二、五六四、一九二	二、九七三、二四二	三、四九七、七三八	五、一五〇、〇〇〇

一人當消費（キログラム）	三七・六三	三一・一〇	三四・三四	三九・一〇	四四・四八	五一・九四	—

(Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Okt. 1938) Wochenbericht, 1938,

右の內にあつて、動力用燃料の國內消費及び國內生產の割合は次の如き關係に立つてゐる。

	消費總額（1,000噸）	國內生產（1,000噸）	同國內生產の割合（%）
一九三一年	二、一九九・八	五一三・四	二三・三
一九三二年	一、九六六・三	五七四・六	二九・二
一九三三年	二、〇六八・五	六五五・九	三一・七
一九三四年	二、三四〇・八	七六〇・八	三二・五
一九三五年	二、八八七・〇	八一〇・〇	三六・〇
一九三六年	三、一〇〇・〇	一、一〇〇・〇	三九・〇
一九三七年	三、二一三・〇	一、四八〇・〇	四四・四

(Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Okt. 1938)

そして一九三七年こそはドイツの液體燃料界にあつて劃期的な年であると云はれてゐる。[13] といふのは、消費の不斷の增大にも拘らず、此の年に至つて初めて外國石油の輸入が減退せしめられたからである。かかる液體燃料生產の增加は云ふまでもなく、國內原油湧出量の增加によるのではなくて、合成石油作出のある程度までの成功を意味する。

液體燃料の自給はドイツ國防經濟の計畫の重要な目標の一つであり、これには各種の方策が考究されつつあるが、最も大量に獲得せられるものとして、イー・ゲー染料法、及びフィッシャー法とであつて、これらの方法による石炭液化工場は續々と建設せられつつあるが、それの生產額は知り難い。

上に述べ來つたやうに、ドイツ工業とりわけ重工業が四ヶ年計畫を中心として急テンポの躍進を續けて居る半面、到るところに原料の不足が現はれて居り、國內原料の增產計畫、並に代用品造出の努力が爲されてはゐるが、自給の域に達し得る部門は僅少であり、一部專門家の見地によれば、一九四〇年迄は到底共の全部的な效果は現はれまいと云はれてゐる。[14] 加ふるに、關稅政策、價格政策、乃至は國內代用品の强制使用等による生產費高は、ドイツの原料自給政策に對してある程度の限界を引くものである。例へば、前記のヘルマン・ゲーリング製鐵所による貧鑛處理よりも、スエーデンから最上の鐵鑛を直接にルールに輸入する方が遙るかに低廉につくとも云はれてゐる。但し此の點についてはドイツの場合生產費は問題外であり、少くとも多くの物資が國內原料から獲得されることが企圖されてゐるものの如くに見える。だが、このことから來る國民生活への壓迫をば我々はどう考へたら好いであらうか。此の問題についてはなほ食糧問題と共に後に併せて考究しやう。

三　食糧自給の可能性

さて、第二次四ヶ年計畫の遂行は農業部門と如何なる關係に立つてゐるか。

ナチスの農業政策は、既述の如く、(イ)食糧及び原料品の自給、(ロ)健全な農民の創設、(ハ)農產物價格の安定、の三つの目標を持つてゐる。(ロ)及び(ハ)については既に述べた。それ故に此處で問題になるのは第一の食糧品供給の點である。

此の問題は一九三四年秋以來の謂ゆる生產鬪爭を中心として展開されて來たのであるが、それは現實に幾何の

增收を結果したであらうか。先づ耕地面積についてみれば、一九二八—三二年平均に比し、一九三三—三七年平均は多くの增加を示して居らず、殊に主要穀物類の如きは僅少ながら減少さへもしてゐる。

（單位　ヘクタール）

耕地面積	一九二八—三二年	一九三三—三七年	一九二八—三二年に對する一九三三—三七年の比較
主要穀物類	一一、六八三、九三九	一一、六〇三、九三四	九九・三%
玉蜀黍	二八、三五九	五三、〇六二	一八七・一
莢豆類	五二九、〇五四	四四三、五五一	八三・八
鋤耕作物	四、一六七、五一六	四、三〇〇、五九九	一〇三・二
油料及纎維原料作物	二三、七六〇	六七、四九一	二九六・五
野菜類	一〇、五六七、〇三五	一〇、六〇四、九九四	一〇〇・四
其の他果物及耕作物	一、一一三、一二〇	一、三九一、一四一	一〇二・三
休耕地	三五〇、五八二	一七〇、七〇九	四八・七
採草地	四二一、二四八	三三〇、八七八	七八・〇
農作利用地	二八、八七三、六一三	六、七〇四、三五九	九九・四
荒蕪地	一、五四三、〇四〇	一、四五三、一八五	九四・二
沼澤地	四五九、一六六	四四四、五一五	九六・八

(Statistisches Reichsamt, Wirtschaft u. Statistik, 18 Jg., Nr. 8)

右の如く耕作面積のある場合に見られる縮少は家屋建設の爲の土地、運動場設置、國防上の土地及び道路建設（特に飛行場や自動車道路）の爲の土地需要、更に人口增加等に歸因する。

單位當り收穫はどうか。[14]

（ヘクタール）　　　　（單位　ドッペルツェントナー）

	一九二八—三二年	一九三三—三七年	一九二八—三二年に對する一九三三—三七年の割合
裸麥	一七・二	一七・一	九九・四
小麥及ドイツ小麥	二〇・七	二一・九	一〇五・八
大麥	二〇・一	二〇・九	一〇四・〇
燕麥	一九・一	一九・九	一〇四・二
雜穀	一七・三	一八・五	一〇六・九
玉蜀黍	三一・七	三一・七	一〇〇・〇
主要穀物類	一八・七	一九・三	一〇三・二
馬鈴薯	一五四・五	一六四・三	一〇六・三
甜菜	二七三・六	三〇五・四	一一一・六

(Statistisches Reichsamt, Wirtschaft u. Statistik, 18 Jg., Nr. 8)

右兩年度の比較に於て裸麥を例外として單位當り收穫は殆んど總ての農產物について增加してゐる。次にミルク及びバターについてみやう。

	ミルク（百萬リットル）	バター（瓲）
一九二八年	二一、〇三三	三五一、〇〇〇
一九二九年	二〇、六八〇	三七五、〇〇〇
一九三〇年	二一、七四〇	三八六、〇〇〇
一九三一年	二二、一一四	四〇五、〇〇〇
一九三二年	二三、五二〇	四二〇、〇〇〇
一九三三年	二四、〇〇〇	四四八、〇〇〇
一九三四年	二三、六三八	四五二、〇〇〇

一九三五年	二三、四九五	四五二、〇〇〇
一九三六年	二四、六六〇	四九六、〇〇〇
一九三七年	二四、七〇三	五一七、〇〇〇
平均 一九二八—三二年	二一、九七七	三八七、〇〇〇
平均 一九三三—三七年	二四、一一九	四七三、〇〇〇

(Statistisches Reichsamt)

ミルク生産額は一九二八—三二年の平均二百十九億リットルから一九三三—三七年の平均二百四十億リットルに増加し、バター生産は三十八萬七千瓩から四十七萬三千瓩への約二二・二%方増加してゐる。

肉類の生産額も亦増加を示してゐる。

(單位　一、〇〇〇瓲)

	犢肉	牛肉	豚肉	羊肉山羊肉及馬肉	合計
一九二八年	一九六	七九三	二、〇八四	八八	三、一六一
一九二九年	二〇一	八九七	一、九二一	九三	三、一一二
一九三〇年	一八九	八五〇	一、九七九	九二	三、一一〇
一九三一年	一八九	八五四	二、一一二	八四	三、二三九
一九三二年	一九六	八七二	一、九七〇	七六	五、一一四
一九三三年	一九〇	八六二	二、〇二七	八一	三、一六〇
一九三四年	二一三	九六三	二、二七一	七七	三、五二四
一九三五年	二〇六	九四三	二、一七七	七七	三、四〇三
一九三六年	一九二	七四八	二、二七六	八一	三、二九七
一九三七年	二一一	九三二	二、二六二	八六	三、四九一

平均 一九二八―三二年	一九四	八五三	二、〇一三	八七	三、一四七
平均 一九三三―三七年	二〇二	八九〇	二、二〇三	八〇	三、三七五

(Statistisches Reichsamt)

即ち、國内家畜による肉類は一九二八―三二年の平均に對し一九三三―三七年の平均は三百十五萬瓩から三百三十八萬瓩への七%方增加してゐる。

以上概觀したやうに、ナチス前の五ケ年と其の後の五ケ年とを比較すれば、おしなべて農業生產は高まつてゐる。更にこれを一九三八年についてみるならば、同年九月初めの穀物收穫豫想は二千八百萬瓩(オーストリアを含む)であつて、これは前年に比し二百八十萬瓩、即ち、一五・一%の增收を意味し、一九三八年は正に嘗てみざる豐作である。

さて消費をみやう。一九三六年迄の事實をみれば、食糧品の完全な自給の目的に到達する爲には、次の如く、二五%の農產物增收に成功する必要があつた。

年次	全消費熱量(一万億カロリー)	國内生產による供給(一万億カロリー)	自給割合
一九二八年	七〇・〇	五九・四	七九%
一九二九年	六九・五	五六・一	八一
一九三〇年	六八・三	五六・八	八三
一九三一年	六八・〇	五七・六	八三
一九三二年	六七・六	五六・四	八五
一九三三年	六七・六	五九・一	八七

一九三四年	六九・八	五九・九	八六
一九三五年	六九・八	六一・五	八八
一九三六年	七二・一	六一・〇	八五

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg, Nr. 2)

又農業大臣ダレの報告によれば農産物自給の爲には耕地面積にして百二十萬ヘクタールの耕地拓務を必要としたと云ふ。[15] しかるに、一九三八年の未曾有の増收はドイツ人口を扶養するに充分の食料品を供給し得たと報告された。[16] だが、此の場合飼料としての穀物消費が計算されてゐないことを忘れてはならぬ。

ともあれ、近年の以上に擧げたやうな事情を顧みるならば、收穫それ自體は決して不良ではなく、寧ろ「生産闘爭」の一面の成功が明らかに物語られてゐる。しかるに依然として海外へ依存を免れ得ないことは既述によつて明らかである。蓋し、一九三八年度にあつては未曾有の増收をみたとは云へ、元來農産物増收の効果を急激に齎らすことの困難は過去の經驗の示すところであると共に、他方には需要増加を招くべきドイツに特殊な原因が存在するからである。即ち、ドイツ西部地方に於ける國防工事從業者約十萬人の人口扶養、並に右の國防工事によつて失はれた農地の生産物補充の必要、新らたに合併されたオーストリア及びズーデテン地方に對する食料供給の任務がライヒ食糧當局に課せられたのである。[17] かくの如くドイツは一方では「生産闘爭」がある程度の成功を示してゐるにも拘らず、依然として食糧不足に惱むといふ矛盾を免れ得ない。

以上に於て、我々はドイツの第二次四ケ年計畫の最大の目標たる原料及び食糧品自給が未だ完全に達せられてゐない事實を指摘したのであるが、更に之を原料供給の極めて重要な側面としての對外貿易について檢討しやう。

四　新計畫の功罪

ドイツは「新計畫」の原則によつてたてられた通り、輸出の手取金を以て支拂ひ得る以上のものを輸入することは出來ない。ところで、海外の原料及び食糧品を豐かに國內に齎らす爲には、これらの原料によつて製出された工業製品の輸出額を高め、多額の外國爲替の獲得を目指さねばならぬ。したがつて原料及び食糧品の輸入額も現實には國內市場の需要に應じて決定し得るのではなくて、ドイツ商品に對する海外市場の買入能力に依存せねばならぬといふ矛盾を含んでゐる。しかも第二次四ケ年計畫の採用、それに伴ふ重工業生產部門に限られた跛行的な生產活動の旺盛は工業原料品に對する巨大な需要となつて現はれ、且つ此の需要に應ずる爲には剩餘の商品に對する嚴重な輸入の抑制を必然ならしめた。卽ち、シャハトの「新計畫」以來工業製品と食糧品の輸入は嚴重な統制下に置かれ、原料輸入に優先權が與へられたのである。此の結果はドイツの輸入貿易の上にどう反映してゐるか。

（百萬ライヒスマルク）

年次	輸入總額	食糧品	原料及半製品
一九三三年	四、二〇三・六	一、二七四・〇	二、〇六九・〇
一九三四年	四、四五一・〇	一、一七〇・六	二、三三二・二
一九三五年	四、一五八・七	一、〇九四・八	二、三一〇・四
一九三六年	四、五一七・九	一、一四八・一	二、三二一・一
一九三七年	五、四六八・四	一、六五三・三	二、九七六・五

一九三七年第一半期	二、五二六・四	七四三・九	一、三八二・一
一九三七年第二半期	二、九四二・〇	九〇九・四	一、五九四・四
一九三八年第一半期	二、六九七・〇	七九一・九	一、四六五・五

(Der Deutsche Volkswirt, 14 Okt. 1938)

前表によれば、食糧品の輸入は概して減少してゐない事實が觀取される。このことは國内生産力の不足を端的に示すものであるが、更にこれを主要食糧品に限定してみるときは、一層明瞭である。

（百万ライヒスマルク）

	一九三五―三六年	一九三六―三七年	一九三七―三八年
食料フェット、油果	三四四・五	三六四・三	四〇五・三
肉、家畜、魚類	二三三・七	二三七・一	二六九・三
ミルク、チーズ、卵類	九八・九	一二三・四	一四一・三
パン用穀物	一二・四	八八・七	二一二・七
其他穀物及豆類	四四・五	五六・二	六九・二
飼料	五二・六	九八・三	二六五・四
馬鈴薯、野菜	五八・一	五三・〇	九八・七
果物	二四七・三	二三二・二	二一八・四
ココア、香料、砂糖	四二・三	四三・八	六一・〇
計	一、一三四・二	一二、六九六・八	一、七〇一・三

(Statistisches Reichsamt, Wirtschaft u. Statistik)

此處數年間に於ける穀物輸入の上に現はれた國内産穀物供給の甚だしい不足は、とりわけパン用穀物及び飼料の上に現はれてゐる。其の他についてみても肉類、食料フェット、ミルク、チーズ等の如き農産加工品の輸入増大

は、國內農產物增產の效果が現實の需要增大とテンポを異にするが故である。[18] しかも、他面に於て海外食糧品輸入について國內產代用品の使用奬勵乃至は强制によつて極力阻止されてゐる事實を看過してはならぬ。

以上のやうに、原料及び食糧品の海外への依存度がなほ強く、しかも他方に於て輸出代金を以てしか再軍備及び國民扶養の途が困難なりとすれば、此處に一應ドイツの輸入に對する輸出の關係を顧みなければならない。

ドイツ貿易額　（單位　百萬ライヒスマルク）

	輸入額	輸出額	差引出超（△印入超）
一九二八年	一四、〇〇一・二	一二、二七五・六	
一九二九年	一三、四四六・八	一三、四八二・七	
一九三〇年	一〇、三九三・二	一二、〇三五・六	
一九三一年	六、七二七・〇	九、五九八・六	
一九三二年	四、六六六・五	五、七三九・一	
一九三三年	四、二〇三・六	四、八七一・四	四六七・八
一九三四年	四、四五一・一	四、一六六・九	△二八四・二
一九三五年	四、一五八・七	四、二六九・七	一一一・〇
一九三六年	四、二一七・九	四、七六八・二	五五〇、三
一九三七年	五、四六八・四	五、九一一・〇	四四二・〇
一九三八年	五、四四九・〇	五、二五七・〇	△一九二・〇

(Statistisches Reichsamt, Wirtschaft u. Statistik)

本表に於て、その發案者シャハトが云つたやうに、「忌むべきではあるが不可避である」[19]ところの「新計畫」の實

らした結果がどう現はれてゐるか。

清算協定の採用、封鎖マルクの利用、輸出産業に對する租税及び運賃の引下げ、輸出事業に對する直接の補助金の支給、等の萬手段による輸出の奬勵にも拘らず、ドイツ商品の海外需要は餘り多くの増加を示してはゐない。卽ち新計畫の實施された一九三四年に於ては前年に比し寧ろ入超を示し、しかも其の額は二億八千四百萬ライヒスマルクの多額にのぼつた。而して一九三六年には五億五千萬、一九三七年には四億四千二百萬ライヒスマルクの輸出超過となり、辛じて一九三三年の水準に達したのであるが、翌三八年には再び一億九千二百萬ライヒスマルクの入超に轉じてゐる。しかもかくの如き輸出貿易の不振は獨り價格の上にのみでなく、これを構成する商品の上にも現はれてゐる。次掲にみる如く、ドイツ輸出品中に占める工業品の割合が低下してゐる事實が之を證明する。

工業品の輸出に占める割合

一九三三年	一九・五%	一九三七年第一・四半期	一二・〇
一九三四年	一二・八	同　第二・四半期	一二・六
一九三五年	一一・五	同　第三・四半期	一三・五
一九三六年	一一・四	同　第四・四半期	一三・九
一九三七年	一三・〇	一九三八年第一・四半期	一一・七

(Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11, Jg., Nr. 24)

ドイツは國内工業品の輸出による外には、食料及び原料輸入の代金を調達する方法がない。しかるに右の如き輸出品中に占める工業製品の割合の低下はドイツ貿易上好ましいものとは云へないであらう。かくの如きドイツ

貿易の不振の責任は、寧ろ「新計畫」に負はしめらるべきである。といふのは、「新計畫の如く、商品を以て支拂ひ得る以上には商品を購入せずと規定する制度の下では、相手國をも貿易に對して消極的ならしめ、輸出超過を生ぜしむることが、困難だからである。加ふるに清算協定制の採用は商品の交換を最小限ならしめる。このことはシャハト自ら一九三四年ワイマールに於て、清算協定は輸出超過を無くすると同時に貿易を最小限ならしめるであらうと豫言したところによつても明らかである。[20] ドイツは清算協定によつて、原料品及び食糧品に對する自國の最小限度の需要を充すことは出來たが、商品の輸出超過によつて外國爲替の剩餘を生み出す可能性を破壞した。その結果、現金支拂を要求する諸國に對するドイツの購買力は甚だしく制限され、原料及び食糧品の獲得をより困難ならしめた。このことについての顯著な實例は、對米及び對濠の爲替の手當が不可能であつた爲に、棉花の買付地を合衆國からブラジルに、羊毛の買付地をオーストラリアから南アフリカ、アルゼンチンに移さねばならなかつた事實などに見ることが出來る。

かやうにして、輸出貿易の不振は輸入代金の調達を困難ならしめ、したがつて原料輸入は國內產業の需要を充分に充し得ないといふ矛盾にぶつつかる。とりわけドイツの工業製品輸出の大宗を爲すところの銀及び銀製品、機械類(化學製品は例外とす)及び之に次ぐ主要輸出品たる纖維製品の如きは何れも、之が原料關係に關する海外依存性が大であり、しかも原料獲得が容易でないとすれば、生產擴充をある限度に止めるか、代用原料を國中に求めるか、二者選擇の何れしかない。ドイツの國防充實の要求は前者の選擇を總體に許さないとすれば、後者を選ばざるを得ない。しかも後者の場合には當然生產費高を招來し、したがつてそれによる輸出の擴大も亦、多く

を期待することが出來ないのである。

五　資金調達上の諸問題

さて最後の締めくくりとして、ナチス四ケ年計畫遂行の最も重要な側面としての資金調達の問題をみやう。

一九三三年乃至三五年は前にも見たやうにナチス政府の努力は失業撲滅に向つて集中され、尨大な授職事業計畫が實現に移された期間である。而して此の期間中に要した費用は實に五十一億ライヒスマルクであり、その内約三十一億ライヒスマルクは既述の如く勞働國庫手形に代表されてゐる如き短期債によつて賄はれたのである。[21]

ところで、一九三六年以降は例のニュルンベルグに於ける第二次四ケ年計畫の宣言に始まつた再軍備の段階に置かれて居り、したがつて資金の調達も亦、主として此の目的に沿はしめられることになつた。だが、ナチスによつて採用された調達の方法そのものには依然として變りはなかつた。勿論ドイツ經濟の振興により次の如き租税及關税收入增加の事實を看過することは出來ない。

租税及關税收入　(單位　百萬ライヒスマルク)

	一九三二―三三年	一九三三―三四年	一九三四―三五年	一九三五―三六年	一九三六―三七年	一九三七―三八年
所得税	五四三	五二〇	七七五	一、〇七五	一、五八四	二、二一九
會社税	一〇六	二一〇	三二〇	五九三	一、〇四七	一、五五三
財産税	三三〇	三〇七	三〇三	三〇五	三六〇	三三六
賃銀税	七四九	七二〇	八九九	一、三六二	一、五四四	一、七六〇

取引税	一、三五四	一、五一六	一、八七三	二、〇二〇	二、三八九	二、七五四
消費税	一、五一八	一、七一九	二、一〇四	二、三三九	二、三三〇	二、五四七
關稅	一、一〇六	一、〇六五	一、一四九	一、二四九	一、三三三	一、五九五
其他	一、〇四一	七七九	八〇〇	八二三	九一五	一、一七〇
合計	六、六四七	六、八四六	八、三三三	九、六五四	一一、四九二	一三、九六四

(Statistisches Reichsamt)

だが、他面に於て失業救濟事業及びそれに續く再軍備の爲の資金の要求は歳出面をも著るしく膨脹せしめた。しかも再軍備に費された金額が祕密にされてゐるので、歳出の完全な數字は一九三三年三月三十一日に終る會計年度を最後として爾後發表されない。[31] しかしながら再軍備計畫による支出が相當巨額のものであることは疑ふべくもなく、此の故に各種の推算が爲されてゐる。ある外國批評家によれば、一九三五—三六年度以降三ヶ年間のドイツ公共事業費及び再軍備費は、爾餘の經常支出には多大の變化が無いものとの假定の下に、租稅收入の增加、失業救濟費の節約額、新規公債發行高等の三年間合計約百四十億ライヒスマルクに追加するに短期債務の最近三年間の增加額約二百億强、合計三百四、五十億ライヒスマルクが最近の公共事業費及び主として再軍備費だ[22]としてゐる。だが、此の推算はドイツの再軍備費が屢々過大に見積られてゐる一例である。ドイツの再軍備をみるときに常に考慮すべきことは、ドイツ國軍の建設はドイツ政府がヴェルサイユ條約による軍備縮少の拘束の廢棄聲明の遙るか以前に着手されてゐたといふこと、及び一九三三年並に一九三四年に於ては其の經費の大部分が一般歳入豫算から支辨されたものだといふことである。此の故に最近二ケ年の軍備費は一般に想像されてゐる如く多

額である必要はなかつたのである。[23)]

ともあれ、再軍備費が租税其の他の經常收入によつて賄はれ得ないことは事實であり、したがつてその財源は大部分依然として短期債務に依賴せざるを得なかつた。ただそれの名稱が從來の「勞働手形」から「軍備手形」に代つただけのことである。その額が現在までに幾何に達するかも亦、明確にはされない。といふのは、旣述の如く勞働手形乃至軍備手形は、實質上政府の信用の上に流通するものであり、政府の債務たることは明らかであるにも拘らず、政府は表面上該手形の關係者でない爲に、自己債務として取扱はず、したがつて國債中に其の數字を包含せしめないからである。

卽ちこれらの手形は、政府の注文を受けた事業家が振出した上、政府の特殊機關(旣述)のドイツ公共事業會社、ドイツ建物土地銀行共の他)によつて引受けられ、且つ事業遂行の責任者たる公共團體の裏書を受けることになつてゐる。而して此の手形はライヒスバンクの再割引適格手形と定められて居り、したがつて銀行其の他の金融機關によつて一流手形として買取られ、且つ期限が到來しても、ライヒスバンクの選擇によつて何時でも借替へられる。それ故に此の種の手形は表面上政府の債務ではなく、かくしてそれは「秘密」短期債務として取扱はれ、現在の總額は明確に知られてゐない。それは或ひは百五十億ライヒスマルクと推算され、[24)]百六十億ライヒスマルクと見積られ、[25)]或は百三十億乃至百五十億の間と[26)]評價されてゐる。參考の爲にドイツ金融機關の手形保有高を示せば次の如くである。

ドイツ金融機關手形保有高　（單位　百萬ライヒスマルク、四月末現在）

	一九二八年	一九三三年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
ライヒスバンク	二、四九七	三、一四九	四、四二四	五、一五三	五、八五三
金割引銀行	六	二七四	七五〇	六五六	一、〇〇四
借換金庫	—	—	二三三・三	三七三・三	五七七・三
國立諸銀行	五〇八	六六二	九八六	一、〇九一	一、一九二
振替中央金庫	一八二	三四一	一、五六六	一、八七三	二、一三四
貯蓄銀行	二八七	一〇四	一四〇	二三一	二四七
五大銀行	二、五〇九	一、六九九	二、三七四	三、一五六	三、〇三七
他の十二銀行	四九五	六三八	一、一四〇	一、二二九	一、〇八五
計	六、四八一	六、八六八	一二、六〇三	一三、七四二	一五、一二九

(Economic Journal, No. 191, Sep. 1938.)

かかる流動的な短期債務の存在は、その儘の姿では云ふまでもなくドイツ財政の不健全性を表はすものであり、極めて危險な潜在インフレーションをはらむものである。此の故に既述の如く、一九三五年以降既にそれの長期化が企てられ、ライヒスバンクを中心とする各種の金融機關の動員が企てられ、且つ實行されて來たのである。そして、これが準備として次の如き諸方策が採用された。

ナチスによる資金調達機關としてのライヒスバンクの地位は極めて重要であり、したがつて最も强力な統制下に置かれてゐる。それは最早從來の如く、それ自身の獨自の政策を追つてはならぬ。此の目的の爲に早くも一九三三年十月二十七日に銀行法の改正があつた。[27] ライヒスバンクの總會は廢止せられ、總裁及び重役はライヒ總統の任命するところであつて、其の任期に前者は四ケ年、後者は十二ケ年といふことになつた。國家的指導と中央

銀行との關係をより密接ならしめる爲に、ライヒスバンク總裁シャハトが經濟大臣に任命された。そしてライヒスバンクの確定利附有價證券賣買の權能を擴大し、これによつて所謂オープン・マーケット・オペレーションを可能ならしめ、政府の資本市場に對する統制力を强化したのである。次いで一九三四年十二月五日のライヒ信用制度法[28]（Reichsgesetz über das Kreditwesen）及び翌年二月九日の施行令によつて金融機關に對する國家統制權がより强化されると共に、全信用機關の大改革が行はれ、民間起債は殆んど全く許されず、全金融組織が公債の發行、其の消化の爲に完全に統制されるに至つた。

しかも他面に於ては先づ相次いで公布された信用機關利子引下實施法[29]（Gesetz über die Durchführung einer Zinsermässigung bei Kreditanstalten）、公債利子引下法[30]（Gesetz über Zinsermässigung bei den öffentlichen Anleihen）によつて、低金利政策を强行し、第二に資本投資法[31]（Kapitalanleihegesetz）及び公債資金法[32]（Anleihestockgesetz）によつて會社利益配當に制限を加へて、一定利益配當限度以上の利益は之を公債に投資せしめ、以て公債消化力を高めることにした。

かかる各種の方策によつて公債の消化は比較的容易に行はれ、一九三五年初以降既に十數回發行せられ、一九三八年四月の十億ライヒスマルクを加算すれば、其の時迄發行された總額は約九十五億ライヒスマルクに達し、かくして長期化は圓滑に進捗してゐるといはれて來た。更に此の點について注目すべきは、昨年三月三十一日のライヒスバンク總會に於けるシャハト總裁の演說である。彼は從來の資金調達策として採用された短期債務による方法は「何時迄も無限に續行し得る途ではない（keine endlose Strasse）」だとして、此の際これを打切るべきこと

を聲明したのである。曰く、「近年ドイツ政府の長期債増加と相並び、短期債も亦、少なからず增加せることは決して秘密ではない。又今日迄のところ、短期債の整理が終了してゐないことも周知の事實である。しかしドイツ國債の檢討に際しては、其の增加は他面民間債務の減少を伴つてゐることを忘れてはならない。即ち、問題はドイツ國内の債務總額の增加にあらずして、民間債務の公債務への置換に過ぎない。……

凡そ國債額の限度は、財政的に見れば歲入により元利拂を行ひ得る點にあり、通貨的に見れば國家の短期借入が紙幣の印刷によらずして金融市場により賄ひ得る點にあるが、此の限度は從來無視されて居らず、又今後と雖も無視してはならない。ライヒスバンクは從來の金融方法が何時迄も無限に續行し得られるものでないことを常に自覺してゐる。此の自覺が當初より確定してゐたればこそ、期限及び金額の制限されたる信用に對しては懸念なくこれを供與し得たのである。

經濟諸關係の整理進捗により、吾人は今や國家事業の資金調達に就き特殊手形に依る一時金融の方法を打切り、必要なる資金にして歲入に依り賄ひ得ざる部分は今後償還し得る程度に止める。かかる政策の實行により、ドイツの通貨及び財政の堅持は保證せられ、且つ從來の經濟成果を持續發展せしむることが出來るであらう。[33)]」

即ち、これにより短期債務の發行は爾後同年十一月迄の期間一ヶ月五億ライヒスマルク以下に制限せられ、十一月以降にあつては政府の一切の支出は租稅又は長期債務によるべきこととせられたのである。このことからみれば、右の聲明は極めて重大であり、ナチス信用政策の上に一つのエポックを作るものとして一般に期待された。

即ち、生產力がつひに活動するに至つたドイツ經濟の現段階にあつては、從來の如き信用擴張による融資方法は、

インフレーションの危險をはらむことが多大であり、したがつて爾後公債に依存すべきことを決意するに至つたのである。蓋し短資借入による資金の調達は、生産が急速に擴大され、商品量の増加が支拂手段の數量増加の範圍内に保たれてゐる限りは、比較的安全であるが、生産力擴充が限度に達すれば、それは當然インフレーションを誘發するからである。このことは今迄のところドイツの通貨流通額が比較的に膨脹してゐない事實によつても明らかである。

ライヒスバンク　（單位　百萬ライヒスマルク）

	一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三八年
金及外國爲替	二、八一九	九二一	七五	七六
貸付、割引及有價證券	二、二七九	三、一四〇	五、四三八	六、一三五
割引	一、八七六	二、四三九	四、七七七	五、六三七
有價證券	九三	四〇一	五二四	三九六
銀行券	四、五五三	三、三五六	四、八一六	五、二七八
預金	五二六	四〇二	七八五	八九一
通貨總額（補助貨幣を含む）	六、一九五	五、四一八	六、七二二	七、二一九

(Statistisches Reichsamt)

かくて、爾後政府の必要な資金は部分的に大藏省證券の發行に期待することになり、從來の公債發行と相俟つて既在の短期手形を消滅せしめるのに效果があつたが、他面では通貨をば若干膨脹せしめる結果をも伴つてゐる。

一九三七—三八會計年度末に於て、政府及び地方團體の債務は公共事業並に再軍備手形をも含めてゐる四百五

十億ライヒスマルクを超えてはゐないとみられ、この額は國民所得の八五%にしか過ぎず、イギリス、フランス、イタリアの如き諸國の國債が國民所得の八〇%を超えてゐるのに比すれば、それほど過當ではない。[34)]

ドイツ經濟の諸様相の中にあつても、とりわけその財政的危機が屢々叫ばれ、その破綻の早急な到來が頻りに豫想されてゐるのであるが、以上にみた事實に基けば、少くとも右のシャハトの聲明した當時にあつては、その財政的基礎は決して健全だとは云へないにしろ、差し迫つた破局の到來を思はせるものはなかつた。但しこの點につきライヒスバンク總裁シャハトが突然罷免された事情は、ドイツ經濟界の現に直面せる諸困難を暗示するものである。物資、財政、勞働の各種資源の不足にも拘らず、政治的指導部の生產擴充を遂行せんとする意圖と、生產擴張が最早其の限度に到達してゐるとのシャハトの意見の喰違ひ、こそがシャハト罷免事情の眞相が事實として受取られるならば、ドイツの財政政策の將來に對しては餘りにも樂觀的な見透しは許されない。事實シャハトの地位を襲つたフンクによつて、ドイツの財政政策は再轉して、繼續的に短期債務に依存することになつたのである。[35)]

これよりさき、一九三八年九月のチェッコに對する軍事動員は、既にシャハトの財政計畫を破壞する大きい要因となつた。といふのは、この軍事動員に要した巨額の國家支出を賄ふ爲に、シャハトの定めた限度以上の短資を利用するの止むなきに至つたからである。即ち、一九三八年末に於て、政府當局、殊に軍事當局はその債務を支拂ひ得ず、「受取手形」を發行して之を現金の代りに使用した。その額は公表されないが、約十億ライヒスマルクに達したといふ。[36)]

かくして本年三月二十四日フンクの「ライヒ國策事業融資に關する法律（Gesetz über die Finanziernug nationalpolitischer Aufgaben des Reiches）」による謂ゆる新財政計畫（Neuer Finanzplan）は、その前任者シャハトの意圖を全く覆すものであつた。此の新財政計畫の要領は次の如くである。

ライヒ、ランド、自治團體、及び自治團體聯合は、工業企業家の商品引渡、又は給付に對して、支拂ふべき額の四〇％をば租稅證券を以てすることが義務付けられ、且つ此の際半額宛、二種の租稅證券、卽ち租稅證券第一號及び租稅證券第二號を使用せねばならぬ。

租稅證券第一號は發行されてから七ケ月後に、租稅として額面を以て稅務當局に受入れられ、租稅證券第二號は發行後三十七ケ月を經過した後に額面の一一二％を以て引取られる。但し第一號證券が餘りに早く國庫に還流することを防ぐ爲に、それを一定期間保有する企業家に對して納稅上の特典を與へる。卽ち、かかる企業家は納稅の際に企業財產の評價につき特別の斟酌が與へられる。第一號證券にあつては、十ケ月これを繼續的に保有すれば、證券所有總額の二〇％、一ケ年間保有すれば二五％、更に一ケ年間保有すれば三〇％の、財產評價上の控除が許される。この方法によつて租稅證券の國庫への還流を出來る限り將來に引延ばさうといふのであるが、かかる特典は企業家をして國債を賣り、其の手取金を以て租稅證券を購入せしめる虞れなしとしない。それ故に右の法律にあつては此の場合も豫想せられ、かかる手段によつて得られた租稅證券に對しては、特典は著るしく減ぜられることになつてゐる。

租稅證券第二號は、第一號證券の保有が工業部門に制限されてゐるに反して、借入金の擔保に供せられ、金融

機關による賣買も許されてゐる。

同時に政府はかく租稅證券を使用することによつて減少すべき租稅收入を補ふ爲に、所得稅をば統一的に三〇%方引上げることにした。

以上のフンクの計畫は租稅の增徵によつては最早、充すことの不可能な四ケ年計畫及び再軍備の遂行に必要な資金の調達をば、無利子の租稅證券に依賴するにあつた。かかる方法による公債發行の停止は、一方では國家は利子負擔の增加を免れ、他方では從來政府によつて獨占化された資本市場をば個人企業に對して開放することになつたのである。事實現在までのところ、四ケ年計畫遂行に密接な關係を有する事業を除き、私企業に取つては起債又は株式の發行は殆んど不可能であつた。新計畫はかくして個人企業間の資本需要增大、生產費高、及びそれに伴ふ自己金融の困難をも緩和せんとする、いはば一石二鳥的效果を目指してゐるのである。

ところで、此の場合にあつても、租稅證券の發行は直接にはさきの勞働手形乃至再軍備手形と同じく、直接には通貨膨脹とはなつて現はれない。だが、かかる資金調達の方法はインフレーションへの接近を意味することは否定出來ぬ。といふのは、租稅證券はある程度まで現金と同樣な取扱ひを受けるからである。

元來、ナチス治下の再軍備及び四ケ年計畫は、租稅及關稅收入、長期債務及び短期債務の三つの主要財源から賄はれて來た。最初の二つは、それの經濟的社會的影響は別として、財政的には不健全ではないのに反して、短資への依存はインフレーションに導く危險が多い。かかる考慮から一九三八年春のシャハト財政計畫が立てられたのであり、それの放棄はインフレーションへの前進である。尤もドイツ財政のインフレ的傾向は右の新財

政計畫によつて始まつたものではない。一九三八年の通貨膨脹額は二十七億ライヒスマルクであり、此の額はオーストリア及びズーデテンの合併によつて説明し得る額を遙るかに超えてゐる。かかる傾向を特に促進したものは、前にも指摘したやうに昨年秋の國際的危機であり、したがつて歐洲國際不安が拂拭されない限り、そして再軍備計畫の强行が續く限り、資金調達上の困難は除かれず、なほ各種の財政及び金融上の操作がなされるであらう。

ともあれ、我々が嘗てみたやうな尨大な失業救濟事業、及びそれに引續く再軍備計畫、とりわけこの目標に沿ふ爲のアウタルキー政策、其處には極めて無理な、屢々經濟原則をも無視した諸計畫の强行がなされた。それにも拘らず、財政上の著るしい危殆を招かずしてその資金の調達が、たとへ窺ひ難いからくりが行はれてゐるにせよ、今日まで兎も角も遂行され來つた事實は充分驚異に値する。

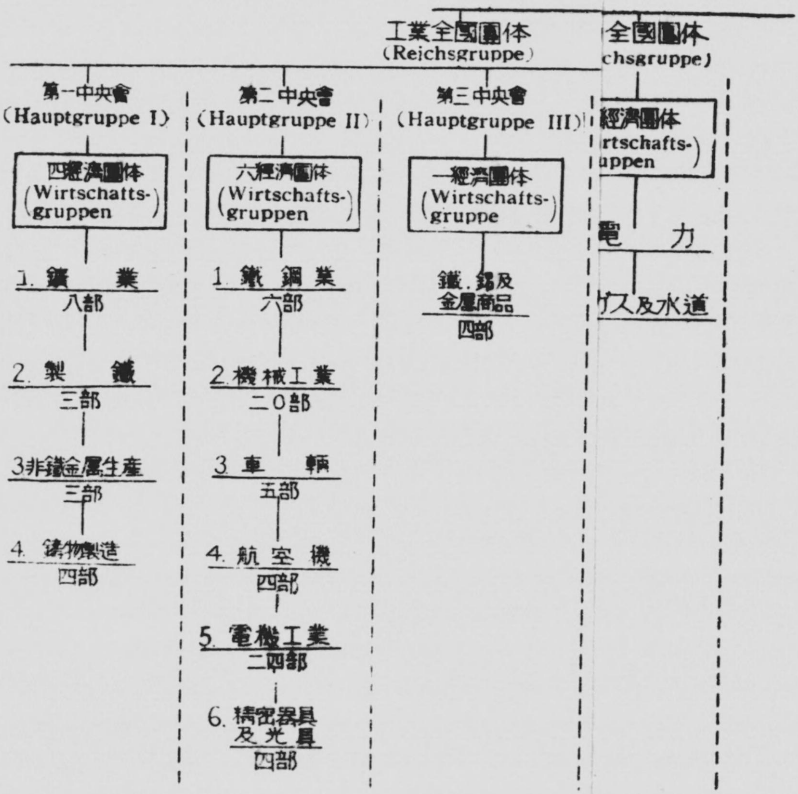
1) Santoro, a. a. O., S. 199.
2) Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, 11 Jg., Nr. 24.
3) Statist, Aug. 6, 1938.
4) Trivanovitch, op. cit., P. 73.
5) Annalist, Jan. 18, 1939.
6) Statist, Aug. 20, 1938.
7) Hoche, a. a. O., Heft 7, S. 274 u. Heft 11, 246, f.
8) Trivanovitch, op. cit. p. 73–74.
9) Trivanovitch, op. cit., p. 121.
10) 三菱經濟研究所、本邦財界情勢、第百八號。

11) Institut für Konjunkturforschung, Wochenbericht, Jan. 13, 1938.
12) Vierjahresplan, Sep. 1938.
13) Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 148, Heft. 4.
14) Statist, Sep. 17, 1938.
15) Nation, Apr. 16, 1938.
16) Statist, Sep. 17, 1938.
17) Economist, Dec. 1938. 18.
18) Deutsche Volkswirt, Okt. 14, 1938.
19) Trivanovitsch, op. cit., p. 84.
20) Trivanovitch, op. cit., p. 84.
21) Economic Journal, Sep. 1938.
22) 日銀、獨逸情況報告、昭和十三年第一號。
23) Trivanovitch, op. cit., p. 137.
24) Annalist, Jan. 18, 1939, 25.
25) "Germanicus", op., cit., p. 15.
26) Economic Journal, Sep. 1938.
27) Gesetz zur Änderung des Bankgesetzes, Hoche, a. a. O., Heft 5, S. 561 ff.
28) Hoche, a. a. O., Heft 11, S. 249, ff.
29) Hoche, a. a. O., Heft 12, S. 530, f.
30) Hoche, a. a. O., Heft 12,S. 535, f.
31) Hoche, a. a. O., Heft. 7, S. 274, ff.
32) Hoche, a. a. O., Heft 11, S. 246, ff.
33) 日銀、獨逸情況報告、昭和十三年第三號。

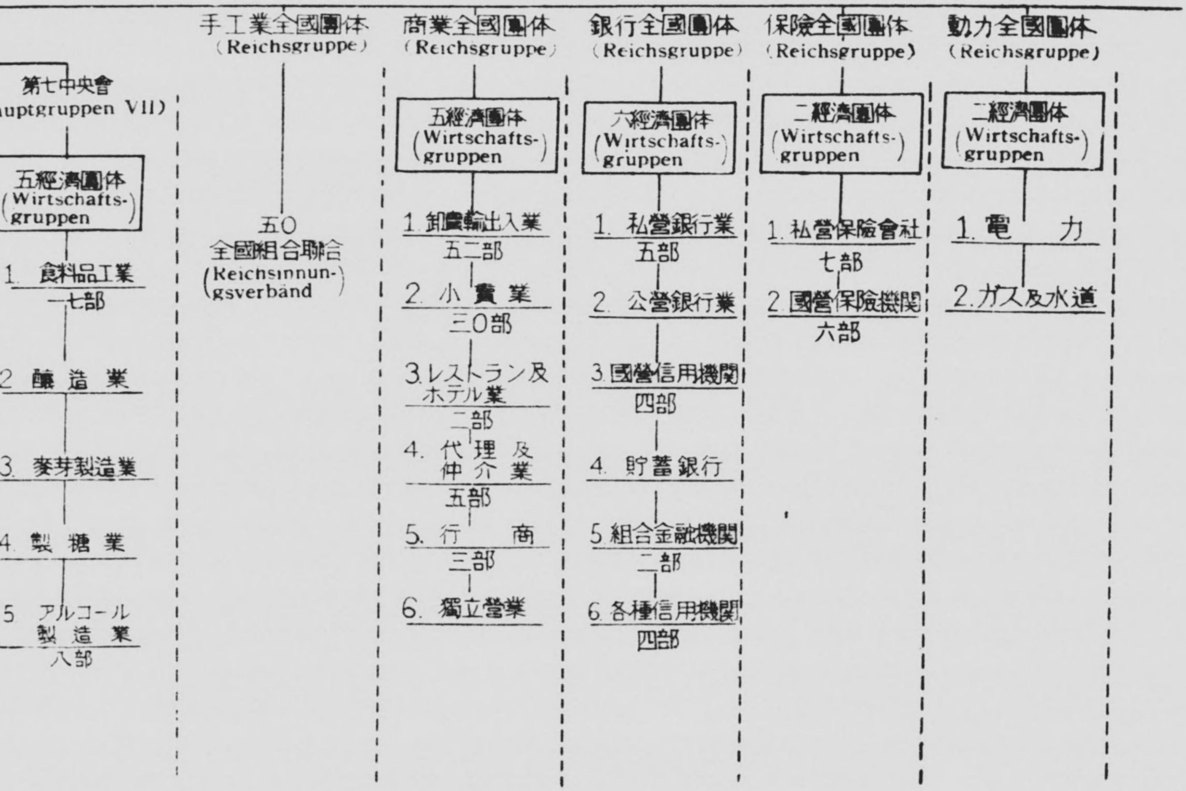
34) Annalist, Jan. 18, 1939.

35) New York Times, 21, 1939. 但しシャハトの罷免は此の純粹な財政問題のみではなく、ユダヤ人排斥の問題にも絡んでゐる。

36) Nation, Apr. 22, 1939.

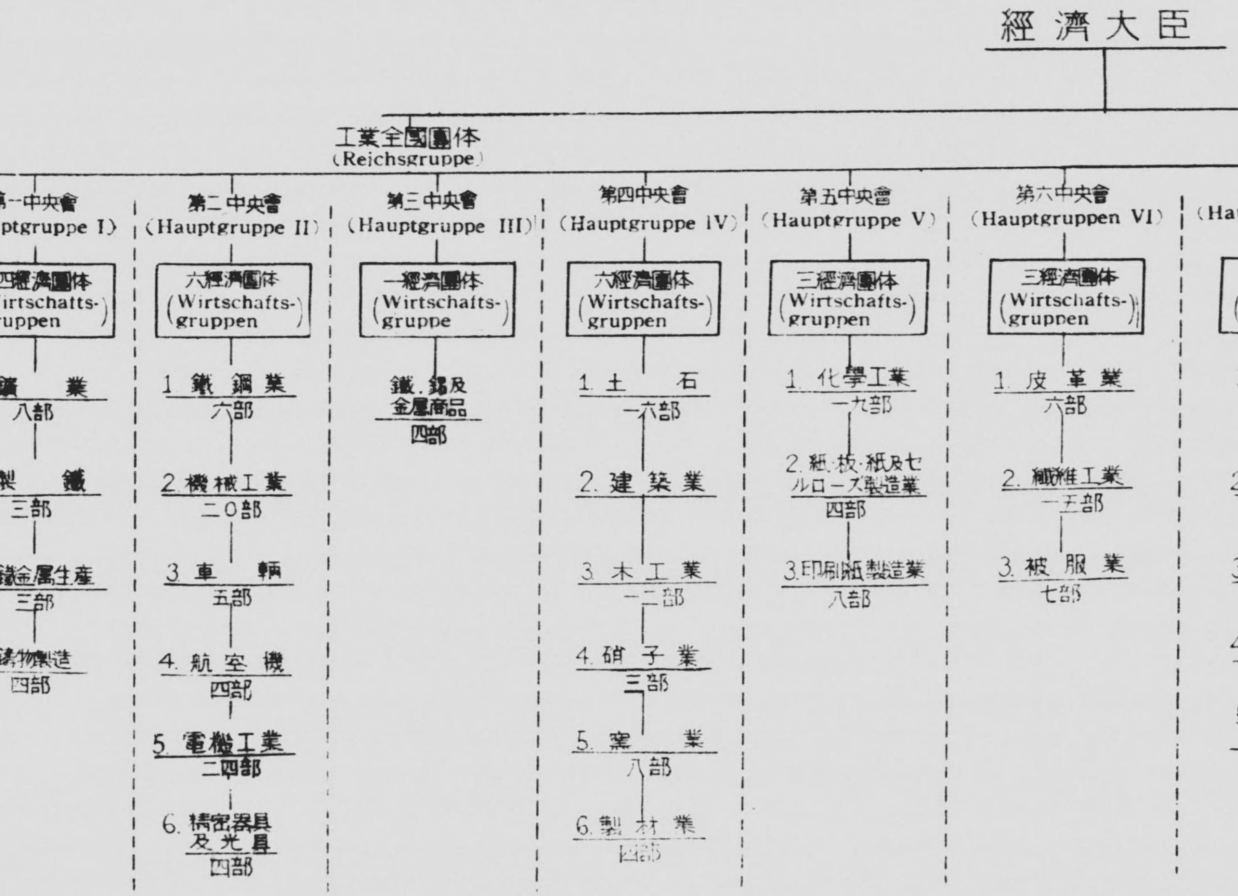


工業全國團体
(Reichsgruppe)
全國團体
chsgruppe)
第一中央會
(Hauptgruppe I)
第二中央會
(Hauptgruppe II)
第三中央會
(Hauptgruppe III)
四經濟團体 (Wirtschafts-gruppen)
六經濟團体 (Wirtschafts-gruppen)
一經濟團体 (Wirtschafts-gruppe)
經濟團体 rtschafts-uppen
1. 鑛業 八部
2. 製鐵 三部
3非鐵金屬生産 三部
4. 鑄物製造 四部
1. 鐵鋼業 六部
2.機械工業 二〇部
3. 車輛 五部
4. 航空機 四部
5. 電機工業 二四部
6. 精密器具及光具 四部
鐵.錫及金屬商品 四部
電力
ガス及水道



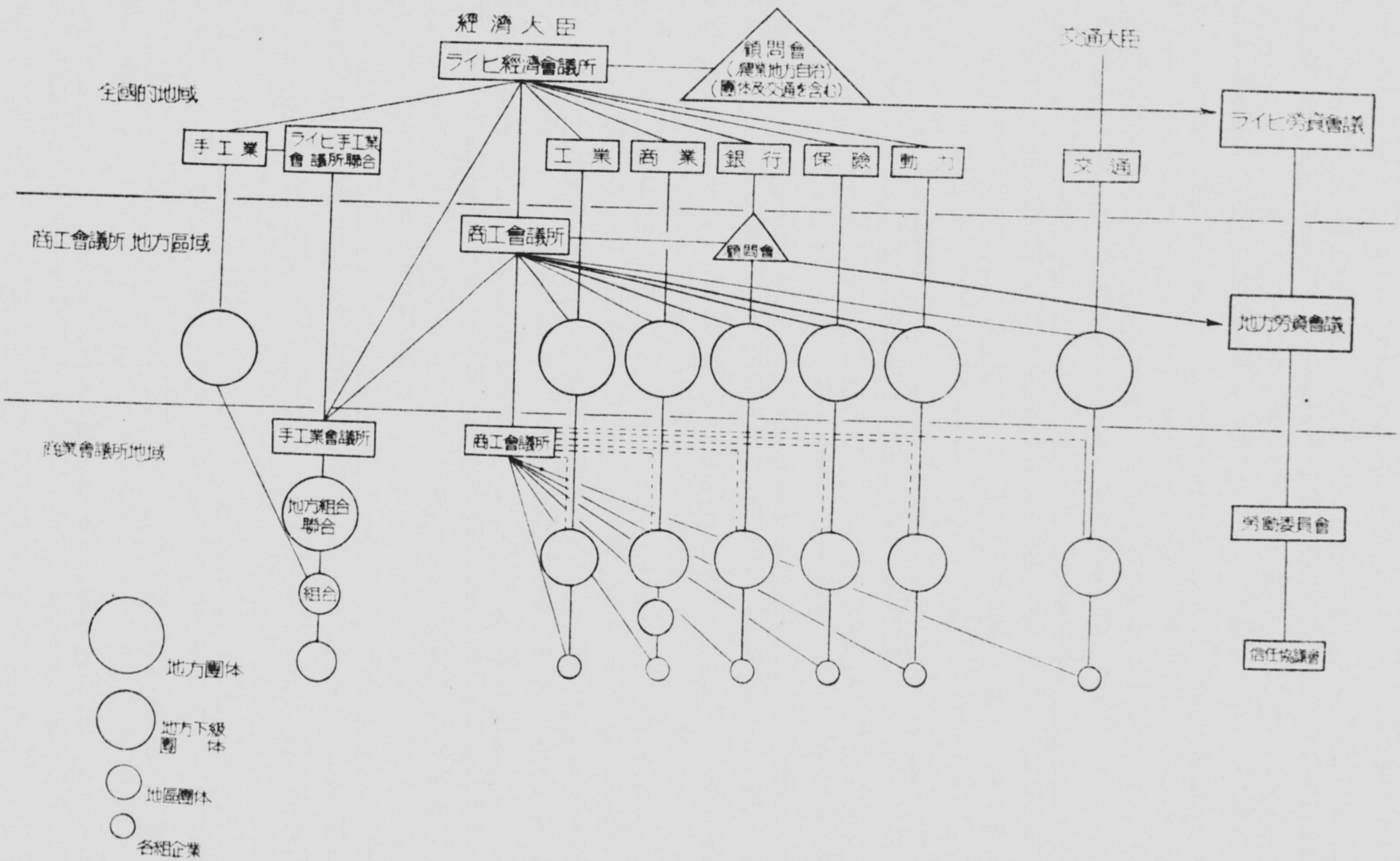
第七中央會
(…uptgruppen VII)
五經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 食料品工業
一七部
2. 釀造業
3. 麥芽製造業
4. 製糖業
5. アルコール製造業
八部
手工業全國團体
(Reichsgruppe)
五〇
全國組合聯合
(Reichsinnungsverband)
商業全國團体
(Reichsgruppe)
五經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 卸賣輸出入業
五二部
2. 小賣業
三〇部
3. レストラン及ホテル業
二部
4. 代理及仲介業
五部
5. 行商
三部
6. 獨立營業
銀行全國團体
(Reichsgruppe)
六經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 私營銀行業
五部
2. 公營銀行業
3. 國營信用機関
四部
4. 貯蓄銀行
5. 組合金融機関
二部
6. 各種信用機関
四部
保險全國團体
(Reichsgruppe)
二經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 私營保險會社
七部
2. 國營保險機関
六部
動力全國團体
(Reichsgruppe)
二經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 電力
2. ガス及水道

商 工 團 體

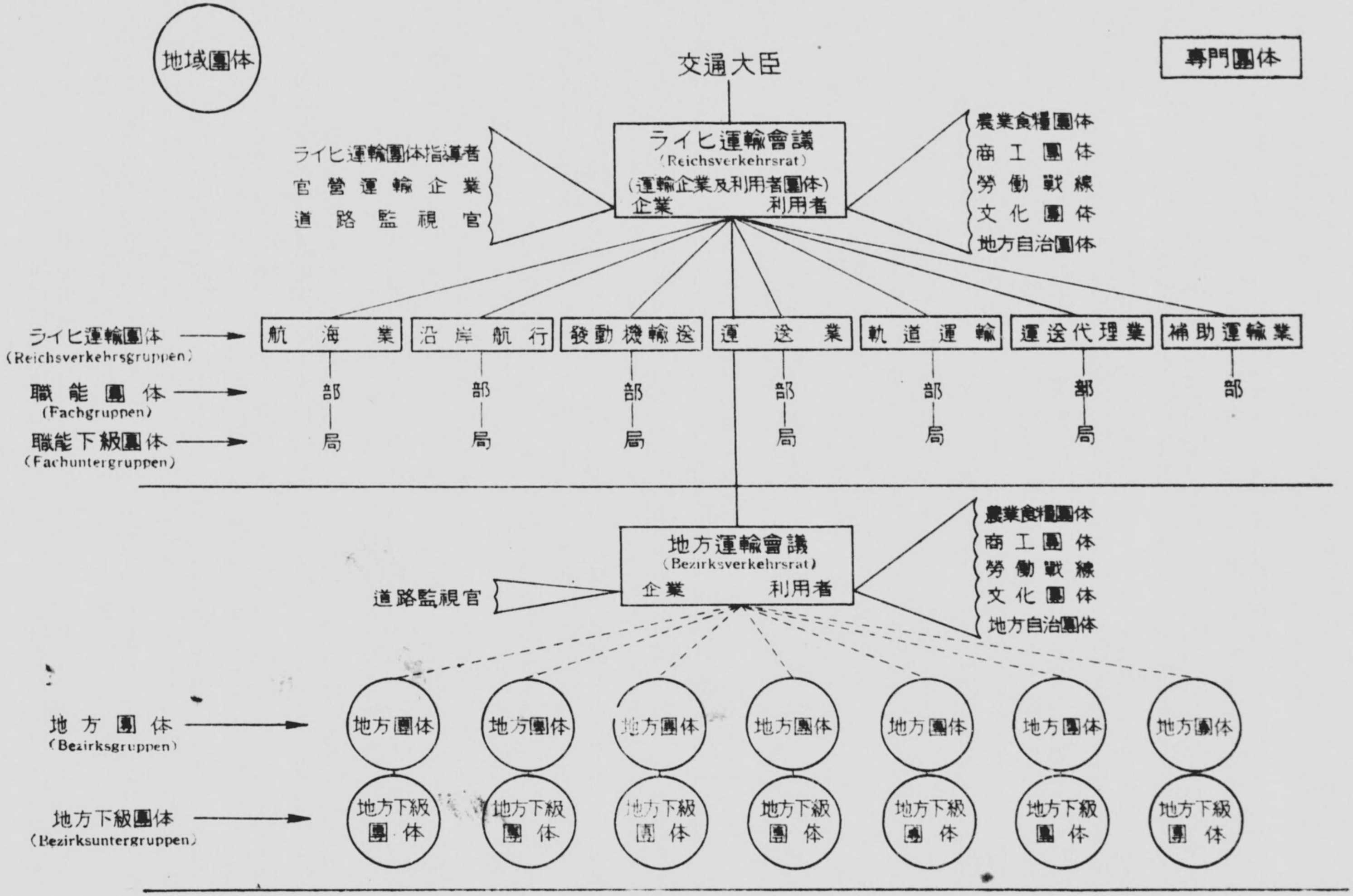


經濟大臣
工業全國團体
(Reichsgruppe)
第一中央會
ptgruppe I)
四經濟團体
irtschafts-
ruppen
鑛 業
八部
製 鐵
三部
鐵金屬生產
三部
鑄物製造
四部
第二中央會
(Hauptgruppe II)
六經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 鐵鋼業
六部
2. 機械工業
二〇部
3. 車 輛
五部
4. 航空機
四部
5. 電機工業
二四部
6. 精密器具及光具
四部
第三中央會
(Hauptgruppe III)
一經濟團体
(Wirtschafts-gruppe)
鐵, 錫及金屬商品
四部
第四中央會
(Hauptgruppe IV)
六經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 土 石
一六部
2. 建築業
3. 木工業
一二部
4. 硝子業
三部
5. 窯 業
八部
6. 製材業
四部
第五中央會
(Hauptgruppe V)
三經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 化學工業
一九部
2. 紙・板・紙及セルロース製造業
四部
3. 印刷紙製造業
八部
第六中央會
(Hauptgruppen VI)
三經濟團体
(Wirtschafts-gruppen)
1. 皮革業
六部
2. 纖維工業
一五部
3. 被服業
七部
(Hau

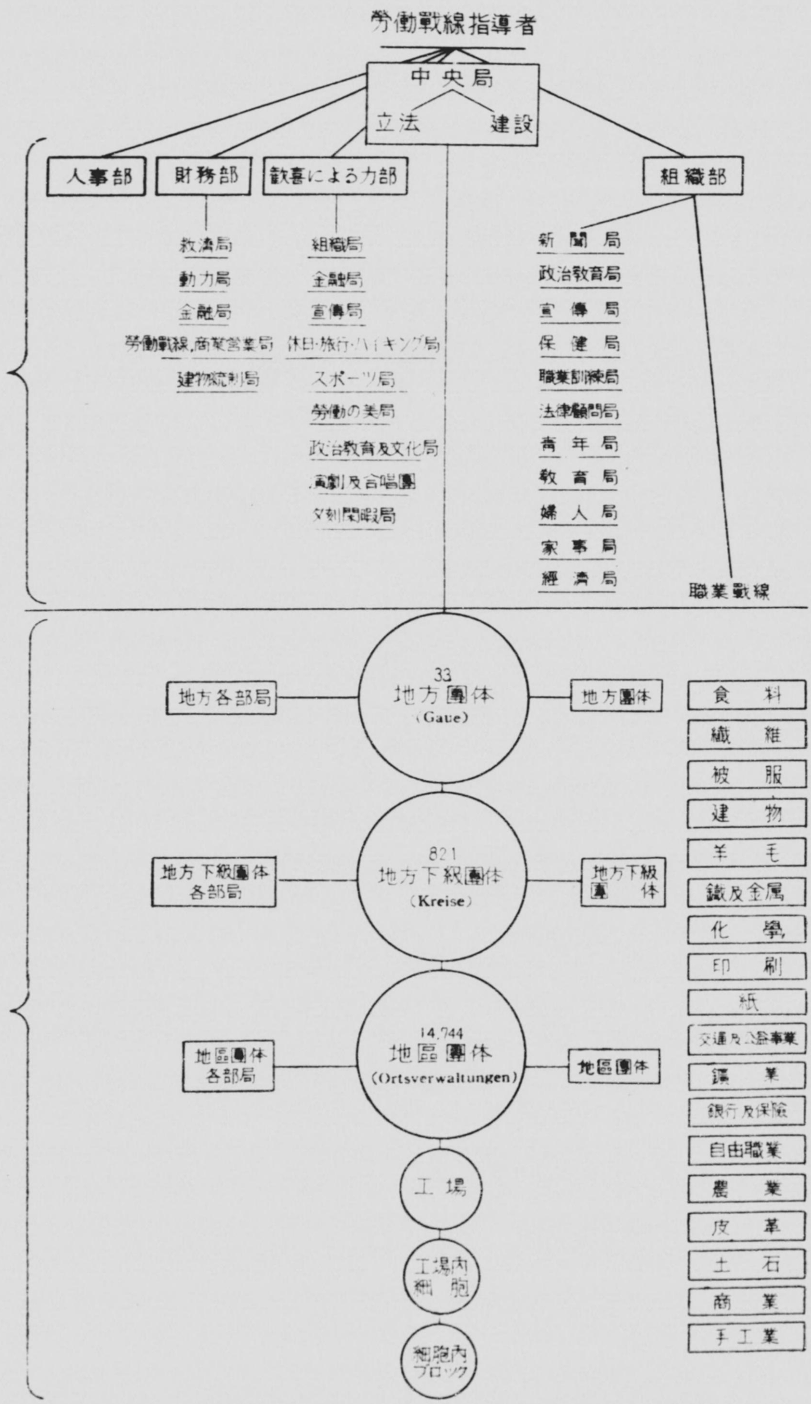
商工團體


經濟大臣
ライヒ經濟會議所
顧問會
（農業地方自治）
（團体及交通を含む）
交通大臣
全國的地域
手工業
ライヒ手工業會議所聯合
工業
商業
銀行
保險
動力
交通
ライヒ勞資會議
商工會議所 地方區域
商工會議所
顧問會
地方勞資會議
商業會議所地域
手工業會議所
商工會議所
地方組合聯合
組合
勞働委員會
信任協議會
地方團体
地方下級團体
地區團体
各組企業

運輸團體

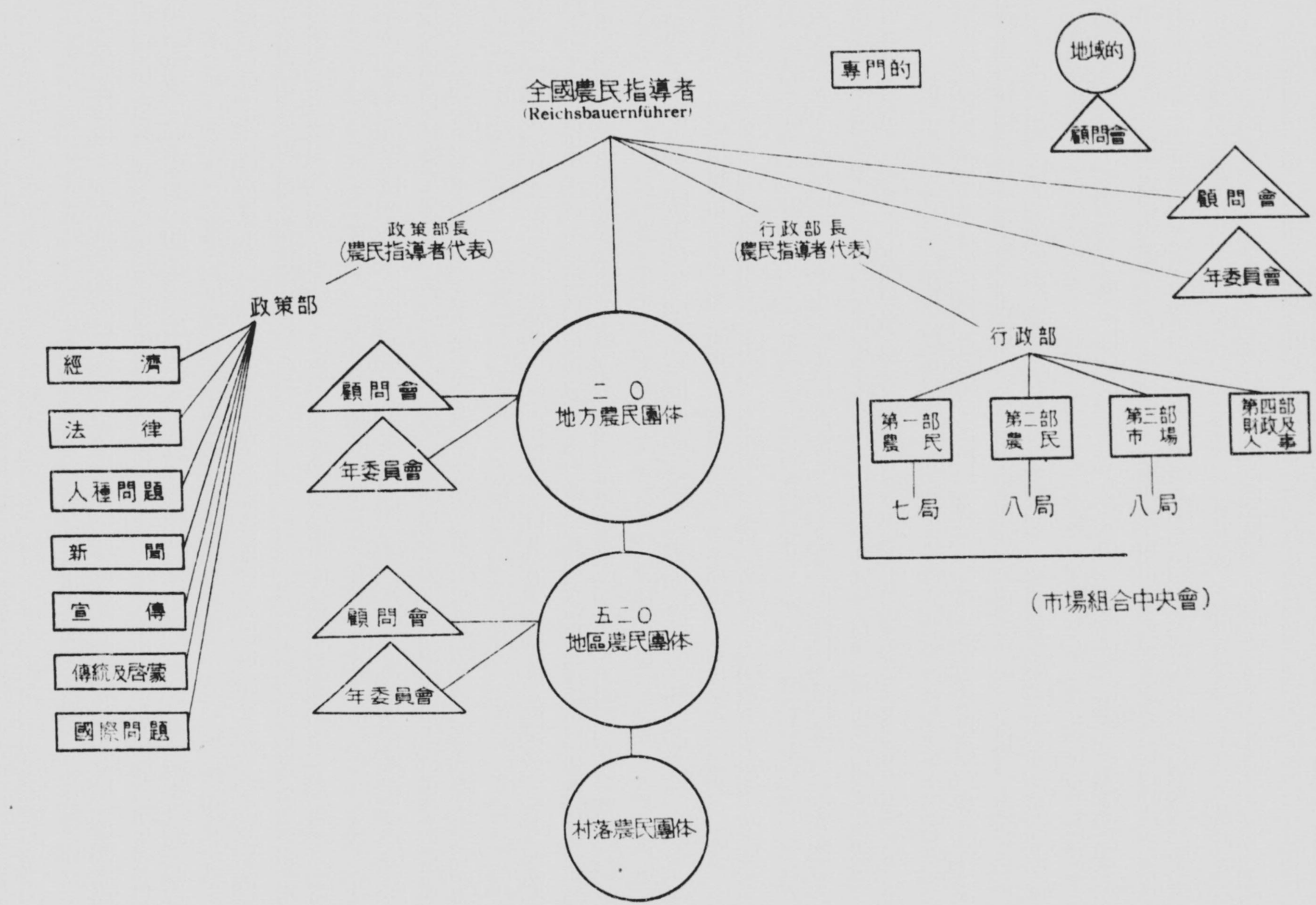

地域團体
交通大臣
專門團体
ライヒ運輸團体指導者
官營運輸企業
道路監視官
ライヒ運輸會議
(Reichsverkehrsrat)
(運輸企業及利用者團体)
企業
利用者
農業食糧團体
商工團体
勞働戰線
文化團体
地方自治團体
ライヒ運輸團体
(Reichsverkehrsgruppen)
航海業
沿岸航行
發動機輸送
運送業
軌道運輸
運送代理業
補助運輸業
職能團体
(Fachgruppen)
部
職能下級團体
(Fachuntergruppen)
局
地方運輸會議
(Bezirksverkehrsrat)
企業
利用者
道路監視官
農業食糧團体
商工團体
勞働戰線
文化團体
地方自治團体
地方團体
(Bezirksgruppen)
地方下級團体
(Bezirksuntergruppen)
地方團体
地方下級團体

ドイツ勞働戰線



勞働戰線指導者
中央局
立法
建設
人事部
財務部
歡喜による力部
組織部
救濟局
動力局
金融局
勞働戰線,商業營業局
建物統制局
組織局
金融局
宣傳局
休日·旅行·ハイキング局
スポーツ局
勞働の美局
政治教育及文化局
演劇及合唱團
夕刻閑暇局
新聞局
政治教育局
宣傳局
保健局
職業訓練局
法律顧問局
靑年局
教育局
婦人局
家事局
經濟局
職業戰線
地方各部局
33
地方團体
(Gaue)
地方團体
地方下級團体各部局
821
地方下級團体
(Kreise)
地方下級團体
地區團体各部局
14,744
地區團体
(Ortsverwaltungen)
地區團体
工場
工場內細胞
細胞內ブロック
食料
纖維
被服
建物
羊毛
鐵及金屬
化學
印刷
紙
交通及公益事業
鑛業
銀行及保險
自由職業
農業
皮革
土石
商業
手工業

農業團體



全國農民指導者
(Reichsbauernführer)
專門的
地域的
顧問會
顧問會
年委員會
政策部長
(農民指導者代表)
行政部長
(農民指導者代表)
政策部
經濟
法律
人種問題
新聞
宣傳
傳統及啓蒙
國際問題
顧問會
年委員會
二〇
地方農民團体
顧問會
年委員會
五二〇
地區農民團体
村落農民團体
行政部
第一部
農民
第二部
農民
第三部
市場
第四部
財政及人事
七局
八局
八局
(市場組合中央會)

外地定價 四圓四拾錢

昭和十四年七月二十五日印刷
昭和十四年七月二十九日發行

ナチス經濟建設 奥付
定價 四圓

著者 長守善

東京市京橋區京橋三ノ四
發行者 鈴木利貞

京都市柳馬場三條南
印刷者 株式會社 似玉堂

東京市京橋區京橋三ノ四
發行所 日本評論社
電話京橋(56)六一九一番 六一九二番 六一九三番 六一九四番
振替口座東京一六番